資料６－１

独立行政法人日本学生支援機構の
第３期中期目標期間の業務実績に関する評価

平成３０年８月

文部科学大臣

様式１－２－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象中期目標期間	見込評価	第３期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成 26～30 年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣	文部科学大臣			
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	学生・留学生課、西條正明	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、塩崎正晴	

３．評価の実施に関する事項
令和元年７月２９日　独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合において、日本学生支援機構を招いてヒアリングを行った上で評価結果案を諮り、意見を聴取。

４．その他評価に関する重要事項

５．独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合　委員名簿	
主査：山　本　　清	鎌倉女子大学学術研究所　教授
荒　張　　健	EY 新日本有限責任監査法人　公認会計士
小　林　いずみ	ANA ホールディングス・三井物産・みずほフィナンシャルグループ取締役
佐　藤　　淳	名古屋工業大学大学院情報工学専攻　教授
高　石　恭　子	甲南大学文学部　教授

様式１－２－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　総合評定

１．全体の評定	
評定※ （S、A、B、C、D）	B
評定に至った理由	法人全体の評価に示すとおり、全体として中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期目標に定められた以上の業務の進捗が認められるが、全体として、中期目標に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ２　奨学金事業（４）返還金の回収促進②回収の取組・・・当年度分回収率について目標を達成しており、総回収率も中期計画に定められた目標を大きく上回っている。 （当年度分回収率：中期目標期間中に96%以上のところ97%達成、総回収率：中期目標期間中に83%のところ88.3%達成） ３　留学生支援事業（１）②日本留学試験の適切な実施・・・日本留学試験の応募者数について、261,663人応募者が集まり、中期目標の219,394人を達成している。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

３．項目別評価における主要な課題、指摘事項など	
項目別評定で記載した課題、指摘事項	特になし
その他指摘事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

４．その他事項	
監事、有識者等からの意見	
その他特記事項	特になし

※　S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式１－２－３　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					中間目標期間評価		項目別調書№.	備考
	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置									
１　共通的事項									
（１）透明性及び公平性の確保	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-1-(1)	
運営評議会の実施状況	B	B	B						
外部評価の実施状況	B	B	B						
（２）広報・広聴の充実	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-1-(2)	
広報活動の実施状況	B	B	B						
広聴活動の実施状況	B	B	B						
（３）学生支援に関する調査・分析・研究の実施	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-1-(3)	
学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	B	B	B						
（４）情報セキュリティ対策の実施	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-1-(4)	
情報セキュリティ対策の実施状況	B	B	B						
２　奨学金事業									
（１）奨学金貸与の的確な実施	**B**	**B**	**A**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-2-(1)	
奨学金貸与の的確な実施状況	B	B	A						
（２）給付型奨学金事業の実施	－	－	－	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-2-(2)	
給付型奨学金事業の実施状況	－	－	－						
（３）適格認定の実施	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-2-(3)	
適格認定の実施状況	B	B	B						
（４）返還金の回収促進	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-2-(4)	
①返還金回収状況の把握と分析									
回収状況の把握・分析等の実施状況	B	B	B						
②回収の取組									
当年度分回収率	A	A	A						
要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	C	B	C						
総回収率	A	A	A						
リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況	B	B	B						
初期延滞における督促の実施状況	B	B	B						
中長期延滞における督促の実施状況	B	B	B						
法的処理の実施状況	B	B	B						
延滞者の実態調査の実施状況	B	B	B						

中期目標（中期計画）	年度評価					中間目標期間評価		項目別調書№.	備考
	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	見込評価	期間実績評価		
住所調査の実施状況	B	B	B					Ⅰ-2-(4)	
個人信用情報機関の活用状況	B	C	B						
③機関保証制度の運用									
機関保証制度の運用状況	B	B	B						
④減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用									
減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況	B	B	B						
⑤所得連動返還型奨学金制度の導入									
所得連動返還型奨学金制度の実施状況	B	B	B						
（５）情報提供等の充実	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-2-(5)	
情報提供等の実施状況	B	B	B						
（６）学校との連携強化	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-2-(6)	
学校との連携の実施状況	B	B	B						
３　留学生支援事業									
（１）日本への留学前の学生に対する支援	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-3-(1)	
①日本留学に関する情報提供等の充実									
日本留学に関する情報提供の実施状況	B	B	B						
②日本留学試験の適切な実施									
日本留学試験の実施状況	B	B	B						
中期目標期間応募者数	B	B	B						
収支改善に係る検討状況	B	B	B						
③日本語教育センターにおける教育の実施									
質の高い教育の実践状況	B	B	B						
留学生受入れに係る取組状況	B	B	B						
卒業予定者の満足度	A	B	B						
（２）外国人留学生に対する在学中の支援	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-3-(2)	
①外国人留学生に対する学資金の支給									
外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B	B						
②外国人留学生に対する宿舎の支援等									
国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	B	B	B						
東京国際交流館における収支の改善状況	B	C	B						
兵庫国際交流会館における収支の改善状況	C	B	B						

様式１－２－３　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					中間目標期間評価		項目別調書№.	備考
	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	見込評価	期間実績評価		
東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況	B	B	B					Ⅰ-３-(２)	
留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況	B	B	B						
③外国人留学生等の交流推進									
国際交流事業の実施状況	B	B	B						
(３)外国人留学生に対する卒業・修了後の支援	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-３-(３)	
①外国人留学生に対する就職支援									
外国人留学生に対する就職支援の実施状況	B	B	B						
②外国人留学生に対するフォローアップ									
外国人留学生に対するフォローアップの実施状況	B	B	B						
(４)日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-３-(４)	
海外留学に関する情報提供の実施状況	B	B	B						
(５)日本人留学生に対する学資金の支給	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-３-(５)	
日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B	B						
(６)日本人留学生に対する留学前後の支援	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-３-(６)	
日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	B	B	B						
４　学生生活支援事業									
(１)学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-４-(１)	
学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況	B	B	B						
(２)障害のある学生等に対する支援の充実	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-４-(２)	
障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	B	B	B						
障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	B	B	B						
(３)キャリア・就職支援の実施	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-４-(３)	
キャリア・就職支援の実施状況	B	B	B						
５　その他附帯業務									
(１)高校生等に対する学資金貸与事業への協力	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-５-(１)	
高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	B	B	B						

中期目標（中期計画）	年度評価					中間目標期間評価		項目別調書№.	備考
	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	見込評価	期間実績評価		
(２)寄附金事業の実施	**B**	**B**	**B**	**A**	**B**	**B**	**B**	Ⅰ-５-(２)	
寄附金事業の実施状況	B	B	B						
Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置									
１　業務の効率化									
(１)一般管理費等の削減	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅱ-１-(１)	
一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況	A	A	A						
業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況	A	A	A						
奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況	B	B	B						
政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	B	B	B						
(２)外部委託等の推進	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅱ-１-(２)	
外部委託の実施状況	B	B	B						
(３)契約の適正化	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅱ-１-(３)	
契約の適正化に係る実施状況	B	B	B						
(４)情報システムの活用	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅱ-１-(４)	
業務効率化に資する情報システムの運用状況	B	B	B						
２　組織の効果的な機能発揮									
組織改善の状況	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅱ-２	
３　内部統制・ガバナンスの強化									
(１)事業の確実な実施	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅱ-３-(１)	
ガバナンス確保の状況	B	B	B						
(２)監査の実施	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅱ-３-(２)	
内部監査の実施状況	B	B	B						
(３)コンプライアンスの推進	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	**B**	Ⅱ-３-(３)	
コンプライアンス職員研修の実施状況	B	B	B						
個人情報保護の徹底に係る実施状況	C	B	C						
情報公開の実施状況	B	B	B						

様式１－２－３　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					中間目標期間評価		項目別調書№.	備考
	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画									
（１）収入の確保等	B	B	B	B	A	B	B	Ⅲ-（１）	
収入の確保等の状況	B	B	B						
（２）奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B	B	B	B	B	B	B	Ⅲ-（２）	
適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	B	B	B						
（３）予算	B	B	B	B	B	B	B	Ⅲ-（３）	
予算の執行状況	B	B	B						
（４）収支計画	B	B	B	B	B	B	B	Ⅲ-（４）	
計画と実績の対比	B	B	B						
（５）資金計画	B	B	B	B	B	B	B	Ⅲ-（５）	
計画と実績の対比	B	B	B						
Ⅳ　短期借入金の限度額									
短期借入金の調達状況	B	B	B	B	B	B	B	Ⅳ	
Ⅴ　独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画									
国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況	B	B	B	B	B	B	B	Ⅴ	
Ⅵ　独立行政法人通則法第三十条第二項第六号で定める重要な財産の処分等に関する計画									
職員宿舎の処分に係る実施状況	－	－	B	B	B	B	B	Ⅵ	

中期目標（中期計画）	年度評価					中間目標期間評価		項目別調書№.	備考
	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅶ　剰余金の使途									
剰余金の活用状況	－	－	－	－	－	－	－	Ⅶ	
Ⅷ　その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項									
１　施設及び設備に関する計画	B	B	B	B	B	B	B	Ⅷ-１	
施設及び設備の整備に係る実施状況	B	B	B						
２　人事に関する計画	B	B	B	B	B	B	B	Ⅷ-２	
（１）方針									
人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	B	B	B						
（２）人事に係る指標									
業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	B	B	B						
３　中期目標の期間を超える債務負担									
※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。									
４　積立金の使途	－	－	－	－	－	－	－	Ⅷ-４	
積立金の利用状況	－	－	－						

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
　難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
※評定は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成２７年６月３０日文部科学大臣決定）に基づく。詳細は下記の通り。
　Ｓ：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
　Ａ：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。
　Ｂ：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。
　Ｃ：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。
　Ｄ：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
※評定の、太字の項目（小項目）は大臣評価を表し、細字の項目（細目）は法人自己評価（参考）を表す。

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ―１―（１）	共通的事項　（１）透明性及び公平性の確保				
当該事業実施に係る根拠	－	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	57,765	58,200	59,130	57,264	57,763
従事人員数（人）	8	8	8	8	8

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。	① 外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得る。	<1> 運営評議会の実施状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> ―	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書P4～6	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書P4～6	評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 <評価すべき実績> 機構全体の業務の透明性について、 ① 外部有識者により組織される運営評議会を年２回程度開催し、新規事業や重要な取組等の機構の事業運営に関する重要事項について助言を得たこと ② コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、機構内に周知のうえ、計画的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 <今後の課題・指摘事項> ―	評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 <評価すべき実績> 機構全体の業務の透明性について、 ① 外部有識者により組織される運営評議会を年２回程度開催し、新規事業や重要な取組等の機構の事業運営に関する重要事項について助言を得たこと ② コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、機構内に周知のうえ、計画的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 <今後の課題・指摘事項> ―

○運営評議会の開催
外部有識者により組織される運営評議会を開催し、新規事業等の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行い、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。

<運営評議会の開催状況>

区分		議題及び主な審議内容
26年度	―	【議題】 日本学生支援機構事業の現状と課題 【主な審議内容】 機構が実施する3事業（奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業）の現状と今後の課題に係る助言
27年度	第1回	【議題】 ・奨学金貸与事業におけるマイナンバー制度の導入について ・日本留学を取り巻く状況と国際交流拠点事業について ・学生生活支援を取り巻く状況と JASSO の取組について ・平成28年度概算要求について 【主な審議内容】 奨学金制度におけるマイナンバー制度の活用等に係る助言

〈評定〉　B

〈評定根拠〉
・今中期目標期間中、継続して外部有識者により組織される運営評議会を年２回程度開催し、新規事業や重要な取組等の機構の事業運営に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。
・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、各年度コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、機構内に周知のうえ、計画的にコンプライアンスの推進を図ったことは、評価できる。

					第2回	【議題】 ・新所得連動返還型奨学金制度について ・学校別奨学金情報の公表について ・官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN）について ・平成28年度予算案について 【主な審議内容】 文部科学省に設置された所得連動返還型奨学金制度有識者会議にて検討中の新所得連動返還型奨学金制度、機構が平成28年度に予定している学校別の奨学金情報の公表等に係る助言			
				28年度	第1回	【議題】 ・給付型奨学金制度について ・新所得連動返還型奨学金制度について ・障害学生支援を取り巻く状況と JASSO や学校等の取組について ・平成 29 年度概算要求について 【主な審議内容】 給付型奨学金の制度設計等に係る助言			
					第2回	【議題】 ・平成 29 年度予算案について ・奨学金事業の拡充について 【主な審議内容】 奨学金の新制度に係る周知・広報と正確な情報提供に係る助言			
				29年度	第1回	【議題】 ・奨学金事業における新制度の状況について ・国際交流拠点事業について ・障害学生支援を取り巻く状況とJASSO及び大学等の取組について ・平成30年度概算要求について 【主な審議内容】 奨学金の新制度の更なる充実に向けた助言			
					第2回	【議題】 ・奨学金事業における新制度等の進捗状況について ・海外留学支援制度について ・キャリア・就職支援について ・広報活動の推進について ・寄附の促進・活用について ・平成30年度予算案について 【主な審議内容】 留学生施策の拡大とキャリア教育の充実に向けた助言			
				30年度	第1回	【議題】 ・第3期中期目標期間実施事業の総括及び次期（第4期）中期目標期間の事業の方向性 【主な審議内容】 留学生施策の拡大と学生支援の充実に向けた助言			
					第2回	【議題】 第4期中期目標期間の事業計画について 【主な審議内容】 給付奨学金の拡大を含む奨学金制度の充実に向けた助言			
				○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者 1 人を含む 20 人の委員で構成）において「日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、ホームページで公表するとともに、グループウェアの掲示板への掲載により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス職員研修に活用した。							
		② 外部評価の実施 外部有識者	〈2〉 外部評価の実施状況	○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施 (1)業務実績に係る評価指標の決定 中期目標期間中の業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、中期目標期間及び各年度の評価指標と定量的指標の評定基準（S、A、B、C、D の基準）の案を策定し、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で決定した。		〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・外部有識者により構成される評価委員会にお	＜評価すべき実績＞ 外部有識者により構成される評価委員会において客観	＜評価すべき実績＞ 外部有識者により構成される評価委員会において客観

		により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。	〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	(2)業務実績に関する評価の実施 中期目標期間及び中期目標期間の各年度の業務実績に関する評価に当たり、業務実績及び自己評価案をとりまとめた上で、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会を開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、業務実績等報告書としてとりまとめ、文部科学大臣に提出するとともに、評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した。 ○評価結果の事業の改善への活用 中期目標期間及び中期目標期間の各年度の業務実績に関する評価の結果等については、各部等にフィードバックし、毎年下半期に、評価結果や評価における指摘事項等がどのように業務に反映されているかにも留意しつつ、上半期の業務の進捗状況等を確認し、計画の達成に課題があると認められた事項については改善を促す等、当該改善状況に係るフォローアップを行った。なお、進捗状況等については、適宜役員に報告した。	いて業務実績等に関する意見を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 ・中期目標期間の各年度の評価結果や評価における指摘事項に留意して、翌年度の業務の進捗状況や指摘への対応状況、課題等を確認し、適宜フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業の改善という点において評価できる。	的な評価の実施に努めたこと、各年度の評価結果に留意して、翌年度の業務の進捗状況や課題を確認しフォローアップを行ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 自己評価に加え外部有識者による評価を実施していることは客観性担保として評価できる。	的な評価の実施に努めたこと、各年度の評価結果に留意して、翌年度の業務の進捗状況や課題を確認しフォローアップを行ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－１－（２）	共通的事項（２）　広報・広聴の充実				
当該事業実施に係る根拠	－	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	56,923	91,589	57,590	58,209	67,925
従事人員数（人）	5	6	5	5	5

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。	①　各年度策定する広報計画の下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	〈3〉広報活動の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P7～10 **○広報活動基本計画の策定** **中期目標期間の各年度、広報活動の強化に組織全体で取り組むための基本方針や主な取組を定めた「広報活動基本計画」を策定し、事業と広報の一体的な推進に取り組んだ。** **○組織全体に関する広報** **(1)報道に関するページの新設（ホームページ）** **機構の事業について、誤解に基づく論調や事実と異なる内容の報道等があった場合、速やかに問題箇所を指摘するとともに正しい理解のための説明をおこなうため、ホームページ内に報道に関するページを新設し（平成 26 年 4 月）、事業に対する理解の促進に努めた。** **(2)適切な報道と正しい理解の促進を図るための取組** **機構の奨学金事業について、延滞者が急増しているかのような報道等、誤解の多い報道を目にした生徒・学生が奨学金貸与の申請を敬遠し、進学を諦めてしまうことがないように、奨学金事業の負のイメージを払拭するとともに、奨学金事業の正しい理解を促進し、教育の機会均等という事業の目的の達成に寄与するために、以下の取組を行った。** **・奨学金事業に関心を持つ方を対象に、「奨学金事業への理解を深めていただくために〔報道等を見て関心を持たれた皆様に向けたデータ・ファクト集〕」を作成し、ホームページに掲載した。（平成 28 年 10 月）　また、毎年度、改訂版を作成し掲載するとともに、ナレーシ**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P7～10 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・広報活動基本計画に基づいて、機構全体で事業と広報の一体的な推進に取り組み、国内外の学生や関係機関等に対して、わかりやすい情報を迅速に提供するべく、従来のホームページへの掲載に加えて SNS も活用する等、多様な広報活動に取り組んだことは評価できる。 ・奨学金事業に関する正確な報道と正しい理解を促進するための取組として、デー	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 広報企画委員会において広報基本計画を策定し、機構全体で事業と広報の一体的な推進に取り組んだことは評価できる。 奨学金事業への理解を深めるために、データ集を作成し公表したことや、動画を配信するなどの新しい取組を行ったことは評価できる。 ホームページの閲覧数が平成 26 年度と比較して約 1.5 倍に増えており、様々な改善を行って奨学生	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 広報企画委員会において広報基本計画を策定し、機構全体で事業と広報の一体的な推進に取り組んだことは評価できる。 奨学金事業への理解を深めるために、データ集を作成し公表したことや、動画を配信するなどの新しい取組を行ったことは評価できる。 ホームページの閲覧数が平成 26 年度と比較して約 1.5 倍に増えており、様々な改善を行って奨学生

ョンを入れた動画版についてもYouTubeで公開した。
・奨学金事業への正しい理解を促進するため、約8分間の動画「そうだったのか！奨学金」を作成し、YouTubeで公開した（平成29年4月）。
・機構への負のイメージを払拭するとともに、機構が実施する3事業（奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業）への国民の皆様の正しい理解を促進し、機構の社会的なイメージアップを図ることを目的として、イメージアップ動画「はじめての JASSO」を制作した（平成31年3月制作、YouTube JASSOチャンネルにおいて令和元年5月公開）。

(3)報道対応
報道機関に対し、各種制度の募集情報や、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用について等、以下のとおりプレスリリースを行い、迅速に情報を提供することに努めた。
［主な内容］
・緊急採用奨学金・減額返還・返還期限猶予や JASSO 支援金の受付
・各種制度の募集開始・選考結果
・各種調査の結果報告
・イベント等の開催情報

〈プレスリリース件数〉　（単位：件）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	34	40	44	50	38

(4)ホームページのリニューアル
機構のホームページを、利用者にとってわかりやすく使いやすいものとするため、掲載情報やサイト構造を全面的に見直した上で、コンテンツ・マネジメント・システム（ウェブサイトを構成する情報を体系的に管理するシステム）を導入して、再構築し、平成 28 年 1 月に公開した。
［主な改善点］
・サイト構造の見直し
・デザインの見直し
・スマートフォンへの最適化
・ウェブアクセシビリティへの対応
・国内の大学等や地方公共団体等が行う奨学金制度への検索機能の導入
・「よくある質問(FAQ)」の改善

(5)ホームページの運営
・サイトでの検索結果を用い、高い頻度で検索されたキーワードに対して、お勧めページのサムネイルを表示させるほか、サイトトップにバナー等を設置するなど、利用者のニーズに応じた情報提供を行った。
・機構内の全ウェブコンテンツを対象として、アクセシビリティ対応状況等を調査し、一元的に把握できるようにした。また、機構職員及びウェブコンテンツ管理業者を対象に「ウェブアクセシビリティ研修」を行い、ウェブコンテンツに必要とされるアクセシビリティ対応について理解を深める機会を設けた。
・給付奨学金やスカラシップ・アドバイザー派遣事業などの新制度の導入を踏まえ、情報提供の強化を図るための改修を行った。
・アクセス数の増加に伴い、月間で集計できる規定値を超えると集計ができなくなるというリスクを回避するため、既存のサーバーを分割させた。
・ホームページの一部コンテンツが暗号化(SSL 化)されていないため、悪意のある者にコンテンツが改ざんされる恐れがあることから

タ・ファクト集及び動画「そうだったのか！奨学金」を公開したことは評価できる。
・JASSO のイメージアップを図るための動画を制作したことは評価できる。
・奨学金事業への理解を深めるためのナレーション入り動画や、機構のイメージアップを図る動画を公開し、機構の事業に対する理解を得るための取組を実施したことは評価できる。
・ホームページにおける利用者の利便性向上等のために全面的なリニューアル等様々な改善を行うとともに、その運用後に専門機関及びユーザーの評価による調査・分析を行い、その結果を受け、早急に改善をすべき指摘事項の改善を行ったことは評価できる。
・JASSO 功労者表彰制度を創設し、実施したことは評価できる。

等の利便性向上を図った実績と評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－

〈有識者からの意見〉
奨学金制度の正しい理解の促進に努めていることは評価できる。

等の利便性向上を図った実績と評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－

〈有識者からの意見〉

セキュリティの強化を図るための改修を行った。
・ユーザーにとって、よりわかりやすく、使い勝手がよい形でのリニューアルを行うため、専門機関のコンサルティング評価及びユーザーによるユーザビリティテスト等の調査・分析を行った。また、その結果を受け、早急に改善をすべき指摘事項も含まれていたため、FAQやアクセシビリティのホームページ改修を行った。

<ホームページアクセス件数>　（単位：件）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
アクセス件数	50,387,439	61,069,211	67,869,296	71,865,142	76,899,429

(6)メールマガジンの配信
学校の教職員等を対象に月 1 回(毎月 15 日)、メールマガジンを配信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援業務の最新情報を提供した。

<メールマガジン配信先件数>　（単位：件）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配信先件数	5,796	5,320	5,563	5,433	5,288

（注）年度末件数

(7)JASSO 公式 Twitter の開設・運営
学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、平成 30 年 2 月より、Twitter”JASSO 総合チャンネル”を開設し、ホームページの更新に合わせたツイートを行った。

<JASSO公式Twitterツイート件数>

平成30年度	(参考)平成29年度
183件	32件

(8)JASSO 功労者表彰制度の創設、実施
機構の事業や広報等に顕著な功労のあった個人、企業、団体を表彰するために、平成 30 年度に「JASSO 功労者表彰制度」を創設し、以下の 6 者を表彰した。
①特定非営利活動法人日本FP協会
②U字工事（漫才コンビ）
③特定非営利活動法人国際社会貢献センター（ABIC）
④一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸
⑤公益財団法人中島記念国際交流財団
⑥藤巻　正志（公益社団法人経済同友会参与）

	② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図	<4> 広聴活動の実施状況 <主な定量的指標> 特になし	○広聴調査 **今後の業務改善の参考となるよう、高校生及び高校生の保護者を対象とした高等教育機関への進学や留学に関する広報の検討、機構の事業への理解を促進するための訴求力のある情報発信の検討資料とすることを目的として、広聴モニターを活用した調査を平成 26 年度、平成 28 年度、平成 30 年度に実施した。各調査年度の翌年度には調査結果をホームページで公開するとともに、調査結果の分析から、スマートフォンサイトの構築や JASSO 公式 Twitter の開設など、広報媒体の拡充を行った。**	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・今後の業務及び情報提供の改善の参考となるよう、高校生及び高校生の保護者への広報の検討等具体的な対象や目的を定めて広聴調査を実施し、調査結果の分析から	＜評価すべき実績＞ 高校生及び高校生の親への広報の検討等具体的な対象や目的を定めて広聴調査を実施し、調査結果の分析からより適切な広報活動を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉	＜評価すべき実績＞ 高校生及び高校生の親への広報の検討等具体的な対象や目的を定めて広聴調査を実施し、調査結果の分析からより適切な広報活動を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉

		る。	（定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 ―	**○意見投稿フォームの運用及び業務改善への活用** **ホームページ上で運用している意見投稿フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議で報告するとともに、従来から要望のあった奨学金振込・振替口座の取扱金融機関の拡大（平成 28 年 4 月開始）や、スカラネット・パーソナル（※）や奨学金貸与・返還シミュレーション、マイナンバーの利用に係る利便性向上への対応など業務改善の参考とした。** **（※）スカラネット・パーソナル：奨学金貸与中の奨学生や奨学金の返還者が、インターネット上にて、本人の奨学金に関する情報の閲覧や各種申請等を行うことができる情報システム。**	より適切な広報活動を実施したことは評価できる。 ・意見投稿フォームに寄せられた意見等を具体的な業務改善の参考としたことは評価できる。	― 〈有識者からの意見〉 高校生のニーズや選好を把握する試みはよい。	― 〈有識者からの意見〉

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価（見込評価）　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ-1-（３）	共通的事項（３）学生支援に関する調査・分析・研究の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第９号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号１５６

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	81,438	76,928	87,602	78,436	124,114
従事人員数（人）	9	9	8	8	9

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査研究を実施する。	機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査・分析・研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。	〈5〉学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P11～13 **〇学生支援に関する調査・分析・研究の実施** **(1)学生生活調査** **学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で調査を実施した（平成 26 年度、平成 28 年度、平成 30 年度）。調査実施に当たっては、外部有識者による学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、継続して実施した。** **平成 26 年度調査では、新たに「大学生等の学習状況に関する調査」（国立教育政策研究所と共同実施）など調査項目を追加して調査を実施した。また、外部有識者による調査結果の分析については、大学院と短期大学（昼間部）についても分析対象に加え、平成 28 年３月に機構のホームページにて調査結果を公表し、大学、短期大学、大学院に集計結果を送付した。** **平成 28 年度調査では、調査協力校の事務負担軽減となるよう配付資料の帳合を機構側で行うなど、実施方法の改善を図り、調査を実施した。また、調査結果の全体像が把握しやすいように、集計結果に加えて結果概要及び外部有識者による執筆も併せて一つの冊子にするなど、公表資料を改善し、平成 30 年４月に機構のホームページにて調査結果を公表し、大学、短期大学、大学院に送付した。** **平成 30 年度調査では、試行的に高等専門学校（4,5 年次）及び専修学校（専門課程）についても調査対象とし、学生生活調査実施検討委員会にて審議のうえ、調査票及び調査**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P11～13 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・学生生活調査については、外部有識者による学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、必要に応じて改善を図るとともに、継続して調査を実施し、結果を公表したことは評価できる。また、学生生活調査については、継続調査として着実に実施しつつ、高等専門学校及び専修学校専門課程の学生・生徒も調査対象とし、試行的に調査を実施したことは評価できる。 ・奨学事業実態調査については、調査結果を機構ホームページに掲載して公表したことは評価できる。また、大学、地方公	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査についていずれも計画的に実施し、日本学生支援機構や国の施策等に反映するように努めたと認められる。 また、機構が保有する調査データの幅広い活用に向けて、第三者への提供のあり方等について検討を行い、平成 28 年度以降に実施する全ての調査のローデータを東京大学社会科学研究所付属社会調査・データアーカイブ研究センター（SSJDA）に原則として寄託することとし、実際に 13 件の調査ローデータの寄託を実施した点は新たな取組として評価できる。 さらに、調査研究への活用を希望して行われた寄附をもとに行われた JASSO リサーチの創設は、学生支援に関する調査・研究の拡充という観点から評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査についていずれも計画的に実施し、日本学生支援機構や国の施策等に反映するように努めたと認められる。 また、機構が保有する調査データの幅広い活用に向けて、第三者への提供のあり方等について検討を行い、平成 28 年度以降に実施する全ての調査のローデータを東京大学社会科学研究所付属社会調査・データアーカイブ研究センター（SSJDA）に原則として寄託することとし、実際に 13 件の調査ローデータの寄託を実施した点は新たな取組として評価できる。 さらに、調査研究への活用を希望して行われた寄附をもとに行われた JASSO リサーチの創設は、学生支援に関する調査・研究の拡充という観点から評価できる。

				実施方法を策定し、調査を実施した(「高等専門学校生生活調査」及び「専修学校生生活調査」)。 (2)奨学事業に関する実態調査等 国内の奨学金事業の実施状況を把握するため、全国の学校、地方公共団体、奨学金事業実施団体等を対象に調査を実施し、調査結果を機構ホームページに掲載して公表した(平成 26 年度実施・27 年度公表、平成 29 年度実施・30 年度公表)。また、進学者等の利用に資するため、機構ホームページ上に掲載している大学、地方公共団体、奨学金事業実施団体等が行う奨学金制度に関する情報に検索機能を追加し(平成 28 年 1 月)、毎年 1 月に最新の情報に更新を行った。 加えて、平成 30 年度には、機構の貸与奨学金の政策効果を測る指標の一つとするため、奨学金利用者の卒業後の収入状況や就業状況等のデータを収集するアンケート調査を、SMS(ショートメッセージサービス)を利用して実施した。 (3)留学生に関する調査 留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、第 3 期中期目標期間においては以下のとおり調査を実施した。 [外国人留学生在籍状況に関する調査] ①外国人留学生在籍状況調査(各年度実施) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生の在籍状況(平成 30 年 5 月 1 日現在)を把握するため実施し、調査結果についてプレスリリースを行うとともに、機構のホームページで公表した。 また、同調査実施に併せ、以下の 2 つの調査を実施し、①と併せて公表した。 ②外国人留学生年間受入れ状況調査(平成 27 年度より各年度実施) ③短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査(各年度実施) [その他調査] 留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施し、調査結果を機構のホームページで公表した。 ①協定等に基づく日本人学生留学状況調査(各年度実施) ②外国人留学生進路状況調査(各年度実施) ③外国人留学生学位授与状況調査(各年度実施) ④私費外国人留学生生活実態調査(平成 27 年度、平成 29 年度調査実施) 〇調査分析機能の充実に向けた取組 (1)調査分析室定例会議 各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行うため、調査分析室定例会議を開催した(毎年度 4 回程度)。 (2)調査・シンポジウム等の実施 各年度において以下のとおり実施した。 [平成 26 年度] ・国際シンポジウム「高等教育の費用負担と学生支援ー日本への示唆」を開催(平成 27 年 3 月 9 日 東京大学大学総合教育研究センターと共催)。 ・平成 25 年度実施の日本人海外留学生数に関する調査	共団体等が行う奨学金制度に検索機能を追加し、毎年情報を更新して、利用者の利便性を図ったことは評価できる。 ・留学生施策のための客観的な資料となる外国人留学生在籍状況等調査を計画的かつ着実に実施したことは評価できる。 ・各種調査・シンポジウム等の実施は、機構や国の施策の検討に役立つものであり、評価できる。 ・調査ローデータを、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター(SSJDA)へ寄託したことは、調査データの幅広い活用及び学生支援に関する研究等の発展に資するものであり、評価できる。 ・調査データの集約管理の実施は、調査データの散逸防止という点において、評価できる。 ・JASSO リサーチの創設・実施は、学生支援に関する調査・研究の拡充という観点から評価できる。	〈今後の課題・指摘事項〉 ー 〈有識者からの意見〉 調査の信頼性確保やデータ蓄積に力を入れていることは評価できる。	〈今後の課題・指摘事項〉 ー 〈有識者からの意見〉

				について、調査結果の精度をより高めるために、追加調査を実施（平成 27 年 3 月）。 [平成 27 年度] ・日本再興戦略 2015 の提言を受け、海外におけるインターンシップの実情調査をドイツ及びフランスにおいて実施（平成 27 年 10 月 25 日～31 日）。 [平成 28 年度] ・有識者へ「学生生活調査」の結果を活用した機構奨学金に関する実態分析を依頼（平成 28 年 12 月 8 日～平成 30 年 3 月 31 日）。 [平成 29 年度] ・平成 28 年度に有識者へ依頼した「学生生活調査」の結果を活用した機構奨学金に関する実態分析が完了したことを受けて、機構役職員向けに講演会の開催（平成 30 年 3 月 5 日）。 [平成 30 年度] ・平成 30 年度に JASSO リサーチで採択した 8 件の調査研究の成果について、機構役職員及び一般向けに成果発表会の開催（平成 31 年 3 月 11 日）。 (3)情報資産寄託 機構が保有する調査データの幅広い活用を目的として、平成28年度より、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（以下「SSJDA」という。）へ原則として調査ローデータを寄託することとした。平成 28 年度は 4 件、平成 29 年度は 10 件、平成 30 年度は 6 件の調査ローデータを SSJDA へ寄託した。 (4)調査データの集約保管 過去に機構で実施した調査のローデータ散逸防止のため、調査データの複製を集積し、適切に保管した。 (5)学生支援の推進に資する調査研究（JASSOリサーチ）の創設・実施 調査研究への活用を希望して行われた寄附をもとに、学生支援の推進に資する調査研究事業（JASSOリサーチ）を平成29年度に創設した。 平成29年度においては、平成30年度JASSOリサーチの公募を行い（平成30年2月1日～28日）、応募のあった25件については、外部有識者を含むJASSOリサーチ推進委員会（第1回）にて採択に係る審議を行った（平成30年3月27日）。 平成30年度は、JASSOリサーチ推進委員会（第1回）の審議結果をもとに、理事長により平成30年度採択案件を決定し、調査研究を依頼した。採択された8件については、各研究者が約1年間かけて調査研究を行い、成果報告書をとりまとめた。成果報告書の提出を受け、平成31年3月に成果発表会を開催し、各研究者により研究成果の発表が行われた。 また、平成31年度採択案件については、JASSOリサーチ推進委員会（第2回）（平成31年3月11日）の審議をもとに、理事長により2件の継続及び5件の採択が決定された。		

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－１－（４）	共通的事項（４）情報セキュリティ対策の実施				
当該事業実施に係る根拠	－	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	98,756	115,820	114,798	118,244	355,759
従事人員数（人）	9	9	9	10	10

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、「サイバーセキュリティ戦略について」（平成２７年９月４日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。	大量の個人情報を取扱う組織であるという特殊性を踏まえ、最新の動向及び「サイバーセキュリティ戦略について」（平成２７年９月４日閣議決定）等、政府のセキュリティ対策における方針を踏まえ、攻撃を前提とした情報システムの防御力の強化・多層的な対策等、適切なセキュリティ対策を推進する。	＜6＞ 情報セキュリティ対策の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書P14～16 **情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するために情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティの向上を図るため、以下の対応を行った。** **○情報セキュリティポリシーの改定** **政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等の政府方針等を踏まえ、適宜機構内の情報セキュリティ委員会の審議を経て、情報セキュリティポリシーを改定した。** **○リスクアセスメントの実施（セキュリティアセスメント）** **セキュリティに影響を与える要素（外部脅威及び内部脅威）について、第三者の観点から調査・分析を実施した（平成28年度～）。** **○情報セキュリティ対策の強化** **(1)機構内ネットワークの再構築** **奨学金業務を行う（個人情報を取り扱う）端末とインターネットに接続する端末を、ネットワークレベルで論理分離する機構内ネットワークの再構築を行った（平成30年1月）。**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書P14～16 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・政府の方針等を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改定を適切に行うとともに、様々なセキュリティ対策を講じ、ネットワークのセキュリティの強化やインシデント発生時の被害拡大防止等を目的とした機構内ネットワークの再構築及び体制整備を行ったことは、情報システム環境を整備し、セキュリティ対策を推進した観点から評価できる。 ・標的型メール攻撃に対する訓練、研修及び全職員を対象とした自己点検の実施により役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは、	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 政府の方針を踏まえ情報セキュリティポリシーの改定を適切に行うとともに、情報セキュリティに関する最新動向を踏まえ、様々なセキュリティ対策を講じていると認められる。特に、ネットワークの再構築や研修等の取組は、大量の個人情報を扱う組織として的確なものであり、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 様々な観点で情報セキュリティ強化に向けた取り組みを行っておりとても良い。セキュリティ業務を外部委託しているものに関しては、委託先	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 政府の方針を踏まえ情報セキュリティポリシーの改定を適切に行うとともに、情報セキュリティに関する最新動向を踏まえ、様々なセキュリティ対策を講じていると認められる。特に、ネットワークの再構築や研修等の取組は、大量の個人情報を扱う組織として的確なものであり、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

				(2)不正通信等への対策 ・標的型メール攻撃を入口で防御する機能や不正アクセスを受けた場合に情報流出を防止する機能を持つ機器を設置した(平成 27 年度)。 ・外部からの不正アクセスにより Web システムが改ざんされた際に、改ざん情報を検知・通知するセキュリティツールを導入した(平成 28 年 9 月)。 ・サーバーやネットワーク機器からのログ情報を収集し、インシデント発生時の調査だけでなく、定期的にチェックすることで不正通信等の兆候を捉えるためのシステムを導入した(平成 29 年 3 月)。 (3)セキュリティインシデントの監視・対応の強化 遠隔操作ウィルス等への感染による不正通信が発生し、悪意あるサイトとの交信や情報漏えいが起きていないかを、24 時間 365 日体制で監視し、有事の際には専門的なサポートを受けることが可能となるセキュリティインシデントの監視に関する業務を委託した(平成 29 年度～)。 (4)機構内ネットワークの監視・対応の強化 機構のネットワークについて専用の監視センターにて 24 時間 365 日体制で監視を行い、障害発生時には原因調査及び状況に応じて現地対応も実施するネットワーク運用監視に関する業務を委託した(平成 30 年 7 月～)。 (5)情報セキュリティ緊急時対応体制(CSIRT)の構築及び運用 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 28 年度改定)を踏まえ、情報セキュリティインシデント発生時に当該インシデントに対処する体制(CSIRT)を構築し、運用した(平成 30 年 3 月～)。 (6)脆弱性に対する対策 ・Web アプリケーションプログラムやミドルウェア等について脆弱性診断を実施し、診断結果に 応じた対策を実施した(平成 26 年度～)。 ・ファイアウォールに加えて、Web アプリケーションプログラムに特化したファイアウォール(WAF)を導入し、Web アプリケーションプログラムの脆弱性を狙ったサイバー攻撃からブロックする対策を行った(平成 26 年度)。 (7)個人情報保護に係る対策 ・業務用パソコンに対する情報漏えい対策として USB の利用を集中的にコントロールする「ウィルス対策ソフト集中管理システム」の機能を追加した(平成 26 年度)。 ・保有個人情報への不適正なアクセスの監視のため、一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能を設定した(平成 28 年 8 月)。 ○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組 ・役職員の情報セキュリティ意識向上を目的とした標的型メール訓練及び情報セキュリティ対策の周知徹底を目的とした情報セキュリティ研修について、平成 28 年度からは一体的に実施することとし、標的型メール訓練の結果に基づいて、想定される被害や対策等について学ぶ実践的な内容の研修を実施した。 ・情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、全職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した(平成 26 年度～)。 また、自己点検の結果を踏まえて情報セキュリティ研修の対象者を決定し、フォローアップを行った。	大量の個人情報を扱う組織としての責任体制を強化するという観点から評価できる。	の信用度合や委託先において業務が適切に実施されているかなどの監視も継続的に実施した方がよい。	

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２－（１）	奨学金事業（１）奨学金貸与の的確な実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 158

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	875,122	1,139,587	854,755	1,939,686	1,493,867
従事人員数（人）	31	28	30	37	41

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。	１８歳人口が減少していく一方で、１８歳人口の約８割が高等教育機関へ進学していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないようにするために、国	〈7〉 奨学金貸与の的確な実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P17～21 **〇家計基準の見直し** **予算策定に係る文部科学省・財務省との協議内容を踏まえ、「家計調査年報」「子供の学習費調査」「学生生活調査」等のデータに基づき、各世帯の教育費負担の実態に合わせた適切な基準となるよう、家計基準を見直した。** **区分**：**見直し内容** **平成 28 年度入学の予約採用者より適用**：**より経済的困窮度の高い者へ重点的に貸与することを目的に、以下の見直しを行った。 ・大学等第一種（無利子）奨学金の収入基準額の見直し 教育費負担が平均以下となる収入階層（650万円～700万円）の消費支出から、教育費、教養娯楽費、その他消費支出（小遣い等）を控除した金額を、大学等の無利子奨学金収入基準額として設定。 ・就学者に係る控除額の見直し 直近の教育費に係る調査を踏まえ、就学者の特別控除額（中学校以外の全ての学校種に係る控除額）を引上げ。** **平成 29 年度入学の予約採用者より適用**：**安心して子育てができるようひとり親世帯及び多子世帯へ配慮しつつ、限りある財源を有効活用することを目的に、以下の見直しを行った。 ・給与所得控除額の見直し 経済的理由により就学に困難がある者に対して貸与される奨学金の制度的位置付けを明確にするため、給与所得控除額を引下げ。**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P17～21 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・家計調査年報等のデータに基づき、各世帯の教育費負担の実態に配慮し、適切な基準となるよう収入基準額、給与所得控除額、母子・父子世帯や多子世帯に対する控除額等、家計基準の見直しを行うとともに、第一種奨学金について、平成 29 年度入学者より、残存適格者の解消や 低所得世帯の生徒に係る成績基準を実質的に撤廃する等、「真に支援を必要とする者への貸与」を推進したことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 家計調査年報等のデータに基づき家計や生活の実態等に配慮して収入基準の見直しを行い、第一種奨学金については、平成 29 年度入学者より、残存適格者の解消や 低所得世帯の生徒に係る成績基準を実質的に撤廃する等、「真に支援を必要とする者への貸与」を推進したことは評価できる。 更に、意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、東日本大震災復興枠の採用を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 家計調査年報等のデータに基づき家計や生活の実態等に配慮して収入基準の見直しを行い、第一種奨学金については、平成 29 年度入学者より、残存適格者の解消や 低所得世帯の生徒に係る成績基準を実質的に撤廃する等、「真に支援を必要とする者への貸与」を推進したことは評価できる。 更に、意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、東日本大震災復興枠の採用を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。

					・母子・父子世帯に係る控除額の見直し 母子・父子世帯の特別控除額を引上げ。 ・多子世帯に係る控除額の見直し 子どもが二人を超える世帯において、超える人数について控除する額を引上げ。			
					○第一種奨学金の希望者全員に対する貸与の実施 **貸与基準を満たすものの予算の制約から貸与できない「残存適格者」を解消するとともに、経済的な不安により進学を断念せざるを得ないような低所得世帯の生徒等について、大学等への進学の後押しを目的として、平成29年度に入学した予約採用者より、第一種奨学金の学力（成績）基準を実質的に撤廃した。** **○健康に関する基準の撤廃** **大学等に入学していることをもって修学に耐え得るとみなされること、文部科学省の定める「大学入学者選抜実施要項」において、「入学志願者の健康状況については原則として入学者選抜の判定資料としない」とあること等を踏まえ、平成 30 年度採用者より健康に関する基準を撤廃した。** **○貸与月額の見直し** **真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、以下のとおり貸与月額を見直した。** **(1)第一種奨学金** **第一種奨学金の貸与月額を新設するとともに、家計支持者の年収が一定額を超える場合の貸与月額に制限を設けた（平成 30 年度入学者から適用）。** **[見直し内容]** **①貸与月額の新設** **それぞれの状況に応じ必要な金額を借りられるよう、選択できる貸与月額を増やした（下表*部分）。** **②貸与月額の制限** **家計支持者の年収が一定額以上の者は、各区分の最も高い月額以外から選択するようにした（下表太枠部分）。**	・真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与月額を見直したことは評価できる。 ・貸与額が返還に与える影響等を勘案した借り過ぎ防止策について、併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導を行う等、施策を着実に実施したことは評価できる。 ・意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、猶予年限特例や東日本大震災復興枠の採用を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。 ・家計支持者の年収が一定額を超える場合の第一種奨学金の貸与月額に制限を設けたことで、貸与の適正性について一定の確保を図ったことは評価できる。 ・マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る審査に必要な収入に関する情報を収集したことにより、申請手続の負担軽減及び公正・厳格な審査の実現を図ったことは評価できる。	〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 「真に支援を必要とする者への貸与」「修学を行う上で真に必要な額の貸与」という明確な目標のもとで適切に基準の見直しを行ったことを高く評価したい。その結果として平成 29 年度に第一種奨学金について経済基準を満たす希望者全員への貸与が実現したことは画期的といえる。なお、これが在学中の適格認定や奨学金返還等にどのような影響を及ぼすのか今後注視していくことが重要である。	〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉
	また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。	における今後の貸与基準等の検討に資することを目的として、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行うことにより収入基準の見直しを図る。 また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。						

進学先	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円
	30,000 円	*40,000 円	*40,000 円	*50,000 円
	*20,000 円	30,000 円	30,000 円	*40,000 円
	－	*20,000 円	*20,000 円	30,000 円
	－	－	－	*20,000 円
短期大学、高等専門学校(4,5 年生)、専修学校（専門課程）	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
	30,000 円	*40,000 円	*40,000 円	*50,000 円
	*20,000 円	30,000 円	30,000 円	*40,000 円
	－	*20,000 円	*20,000 円	30,000 円
	－	－	－	*20,000 円

(2)第二種奨学金
2 万円から 12 万円まで 1 万円単位で選択できるよう貸与月額を増やした（下表*部分）。
（平成 30 年度以降、第二種奨学金の希望者（貸与中の者を含む）に適用。）

進学先	国公私立／自宅・自宅外通学共通
大学、短期大学、高等専門学校（4,5 年生）、専修学校（専門課程）	*20,000 円、30,000 円、*40,000 円、50,000 円、*60,000 円、*70,000 円、80,000 円、*90,000 円、100,000 円、*110,000 円、120,000 円

○奨学生に対する貸与の適格性確保
・貸与額が高額になることが返還に与える影響等を勘案し、文部科学省と協議の上で、奨学金の借り過ぎ防止策として平成 28 年度採用者より以下の施策を実施した。
(1)第二種奨学金における貸与期間の制限
(2)併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等
(3)申込時における過去の奨学生番号の届出
また、通算貸与総額の制限及び奨学生の年齢制限について、「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について（審議まとめ）」（平成 28 年 9 月 21 日文部科学省所得連動返還型奨学金制度有識者会議）において、これらの制限を行わない旨が提言されていること等を踏まえつつ、文部科学省と検討を行った。
・家計支持者の年収が一定額を超える場合の貸与月額に制限を設けた（平成 30 年度入学者から適用）。【再掲】
・申込者の収入関係書類を取得する負担及び学校担当者の申込書類点検に係る負担を軽減し、より公正・厳格な審査の実現を図るため、マイナンバーを活用して奨学金の審査に必要な収入に関する情報を収集した（平成 31 年度予約採用の申込者から実施）。

○日本人学生の海外留学のための奨学金制度の充実
海外留学を促進し、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材育成を図ることを目的として、日本人学生等が海外留学をする際の経済的負担を軽減するため、「海外留学支援制度（協定派遣又は大学院学位取得型）」による給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする者について、無利子奨学金の貸与対象とし、海外留学の奨学金を拡充した（平成26年度より実施）。

○貸与奨学生採用状況
第 3 期中期目標期間中の各年度において、奨学生の新規採用を以下のとおり行った。
(1)奨学生新規採用状況
①全体の採用状況
<奨学生新規採用状況>　（単位：人）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	454,892	445,783	438,137	430,831	423,248
うち予約採用	285,986	288,162	297,021	299,513	303,092
うち猶予年限特例(※)	45,340	42,659	40,839	46,313	46,001
第一種　計	173,489	169,520	164,755	178,360	197,284
大学・短期大学	115,773	113,971	111,300	117,440	131,873
大学院	28,740	26,932	26,079	25,265	24,641
高等専門学校	1,224	1,076	910	834	658
専修学校（専門課程）	27,709	27,516	26,436	34,797	40,101
海外留学奨学金	43	25	30	24	11
第二種　計	281,403	276,263	273,382	252,471	225,964
大学・短期大学	198,743	193,979	192,680	181,135	161,002
大学院	7,477	6,978	5,840	3,394	2,707
高等専門学校	224	222	201	200	164
専修学校（専門課程）	74,263	74,437	73,975	66,962	61,336
海外留学奨学金	696	647	686	780	755

（※）卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。平成 24 年度から平成 28 年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」。

②東日本大震災復興枠の採用状況

〈東日本大震災復興枠(無利子)採用者数〉　（単位：人）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度
採用者数	7,333	1,153	1,161	956	0

(2)大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

〈大学等進学予定者に係る採用候補者決定状況〉　（単位：人）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度
第一種奨学金	110,003	115,013	132,003	165,023	168,152
うち猶予年限特例(※)	37,030	36,928	43,202	45,819	52,184
第二種奨学金	231,751	241,323	231,154	205,666	226,398
計	341,754	356,336	363,157	370,689	394,550

（※） 卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。平成 24 年度から平成 28 年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」。

４．その他参考情報

特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２－（２）	奨学金事業（２）給付型奨学金事業の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号１５８

２．主要な経年データ

③ 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）				Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）に含む。
従事人員数（人）				Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）に含む。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
意欲と能力がありながら、経済的理由により進学等を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成２９年度から給付型奨学金事業を開始し、給付奨学生の募集、選考、学	意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、平成２９年度から開始した給付型奨学金事業について、機構ホーム	〈7-2〉 給付型奨学金事業の実施状況	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P22～26 **○給付型奨学金の導入準備** **「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）や「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）を踏まえて、「給付型奨学金制度の設計について＜議論のまとめ＞」（平成 28 年 12 月 19 日文部科学省給付型奨学金制度検討チーム）がとりまとめられ、経済的に困難な状況にある低所得世帯の生徒に対して大学等への進学を後押しすることを目的として、給付型奨学金を創設し、平成 30 年度以降進学者を対象とした本格導入に先立ち、平成 29 年度進学者を対象として一部先行実施（私立大学等の自宅外生及び社会的養護を必要とする者（児童養護施設退所者等）を対象）することとなった。** **機構は、同制度の実施機関として、文部科学省と協力して制度の詳**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P22～26 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・既存の奨学金貸与事業を適切に運営しつつ、経済的に困難な状況にある生徒への支援の拡充を目的とする給付奨学金の確実な導入に向けて準備を行ったことは評価できる。 ・平成 29 年度先行実施分について、ホームページ、奨学生	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 経済的に極めて困難な状況にある生徒等への支援として給付型奨学金制度を導入したことについて、 ① 平成 29 年度先行実施分について、ホームページ、奨学生用説明資料及び学校宛通知等を通じて生徒等及び学校担当者への情報提供を行った上で	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 経済的に極めて困難な状況にある生徒等への支援として給付型奨学金制度を導入したことについて、 ① 平成 29 年度先行実施分について、ホームページ、奨学生用説明資料及び学校宛通知等を通じて生徒等及び学校担当者への情報提供を行

	資の支給等に係る体制を構築し、事業を適切かつ確実に実施する。また、制度を安定的に運用し、学生等への支援を確実に実施するため、学資支給基金を造成するとともに区分経理を行い、適切に管理する。	ページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行うとともに、貸与型奨学金事業と同様、高等学校等及び大学等との連携を図ることにより、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等を確実に行う。 また、機構内に学資支給基金を設け、当該業務に充てる費用等について区分経理を行い適切に管理する。		細について策定するとともに、学校・生徒等を対象として制度の周知を図った。 (1)給付型奨学金制度の概要 ①給付対象：大学（短期大学を含む）・高等専門学校（4、5 年生）・専修学校専門課程の学生等 ※募集対象は、大学・専修学校専門課程に進学予定の高校 3 年生等又は高等専門学校 4 年生に進級予定の高等専門学校 3 年生。ただし、平成 29 年度進学者・進級者は進学・進級後の募集。 ②給付金額：月額 2 万円、3 万円又は 4 万円（設置者（国公私立）別や通学形態別による） ③推薦基準：機構が示すガイドラインに記載の要件を踏まえ、各高等学校等において策定 以下は、家計及び学力・資質に係る要件。ただし、平成29年度進学者においては、学力・資質要件のイを除き、これらを推薦基準とする。 [家計要件] 家計支持者（父母）が住民税非課税である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者 [学力・資質要件] 以下のいずれかを満たす者 ア 教科の学習で各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めていること イ 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めていること ウ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者 (2)給付型奨学金の創設に関する学校・生徒等への周知 ①案内チラシの配付：給付型奨学金制度を生徒等へ案内するチラシを作成し、全国の高校・大学等に配付 ②学校関係者への説明：奨学業務連絡協議会（平成 29 年 2 月）において、大学等の奨学金担当者に対して給付型奨学金について説明 また、奨学生採用業務に関する研修会（平成29年3月）においても説明 ③電話相談の実施：特設電話を設置し、給付奨学金の希望者等からの電話相談を実施 [相談期間]平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年 8 月 4 日 〇平成 29 年度先行実施分 (1)奨学生の推薦 大学等に「推薦事務のてびき」「給付奨学金案内」その他関係書類を送付し、適格者の推薦を依頼した（平成 29 年 4 月）。大学等からの推薦期限については、実施初年度であること及び申込み機会を十分確保する必要があることから、当初の平成 29 年 5 月 25 日から平成 29 年 8 月 4 日に延期した。また、プレスリリース及びホームページにより周知を図る（平成 29 年 6 月）とともに、電話相談窓口の対応についても延長（平成 29 年 5 月 1 日～8 月 4 日）して行った。 (2)奨学生の決定及び奨学金の支給 2,503 人の給付奨学生を採用し、給付奨学金を支給した。また、採用者には「給付奨学生のしおり」を配付して、在籍報告、適格認定及び異動に関する手続の周知を行った。	用説明資料及び学校宛通知等を通じて学生等及び学校担当者への情報提供を行った上で募集・選考を行い、給付奨学生を採用し、奨学金の支給、在籍報告及び適格認定を確実に実施したことは評価できる。 ・平成 30 年度本格実施分について、ホームページ及び学校宛通知等を通じて生徒等及び学校担当者への情報提供を行い、推薦依頼に先立ち「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」を策定し、各高等学校等に推薦基準の策定と併せて採用候補者の推薦を依頼したこと、その上で採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。 ・平成 31 年度予約採用分について、推薦依頼に先立ち「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」の見直しについて周知した上で採用候補者の推薦を依頼し、採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。 ・マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る審査に必要な収入に関する情報を収集したことにより、申請手続の負担軽減及び公正・厳格な審査の実現を図ったことは評価できる。 ・学資支給基金を造成し、学資支給業務に係る費用等を、学資支給業務勘定として区分経理し、適切に管理したことは評価できる。	募集・選考を行い、給付奨学生の採用、在籍報告及び適格認定を確実に実施したことは評価できる。また、実施初年度であることから申込機会を十分確保するため推薦期間の延長等の対応を行った ② 平成 30 年度本格実施分について、平成 29 年度先行実施を踏まえ、ホームページ及び学校宛通知等を通じて生徒等及び学校担当者への情報提供を行った上で募集・選考を行い、採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。また、制度を適切に運用するために策定したガイドラインと併せて Q&A 及び推薦基準の例を全ての高等学校等あてに周知するとともに各高等学校等において策定した推薦基準がガイドラインを十分に踏まえた内容となっているか等の審査を行ったことは評価できる。 また、その実施に当たっては学資支給基金を設け、学資支給業務に係る費用等を、学資支給業務勘定として区分経理し、適切に管理したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするという観点から、あらたに給付型奨学金制度を導入したことの意義はきわめて大きい。	った上で募集・選考を行い、給付奨学生の採用、在籍報告及び適格認定を確実に実施したことは評価できる。また、実施初年度であることから申込機会を十分確保するため推薦期間の延長等の対応を行った ② 平成30年度本格実施分について、平成29年度先行実施を踏まえ、ホームページ及び学校宛通知等を通じて生徒等及び学校担当者への情報提供を行った上で募集・選考を行い、採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。また、制度を適切に運用するために策定したガイドラインと併せてQ&A及び推薦基準の例を全ての高等学校等あてに周知するとともに各高等学校等において策定した推薦基準がガイドラインを十分に踏まえた内容となっているか等の審査を行ったことは評価できる。 また、その実施に当たっては学資支給基金を設け、学資支給業務に係る費用等を、学資支給業務勘定として区分経理し、適切に管理したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

(3)在籍報告及び適格認定
・大学等に対して、貸与奨学金と異なる給付奨学生の適格基準及び処置の内容を予め周知のうえ、適格認定を適切に実施するよう依頼した（平成 29 年 8 月）。
・平成 29 年 10 月実施の在籍報告について事務処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、在籍報告を適切に実施するよう依頼した（平成 29 年 9 月）。平成 29 年 9 月までの採用者のうち退学等を除く 2,453 人に対して在籍報告を実施し、全ての対象校からの報告を確認した（平成 29 年 10 月）。
・平成 29 年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適切な適格認定の実施について依頼した（平成 29 年 11 月）。

(4)大学等事務担当者に対する研修会
大学等の奨学金事務担当者を対象とした適格認定・返還指導研修会において、給付奨学金の適格認定、在籍報告及び異動に係る事務について説明した（平成 29 年 10 月、8 地区 9 回）。

〇平成 30 年度本格実施分（30 年度予約採用）
(1)奨学生採用候補者の推薦
・「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」を策定し、推薦依頼に先立ち「Q&A」及び「推薦基準の例」と併せて高等学校等に周知した（平成 29 年 4 月）。
・各高等学校等の給付奨学生採用候補者推薦枠を配分のうえ、「推薦事務のてびき」「給付奨学金案内」その他関係書類を送付するとともに、推薦基準の策定と併せて採用候補者の推薦を依頼した（平成 29 年 4 月）。また、各高等学校等からの採用候補者の推薦については、実施初年度であること及び申込み機会を十分確保する必要があることから、追加推薦枠を配分した（平成 29 年 11 月）。

(2)奨学生採用候補者の決定
平成 30 年度進学予定者について、21,139 人の採用候補者を決定した（平成 29 年 10 月 19,715 人及び平成 30 年 2 月 1,424 人）。

(3)推薦基準の策定
各高等学校等が定めた給付奨学生採用候補者推薦基準の提出を依頼し（平成 29 年 7 月）、未提出の高等学校等に対しては、電話や通知により提出の督促を行った（平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月）。
提出済の高等学校等については、都道府県別に推薦基準策定校として機構ホームページに学校名等の一覧を掲載した（平成 30 年 3 月）。
学校から提出された推薦基準については機構において審査を行い（平成 29 年 8 月～平成 30 年 3 月）、推薦基準等がガイドラインに基づいていないと思われる高等学校等 1,856 校（平成 30 年 3 月現在）に対して、推薦基準等の見直しを依頼した（平成 30 年 2 月～3 月）。

<推薦基準の策定状況　平成 30 年 3 月 30 日現在>

合計	提出済	未提出	提出不要（廃校等）
5,832 校（100.0%）	5,711 校（97.9%）	86 校（1.5%）	35 校（0.6%）

(4)高等学校等及び大学等事務担当者に対する説明
・各都道府県教育委員会が主催する高等学校奨学金事務担当者等の会議において、給付奨学金の取扱い等について説明や資料配付を行った（説明 20 府県（22 回）、資料配付のみ 22 都道府県）。
・大学等の奨学金事務担当者を対象とした採用・返還誓約書業務

				等研修会において、平成 30 年度給付奨学生採用候補者の進学後の手続に係る事務について説明した（平成 30 年 3 月、8 地区 10 回）。 (5)平成 30 年度給付奨学生の採用 ・平成 30 年度給付奨学生として 18,649 人を採用決定した。 ・平成 30 年度 7 月及び 10 月の在籍報告について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適切な在籍報告の実施について依頼した（平成 30 年 6 月）。 ・平成 30 年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適切な適格認定の実施について依頼した（平成 30 年 11 月）。 〇平成 31 年度予約採用分 ・貸与奨学金と同様、平成 31 年度予約採用の申込みから申込者の収入関係書類を取得する負担及び、学校担当者の申込書類点検に係る負担を軽減し、より公正・厳格な審査の実現を図るため、マイナンバーを活用して奨学金の審査に必要な収入に関する情報を収集することについて各高等学校等宛に周知した（平成 30 年 3 月）。 ・「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」の改定を予定していることについて高等学校等に周知した（平成 30 年 4 月）。 ・各高等学校等へ「推薦事務のてびき」その他関係書類を送付した（平成 30 年 3 月～4 月）。また、給付奨学金の申込案内をホームページに掲載し周知した（平成 30 年 4 月）。 ・各高等学校等へ改定後のガイドラインについて周知するとともに、給付奨学生採用候補者推薦枠を配分のうえ、採用候補者の推薦を依頼した（平成 30 年 5 月）。また、各高等学校等からの採用候補者の推薦については、給付奨学生採用候補者の決定状況を踏まえ、追加推薦枠を配分した（平成 30 年 11 月）。 ・給付奨学金申込者からの相談等に対応するため、給付奨学金専用コールセンターを開設した（平成 30 年 5 月～12 月）。 ・マイナンバー提出専用コールセンターを開設した（平成 30 年 5 月～）。 ・マイナンバーを活用して奨学金の審査に必要な収入に関する情報を収集し、21,205 人の採用候補者を決定した。 〇学資支給基金の造成と適切な管理 ・学資支給基金は、平成 29 年 6 月 5 日に国から措置された学資支給基金補助金 70 億円の受領をもって造成された。 ・学資支給基金に係る業務に充てる費用等は、共通経費を各勘定に配賦する等、法令等に基づき、学資支給業務勘定として区分経理を行い、適切に管理した。		

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２－（３）	奨学金事業（３）適格認定の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号１５６

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	146,800	145,312	147,548	151,678	153,538
従事人員数（人）	18	18	18	19	19

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認	〈8〉 適格認定の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P27～31 **○貸与奨学金における適格認定の実施状況** **・学校担当者向け研修会において、大学等に対して、貸与奨学生の適格基準（学業・人物・経済状況）及び処置の内容について周知し、適格認定の適切な実施について依頼した。** **・「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。** **(1)適切な貸与月額の指導（貸与奨学金）** **・学校担当者向け研修会で、奨学生に、奨学金の必要性を判断させることや適切な貸与月額を選択させることについて指導するよう周知を図った（各年度実施）。** **・振込明細・返還総額（予定）等を印字した「貸与額通知書」を奨学生へ交付し、返還意識の涵養を図った。** **・「貸与額通知書」とともに奨学生へ交付する書類（「奨学金継続願」の提出手続きについて）に、辞退や貸与月額の見直し（減額）を検討するよう促す内容を記載した。** **・各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果をとりまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した（平成 25 年度適格認定分：平成 27 年１月、平成 26 年度適格認定分：平成 28 年１月、平成 27 年度適格認定分：平成 29 年３月、平成 28 年度適格認定分：平成 30 年３月、平成 29 年度適格認定分：平成 31 年３月）。** **・必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、無作為に抽出した学校に対し、「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め、個別の内容について点検を行った（平成 26 年度：39 校、平成 27 年度：37 校、平成 28 年度：34 校、平成 29 年度：34 校、平成 30 年度 30 校）。**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P27～31 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・真に支援を必要とする者に貸与・給付を行うという目的を達成し、かつ適格認定を厳格かつ迅速に行うため、奨学生に対する適格認定に係る基準について大学等に一層の周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 ・奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるために、大学等が奨学	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 真に支援を必要とする者に貸与・給付を行うという目的を達成し、かつ適格認定を厳格かつ迅速に行うため、奨学生に対する適格認定に係る基準について大学等に一層の周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 －	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 真に支援を必要とする者に貸与・給付を行うという目的を達成し、かつ適格認定を厳格かつ迅速に行うため、奨学生に対する適格認定に係る基準について大学等に一層の周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与又は給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 －

	また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。	定の実施を図る。「適格基準の細目」を明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。 また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。	－	(2)「適格基準の細目」の改定 ・平成 26 年度の適格認定においては、学校での運用実態等を踏まえて「警告」及び「激励」の基準値を引き上げるなど、平成 25 年度適格認定より段階的に実施するとしていた「適格基準の細目」の見直しを行い、奨学金事務担当者ホームページを通じて周知を図った（平成 26 年 11 月）。 ・平成 27 年度以降の適格認定においては、より実効性のある制度となるよう以下のとおり「適格基準の細目」を改定し、奨学金事務担当者ホームページを通じて周知を図った（平成 27 年 9 月）。 ①「激励」区分の廃止 「廃止」「停止」の基準を引き続き明確に示して厳格な認定を求めるとともに、平成 27 年度には「激励」を廃止し「廃止」「停止」の前段階の区分を整理することにより、学校における認定業務の簡素化を図り、「廃止」「停止」に係る認定の一層の適正化を促した。 ②「停止」の認定基準の緩和 成績回復に向けたインセンティブの付与となることから、卒業延期が確定した者であっても成業の見込みがある者については、「廃止」とせず「停止」とすることを可能とした。 ・平成30年度の適格認定においては、大学等に入学していることをもって修学に耐え得るとなされること、文部科学省の定める「大学入学者選抜実施要項」において、「入学志願者の健康状況については原則として入学選抜の判定資料としない」とあることを踏まえ、「健康」の基準を撤廃した（平成30年11月）。 〈貸与奨学生に係る適格認定処置状況〉　（単位：件） 区分 / 平成26年度（939,937 件中） / 平成27年度（936,524 件中） / 平成28年度（925,733 件中） / 平成 29 年度（913,944 件中） / 平成 30 年度（904,110 件中） 奨学金廃止（学業成績不振者等）：14,189（1.5%） / 11,816（1.3%） / 10,499（1.1%） / 8,984（1.0%） / 10,243（1.1%） 奨学金停止（学業成績不振者等）：9,558（1.0%） / 10,729（1.1%） / 9,846（1.1%） / 9,458（1.0%） / 9,767（1.1%） 警告（学修評価が著しく劣る者等）：15,516（1.7%） / 18,182（1.9%） / 17,997（1.9%） / 17,077（1.9%） / 18,212（2.0%） 激励（学修評価が劣る者）：42,490（4.5%） / － / － / － / － 合計：81,753（8.7%） / 40,727（4.3%） / 38,342（4.1%） / 35,519（3.9%） / 38,222（4.2%） （注）平成 27 年度に適格基準の細目を改定し、「激励」区分を廃止している。 ○適格認定実態調査（貸与奨学金） (1)適格認定に係る実態調査の実施 「警告」として認定された者の中に本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査した。 〈適格認定に係る実態調査の実施状況〉 区分 / 平成 25 年度適格認定 / 平成 26 年度適格認定 / 平成 27 年度適格認定 / 平成 28 年度適格認定 / 平成 29 年度適格認定 （件数 / 学校数） 警告 調査対象数：13,549 件 / 831 校 / 15,453 件 / 925 校 / 18,112 件 / 995 校 / 17,934 件 / 971 校 / 17,015 件 / 956 校 警告 不適切認定数：113 件 / 27 校 / 18 件 / 8 校 / 9 件 / 6 校 / 7 件 / 5 校 / 4 件 / 4 校 激励 調査対象数：34,473 件 / 1,277 校 / 42,400 件 / 1,354 校 / － / － / － 激励 不適切認定数：76 件 / 28 校 / 19 件 / 8 校 / － / － / － （注）平成 27 年度に適格基準の細目を改定し、「激励」区分を廃止している。	生に指導する仕組みを導入し、大学等に周知を図ったことは評価できる。 ・より実効性のある制度となるよう「適格基準の細目」の改定を行ったことは評価できる。 ・適格認定実態調査を行い、不適切な認定のあった大学等全体に対して改善計画の提出を求め、不適切な認定が２回目等となる大学等については訪問調査を行う等、不適切な認定を防止する仕組みを導入したことは評価できる。	〈有識者からの意見〉 第一種奨学金の学力（成績）基準を実質的に撤廃したことに見られるように、奨学生の採用にあたって「真に支援を必要とする者に貸与する」という観点が重視される傾向にある。それゆえ在学中の適格認定がますます重要になると思われる。したがって大学等との連携を一層強めていくことが期待される。	〈有識者からの意見〉

(2)調査結果に基づく対応
①改善計画書による確認
不適切な認定のあった学校全校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」若しくは「停止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。
②訪問調査又は面談の実施
不適切な認定が実態調査開始以降 2 回目等となる学校に対して機構職員による訪問調査を実施し、事務の実施状況を確認した（平成 26 年度：6 校、平成 27 年度：4 校、平成 28 年度：2 校）。
③不適切な認定の是正
不適切な認定が確認された対象者については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」若しくは「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。

(3)不適切な認定の防止
・平成 26 年度は、適格認定実態調査の結果に基づいて実施した訪問調査の結果を踏まえ、不適切な認定事例の発生を防止するため、適格認定期間に卒業予定期が確定しない者に係る認定処理方法等をまとめ各学校宛に通知した。
・平成 27 年度以降は、適格認定実態調査の結果に基づいて実施した訪問調査の結果を踏まえ、不適切な認定事例の発生を防止するため、各年度の適格認定において、適格認定期間に卒業予定期が確定しない者に係る認定処理方法等をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。
・平成 26 年度適格認定より学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、学校担当者向け研修会や奨学業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。更に、「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。

〇給付奨学金における適格認定の実施状況
・平成 30 年 10 月に開催した学校担当者向け研修会において、大学等に対して、給付奨学生の適格基準（学業・人物・経済状況）及び処置の内容について貸与奨学金と異なる点に重点を置いて周知し、適格認定の適切な実施について依頼した。
・処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適切な適格認定の実施について、学校に通知した（平成 29 年 11 月、平成 30 年 11 月）。
・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。

<給付奨学生に係る適格認定処置状況>　（単位：件）

区分	平成29年度実績 （2,470 件中）	平成30年度実績 （20,615 件中）
給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還が必要】	8 （0.3%）	137 （0.7%）
給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還不要】	6 （0.2%）	176 （0.9%）
給付奨学金停止（学業成績不振者等）	26 （1.1%）	279 （1.4%）
警告（学修評価が劣る者）	84 （3.4%）	889 （4.3%）
合計	124 （5.0%）	1,481 （7.2%）

〇適格認定実態調査（給付奨学金）
(1)適格認定に係る実態調査の実施
「警告」として認定された者の中に本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき者がいないかを調査した。
[適格認定に係る実態調査の実施状況]
平成 29 年度適格認定：　調査対象数　84 件 52 校
不適切認定数　0 件 0 校
(2)調査結果に基づく対応
不適切な認定が確認された者については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」若しくは「停止」と認定するよう要請し、また、学校に対して改善計画書の提出を求めるところだが、平成 29 年度適

				格認定においては不適切な認定が存在しないため、是正指導等は実施していない。 〇不適切な認定の防止 学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、学校担当者向け研修会や奨学業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。更に、「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。			

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２－（４）	奨学金事業（４）返還金の回収促進				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号１５８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
(1) 当年度分回収率	計画値	中期目標期間中に96%とする。	—	95.82%以上	95.88%以上	95.93%以上	95.97%以上	96.00%以上
	実績値	—	95.75%	96.4%	96.7%	96.8%	97.0%	97.0%
	達成度	—	—	928.6%	730.8%	583.3%	568.2%	500.0%
(2) 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	計画値	平成25年度実績に対して中期目標期間中に20%以上削減する。	—	6.02%以上	10.40%以上	14.28%以上	17.19%以上	20.00%以上
	実績値	—	0.921%	0.876% ※対25年度削減率4.89%	0.808% ※対25年度削減率12.27%	0.848% ※対25年度削減率7.93%	0.879% ※対25年度削減率4.56%	0.926% ※対25年度削減率△0.54%
	達成度	—	—	81.2%	118.0%	55.5%	26.5%	△2.7%
(3) 総回収率	計画値	中期目標期間中に83%以上とする。	—	82.75%以上	82.87%以上	82.93%以上	82.97%以上	83.00%以上
	実績値	—	82.56%	84.8%	85.9%	86.9%	87.7%	88.3%
	達成度	—	—	1,178.9%	1,077.4%	1,173.0%	1,253.7%	1,304.5%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
決算額（千円）	5,462,466	6,013,156	7,635,706	8,188,466	7,141,497
従事人員数（人）	193	187	204	204	208

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
①　返還金回収状況の把握と分析 　奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。	①　返還金回収状況の把握と分析 　毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。	〈9〉回収状況の把握・分析等の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第 3 期中期目標期間業務実績等報告書 P32～61 **○債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証** **債権管理・回収の適切性等を検証するとともに、必要な改善策等の検討を目的として、外部有識者及び金融関係者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を第 3 期中期目標期間の各年度に開催した。** **本委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果、返還者に関する情報の調査結果等について、外部シンクタンクの定量的な分析結果等を参考に審議を行った。その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善しているとの結論を得た。** **○債権管理・回収等検証委員会からの提言** **各年度における債権管理・回収等検証委員会報告書では、委員会の提言に基づく回収促進方策が着実に検討、実施されていることに鑑み、機構の債権管理の体制及び回収状況は適切であると結論づけられた。また、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあって着実に改善しており、今後の回収促進策を考える上で、これまでの取組を継続していくことは重要であるが、更なる回収促進を図るべく、以下の各種施策を行うことが必要であるとの提言がなされた。** **(1)平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会報告書（提言概要）** **①返還者全体に対して行うべき施策** **・返還意識の涵養** **・適正な貸与月額選択の指導** **・学校との連携** **・学校別返還状況の公開に向けた取組** **・減額返還の一層の利用促進** **・現行の督促スキームの強化** **②重点的に働きかけるべきグループを抽出して行う施策** **・在学猶予中の者への返還意識の涵養** **・猶予制度の長期利用者に対する実態調査** **・減額返還の一層の利用促進** **・機関保証債権の連絡先照会の活用** **・学校との連携** **・東日本大震災の災害救助法適用地域に係る延滞者への対応** **(2)平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会報告書（提言概要）** **①広く全体的に行うべき施策** **・高等学校等に対する奨学金制度の周知** **・適切な貸与月額選択の指導** **・返還意識の涵養** **・学校（大学等）と連携した働きかけ** **・学校別奨学金情報の公表** **・減額返還制度の利用促進** **②重点的に働きかけるグループを抽出して行う施策** **・減額返還・返還期限猶予の期間満了を控えた者、期間満了後に延滞に陥った者に対する働きかけ** **・口座未加入者に対する口座加入督促の強化** **③退学者等に対する働きかけ** **(3)平成 28 年度債権管理・回収等検証委員会報告書（提言概要）**	＜自己評価書参照箇所＞ 第 3 期中期目標期間業務実績等報告書 P32～61 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行ったことは評価できる。 ・同委員会において、今後の更なる回収促進に向けた施策提言をとりまとめたことは評価できる。 ・債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、回収促進のための取組を実施したことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行い、また、今後の更なる回収促進に向けた施策提言をとりまとめたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 債権管理・回収等検証委員会の施策提言は、第 3 期中期目標期間中における返還金回収に大きく貢献したと考えられる。また、毎年度対策の効果の検証を行っており評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行い、また、今後の更なる回収促進に向けた施策提言をとりまとめたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

				①新たに 3 ヶ月以上延滞となる債権の抑制にかかる施策 携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）による働きかけ ②その他の施策 ・奨学金制度に対する正しい理解の醸成 ・適切な貸与金額選択の促進 (4)平成 29 年度債権管理・回収等検証委員会報告書（提言概要） ①新たに 3 ヶ月以上延滞となる債権の抑制にかかる施策 ・支払方法の改善 ・インターネット環境での情報発信機能の充実 ・適切な貸与額・返還額の周知及び徹底 ②その他の施策 機関保証債務者の親族への返還状況に関する情報の提供を可能とするための仕組みの検討 (5)平成 30 年度債権管理・回収等検証委員会報告書（提言概要） ①コンビニ払の拡充による入金反映の迅速化と新しい入金方法の検討 ②スカラネット・パーソナルのアプリ化の検討 ③本人、連帯保証人、保証人以外の第三者（親族等）への情報提供 〇債権管理・回収等検証委員会からの提言を踏まえた債権管理・回収に係る取組 各年度においては、債権管理・回収等検証委員会の検証結果を踏まえ、以下の取組を実施した。 (1)平成 25 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 26 年度の新しい取組 ①学校と連携した卒業生に対する働きかけ 在学中の返還指導の延長となる内容の文書を卒業生（新規返還者）に送付した。 ②奨学金の貸与を希望する者の理解の増進、進路指導の充実 大学等予約採用候補者向けのガイダンスビデオを新たに作成し、各高等学校等に配付するとともに、一般向けホームページに掲載した。また、平成 27 年度の実施に向けて、申込者向けのガイダンスビデオを作成した（配付・公開は平成 27 年 4 月実施）。 (2)平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 27 年度の新しい取組 ①回収委託に係る仕様の見直し 平成 26 年度に実施した回収委託に係る試行的取組の分析結果を踏まえ、延滞 8 月目に、延滞が続くと法的処理が行われる旨を記載した文書を送付することにより、強い督促を行った。 ②携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた働きかけ 口座未加入者及び減額返還・返還期限猶予の適用期間が満了する返還者を対象として、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた口座加入督促及び返還期限猶予制度等の案内を実施した。 ③学校と連携した卒業生に働きかけの文書を送付する取組 各学校からの文書送付時期を 10 月（初回返還に係る時期）から 12 月（返還開始後 2ヶ月に係る時期）に変更した。 (3)平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 28 年度の新しい取組 ①携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた働きかけ 機関保証で振替不能 3 回目の督促架電が不通話であった返還者に対する口座入金の督促及び平成 28 年 10 月の新規返還開始者のうち、口座振替において「残高不足」以外の理由による振替不能であった債権で払込用紙による請求に移行した返還者に対する口座手続の督促を実施した。 ②学校と連携した卒業生に対する働きかけ ・実施時期を平成 27 年度は 12 月としていたが、平成 28 年度は各学校の適当と思われる時期とした。 ・実施方法として文書送付及びメール送信に加えて、ホームページ・SNS・同窓会誌等への掲載など学校独自の工夫による取組も可能とした。		

				(4)平成 28 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 29 年度の取組 ①携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた働きかけ 平成 28 年度までの取組に加えて、平成 29 年度は新たに、平成 29 年 3 月に学校を退学若しくは奨学金が廃止になった者を対象に、初回振替日前の返還開始（振替日）案内を送信した。 ②学校と連携した卒業生に対する働きかけ 平成 28 年度に引き続き、学校と連携し、各学校から卒業生への働きかけを着実に実施した。 (5)平成 29 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 30 年度の取組 ①新たに 3 ヶ月以上延滞となる債権の抑制にかかる施策 ・支払方法の改善 ・インターネット環境での情報発信機能の充実 平成 29 年度までの取組に加え、平成 30 年 7 月末に猶予切れ通知（猶予期間が終了することを知らせる通知）が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ返還期日が平成 30 年 10 月の者への払込と口座振替の手続の案内及び平成 30 年 7 月末に猶予切れ通知が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ平成 30 年 10 月に口座振替がかかる予定の者への口座入金の案内を、SMS を用いて送信した。 ②適切な貸与額・返還額の周知及び設定 ・「スカラシップ・アドバイザー派遣事業」の実施 新設された貸与月額及び所得連動返還方式や減額返還制度等の説明を行った。 ・「進学マネー・ハンドブック」を配付した。 ③その他の施策 ・機関保証債務者の親族への情報提供 機関保証債務者の親族への情報提供だけでなく、人的保証における本人、連帯保証人、保証人以外の第三者(親族)への情報提供について検討した。		
	② 回収の取組 返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に９６％とする。	② 回収の取組 返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に９６％とする。	〈10〉当年度分回収率 〈主な定量的指標〉 ・当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 ・達成度については、平成 25 年度見込回収率 95.75%（第３期中期目標を定めた時点での推計値）と、今中期目標期間目標値 96.00%の差（0.25 ポイント）を基準	○当年度分回収率 〈当年度分回収率〉 （単位：百万円） 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 要回収額 / 507,056 / 542,460 / 579,290 / 615,539 / 649,036 回収額 / 488,633 / 524,504 / 560,984 / 596,891 / 629,438 回収率 / 96.4% / 96.7% / 96.8% / 97.0% / 97.0% 〈参考：新規返還者の回収率〉 （単位：百万円） 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 要回収額 / 23,979 / 24,573 / 24,610 / 24,529 / 24,285 回収額 / 23,306 / 23,932 / 23,948 / 23,882 / 23,628 回収率 / 97.2% / 97.4% / 97.3% / 97.4% / 97.3%	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、平成 26 年度から平成 30 年度までにおける回収率は、各年度、中期目標期間中の計画値である 96.00％を大きく上回ったこと踏まえ、A 評定とする。	＜評価すべき実績＞ 貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率が年度計画値を大きく上回ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 当年度分回収率は平成 26 年度から平成 29 年度まですべての年度において中期目標期間の目標回収率 96％を上回り、しかも各年度とも前年度の回収率を上回ったことは特筆に値する。これは返還金回収への総合的な取組みがきわめて効果的に機能した結果として高く評価できる。	＜評価すべき実績＞ 貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、中期目標期間中の回収率が計画値を大きく上回ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

			とする。				
	また、要返還債権数に占める当該年度に新たに３ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に２０％以上改善する。	要返還債権数に占める当該年度に新たに３ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に２０％以上改善する。	〈11〉要返還債権数に占める当該年度に新たに３ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率 〈主な定量的指標〉 ・要返還債権数に占める当該年度に新たに３ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	○要返還債権数に占める当該年度に新たに３ヶ月以上延滞債権となった債権数の状況 新たな 3 ヶ月以上の延滞を抑制するためには、延滞の早期における解消とともに、在学中の指導も含めた返還意識の涵養や奨学金制度に関する正しい理解の促進が重要であることを踏まえ、以下のとおり様々な施策を実施した。 (1)奨学金申込前及び貸与中の奨学生への指導等 ①借り過ぎ防止策の実施 貸与額が高額となることが返還に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として、「第二種奨学金における貸与期間の制限」、「併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等」、「申込時における過去の奨学生番号の届出」を平成 28 年度採用者より着実に実施している。 ②貸与月額の見直し 真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、以下のとおり貸与月額を見直した。 ・第一種奨学金の貸与月額を新設するとともに、家計支持者の年収が一定額を超える場合の貸与月額に制限を設けた（平成 30 年度入学者から適用）。 ・第二種奨学金は、2 万円から 12 万円まで 1 万円単位で選択できるよう貸与月額を増やした（平成 30 年度以降、第二種奨学金の希望者（貸与中の者を含む）に適用）。 ③大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付するなどの取組を実施した。 ④「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精勤する必要があること及び貸与終了後は返還の義務があることを再認識するよう促した。 ⑤スカラシップ・アドバイザー派遣事業 スカラシップ・アドバイザー派遣事業とは、高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知見を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高校等に派遣する事業であり、平成 29 年度から開始した。 平成 30 年度は派遣対象を大学等のオープンキャンパス等まで拡大した。 (2)返還者への指導等 ①初期延滞債権に係る督促 ・振替不能 1～3 回目の者に対して振替不能通知の送付及び督促の架電を行った（振替不能 2 回目は連帯保証人、振替不能 3 回目は連帯保証人及び保証人への通知・架電も併せて各年度実施）。 ・延滞 3 ヶ月以上の者については回収業務をサービサーに委託し、督促のほか、返還期限猶予の願出に係る指導、個人信用情報機関への登録に関する注意喚起、法的措置や代位弁済に関する注意喚起を行った（各年度実施）。 ②学校と連携した卒業生に対する働きかけ 学校長から卒業生への働きかけを依頼する取組を平成 26 年度より実施しており、平成 28 年度以降は以下のとおり実施した。 ・実施時期：各学校にて適当と思われる時期 ・実施方法：文書送付及びメール送信に加えて、ホームページ・SNS・同窓会誌等への掲載 など ③返還期限猶予制度の周知 返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ（動画）【返還 DVD】」を機構ホームページに掲載した。 また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。リーフレットは、減額返還制度について割賦金を 3 分の 1 に減額して返還する制度の新設に合わせ内容を更新した。 ④携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた働きかけ【再掲】 SMS を用いて、以下の取組を実施した。 ・口座未加入者及び減額返還・返還期限猶予の適用期間が満了する返還者を対象とした	〈評定〉 C 〈評定根拠〉 要返還債権数に占める当該年度に新たに 3 ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の平成 25 年度同割合に対する削減率は、平成 27 年度のみ、計画値を達成したが、その他の年度では計画値を達成することはできなかった。 新たに延滞 3 ヶ月以上となった債権の要返還債権全体に占める構成比は、基準年の平成 25 年度を含め、0.8～0.9%である。対象が要返還債権全体の 1%未満と小さいため、機構の施策の効果が実績として現れにくいという点があり、また、要返還債権数に占める 3 ヶ月以上延滞債権全体（新規を含む）の割合は、平成 25 年度と比較して、平成 30 年度には 32.94%の改善となり、機構設立以来、毎年度、一貫して改善方向に向かっている。 要返還債権全体に対する延滞抑制のための取組としては、在学中には、借り過ぎ防止策の実施、返還意識の涵養を図り、返還開始後は、初期延滞者への督促、学校と連携した働きかけ、救済制度の周知等を実施し、また、申込前の段階においても、奨学金事業について正しい理解を促進するための広報活動を強化している。このように要返還債権全体に対する取組を一層強化している状況や、当年度分回収率、総回収率の状況を考慮しても、返還金の回収状況は、全体として健全な方向に推移していると言える。 これらのことを踏まえてC評定とする。	＜評価すべき実績＞ 要返還債権数に占める当該年度に新たに 3 ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の平成25年度同割合に対する削減率は計画値を下回っているが、延滞抑制のための取組を一層強化していることは評価できる。 一方で、要返還債権数に占める 3 ヶ月以上延滞債権全体（新規以外を含む）の割合は、平成 25 年度と比較して、30.64%の改善となり、一貫して改善方向に向かっていることから、返還金の回収状況は、全体として健全な方向に推移していると言え評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 貸与中の指導の充実等により、奨学生の返還意識の涵養を図るなど、さらなる延滞防止策を検討する必要がある。 〈有識者からの意見〉 新たに 3 ヶ月以上延滞債権となった債権数の削減率が、目標値の 20%には及ばない低い数値で推移したことは残念である。ただし、債権の要返還債権全体に占める構成比が 0.8～0.9%と小さいことを考慮すべきであり、返還回収に影響を及ぼすものではなかった。新規を限定せずに要返還債権数に占める 3 ヶ月以上延滞債権となった債権数全体の削減率を見てみると、各年度において着実に改善が図られ、平成 29 年度には対平成 25 年度削減率で 30.64%に達している。次期中期目標における指標として、回収不能見込額の算定との整合性等を見据えた総合的な評価指標を検討していくべきである。	＜評価すべき実績＞ 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の平成 25 年度同割合に対する削減率は計画値を下回っているが、延滞抑制のための取組を一層強化していることは評価できる。 一方で、要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権全体（新規以外を含む）の割合は、平成 25 年度と比較して、32.94%の改善となり、一貫して改善方向に向かったことから、返還金の回収状況は、全体として健全な方向に推移したと言え評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 貸与中の指導の充実等により、奨学生の返還意識の涵養を図るなど、さらなる延滞防止策を検討する必要がある。 〈有識者からの意見〉

口座加入督促及び返還期限猶予制度等の案内（平成 27 年度より実施）
・機関保証で振替不能 3 回目の督促架電が不通話であった返還者に対する口座入金の督促（平成 28 年度より実施）
・平成 29 年 10 月の新規返還開始者のうち、口座振替において「残高不足」以外の理由による振替不能であった債権で払込用紙による請求に移行した返還者に対する口座手続の督促（平成 28 年度より実施）
・平成 29 年 3 月に学校を退学若しくは奨学金が廃止になった者に対する、初回振替日前の返還開始（振替日）の案内（平成 29 年度より実施）
・平成 30 年 7 月末に猶予切れ通知が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ返還期日が平成 30 年 10 月の者への払込と口座振替の手続の案内（平成 30 年度より実施）
・平成 30 年 7 月末に猶予切れ通知が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ平成 30 年 10 月に口座振替がかかる予定の者への口座入金の案内（平成 30 年度より実施）
・猶予を申請せず新たに延滞 2 ヶ月となった者に対する振替日前の入金督促（平成 30 年度より実施）

<要返還債権数に占める当該年度に新たに 3 ヶ月以上延滞債権となった債権数>（単位：件）

区分	【基準】平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要返還債権数(A)	3,788,801	3,998,668	4,191,181	4,359,961	4,525,691	4,664,774
新たに3か月以上延滞債権となった債権数(B)	34,890	35,031	33,846	36,956	39,775	43,213
割合(B÷A)	0.921%	0.876%	0.808%	0.848%	0.879%	0.926%
対平成25年度削減率	－	4.89%	12.27%	7.93%	4.56%	△0.54%

<参考：要返還債権数に占める 3 ヶ月以上延滞債権となった債権数>（単位：件）

区分	【基準】平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要返還債権数(A)	3,788,801	3,998,668	4,191,181	4,359,961	4,525,691	4,664,774
3ヶ月以上延滞債権数(B)	201,064	185,544	175,482	171,014	166,577	166,028
割合(B÷A)	5.307%	4.640%	4.187%	3.922%	3.681%	3.559%
対平成25年度削減率	－	12.57%	21.10%	26.10%	30.64%	32.94%

総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に８３％以上にする。

総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に８３％以上にする。

〈12〉総回収率

〈主な定量的指標〉
・当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合

〈その他の指標〉

○総回収率

<総回収率>（単位：百万円）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要回収額	590,929	626,171	661,277	696,507	729,195
回収額	501,100	538,172	574,655	611,092	643,713
回収率	84.8%	85.9%	86.9%	87.7%	88.3%

<参考 1：繰上返還額を考慮した場合の回収率>
前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

〈評定〉 A

〈評定根拠〉
貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は平成 26 年

〈評価すべき実績〉
貸与中からの返還意識の涵養等の周知等により、総回収率が 87.7%に達し、年度計画値 82.97%を大きく上回ったことは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－
〈有識者からの意見〉
総回収率は平成26年度から平成29年度まですべての年度において中期目標期間の目標回収率 83%を上回り、

評価すべき実績〉
貸与中からの返還意識の涵養等の周知等により、総回収率が 88.3%に達し、年度計画値 83.00%を大きく上回ったことは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－
〈有識者からの意見〉

		特になし 〈評価の視点〉 ・達成度については、平成25年度見込回収率 82.56%（第３期中期目標を定めた時点での推計値）と、今中期目標期間目標値83.00%の差（0.44ポイント）を基準とする。	 **区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度** 繰上額 / 906億円 / 1,003億円 / 1,109億円 / 1,228億円 / 1,331億円 回収率 / 86.8% / 87.9% / 88.8% / 89.6% / 90.1% 〈参考2:割賦の区分別回収実績（回収率）〉 （単位:%） **割賦の区分（期首） / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度** 8年以上延滞 / 7.7 / 8.9 / 9.6 / 9.0 / 7.5 1年以上8年未満 / 10.5 / 11.4 / 11.1 / 10.7 / 10.3 7年以上8年未満 / 7.5 / 10.7 / 10.3 / 10.2 / 10.0 6年以上7年未満 / 6.7 / 10.9 / 10.1 / 10.1 / 9.5 5年以上6年未満 / 8.0 / 11.1 / 10.5 / 10.3 / 9.5 4年以上5年未満 / 9.9 / 10.9 / 10.6 / 10.2 / 9.9 3年以上4年未満 / 11.0 / 11.3 / 10.6 / 10.2 / 10.1 2年以上3年未満 / 11.2 / 11.6 / 11.5 / 10.8 / 10.0 1年以上2年未満 / 13.8 / 12.4 / 12.6 / 12.2 / 12.0 1年未満 / 35.5 / 39.7 / 42.3 / 47.4 / 50.5 3月以上1年未満 / 23.2 / 23.0 / 24.2 / 26.9 / 29.6 3月未満 / 55.8 / 62.9 / 65.5 / 70.5 / 72.6 延滞分計 / 14.9 / 16.3 / 16.7 / 17.5 / 17.8 当年度分 / 96.4 / 96.7 / 96.8 / 97.0 / 97.0 総回収実績 / 84.8 / 85.9 / 86.9 / 87.7 / 88.3 （注）回収率は、区分毎の要回収額に対する回収額の割合	度から平成30年度までにおける各年度、中期目標期間中の計画値である83.00%を大きく上回ったことを踏まえ、A評定とする。	しかも各年度とも前年度の回収率を上回った。これは返還金回収への総合的な取組みがきわめて効果的に機能した結果として高く評価できる。今後も引き続き回収率が向上していくことを期待する。	
		回収の取組として、以下の施策を推進する。 ア．リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。	〈13〉リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	○リレー口座（口座振替）加入徹底の取組 ・学校に対して、採用時説明会や返還説明会を実施し、リレー口座加入の手続を徹底するよう協力を求めるとともに、加入率の低い学校には機構職員を派遣して指導の充実等を要請した。 ・口座未加入者に対して、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）による加入督促を行った。 〈新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率〉 **区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度** 総合 / 99.7% / 99.7% / 99.7% / 99.8% / 99.7% 無利子 / 99.8% / 99.8% / 99.8% / 99.8% / 99.8% 有利子 / 99.6% / 99.7% / 99.7% / 99.7% / 99.7% 〈返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率〉 **区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度** 総合 / 97.2% / 97.4% / 97.6% / 97.8% / 97.9% 無利子 / 96.6% / 97.0% / 97.3% / 97.5% / 97.7% 有利子 / 97.5% / 97.7% / 97.8% / 97.9% / 98.0% ○コールセンターによる返還相談 ・奨学金返還相談センターを設置し、受託業者と適宜情報交換しながら、オペレータ向けマニュアルを更新し、コールセンターによる返還相談の充実を図った。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・加入率の低い学校には機構職員を派遣して指導の要請をする等の施策により、既に高い水準にある新規返還開始者のリレー口座（口座振替）加入率を前年度実績と同水準に保つとともに、口座未加入者に対して、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）による加入督促を行うことにより全体のリレー口座（口座振替）加入率も向上していることは評価できる。 ・受託業者と連携して、適宜必要な体制を確保しながらコールセンターを運営し返還相談を実施しており、評価できる。	〈評価すべき実績〉 加入率の低い学校には機構職員を派遣して指導の要請をする等リレー口座（口座振替）加入率を前年度実績と同水準に保っていること、口座未加入者に対して、加入督促を行うことにより全体のリレー口座（口座振替）加入率も向上していることは、評価できる。 コールセンターを運営し返還及び貸与の相談を実施したことは、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 －	〈評価すべき実績〉 加入率の低い学校には機構職員を派遣して指導の要請をする等リレー口座（口座振替）加入率を前年度実績と同水準に保っていること、口座未加入者に対して、加入督促を行うことにより全体のリレー口座（口座振替）加入率も向上していることは、評価できる。 コールセンターを運営し返還及び貸与の相談を実施したことは、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 －

				・返還者への文書発送時等、相談業務の繁忙期にはオペレータを増員する等、適時適正な人員を確保するよう努めた。 ・コールセンターに寄せられた返還者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明を、よりわかりやすい内容に改める等、改善を図った。		〈有識者からの意見〉 新規返還開始者のリレー口座加入率はいずれも 99%以上であることを考えると、回収の取組としての重要性は薄れていると考えられる。コールセンターの一層の活用が期待される。	〈有識者からの意見〉
		イ．初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。	〈14〉初期延滞における督促の実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ －	○初期延滞債権の回収委託実施状況 (1)振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電 振替不能 1 回目の者が 2 回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人、連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。 ・振替不能 1 回目…本人への通知及び架電 ・振替不能 2 回目…本人及び連帯保証人（人的保証）への通知及び架電 ・振替不能 3 回目…本人、連帯保証人及び保証人（人的保証）への通知及び架電 〈督促架電の状況〉（単位：件） 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 架電件数 / 1,617,116 / 1,687,996 / 1,735,792 / 1,818,337 / 1,822,895 (2)延滞 3 ヶ月以上の者に係る回収委託 早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 ヶ月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービサーに委託した。 サービサーにおいて、返還期限猶予の願出に係る指導を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。 ・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施 ・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付 また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した。 〈初期延滞債権の回収委託実績〉 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 委託件数（件） / 77,235 / 75,454 / 84,096 / 88,196 / 99,121 請求金額（千円） / 4,563,147 / 4,623,723 / 4,930,649 / 5,167,746 / 5,564,545 回収件数（件） / 35,249 / 35,479 / 39,294 / 38,494 / 46,139 回収金額（千円） / 2,322,276 / 2,388,656 / 2,647,473 / 2,687,992 / 3,179,887 猶予件数（件） / 5,197 / 5,590 / 7,452 / 7,781 / 9,681 （注 1）「件数」は債権数である。 （注 2）「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。 （注 3）「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。 （注 4）「猶予」とは、サービサーから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 初期延滞債権について、督促架電及び回収業務をサービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 初期延滞債権について、督促業務をサービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －	〈評価すべき実績〉 初期延滞債権について、督促業務をサービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉
		ウ．中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回	〈15〉中長期延滞における督促の実施状況 〈主な定量的指標〉	○中長期延滞債権の回収委託実施状況 中長期延滞債権については、延滞 2 年半以上 8 年未満かつ 6 月以上入金なし（平成 25 年度契約分については延滞 3 年以上 8 年未満かつ 6 月以上入金なし、平成 29 年度以降契約分については延滞 2 年半以上 9 年未満かつ 3 月以上入金なし）である債権の回収業務を計画的にサービサーへ委託した。 また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した。 〈管理回収業務委託の実績〉	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中長期延滞債権について、回収業務をサ	〈評価すべき実績〉 東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中長期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するととも	〈評価すべき実績〉 東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中長期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するとと

		収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。	特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	<table><tr><th>区分</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>委託件数(件)</td><td>29,568</td><td>23,771</td><td>25,736</td><td>16,838</td><td>12,300</td></tr><tr><td>請求金額(千円)</td><td>22,132,602</td><td>17,523,105</td><td>20,966,957</td><td>13,608,988</td><td>9,764,776</td></tr><tr><td>回収件数(件)</td><td>10,947</td><td>9,461</td><td>10,753</td><td>8,821</td><td>6,661</td></tr><tr><td>回収金額(千円)</td><td>1,828,914</td><td>1,598,574</td><td>1,719,702</td><td>1,427,586</td><td>953,367</td></tr><tr><td>猶予件数(件)</td><td>870</td><td>534</td><td>495</td><td>264</td><td>181</td></tr></table> 〈委託継続の実績〉 <table><tr><th>区分</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>委託件数(件)</td><td>12,570</td><td>14,877</td><td>20,459</td><td>20,133</td><td>17,632</td></tr><tr><td>請求金額(千円)</td><td>9,763,286</td><td>12,305,277</td><td>17,925,548</td><td>18,305,938</td><td>17,001,924</td></tr><tr><td>回収件数(件)</td><td>10,584</td><td>12,969</td><td>15,421</td><td>15,461</td><td>14,536</td></tr><tr><td>回収金額(千円)</td><td>1,552,767</td><td>2,005,520</td><td>2,039,523</td><td>2,045,529</td><td>2,104,995</td></tr><tr><td>猶予件数(件)</td><td>177</td><td>106</td><td>103</td><td>96</td><td>80</td></tr></table> (注 1)「件数」は債権数である。 (注 2)「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。 (注 3)「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。 (注 4)「猶予」とは、サービサーから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。 [東日本大震災への対応] 東日本大震災の災害救助法適用地域の居住者のうち、延滞 8 年未満で 6 月以上入金がない者について、以下のとおり回収委託を実施した。 ・内陸部の居住者については、平成 26 年 4 月から平成 27 年 10 月まで回収委託を実施し、委託期間に一部入金があるがなお延滞解消しないものについて、平成 29 年 10 月まで委託の継続を実施した。 ・沿岸部の居住者に対しては、平成 26 年度まで督促の対象から除外していたが、平成 27 年度より回収委託を再開した。(なお、原発被災地域については、引き続き督促の対象から除外している。) 平成 27 年 9 月から平成 29 年 3 月まで回収委託を実施し、委託期間に一部入金があるがなお延滞解消しない者については、平成 31 年 3 月まで委託の継続を実施した。 ・なお、内陸部・沿岸部ともに、「被災状況調査票」の送付及びサービサーを活用した架電による状況確認を踏まえ、回収委託を実施している。被災状況が確認できていないものについては、状況確認を行い、状況が確認できた場合は状況を踏まえて猶予指導等の対応を行った。 〈内陸部の実績〉委託期間:平成 26 年 4 月～平成 27 年 10 月 <table><tr><th>区分</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>委託件数(件)</td><td>3,104</td><td>2,396</td><td>ー</td><td>ー</td><td>ー</td></tr><tr><td>請求金額(千円)</td><td>1,631,664</td><td>1,596,811</td><td>ー</td><td>ー</td><td>ー</td></tr><tr><td>回収件数(件)</td><td>1,355</td><td>812</td><td>ー</td><td>ー</td><td>ー</td></tr><tr><td>回収金額(千円)</td><td>277,885</td><td>110,860</td><td>ー</td><td>ー</td><td>ー</td></tr><tr><td>猶予件数(件)</td><td>478</td><td>110</td><td>ー</td><td>ー</td><td>ー</td></tr></table> 〈内陸部委託継続の実績〉委託継続期間:平成 27 年 11 月～平成 29 年 10 月 <table><tr><th>区分</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>委託件数(件)</td><td>ー</td><td>787</td><td>742</td><td>641</td><td>ー</td></tr><tr><td>請求金額(千円)</td><td>ー</td><td>531,382</td><td>528,664</td><td>536,469</td><td>ー</td></tr></table>	ービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。	に、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ー 〈有識者からの意見〉 ー	もに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ー 〈有識者からの意見〉

				回収件数(件)	―	537	557	415	―
				回収金額(千円)	―	43,853	89,704	42,197	―
				猶予件数(件)	―	11	38	10	―

<沿岸部の実績>委託期間:平成 27 年 9 月～平成 29 年 3 月

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
委託件数(件)	―	476	400	―	―
請求金額(千円)	―	310,034	283,642	―	―
回収件数(件)	―	196	184	―	―
回収金額(千円)	―	32,123	40,635	―	―
猶予件数(件)	―	64	16	―	―

<沿岸部委託継続の実績>委託継続期間:平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
委託件数(件)	―	―	―	123	107
請求金額(千円)	―	―	―	88,402	85,525
回収件数(件)	―	―	―	100	84
回収金額(千円)	―	―	―	14,942	14,690
猶予件数(件)	―	―	―	1	2

〈16〉 法的処理の実施状況

〈主な定量的指標〉
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

〈その他の指標〉
特になし

〈評価の視点〉
－

○法的処理実施状況

法的処理の対象を定めた「法的処理実施計画」を中期目標期間中の各年度において策定し、計画的に法的処理を実施した。
また、「平成26年度財政融資資金融通先等実施監査」における指摘事項への対処方針を踏まえ、返還誓約書未提出者に対する優先的な法的処理を実施した。

(1)初期延滞債権に係る法的処理
「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」（平成20年6月10日奨学金の返還促進に関する有識者会議）及び「規制改革推進のための第3次答申」（平成20年12月22日規制改革会議）における法的処理の早期化に係る指摘を踏まえ、平成21年度（平成22年2月）から、振替不能回数4回目となり延滞3ヶ月以上となった者に対して回収委託業務を実施し、当初委託期間中（5ヶ月間）に滞納解消せず、入金のあるものについては引き続き回収委託業務を行い、これらの取組によってもなお延滞9ヶ月以上となった者に対して法的処理を実施した。

(2)中長期延滞債権に係る法的処理
・平成26年度は、平成24年8月から平成26年2月までに回収委託を実施した延滞3年以上8年未満かつ6月以内に入金のないもののうち延滞7年以上（回収委託後入金なし）となったものを対象に法的処理を実施した。
また、時効の中断に向け、延滞7年以上かつ6年以上入金のないものに法的処理を実施した。
・平成27年度は、「平成26年度財政融資資金融通先実施監査」を踏まえ、返還誓約書未提出者については、延滞1年以上かつ1年以上入金のないものについて法的処理を実施した。返還誓約書提出者については、延滞1年以上かつ過去に1度も入金のないものに法的処理を実施した。
また、時効の中断に向け、延滞9年以上かつ7年以上入金のないものを対象に法的処理を実施した。
・平成28年度は、返還誓約書未提出者については、延滞1年以上かつ1年以上入金のないものについて法的処理を実施した。返還誓約書提出者については、延滞7年以上かつ1年以上入金のないものに法的処理を実施した。
また、時効の中断に向け、延滞10年以上かつ6年以上入金のないものを対象に法的処理を

〈評定〉 B

〈評定根拠〉
法的処理の対象を定めた「法的処理実施計画」を策定し、これに基づいて適切に処理を行ったことは評価できる。

〈評価すべき実績〉
法的処理の対象を定めた「法的処理実施計画」を策定し、これに基づいて適切に処理を行ったことは評価できる。
〈今後の課題・指摘事項〉
―
〈有識者からの意見〉
―

〈評価すべき実績〉
法的処理の対象を定めた「法的処理実施計画」を策定し、これに基づいて適切に処理を行ったことは評価できる。
〈今後の課題・指摘事項〉
―
〈有識者からの意見〉

実施した。
・平成29年度は、返還誓約書未提出者については、延滞1年以上かつ1年以上入金のないものについて法的処理を実施した。返還誓約書提出者については、延滞1年以上かつ1年以上入金のないものに法的処理を実施した。
また、時効の中断に向け、延滞7年以上かつ7年以上入金のないものを対象に法的処理を実施した。
・平成30年度は、返還誓約書未提出者については、延滞1年以上かつ1年以上入金のないものについて法的処理を実施した。返還誓約書提出者については、延滞1年以上かつ1年以上入金のないものに法的処理を実施した。
また、時効の中断に向け、延滞8年以上かつ8年以上入金のないものを対象に法的処理を実施した。

〈法的処理実施状況〉 （単位：件）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支払督促申立予告	16,707	16,737	17,862	17,621	17,604
支払督促申立	8,495	8,713	9,106	8,659	8,068
仮執行宣言付支払督促申立	1,960	2,268	2,383	2,042	2,064
強制執行予告	4,436	3,622	3,446	3,998	3,720
強制執行申立	646	778	590	489	582
強制執行	320	498	387	344	340
和解	4,551	4,634	4,816	4,776	4,683

（注）件数は、債権数である。

〈支払督促申立予告処理の実施結果〉 （単位：件）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成 30 年度
応答があったもの（入金・猶予等）	6,587 (39.4%)	5,691 (34.0%)	7,478 (41.9%)	7,538 (42.8%)	7,284 (41.4%)
対応中（支払督促申立準備中等）	4,843 (29.0%)	5,670 (33.9%)	5,477 (30.7%)	4,989 (28.3%)	5,612 (31.9%)
支払督促申立実施	5,277 (31.6%)	5,376 (32.1%)	4,907 (27.5%)	5,094 (28.9%)	4,708 (26.7%)
実施総数	16,707 (100.0%)	16,737 (100.0%)	17,862 (100.0%)	17,621 (100.0%)	17,604 (100.0%)

（注1）支払督促申立予告については、平成26年度～平成30年度において毎月発送した。
（注2）計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

	エ．延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。	〈17〉延滞者の実態調査の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標は	○延滞者の実態調査（奨学金の返還者に関する属性調査）の実施 奨学金の延滞者の実態を把握するため、毎年度、延滞している者の中からおおよそ 2 万人を無作為で抽出し、実態調査を実施した。回答者の利便性を考慮し、平成 27 年度調査より、紙（郵送）に加えて、Web での回答を可能とした。また、調査結果は、調査実施年度の翌年度に機構ホームページに掲載して公表した。 〈奨学金の返還者に関する属性調査の回答状況〉 区分 / 対象 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 延滞 / 対象 / 19,518件 / 19,658件 / 19,623件 / 19,628 件 / 19,658 件	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 延滞者の実態調査を実施し、実態の把握に努めるとともに、調査結果をもとに回収強化のための取組に反映させたことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 毎年度実施した調査の集計・分析結果を公表し、平成 29 年度からは web での回答可能とするなど回答率を上げて調査をより着実に実	〈評価すべき実績〉 延滞者の実態調査を実施し、実態の把握に努めるとともに、調査結果をもとに回収強化のための取組に反映させたことは評価で

			そぐわないため) 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	者	者						施するための改善策を実施していることは評価できる。 延滞者の実態把握のため、回答の督促も含めて着実に実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ー 〈有識者からの意見〉 定期的な調査は重要であるから今後とも継続して行われることが望ましい。	きる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ー 〈有識者からの意見〉
					回答者	3,764件	2,941件	2,838件	3,329 件	3,023 件		
					回答率	19.3%	15.0%	14.5%	17.0%	15.4%		

○回収促進策への反映
返還中の者の中には、返還期限猶予制度を知らない者がいることから、返還開始前の周知を図るため、各学校に対して在学猶予手続の周知の徹底及び在学猶予期間が終了する奨学生に対する返還指導の徹底を依頼するとともに、在学猶予中の者のデータ提供をし、在学猶予期間終了後に返還を始める者への返還指導の強化を依頼した。
また、各学校における返還指導に資するため、毎年、奨学業務連絡協議会において、返還説明会の確実な実施、返還方法等の説明、延滞した場合の督促に関する周知等を行った。

		オ．無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。	〈18〉住所調査の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため) 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	○住所調査の実施 (1)役場照会等による住所調査 ・今中期目標期間中継続して、無延滞者を含む住所不明者を対象とする役場への住所照会業務や電話番号クリーニング調査等、外部委託を活用して住所調査を実施し、委託業者との定期会合の場で進捗管理を適切に行った。 〈住所調査実施状況〉 （単位：件）						〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・無延滞者を含む住所不明者に対して、SMS（ショートメッセージサービス）の活用や学校との協力、外部委託の活用等による追跡調査により、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。 ・平成 30 年度より新たにJ-LIS（住民基本台帳ネットワークシステム）を活用した住所調査を実施し、住所不明数を減少させたことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 無延滞者を含む住所不明者に対して、様々な手法の活用等による追跡調査により、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ー 〈有識者からの意見〉 判明率の向上への取り組みとして評価できる。	〈評価すべき実績〉 無延滞者を含む住所不明者に対して、様々な手法の活用等による追跡調査により、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ー 〈有識者からの意見〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
住所調査件数	451,370	463,517	474,783	461,178	553,855

(2)住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査（J-LIS 住調）
平成30年4月より、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）による J-LIS 住調を実施（108,918件）。

(3)学校への協力依頼
各年度初頭に、各学校へ卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答のあった学校から、年3回程度、住所調査が必要な卒業生の住所情報の提供を受けた。更に、その情報に基づいて対象の卒業生へ転居届を郵送し、判明した新住所を登録した。

(4)その他の調査
役場照会による住所調査の実施結果が「該当者なし」であった者等について、以下のとおり追跡調査を実施した。
・機構に登録されている携帯電話へ SMS（ショートメッセージサービス）を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。これを毎年度4～5回実施し、平成30年度においては、3,462件の住所が判明した（各年度の調査結果は以下表参照）。
・電話番号クリーニング調査(全国の固定・携帯電話履歴データを保持する業者に電話番号を照会)を実施した結果、「移転先電話番号判明」及び「電話番号変更履歴なし」であった者のうち、住所状態が返戻になっている者について架電し、平成30年度においては933件の住所が判明した（各年度の調査結果は以下表参照）。

〈SMS を利用した住所調査〉 （単位：件）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
送信件数	年5回、22,345	年5回、16,868	年5回、20,539	年 5 回、22,204	年 4 回、17,877
判明件数	4,684	1,624	3,447	3,400	3,462

				〈電話番号クリーニング調査〉　（単位：件） 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 照会件数 / 20,000 / 11,481 / 15,169 / 14,502 / 9,315 判明件数（※） / 440 / 417 / 1,164 / 1,263 / 933 （※）判明件数とは、住所照会の結果「移転先電話番号判明」及び「電話番号変更履歴なし」であった者のうち、住所状態が返戻になっている者について架電した結果判明した住所件数である。 (5)実施結果 (1)～(4)の調査等の結果、住所不明数は以下のとおりとなった。 〈住所不明数〉　（単位：人） 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 住所不明数 / 30,352 / 34,389 / 26,371 / 28,055 / 17,067 （注）「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい（正しい）住所が判明・登録されるまでの状態である。			
	カ．延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。	〈19〉個人信用情報機関の活用状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	○個人信用情報機関の活用 延滞者の多重債務化防止の観点から、延滞者に限定して個人信用情報機関への個人情報の登録を実施することとし、平成 20 年 11 月に全国銀行個人信用情報センターに加盟した。 ・個人信用情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、複数回の文書送付（平成 26 年度から平成 30 年度、延べ 4,489 千通）及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。 ・併せて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願出を提出するよう促した。 ・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞 3 ヶ月以上となった者については、個人信用情報機関へ登録した。 〈個人信用情報機関への登録状況〉　（単位：件） 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 登録数 / 17,279 / 20,350 / 21,242 / 25,288 / 26,687 （注）登録件数は債権数であり人員ではない。 ○個人信用情報機関への誤登録事案に係る再発防止について 平成 27 年度に発覚した、システムの不具合による個人信用情報機関への入金情報の誤登録事案については、平成 27 年 12 月に策定した再発防止策に基づき、以下のとおり再発防止に取り組んだ。 (1)全件精査 個人信用情報機関に登録された個人信用情報データと機構で保持している個人信用情報データの全件精査を各年度行い、登録情報の正確性を確保した。 (2)登録データの事前チェックの強化 個人信用情報機関にデータを登録する前に、情報部門において、登録するデータが奨学金業務システムの情報の内容と一致しているか、また、入金区分等に関する判定処理が正しいかを機械的にチェックし、更に、奨学金返還業務部門においても、再度、登録するデータと奨学金業務システムの情報を照合して、正確性を確保した。 (3)システム開発における品質管理の強化 ・平成 28 年 4 月 1 日に設置の品質管理室において、システム開発段階からの品質管理を行い、品質管理のプロセス強化を図った。 ・制度変更等によるシステム改修に当たり、個人信用情報データ作成プログラムへの影響を調査し、プログラムの改修が必要になった場合には各工程における検証を行い、品質を担保した。	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・事前に登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。 ・平成 27 年度に発生した個人信用情報機関への誤登録に係る対応については、再発防止策に基づき、システム、データの両面から品質の確保や誤登録の防止に努めていることから評価できる。	〈評価すべき実績〉 事前に登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。 平成27年度に発生した個人信用情報機関への誤登録に係る対応については、引き続き再発防止策に基づき、システム、データの両面から品質の確保や誤登録の防止に努めていることから評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －	〈評価すべき実績〉 事前に登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。 平成 27 年度に発生した個人信用情報機関への誤登録に係る対応については、引き続き再発防止策に基づき、システム、データの両面から品質の確保や誤登録の防止に努めていることから評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉
	③　機関保証	③　機関保証	〈20〉機関保証制	○機関保証制度（※）の周知及び返還意識の徹底 保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会、以下「協会」という）及び大学等と連携し、以	〈評定〉　B	〈評価すべき実績〉	〈評価すべき実績〉

	制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。	制度選択者の返還意識の向上を促すため、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を行い、適切な制度の運用を図る。 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。 また、機関保証制度が円滑に機能するよう、同制度の収支の健全性を確保するため、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を毎年度検証する。なお、その際には、保証料率につい	度の運用状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	下の取組を行うことで機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。 ①第３期中期目標期間の各年度において、各年度の保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。 ②上記ホームページにおいて、平成 29 年４月以降に採用される第一種奨学生の保証料が従前より約 15%引下げとなった旨及び平成 30 年度より実施された貸与月額の選択肢拡充に対応した保証料月額の目安を掲載した。 ③機関保証制度を案内する内容のリーフレット及びチラシを奨学金希望者、学校における奨学金事務担当者及び都道府県市区町村の教育委員会等に配付した。 ④平成 28 年度より、「日本学生支援機構奨学金適格認定・返還指導等研修会」において機関保証制証制度を案内する内容のチラシを配付した。平成 30 年度においては、「日本学生支援機構奨学金採用・返還誓約書業務等研修会」において機関保証制度を案内する内容のチラシを配付した。 ⑤平成 29 年４月以降に採用される第一種奨学生の保証料が引き下げられたこと及び平成 30 年度より実施された貸与月額の選択肢拡充等を踏まえ、機関保証制度を案内する内容のリーフレット及びチラシを毎年度改訂した。 （※）機関保証制度とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものである。 〈機関保証制度の選択状況〉　（単位：件） 〈機関保証制度を選択した新規返還者の回収率〉　（単位：百万円） （注）百万円未満四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。 〈機関保証制度選択者における要返還債権数に対する無延滞債権数の占める割合〉 ○代位弁済請求の実施 代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託、催告書（期限の利益剥奪予告）の送付、訪問督促・居住確認及び期限の利益剥奪通知書の送付を通じて、きめ細やかな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にも関わらず延滞状況が改善しなかったものについては、確実に代位弁済請求を実施した。 〈代位弁済履行状況〉	〈評定根拠〉 ・大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。 ・延滞者に対する督促を適切に実施したうえで、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。 ・文部科学省や外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、機構及び保証機関における直近の実績並びに保証機関の将来コスト等を踏まえた事業計画等に基づいて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、保証料率の合理性について確認したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 機関保証制度の妥当性検証は評価できる。	大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図りつつ、実際に延滞者に対する督促を適切に実施したうえで、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。 外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、所得連動返還方式導入及び保証料率引き下げの影響を踏まえて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、保証料率の合理性について確認したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉	大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図りつつ、実際に延滞者に対する督促を適切に実施したうえで、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。 外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、所得連動返還方式導入及び保証料率引き下げの影響を踏まえて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、保証料率の合理性について確認したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
第一種	選択者数	73,768	67,634	62,673	75,602	91,212
	選択率	(42.95%)	(40.15%)	(38.25%)	(42.60%)	(46.41%)
第二種	選択者数	142,404	131,602	123,176	118,469	116,199
	選択率	(48.33%)	(45.38%)	(43.08%)	(44.97%)	(48.69%)
全体	選択者数	216,172	199,236	185,849	194,071	207,411
	選択率	(46.35%)	(43.46%)	(41.32%)	(44.02%)	(47.66%)

（注）奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要回収額	11,180	11,693	11,615	11,531	11,014
回収金	10,752	11,282	11,199	11,120	10,600
回収率	96.2%	96.5%	96.4%	96.4%	96.2%

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
割合	87.8%	88.8%	89.5%	90.2%	90.5%

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	6,848件	7,168件	7,910件	9,889 件	11,220 件

		て、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。						

金額	144.1億円	153.0億円	171.7億円	212.5 億円	237.3 億円

（注）金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

○機関保証制度の「妥当性」の検証

「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成 20 年 9 月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析の結果等について審議を行い、次の観点で報告書を取りまとめた。なお、各年度における主要な考慮要素は以下のとおりである。

[報告書の観点]
- ・機構における返還金の回収状況及び協会における代位弁済後回収状況について
- ・協会の事業計画及び当該計画等を踏まえた長期財政収支シミュレーションについて
- ・他の保証機関との保証料率の比較について
- ・今後の方向性について

[各年度における主要な考慮要素]

平成 26 年度
- ・返還期限猶予制度の上限年数延長（5 年上限から 10 年上限に延長）

平成 27 年度
- ・急激な景気悪化等の経済的ストレス

平成 28 年度
- ・所得連動返還方式導入及び保証料率引下げ

平成 29 年度～平成 30 年度
- ・所得連動返還方式の選択状況及び保証料率引下げの影響
- ・過去の景気循環を踏まえた経済的ストレス

上記審議の結果、機関保証制度の運営は安定的に維持できると期待されるものの、保証料率の水準に係る合理性も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要であるとの報告を受けた。
また、保証料率の合理性を明らかにするため、単純な比較はできないことを前提に、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を毎年度行った。
その結果、協会の保証料率は、他の保証機関の保証料率に比べ低廉であることを確認した。

○代位弁済請求基準の見直しについて

「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）における指摘事項への対応
- ・生活困窮に係る代位弁済請求基準の見直しに関する協議を平成 27 年度より定期的に実施した。代位弁済請求基準見直しの具体案を保証機関に提示し、保証機関において審議され、その後も協議を継続した。

	④　減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 　奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返	④　減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 　返還が困難な者に対しては、基準に従	〈21〉減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標は	○減額返還制度の運用 減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間 1 回当たりの当初割賦金額を 2 分の1又は 3 分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である（減額返還の適用期間上限は 180 か月）。 平成 30 年 9 月から、減額返還の願い出に際しマイナンバーの提出を求め、一部の願出事由において情報照会結果に基づく審査を実施した。 (1)減額返還の承認 減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。 〈減額返還の承認件数〉	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、適切に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。 ・死亡又は精神若しくは身	〈評価すべき実績〉 減額返還制度及び返還期限猶予制度については、 ① 適切に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したこと ② 平成 29 年度から、減額	〈評価すべき実績〉 減額返還制度及び返還期限猶予制度については、 ① 適切に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したこと ② 平成 29 年度から、減額

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度

	還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。	い、減額返還制度や返還期限猶予制度の適切な運用を図る。 また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。	そぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	<table><tr><td>1／2返還</td><td>16,017件</td><td>18,464件</td><td>21,013件</td><td>16,448 件</td><td>12,974 件</td></tr><tr><td>1／3返還</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>11,604 件</td><td>16,590 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>16,017件</td><td>18,464件</td><td>21,013件</td><td>28,052 件</td><td>29,564 件</td></tr></table> （注）3 分の 1 の減額返還については、平成 29 年度より新設 (2)減額返還制度の周知 ①ホームページにおける周知 ・減額返還制度におけるマイナンバーによる審査の開始を周知するため、マイナンバーの提出についてホームページに説明を掲載した（平成 30 年 8 月）。 ②卒業後初年度に返還期限猶予の適用を受ける者への周知 ・平成 30 年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の適用を受ける返還者に対し、制度の特長を説明したチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 ・平成 29 年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由として返還期限猶予制度の適用を受け、平成 30 年度も引き続き返還期限猶予制度の適用を受ける返還者に対しても、減額返還制度の利用を促すチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 ③新たに返還を開始する者への周知 新たに返還を開始する者に対して送付する「返還開始のお知らせ」に、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や、両制度の違いを説明するリーフレットを同封した。 ④減額返還又は返還期限猶予の適用期間終了時の周知 減額返還又は返還期限猶予の適用後の延滞を抑制するため、各制度の適用を受けている返還者に対し、適用期間終了前に送付する通知（「減額返還期間終了のお知らせ」又は「奨学金返還期限猶予期間の終了と返還開始のお知らせ」）に、マイナンバーの提出を案内するチラシを同封した。 また、この発送のタイミングに併せて、「JASSO モバイルサイトメールマガジン」及び「JASSO メールマガジン」に、マイナンバーの提出について紹介する記事を掲載した。 ○返還期限猶予制度の運用 返還期限猶予制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象として、一定期間返還を猶予する制度である。 平成30年9月から、返還期限猶予の願出に際しマイナンバーの提出を求め、一部の願出事由において情報照会結果に基づく審査を実施した。（平成 29 年度から一部の申請者に先行してマイナンバーの提出を求めた。） (1)返還期限猶予の承認 返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。 〈返還期限猶予の承認件数〉（単位：件） <table><tr><th>区分</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>在学猶予</td><td>152,879</td><td>150,279</td><td>141,778</td><td>136,476</td><td>132,008</td></tr><tr><td>一般猶予</td><td>137,561</td><td>148,090</td><td>154,249</td><td>155,477</td><td>140,755</td></tr><tr><td>病気中</td><td>9,295</td><td>9,152</td><td>9,229</td><td>9,557</td><td>8,980</td></tr><tr><td>災害</td><td>551</td><td>329</td><td>678</td><td>242</td><td>151</td></tr><tr><td>入学準備</td><td>518</td><td>399</td><td>422</td><td>311</td><td>260</td></tr><tr><td>生活保護</td><td>3,411</td><td>3,850</td><td>4,218</td><td>4,522</td><td>4,385</td></tr><tr><td>生活困窮</td><td>120,216</td><td>130,018</td><td>133,379</td><td>132,366</td><td>117,801</td></tr><tr><td>育児休暇等</td><td>3,177</td><td>3,319</td><td>4,032</td><td>5,087</td><td>5,139</td></tr><tr><td>猶予年限特例（※）</td><td>393</td><td>1,023</td><td>2,291</td><td>3,392</td><td>4,039</td></tr><tr><td>合計</td><td>290,440</td><td>298,369</td><td>296,027</td><td>291,953</td><td>272,763</td></tr></table> （※）卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。平成 24 年度から平成 28 年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」。 (2)返還期限猶予制度の周知 返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るため、減額返還	体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に制度を運用したことは評価できる。 ・優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用するとともに、海外の大学院進学者に対し同制度を適用したことは評価できる。また、博士課程対象の返還免除内定制度を導入し、その実施状況を踏まえ見直しを行うなど、制度の充実を図ったことや、特に優れた業績により返還免除を受けた者の現況等調査の結果を機構ホームページで公表したことは評価できる。	返還制度を拡充し、当初割賦金を2分の1に減額して返還する方法に加えて3分の1に減額して返還する方法を新設し、減額返還の適用期間上限を 120 ヶ月から 180 ヶ月に延長したこと ③ 身体の障害等による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に制度を運用したこと ④ 優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用するとともに、特に優れた業績により返還免除を受けた者の現況等調査の結果を公表したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 博士課程に進学する優秀学生に対する返還免除内定制度は、博士課程への進学を推奨する一つの効果的な取組みであると思われるが、採用数が非常に少ないのが残念である。各大学がこの制度を積極的に使えるよう外枠にするなど実施方法の工夫が望まれる。	返還制度を拡充し、当初割賦金を 2 分の 1 に減額して返還する方法に加えて 3 分の 1 に減額して返還する方法を新設し、減額返還の適用期間上限を 120 ヶ月から 180 ヶ月に延長したこと ③ 身体の障害等による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に制度を運用したこと ④ 優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用するとともに、特に優れた業績により返還免除を受けた者の現況等調査の結果を公表したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入ったガイダンス DVD を機構ホームページに掲載した。
また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。リーフレットは、申請時にマイナンバーの提出が必要になったことに合わせ内容を更新した。

(3)返還期限猶予の処理
返還期限猶予の申請事由として最も多い「生活困窮」について、ホームページにおいて、添付すべき証明書類等に関する留意点を集約しての説明や、記入方法を見直すなど申請者の理解を促す工夫を行い、審査等業務の円滑かつ適切な処理に努めた。

〈返還期限猶予願の受付・不備返送状況〉 (単位:件)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受付件数	123,048	131,906	140,262	140,762	138,739
不備返送件数	23,776	22,152	24,718	25,765	27,484
不備返送率	19.3%	16.8%	17.6%	18.3%	19.8%

(注)毎月の猶予願出者数を集計したもの。上記(1)の返還期限猶予の承認件数と対応しない。

○返還免除制度の運用
(1)死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度の適切な運用
奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。

〈死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況〉

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成 30 年度
第一種奨学金	703件	778件	866件	744件	781件
第二種奨学金	876件	1,086件	1,176件	1,017件	1,142件

(2)特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度の適切な運用
①特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度の適切な運用
平成 26 年度から平成 30 年度の各年度 5 月下旬に第 1 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会を開催し、同委員会の調査審議を経て、特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知した。
各年度 11・12 月に開催している第 2 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議結果を踏まえて、翌年度の特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知した。

〈貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況〉

区分	貸与終了者数(人)	推薦者数(人)	免除者数(人)		
				全額免除	半額免除
平成 26 年度	31,584	9,472	9,472	3,156	6,316
修士課程	25,629	7,681	7,681	2,560	5,121
専門職学位課程	2,109	619	619	206	413
博士課程	3,846	1,172	1,172	390	782
平成 27 年度	30,627	9,229	9,188	3,062	6,126
修士課程	25,126	7,541	7,537	2,512	5,025
専門職学位課程	1,870	566	561	187	374
博士課程	3,631	1,122	1,090	363	727
平成 28 年度	28,806	8,647	8,641	2,880	5,761
修士課程	23,949	7,167	7,167	2,389	4,778
専門職学位課程	1,499	442	442	147	295

博士課程	3,358	1,038	1,032	344	688
平成 29 年度	26,987	8,145	8,096	2,699	5,397
修士課程	22,847	6,873	6,854	2,285	4,569
専門職学位課程	1,238	369	369	123	246
博士課程	2,902	903	873	291	582
平成 30 年度	26,022	7,759	7,759	2,587	5,172
修士課程	22,205	6,581	6,581	2,185	4,396
専門職学位課程	1,140	336	336	110	226
博士課程	2,677	842	842	292	550

②候補者推薦に係る大学への働きかけ
貸与終了者が 1 人の大学においても推薦の機会を与えるため推薦枠を提示するとともに、申請者が特に優れた業績を挙げたと認められる場合は推薦するよう各大学を指導した。
大学が推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を得られやすくするために、情報の提供を 5 回行った。

(3)特に優れた業績により返還免除を受けた者の進路等調査
特に優れた業績により返還免除を受けた者の社会での活躍状況及び本制度の効果を検証することを目的として、6 年前に返還免除を受けた者のうち、半数の者を対象に現況等の追跡調査を実施した。

<特に優れた業績により返還免除を受けた者の進路等調査実施状況>

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
調査対象者	平成20年度返還免除者	平成21年度返還免除者	平成22年度返還免除者	平成 23 年度返還免除者	平成 24 年度返還免除者
調査数	4,283人	4,791人	4,404人	4,935 人	4,524 人
回答者数	2,324人	2,533人	2,174人	2,446 人	2,128 人
回答率	54.3%	52.9%	49.4%	49.6%	47.0%

(4)博士課程進学時に特に優れた業績による返還免除者を内定できる制度の新設・周知等
大学院博士課程への進学のインセンティブを付与し、給付的効果を充実することを目的として、平成 27 年度以降、大学院博士課程において第一種奨学金の貸与を受ける者を対象として、対象となる大学へ採用時返還免除内定候補者の推薦を依頼し、機構が返還免除者を内定する制度を設けて実施した。平成 30 年度進学者から貸与終了者に対する免除者数の割合増加に伴い、増となる免除者を返還免除内定候補者に限定して推薦を依頼した。
・博士課程の学生を対象とする文部科学省関連機関が行う主な競争的研究事業における採択状況を勘案して、増となる推薦枠を返還免除内定候補者に限定して加算配分することにより、本制度の推薦者数を大幅に伸ばした。

<特に優れた業績による返還免除者を内定できる制度実施状況>

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
内定者数	1大学2人	2大学3人	1大学3人	93 大学 241 人

(5)海外留学支援制度(大学院学位取得型)(※)の給付を受けかつ第一種奨学金の貸与を受ける者を対象とする特に優れた業績による返還免除制度の周知･実施等
学問分野での顕著な成果、専攻分野に関する文化・スポーツ等における活躍、ボランティア等での社会貢献等を評価することにより、海外の大学院における学修へのインセティブ向上を目的として、海外留学支援制度(大学院学位取得型)の給付を受けかつ第一種奨学金の貸与を受けている奨学生に対し、特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度を平成 27 年度に導入し、対象となる奨学生に対し、返還免除の申請依頼に関する通知を行うとともに、機構ホームページに掲載して、制度の周知を図った。返還免除の申請者の中から免除認定を行うとともに、返還免除の対象者に認定結果を通知した。
(※)平成 26 年度までは「海外留学支援制度(長期派遣)」

<海外留学支援制度(大学院学位取得型)の給付を受けかつ第一種奨学金の貸与を受ける者を対象とする特に優れた業績による返還免除制度の実施状況>

				<table><tr><th>区分</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>申請者数</td><td>－</td><td>－</td><td>2人</td><td>3 人</td><td>8 人</td></tr><tr><td>免除認定者数</td><td>－</td><td>－</td><td>1人</td><td>2 人</td><td>4 人</td></tr></table>			
	⑤　所得連動返還型奨学金制度の導入 　所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。	⑤　所得連動返還型奨学金制度の導入 　所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」を円滑に導入し、適切に実施する。	<22> 所得連動返還型奨学金制度の実施状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> －	○所得連動返還方式の適切な実施 (1)所得連動返還方式の検討及び導入 ・文部科学省に設置された「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」（機構はオブザーバーとして出席）において、平成 28 年 9 月にとりまとめられた「審議まとめ」に基づき、外部シンクタンクへの委託を通じて制度導入による回収金等への影響に関するシミュレーション及び業務影響分析を実施した。 ・上記分析結果等を踏まえ、文部科学省と共同で制度詳細を検討し、また、理事長代理を委員長とする「マイナンバー・所得連動返還対応に関するIT化小委員会」において導入に向けた実務の検討を通じて準備を進め、平成 29 年 4 月より第一種奨学金に当該制度を導入し、これまでの定額返還方式に加え、毎年の課税総所得金額に応じて割賦額を設定する所得連動返還方式の選択を開始した。 <所得連動返還方式の選択者の割合> <table><tr><th>区分</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>所得連動返還方式の選択者</td><td>27,838件</td><td>30,652件</td></tr><tr><td>選択率</td><td>15.7%</td><td>15.6%</td></tr></table> (2)マイナンバーの収集 所得連動返還方式導入の前提となるマイナンバーの利用開始について、以下のとおり検討及び準備を進め、平成 29 年度より対象者のマイナンバーの収集を開始した。 ・マイナンバーの利用開始に向けて、現行業務における課題分析等を外部シンクタンクに委託し、分析結果に基づいて検討を行った。 ・理事長を委員長とする「IT 戦略委員会」及び「マイナンバー・所得連動返還対応に関するIT 化小委員会」において導入に向けた技術的・実務的な検討を行い、平成 29 年 4 月より第一種奨学金のうち所得連動返還方式を選択した者からマイナンバー収集を開始した。収集したマイナンバーの審査に当たっては業者委託を活用した。 ・マイナンバー収集委託業者に対し、「特定個人情報の適正な取扱いに係るガイドライン(個人情報保護委員会)」に沿ってマイナンバーの取扱いが行われているかを確認するため、定期的なミーティングのほか、委託開始前及び委託期間中において実地検査を実施した。 (3)所得に連動した割賦額の算出 平成 30 年度より、返還 2 年目以降となっている返還者について、所得に連動した割賦額の算出を開始した。 <table><tr><th>区分</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>所得連動返還方式における割賦額算出の対象者</td><td>441人</td></tr></table> ○所得連動返還方式及びマイナンバーの利用開始に係る周知 (1)制度周知のための各種媒体の配付 ・制度の開始に当たり、高等学校等に対し、高校 3 年生に向けた所得連動返還方式の概要を紹介するリーフレットを配付した。 ・所得連動返還方式の概要を紹介するリーフレットは、採用時説明会等での配付を学校に依頼するとともに、ホームページにも公開し、制度周知に努めた。 ・平成 30 年 4 月及び 5 月に採用された第一種奨学生に対し、返還方式の選択理由等についてアンケートを行い、より効果的な制度周知方法を検討したうえで、周知内容に反映させた。 ・予約採用候補者に向けては、採用候補者決定通知に所得連動返還方式についてのリーフレットを同封し、周知を図った。 ・奨学金ガイダンス動画「（予約採用）奨学金を希望する皆さんへ/採用候補者の皆さんへ」、「（在学採用）奨学金を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ」で所得連動返還方式の紹介を盛り込み、学生への制度周知に努めた。	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・回収金等への影響に関するシミュレーション及び業務影響分析の実施に加え、各種委員会等における検討を重ね、第一種奨学金において所得連動返還方式を導入し、返還制度の選択を開始したことは評価できる。 ・外部シンクタンクによる課題分析等及び各種委員会等における検討を重ねたうえで、制度の運用に当たり必要なマイナンバーの収集を適切に実施したことは評価できる。 ・各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。 ・所得に連動した返還月額の算定を適切に行ったことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 平成29年度より必要なマイナンバーの収集を適切に実施し、第一種奨学金において所得連動返還方式を導入したことは評価できる。 各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 所得連動返還型奨学金制度について、選択率が高いとは言えず、制度の趣旨を学生のみならずその保護者や教員等の学生が意見を求める周囲の第三者についても浸透を図るべきである。その際、スカラシップ・アドバイザー等の啓発も検討すべきではないか。	〈評価すべき実績〉 平成 29 年度より必要なマイナンバーの収集を適切に実施し、第一種奨学金において所得連動返還方式を導入したことは評価できる。 各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

				・奨学金返還の重要性や救済制度、各種手続等について解説する「返還を始める皆さんへ（動画）【返還 DVD】」に所得連動返還方式に関する内容を追加し、返還が始まる奨学生への制度周知を図った。 ⑵ホームページでの周知 所得連動返還方式及び機構におけるマイナンバーの利用開始に係る周知のために、ホームページにおいてマイナンバーの利用等に係る FAQ を掲載するとともに、学校の奨学金事務担当者に向けた新制度に関する留意事項等についての FAQ の掲載を行った。 ⑶学校担当者への周知徹底 ・学校担当者向け研修会や奨学業務連絡協議会での資料及び説明内容に所得連動返還方式及びマイナンバーの利用に関する情報を盛り込む等、制度の円滑な導入及び適切な実施に向けて、関係者への情報の提供に努めた。 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌等へ、マイナンバーの利用に関する記事を掲載した。			

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２―（５）	奨学金事業（５）情報提供等の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号１５８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
決算額（千円）	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。
従事人員数（人）	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
奨学金の申込、貸与、支給及び返還に関す	奨学金の申込、貸与、支給及び返還に関	〈23〉情報提供等の実施状況	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P62～68	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P62～68	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務

	る情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。	する情報提供にあたっては、ホームページ等を活用するなど、積極的かつわかりやすく行う。	<主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> –	○ホームページの拡充 平成 26 年度に奨学生、返還者、学校担当者等の利用者に奨学金に関する情報が適切かつ迅速に伝わるよう、ホームページをリニューアルした。 ホームページの運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、ホームページ利用者を目的の情報の掲載ページに誘導した。 このような取組の結果、平成 29 年度は平成 26 年度と比較してアクセスが 95.7%増、平成 30 年度は 111.0%増となった。 <奨学金事業ホームページアクセス件数>　（単位：件） 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 アクセス件数 / 27,789,186 / 37,235,685 / 51,230,225 / 54,379,654 / 58,629,772 ○奨学金事業に関する情報提供 (1)奨学金事業に関する正確な報道と正しい理解を促進するための取組【再掲】 機構の奨学金事業について、延滞者が急増しているかのような報道等、誤解の多い報道を目にした生徒・学生が奨学金貸与の申請を敬遠し、進学を諦めてしまうことがないように、奨学金事業の負のイメージを払拭するとともに、奨学金事業の正しい理解を促進し、教育の機会均等という事業の目的の達成に寄与するために、以下の取組を行った。 ・奨学金事業に関心を持つ方を対象に、「奨学金事業への理解を深めていただくために〔報道等を見て関心を持たれた皆様に向けたデータ・ファクト集〕」を作成し、ホームページに掲載した（平成 28 年 10 月）。また、平成 29 年度には、改訂版を作成し掲載するとともに、ナレーションを入れた動画版についても YouTube で公開した。 ・奨学金事業への正しい理解を促進するため、約 8 分間の動画「そうだったのか！奨学金」を作成し、YouTube で公開した（平成 29 年 4 月）。 ・機構への負のイメージを払拭するとともに、機構が実施する3事業（奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業）への国民の皆様の正しい理解を促進し、機構の社会的なイメージアップを図ることを目的として、イメージアップ動画「はじめての JASSO」を制作した（平成 31 年 3 月制作、YouTube JASSO チャンネルにおいて令和元年 5 月公開）。 (2)新制度に関するホームページ等を活用した周知 平成 29 年度以降の新制度（給付型奨学金、低所得世帯の生徒に係る第一種奨学金の成績基準の実質的撤廃、所得連動返還方式及び減額返還制度の拡充等）についてホームページに掲載し、新制度に係る周知を図った。 (3)地方創生の推進（※）に係る新規の情報提供 ・地方公共団体による奨学金返還支援制度及び平成 28 年度から実施された無利子奨学金「地方創生枠」に関する情報提供を行うとともに、当該情報提供をすることで地方公共団体が地方創生の推進に活用できるよう、地方公共団体が設置する基金専用の会員サイトを機構ホームページに開設した。 ・地方創生に係る返還支援制度について、掲載依頼のあった都道府県及び市区町村の制度を随時掲載又は更新した。 （※）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）において、「奨学金を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する」とされたこと受け、地元産業界と協力して地方公共団体が基金を設置し、将来の地域産業の担い手となる学生を支援するため、以下の取組を実施するもの。 ・無利子奨学金について地方創生に係る特別枠（地方創生枠）を設け、基金から推薦を受けた者を優先的に採用する。 ・地元企業への一定期間の就業等を要件として奨学金の返還を支援する。 ○学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供 (1)スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・ホームページによる奨学金情報の提供について、ホームページのリニューアルを図る等、ホームページ利用者にとってわかりやすい情報提供に努めたことは評価できる。 ・奨学金事業に関する情報提供について、奨学金事業に関する正確な報道と正しい理解を促進するための取組として、データ・ファクト集及び動画「そうだったのか！奨学金」を公開したこと、給付奨学金等の新制度について着実に周知を行ったことは評価できる。 ・学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対して、奨学金ガイド及び奨学金ガイドブックの作成・配付、奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進等、奨学金の申込、貸与、支給及び返還について積極的かつわかりやすい情報提供を行うとともに申込前の返還意識涵養に努めたことは評価できる。 ・スカラネット・パーソナルに利便性向上のための機能追加を行ったことは評価できる。 ・奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続について解説した動画の公開等、返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したことは評価できる。また、災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページ、メールマガジンを通じ関係機関に周知を図り、東日本大震災の被災世帯の学生の採用や、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。	おおむね達成されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 奨学金の各種情報の提供を、 ① ホームページによる奨学金情報の提供について特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載するなど、ホームページ利用者にとって迅速な情報提供に努め平成 26 年度と比べ約 2 倍のアクセス数があったこと ② 奨学金の的確な利用について、平成 29 年度からスカラシップ・アドバイザーの派遣を始めきめ細やかな情報提供に努めたこと ③ 奨学金事業に関する情報提供について、奨学金事業に関する正確な報道と正しい理解を促進するための取組として、データ・ファクト集等を公開したこと ④ 奨学金の利用を希望する者に対して、奨学金ガイドブックの作成・配付、奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進等、奨学金の申込や返還等について情報提供を行うとともに申込前の返還意識涵養に努めたこと ⑤ 奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続について解説した動画の公開等、返還中の手続きや返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したこと ⑥ 災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページ、メールマガジンを通じ関係機関に周知を図り、東日本大震災の被災世帯の学生の採用や、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したこと は、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。特にホームページ及びスカラシップ・アドバイザーについては顕著な実績があり、大いに評価で	が、おおむね達成されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 奨学金の各種情報の提供を、 ① ホームページによる奨学金情報の提供について特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載するなど、ホームページ利用者にとって迅速な情報提供に努め平成 26 年度と比べ 2 倍以上のアクセス数があったこと ② 奨学金の的確な利用について、平成 29 年度からスカラシップ・アドバイザーの派遣を始めきめ細やかな情報提供に努めたこと ③ 奨学金事業に関する情報提供について、奨学金事業に関する正確な報道と正しい理解を促進するための取組として、データ・ファクト集等を公開したこと ④ 奨学金の利用を希望する者に対して、奨学金ガイドブックの作成・配付、奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進等、奨学金の申込や返還等について情報提供を行うとともに申込前の返還意識涵養に努めたこと ⑤ 奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続について解説した動画の公開等、返還中の手続きや返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したこと ⑥ 災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページ、メールマガジンを通じ関係機関に周知を図り、東日本大震災の被災世帯の学生の採用や、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き

新制度の周知に加え、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒・保護者等の理解を促進し、もって高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知見を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高校等に派遣する事業を平成 29 年度から開始した。

①養成プログラムの実施

養成プログラム(研修)を実施し、修了者に認定証を交付した。

平成 29 年度:全国 10 地区 16 会場で開催、認定者 2,596 人

平成 30 年度:全国 7 地区 7 会場で開催、認定者 400 人

②スカラシップ・アドバイザーの派遣

平成 29 年 10 月より申込受付を開始し、平成 29 年 12 月より宮城県にて先行派遣、平成 30 年 1 月より全国派遣を行った。

平成 29 年度内派遣件数:181 件

平成 30 年度内派遣件数:597 件

③派遣拡大に向けた取組

・奨学業務連絡協議会で、大学等に対し、オープンキャンパスや学校説明会等高校生が集まる場所への派遣について、積極的な利用を促した(平成 29 年度～平成 30 年度)。

・対象の全高等学校等に向けて、スカラシップ・アドバイザー事業利用に係るアンケートの送付を行い、事業の再周知と併せて学校側のニーズについて調査した(平成 29 年度)。

・大学等のオープンキャンパス等に来訪する高校生等やその保護者を対象としたガイダンスを実施した(平成 30 年度)。

(2)奨学金ガイド及び奨学金ガイドブックの作成・配付

奨学金希望者への全般的な概要案内としての「奨学金ガイド」、進学を希望する高校生に奨学金制度をわかりやすく説明することを目的とした「奨学金ガイドブック」を作成・配付するとともに、ホームページに掲載した。

(3)高校等教員向け冊子の作成

高校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を企画・作成し、全高等学校等に配付した(平成 30 年 3 月)。

高等教育無償化の制度に関する記載を追記した平成 31 年度版の冊子作成のための検討を行った(平成 31 年 3 月)。

(4)奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

・学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用するとともに、利用方法を説明する印刷物を作成し、対象者とその保護者及び学校に配布した。

・全体の機能を見直し、複数学種の貸与等、より実態に近い入力を行いやすいシミュレーションを稼働させた。また、第一種奨学金における所得連動返還方式の導入や貸与奨学金における貸与月額の新設等、制度変更に併せて改修を実施した。

・シミュレーターを平成 30 年度にホームページにて公開するとともに、高等教育無償化の制度に対応するためシステム改修内容の検討及び調整等を行った。

<奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況>　(単位:件)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
アクセス件数	2,534,900	2,979,738	4,408,444	5,015,821	6,460,684

(5)ガイダンス動画の充実

・奨学金制度の一層の周知を図るため、ホームページに掲載している奨学金ガイダンス動画をパソコン及びスマートフォン等で閲覧できるようにしたほか、平成 29 年度においては、近年導入された新制度(給付奨学金、マイナンバーの活用、所得連動返還方式、減額返還制度の拡充等)を反映した奨学金ガイダンス動画「(予約採用)奨学金を希望する皆さんへ/採用候補者の皆さんへ」、「(在学採

きる。

〈今後の課題・指摘事項〉

―

〈有識者からの意見〉

高校生に関しては指導する教員や保護者の影響力が大きいことから、教員や保護者への説明を拡充していくと効果的だと思われる。また、積極的な広報の改善は評価できる。

続きホームページ内の特設ページで周知したこと

は、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。特にホームページ及びスカラシップ・アドバイザーについては顕著な実績があり、大いに評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉

―

〈有識者からの意見〉

				用）奨学金を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ」を作製した。 ・平成 30 年度においては、平成 31 年度より在学採用の奨学金申込時におけるマイナンバー利用が開始されることから、奨学金ガイダンス動画「（在学採用）奨学金を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ」を更新し、DVD として大学等へ配付した。 (6)新たな奨学金制度に係る電話相談の実施 平成 29 年度より開始する給付型奨学金制度等について、電話相談窓口を設け、以下のとおり問合せ・相談への対応を行った。なお、推薦期間の延長に伴い、電話相談期間についても延長して対応した。 ［相談期間］平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年 8 月 4 日 ［相談件数］6,286 件 平成 30 年度に給付奨学金専用相談センターを開設した。 ［相談期間］平成 30 年 5 月 1 日～平成 30 年 12 月 28 日 ［相談件数］18,164 件 (7)貸与・給付に係る電話相談の実施 平成 31 年 1 月より「貸与・給付奨学金相談センター」を設けた。 ［相談期間］平成 31 年 1 月～平成 31 年 3 月 ［相談件数］16,774 件 (8)進学資金シミュレーターの公開 スカラシップ・アドバイザー派遣事業と併せて、高校生等が進学のための資金計画を立てる際の一助として、Web 上で必要事項を入力することにより必要な情報を提供するとともに、各種シミュレーションが行えるようシミュレーターの開発を行う事となった。平成 29 年度にシミュレーターの開発を進め、平成 30 年度にホームページにて公開した。 〇奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等 (1)スカラネット・パーソナルによる情報提供等 奨学金貸与中の奨学生や奨学金の返還者が、インターネット上にて、本人の奨学金に関する情報の閲覧や各種申請等を行うことができる情報システムとしてスカラネット・パーソナルを平成 22 年度より運用している。第 3 期中期目標期間中においては、以下のとおり周知を行うとともに、新制度導入に伴う機能追加等を実施した。 ①スカラネット・パーソナルの周知 ・スカラネット・パーソナルへの登録を促進するため、案内チラシを作成し学校に配付した。 ・スカラネット・パーソナルに関して多く寄せられた質問に基づき、ホームページに Q&A を掲載した。 ②スカラネット・パーソナルの機能追加等 ［平成 26 年度］ ・スカラネット・パーソナルを利用して「奨学金継続願」を提出する機能を追加した。 ［平成27年度］ ・スカラネット・パーソナルを利用して「在学猶予願」を提出する機能を追加した。 ［平成28年度］ ・セキュリティ向上の観点から、スカラネット・パーソナルのログイン時に「利用規約」の確認を必須事項とすること、「ユーザID」と「パスワード」のほかに「奨学生番号」も入力させ、本人認証の強化を図る改修を実施した。 ・スカラネット・パーソナルから「返還残高証明書」の申請を可能とした。 ・スカラネット・パーソナルによる在学猶予願の提出時に、学校番号や区分等の入力が必要な旨を、スカラネット・パーソナル上にわかりやすく表示する改善を図った。 ［平成29年度］ ・給付奨学金の導入に際し、給付奨学金に係る「在籍報告」及び「奨学金継続願」を提出する機能を追加した。 ［平成30年度］ ・スカラネット・パーソナルの画面及び文字配色の整理、視覚障害者が利用することを考慮した構成変更、届出機能画面の改良等Webアクセシビリ		

ティの向上を行った。
・スカラネット・パーソナルをモバイル端末で利用する際に、端末に応じて操作性・視認性を確保したレイアウトとなるよう機能改善した。

〈スカラネット・パーソナル利用状況〉 （単位：件）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録数	1,332,069	1,889,225	2,380,317	2,849,460	3,302,460
アクセス件数	68,205,915	80,163,080	108,131,411	153,475,151	185,401,776

(2)返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供
・返還を始めるにあたって、返還の重要性や手続と流れ、返還開始後の手続、救済制度、延滞した場合の措置などについて解説した動画をホームページに掲載しており、平成 29 年度においては減額返還制度の拡充に伴い、内容を刷新した。
・新たに返還を開始する者に対して、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。平成 29 年度においては、減額返還制度について割賦金を 3 分の 1 に減額して返還する制度の新設に合わせリーフレットの内容を更新した。

(3)災害救助法適用に係る情報提供
①奨学金の緊急採用・応急採用に関する情報提供
災害救助法が適用された以下の災害に際し、緊急採用（応急採用）についてホームページ、メールマガジンにより迅速に情報提供を行うとともに、関係機関に周知を図り、大学等（約 4,000 校）に推薦依頼の通知を行った。

〈災害救助法適用に係る情報提供実施状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
情報提供事例	8件	3 件	4 件	6 件	4 件

（注）件数は年度毎の災害救助法の適用件数

②熊本地震に係る電話相談の実施
平成 28 年熊本地震による被災学生を対象とした奨学金の緊急・応急採用について、電話相談窓口を設け、以下のとおり問合せ・相談への対応を行った。
［相談期間］平成 28 年 4 月 20 日～5 月 16 日
［相談件数］734 件

③東日本大震災被災者への情報提供
ホームページ内の東日本大震災特設ページにおいて、被災世帯の学生の採用や、被災したことにより返還困難な状況が継続している場合の減額返還・返還期限猶予等の手続方法について、引き続き周知を図った。

(4)モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジンによる情報提供
・奨学金事業についてのモバイルサイトに掲載する情報を整理し、利用者の閲覧利便性に配慮して再編成した。
・奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマガジンを月1回（毎月5日）配信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

〈モバイルサイトアクセス件数〉 （単位：件）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
アクセス件数	290,880	292,495	302,966	298,412	313,504
メールマガジン配信先件数	35,201	34,864	34,490	33,954	33,297

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－２－（６）	奨学金事業（６）学校との連携強化				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第１号	業務に関連する政策・施策	政策目標５　奨学金制度による意欲・能力ある個人への支援の推進 施策目標５－１　意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号１５８

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
決算額（千円）	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。
従事人員数（人）	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（１）、Ⅰ－２－（３）、Ⅰ－２－（４）に含む。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指	〈24〉学校との連携の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P69～72 **○高等学校等（大学等予約採用）における指導の充実のための取組** **大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施し**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P69～72 〈評定〉　B 〈評定根拠〉	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉

		導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。 なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。	（定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	た。 ・高等学校等の奨学金担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣又は資料配付を行った（平成 26 年度～平成 30 年度）。 ・大学等予約採用の採用候補者向けのガイダンス動画「奨学金を希望する皆さんへ（予約採用）」を作製し、各高等学校等に配付するとともに、一般向けホームページに掲載した（平成 27 年 4 月、平成 30 年 5 月～6 月）。 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌等へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（平成 26 年度～平成 30 年度）。 ・全国高等学校 PTA 連合会の全国大会及び地区大会において、奨学金制度や手続に関する資料を配付した（平成 27 年度～平成 30 年度）。 ・平成 29 年度より、全国の高等学校等における進学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学のための資金計画の説明を実施した。 平成 29 年度内派遣件数：181 件 平成 30 年度内派遣件数：597 件 ・高校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を企画・作成し、全高等学校等に配付した（平成 30 年 3 月）。 ・高等教育無償化の制度に関する記載を追記した平成 31 年度版の冊子作成のための検討を行った（平成 31 年 3 月）。 ○大学等との連携強化による奨学生等の返還意識涵養のための取組 (1)大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、採用時説明会及び返還説明会用マニュアルを作成し、学校担当者ホームページに掲載した。また、振替口座未加入率が平均よりも高い学校や返還誓約書未提出調書の未提出校に機構職員を派遣し、奨学生への指導内容や説明会の実施状況を把握するとともに、説明内容の充実や適切な奨学金事務を行うよう要請・指導した。 (2)延滞率等の状況を踏まえた学校訪問等 ・返還金の回収促進に向けた取組の一環として、学校と連携した奨学生への指導を徹底する観点から、平成 26 年度は、延滞率の悪化状況を基に学校を選定して、学校が実施する返還説明会へ機構職員を派遣し、奨学金返還の意義・重要性を理解させるとともに、返還中の諸手続等の周知徹底を図った。 ・平成 27 年度から平成 29 年度は、延滞率の悪化状況や奨学業務連絡協議会への出席状況等を基に、特に返還指導の状況確認や指導の強化が必要と思われる学校を選定し、機構役職員による学校訪問及び学校関係者との意見交換を行い、奨学生への指導の徹底等を要請した。 ・平成 30 年度は、延滞率の悪化状況等を基に、特に返還指導が必要と思われる学校を選定の上、アンケート調査を行い、奨学生への指導状況等を確認するとともに、延滞防止に向けた指導の徹底を依頼した。 (3)各学校の貸与及び返還に関する情報の通知 各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した。なお、各学校長、学長に延滞状況等を把握してもらうため、本通知内容の確認状況を書面にて理事長宛に回答するよう依頼した。 (4)学校から卒業生への働きかけの依頼 学生が卒業後に延滞状況に陥ることを防ぐために、新たに返還開始する者に対して、学校から通知文を送付する等の働きかけを行うよう依頼を行った。	・学校及び都道府県等とも連携して、高等学校等における指導の充実を図るとともに、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進を図ったことは評価できる。 ・大学等の奨学金担当者を対象とした研修会及び奨学業務連絡協議会の開催大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアル整備等により、学校と連携し、奨学生の返還意識の涵養のための指導の充実を図ったことは評価できる。 ・大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として、大学等に関する延滞率等学校等の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）の公表を行ったことは評価できる。 ・大学等の奨学金担当者を対象とした研修会の開催、大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、学校と連携し、奨学生に対する奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や指導の充実を図ったことは評価できる。	奨学生の返還意識の涵養として、 ① 学校等と連携して、高等学校等における指導の充実を図るとともに、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進を図ったこと ② 大学等の奨学金担当者を対象とした研修会及び奨学業務連絡協議会の開催、大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったこと ③ 「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」によって、各学校に延滞状況等を把握させたこと ④ 大学等が奨学生に対する指導を行う際の情報提供として、学校等の貸与及び返還に関する情報を公開し、各学校と機構との連携・強化による取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したこと は評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 奨学生の返還意識涵養については大学等の担う役割がきわめて重要である。いかにして効果的な連携を図るのか、引き続き取組を強化することが重要である。	奨学生の返還意識の涵養として、 ① 学校等と連携して、高等学校等における指導の充実を図るとともに、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進を図ったこと ② 大学等の奨学金担当者を対象とした研修会及び奨学業務連絡協議会の開催、大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったこと ③ 「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」によって、各学校に延滞状況等を把握させたこと ④ 大学等が奨学生に対する指導を行う際の情報提供として、学校等の貸与及び返還に関する情報を公開し、各学校と機構との連携・強化による取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したこと 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

○大学等の奨学金担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施
以下のとおり、大学等の奨学金担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会を開催し、研修会の資料は学校担当者用ホームページに掲載した。
(1)奨学金学校事務新任者研修会の実施
各学校の奨学金担当者(新任者)を対象として、奨学金事務全般に係る研修会を開催した。

区分	平成 26 年度
開催数	5 地区 6 回
出席校数	956 校
出席人数	1,071 人

(注)平成 27 年度以降は「日本学生支援機構奨学金適格認定・返還指導等研修会」と統合して開催。

(2)日本学生支援機構奨学金適格認定・返還指導等研修会の実施
各学校の奨学金担当者を対象として、適格認定、異動業務や返還指導等を中心とした研修会を開催した。

区分	平 成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	5 地区 5 回	6 地区 7 回	8 地区 9 回	8 地区 9 回	8 地区 10 回
出席校数	1,188 校	1,711 校	1,763 校	1,824 校	2,118 校
出席人数	1,254 人	1,919 人	2,122 人	2,053 人	2,691 人

(3)日本学生支援機構奨学金採用・返還誓約書業務等研修会の実施
各学校の奨学金担当者を対象として、採用業務や返還誓約書業務等を中心とした研修会を開催した。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	5地区6回	7 地区 8 回	8 地区 9 回	8 地区 10 回	8 地区 10 回
出席校数	941校	1,444 校	1,656 校	1,872 校	2,249 校
出席人数	1,046人	1,686 人	2,018 人	2,102 人	2,859 人

○奨学業務連絡協議会の実施状況
第 3 期中期目標期間の各年度において奨学事務の円滑な実施を図ることを目的に奨学業務連絡協議会を開催した。
大学等の奨学金担当者に対して、当年度における主な取組について説明するとともに、次年度における事務処理の変更点、貸与・給付の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明し、周知を図った。
開催に当たっては出席率向上を目的に、過年度における出席状況に応じて内容の異なる開催通知を各学校に送付し、出席を促したほか、平成 28 年度及び平成 30 年度においては参加者の交通利便性を考慮し、関東・甲信越地区で新たな会場での開催を行った。
また、開催後には、学校担当者用ホームページに研修会等の資料及び音声動画を掲載した。
なお、平成 30 年度においては、第 1 部、第 2 部に分けて開催し、第 1 部においては 2020 年 4 月から実施予定の高等教育の無償化に係る説明を文部科学省が行った。

<奨学業務連絡協議会の出席率> (単位:%)

学校所在地区	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
北海道	70.7	74.4	78.8	71.4	78.3
東北	65.3	69.9	73.8	70.6	71.4
関東・甲信越	64.9	68.8	71.6	69.1	69.1
東海・北陸	58.8	65.0	72.1	66.6	69.2
近畿	70.3	74.8	74.1	75.4	73.8
中国・四国	58.6	61.5	63.6	62.1	65.8
九州・沖縄	59.4	65.9	70.8	69.3	71.6
合計	63.9	68.5	71.7	69.3	70.5

＜参考：奨学業務連絡協議会の出席率（専修学校を含まない）＞ （単位：%）

学校所在地区	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
北海道	82.8	87.9	91.2	88.1	89.8
東北	91.5	96.3	92.7	96.4	90.5
関東・甲信越	86.0	88.2	91.1	90.3	87.2
東海・北陸	83.5	88.4	87.6	86.7	84.8
近畿	85.9	90.7	90.3	89.3	88.8
中国・四国	85.3	88.9	87.1	88.7	87.8
九州・沖縄	75.8	86.7	89.1	86.7	97.6
合計	84.7	89.1	89.9	89.4	88.7

〇学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組
・大学等が、奨学金事業の円滑な実施に向け、確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供として、各学校の貸与者の状況（貸与実績、特に優れた業績による返還免除額、延滞状況及び振替状況）を「奨学金の貸与等の実績について」により周知した。
・機構と各学校における奨学金事業の健全性確保のための取組の成果に関する情報公開を適切に行うこととし、その方針等を「奨学金事業の健全性確保の取組の強化と情報公開について」（平成26年7月4日）により周知した。

・学校等の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）、奨学事務における学校での取組の好事例を機構ホームページで平成 29 年 4 月 19 日に公開し、平成 30 年 7 月 13 日に更新した。

４．その他参考情報

特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３―（１）	留学生支援事業（１）日本への留学前の学生に対する支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第４、５、７号	業務に関連する政策・施策	政策目標１３　豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３　国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0410

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
①日本留学に関する情報提供等の充実								
	計画値							
	実績値							
	達成度							
②日本留学試験の適切な実施								
日本留学試験の年間応募者数	計画値	中期目標期間中に前中期目標期間における応募者数の合計を上回る	―	38,500 人以上	41,600 人以上	44,300 人以上	46,500 人以上	48,500 人以上
	実績値	―	35,930 人	38,601 人	44,163 人	52,858 人	59,563 人	66,478 人
	達成度	―	―	100.3%	106.2%	119.3%	128.1%	137.1%
③日本語教育センターにおける教育の実施								
東京日本語教育センターの卒業予定者の満足度	計画値	80%以上	―	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
	実績値		97.0%	97.5%	97.1%	95.3%	97.9%	94.3%
	達成度	―	―	121.9%	121.4%	119.1%	122.4%	117.9%
大阪日本語教育センターの卒業予定者の満足度	計画値	80%以上	―	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
	実績値	―	98.9%	98.1%	93.0%	98.2%	98.3%	100%
	達成度	―	―	122.6%	116.3%	122.8%	122.9%	125.0%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
①日本留学に関する情報提供等の充実					
決算額（千円）	151,905	144,642	149,462	171,438	191,709
従事人員数（人）	6	7	6	7	7
②日本留学試験の適切な実施					
決算額（千円）	438,717	481,139	540,091	648,418	729,985
従事人員数（人）	8	8	8	8	9
③日本語教育センターにおける教育の実施					
決算額（千円）	575,435	522,040	518,060	503,501	533,124
従事人員数（人）	38	33	33	32	32

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
① 日本留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、ホームページや海外事務所等を通じて、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を行う。	① 日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けのポータルサイトの充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。 留学に関する情報提供の方策として、日本留学希望者を	〈25〉日本留学に関する情報提供の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書P73～96	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書P73～96	評定 B	評定 B

〇ホームページ及びSNSによる情報提供の充実

(1)「日本留学ポータルサイト」の充実

・インターネットを通じた日本留学情報のワンストップサービスを提供しており、平成 26 年度には、これまでの４カ国語から７カ国語対応にした。

・平成 27 年度より「日本留学ポータルサイト」と外務省が運営する「日本留学総合情報ガイド」との統合に向けた準備を行い、「日本留学情報サイト」を平成 31 年４月１日に公開したが、コンテンツの精査・統合等が不十分なため、次年度以降引き続き対応が必要となっている。

〈日本留学情報ホームページアクセス件数〉　（単位：件）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
アクセス件数	6,217,779	6,773,393	5,505,104	5,907,940	6,569,717

（注）平成 28 年度にアクセス件数が減少しているのは、主に、平成 28 年１月に実施した機構ホームページの更改に伴い、ホームページの構成が変更になったこと及びアクセス解析用ソフトウェアの更改により、集計方法が変更となったことによる。

(2)SNSの利用

平成 26 年度に留学生事業の Facebook を立ち上げ、頻繁に情報提供を行い、国内外でのイベントに併せてキャンペーンを行うなどファン数の獲得に努めつつ、日本留学に関する情報発信の強化を図った。

〈留学生事業の Facebook ファン数〉　（単位：件）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
アクセス件数	1,863	3,640	6,608	9,227	11,164

（注）Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

〇海外事務所における情報発信の取組

(1)海外事務所における情報発信等

インドネシア、韓国、タイ、ベトナム、マレーシアに設置している海外事務所において、各事務所独自のホームページやFacebook等により日本留学に関する情報発信を行うとともに電話、E-mail等による留学相談を行った。
更に各国において行われている現地説明会等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。

(2)ベトナム事務所の開設

ベトナムからの留学生が急増する中、ベトナムにおいて日本留学に関する正しい情報普及を図り、質を担保しつつ健全な形で、今後も留学生の増加が継続するよう、平成29年３月にベトナム（ハノイ）に新たな事務所を開設した。

(3)海外事務所におけるワンストップサービス

在外公館や独立行政法人国際交流基金等公的機関、日本の大学の現地事務所等が実施する各種イベント等に海外事務所職員を派遣するとともに、日本留学に関する資料の提供等、協力・連携を行った。
また、事務室が手狭なインドネシア事務所を除き、韓国事務所、タイ事務所、ベトナム事務所及

〈評定〉　B

〈評定根拠〉
・「日本留学ポータルサイト」について一層の多言語化を図るとともに、外務省が運営する「日本留学総合情報ガイド」との統合に向け、関係機関と協議しつつ準備を進め、日本留学希望者のためのワンストップサービスの展開に協力する観点から評価できる。
・「日本留学ポータルサイト」と「日本留学総合情報ガイド」の統合については、引き続きコンテンツの精査・統合を進める必要がある。
・海外事務所において、日本留学情報発信の強化に努め、各国において実施される現地説明会等に参加する等、関係機関とも協力の上、情報提供に努めたことは評価できる。
・ベトナムからの留学生が急増する中、ベトナムにおいて日本留学に関する正しい情報普及を図り、質を担保しつつ健全な形で、今後も留学生の増加が継続するよう、平成29年３月にベトナム（ハノイ）に新たな事務所を開設したことは評価できる。
・海外事務所や関係機関と連携の上、日本留学フェアを実施し、日本の大学等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学希望者等に対し、正確な情

＜評定に至った理由＞
中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。

〈評価根拠〉
日本留学に関する情報提供を充実させる為
① 日本留学希望者のためのワンストップサービスを提供する為にポータルサイトの統合の準備を進めたこと
② 海外事務所において、各国において実施される現地説明会等に参加する等日本留学情報発信の強化に努め、関係機関とも協力の上、情報提供に努めたこと
③ 海外事務所や関係機関と連携の上、日本留学フェアを実施し、日本の大学等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学希望者等に対し、正確な情報を提供したこと
④ 日本留学海外拠点連携推進事業との連携により、日本の大学等の海外事務所が実施する説明会へ職員を派遣し、日本留学希望者等に対し、日本留学に関する説明や個別ブースにおいて相談を行う等の協力を行ったこと
は評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－

〈有識者からの意見〉
おおむね順調に推移している。

＜評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められる事項もあるものの、所期の目標を下回り、抜本的な改善が必要な事項も認められるため。

〈評価根拠〉
日本留学に関する情報提供を充実させる為
① 海外事務所において、各国において実施される現地説明会等に参加する等日本留学情報発信の強化に努め、関係機関とも協力の上、情報提供に努めたこと
② 海外事務所や関係機関と連携の上、日本留学フェアを実施し、日本の大学等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学希望者等に対し、正確な情報を提供したこと
③ 日本留学海外拠点連携推進事業との連携により、日本の大学等の海外事務所が実施する説明会へ職員を派遣し、日本留学希望者等に対し、日本留学に関する説明や個別ブースにおいて相談を行う等の協力を行ったこと
は評価できる。
また、「日本留学情報サイト」については、平成30年度中の公開を予定していたが、準備の遅延により、平成31年４月の公開となり、掲載情報も限られた内容になっている。また、外務省運営の「日本留学総合情報ガイド」も大部分が旧サイトに残るなど、両サイトの総合運用からはほど遠い

		対象とした日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。		びマレーシア事務所において、大学等が実施する入試選考会場として貸出を行い、ワンストップサービスの展開に協力した。 〈海外事務所ホームページアクセス件数等〉 （単位：件） （注 1）Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。 （注 2）平成 28 年度までは、ベトナム事務所を含まない。 ○出版物の作成・提供 「Student Guide to Japan（日本留学総合案内）」等の日本留学の情報提供・広報を目的とした出版物を作成し、イベント等で配布するとともに、大学、関係機関等にも提供し、日本留学情報の普及に努めた。 〈出版物の作成状況等〉 ○日本留学フェア等の実施及び他機関主催イベントへの協力 海外において、日本への留学促進を目的とした日本留学フェアを実施するとともに、他機関の実施するイベントに参加・協力を行った。また、日本国内においては、日本語教育機関等で進学を目的として学ぶ外国人学生等を対象とした進学説明会を実施した。 更に他機関で実施するイベントにおいて、ブース出展、セミナー等の協力を行った。 （1）日本留学フェア実施状況 〈日本留学フェア実施状況〉	報を提供したことは評価できる。 ・日本留学海外拠点連携推進事業（平成 29 年度までは留学コーディネーター配置事業）との連携により、日本の大学等の海外事務所が実施する説明会へ職員を派遣するなどし、日本留学希望者等に対し、日本留学に関する説明や個別ブースにおいて相談を行う等の協力を行ったことは評価できる。 ・留学生交流業務に携わる教職員に対して、専門的知識を修得させ、外国人留学生受入れ及び日本人学生の海外派遣体制の整備等の充実のためのプログラムを実施するとともに、ウェブマガジンの発行により留学生交流に関する情報を提供したことは評価できる。		状況である。このことから本事項に関しては所期の目標を下回り、抜本的な改善が必要な状況であると認められる。 〈今後の課題・指摘事項〉 今後も持続的に取り組めるよう、必要な体制の整備・経費の確保等について、具体的な検討が必要である。 〈有識者からの意見〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ホームページアクセス件数	231,476	206,480	177,551	201,155	245,870
Facebook ファン数	16,253	26,168	35,047	49,162	59,190
事務所相談件数	8,518	7,603	8,227	9,064	9,753
現地説明会情報提供件数	19,630	23,158	17,119	21,711	25,465

出版物名	内容	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	作成言語	8か国語	9か国語	9か国語	9か国語	8か国語
		作成部数	合計78,000部	合計83,000部	合計78,500部	合計79,500部	合計84,800部
Student Guide to Japan【簡易版】	上記の簡易・縮小版	作成言語	7か国語	11か国語	9か国語	10か国語	9か国語
		作成部数	合計60,400部	合計56,300部	合計55,500部	合計58,500部	合計79,200部
日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金一覧	作成言語	和文・英文	和文・英文	和文・英文	和文・英文	和文・英文
		作成部数	合計10,000部	合計10,000部	合計8,500部	合計9,000部	合計9,000部

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国・地域	14 か国・地域	12 か国・地域	10 か国・地域	11 か国・地域	10 か国・地域
	北米（米国）、台湾、インド、中国、タイ、ブラジル、韓国、欧州（チェコ）、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、マレーシア、ネ	北米（米国）、台湾、中国、タイ、ブラジル、韓国、欧州（英国）、ミャンマー、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ネパール	北米（米国）、台湾、中国、タイ、韓国、欧州（英国）、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ネパール	北米（米国）、台湾、中国、タイ、韓国、欧州（スペイン）、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ネパール、アジア太平洋（シンガポール）	北米（米国）、台湾、中国、タイ、韓国、欧州（スイス）、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ネパール、アジア太平洋（マレーシア）

	パール		
都市数	23 都市	19 都市	17 都市	18 都市	17 都市
参加大学等数（延べ）	1,314 機関	1,269 機関	1,153 機関	1,096 機関	1,074 機関
来場者数（合計）	32,556 人	29,555 人	29,923 人	30,515 人	29,910 人

（注 1)平成 27 年度は、タイ（チェンマイ）、バングラデシュ（チッタゴン、ダッカ）で開催予定であった日本留学フェアを、現地の治安状況の悪化により中止した。なお、バングラデシュについては、平成 28 年度以降も引き続き中止とした。

（注 2)平成 27 年度のミャンマーでの開催については、本来、留学コーディネーター配置事業で採択されている岡山大学が実施すべきところであるが、同学からの強い要請により、経過措置として主催機関として実施した。

（注 3）日本留学フェア「アジア太平洋」は、大学間交流促進を目的として、APAIE（Asia Pacific Association for International Education）年次総会に参加する形式で、平成 29 年度より新たに実施した。

(2)日本留学説明会実施状況

〈日本留学説明会実施状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
国・地域	2 か国	1 か国	1 か国
	モンゴル・中国	モンゴル	モンゴル
都市数	2 都市	1 都市	1 都市
来場者数（合計）	916 人	784 人	760 人

（注 1)平成 26 年度途中に「日本留学セミナー」から「日本留学説明会」に名称を変更した。

（注 2)平成 29 年度からモンゴルの日本留学説明会は、例年同日に開催されていたモンゴル・日本人材開発センターが主催する日本留学フェアと統合し、実績は〈他機関が主催するイベント等への参加状況（海外）〉に含めた。

(3)外国人学生のための進学説明会実施状況

〈外国人学生のための進学説明会実施状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催都市	東京・大阪	東京・大阪	東京・大阪	東京・大阪	東京・大阪
参加大学等数(延べ)	313 機関	320 機関	314 機関	313 機関	316 機関
来場者数（合計）	3,849 人	4,166 人	4,302 人	4,024 人	3,607 人

(4)他機関が主催するイベント等への参加

〈他機関が主催するイベント等への参加状況（海外）〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国・地域数	8 か国・地域	9 か国・地域	8 か国・地域	9 か国・地域	5 か国・地域
都市数	13 都市	11 都市	9 都市	9 都市	5 都市

〈他機関が主催するイベント等への参加状況（国内）〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加回数	8 回	8 回	4 回	3 回	3 回

○日本留学海外拠点連携推進事業(※)との連携

日本留学海外拠点連携推進事業に採択された東京大学（インド）、岡山大学（ミャンマー）、筑波大

学（ブラジル）、北海道大学（アフリカ・サブサハラ）の各大学が平成 27 年度より実施する説明会へ職員を派遣する等により、日本留学に関する説明や個別ブースにおいて相談を行う等の協力を行った。

（※）平成 29 年度までは「留学コーディネーター配置事業」

留学コーディネーター配置事業とは、文部科学省が戦略的な留学生受入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（平成 25 年 12 月 18 日）において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行うもので、平成 26 年度に採択校を決定し、事業を開始した。平成 30 年度からは名称を「日本留学海外拠点連携推進事業」に変更。

〈日本留学海外拠点連携推進事業における説明会への協力状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国・地域	―	4 か国・地域	5 か国・地域	6 か国・地域	6 か国・地域
	―	インド、タンザニア、南アフリカ、ブラジル	インド、ミャンマー、ガーナ共和国、ブラジル、チリ	インド、ミャンマー、エチオピア、ブラジル、ペルー、ルワンダ	アルゼンチン、ブラジル、ミャンマー、ロシア、インド、ウガンダ
都市数	―	5 都市	6 都市	7 都市	8 都市

（注）平成 29 年度のルワンダ及び平成 30 年度のウガンダは、ビデオ会議システムを通して機構職員が説明会に参加した。

○大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

(1)大学等の留学生交流担当者養成プログラムの実施

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留学生交流業務に携わる教職員に対して、我が国への留学生受入れ及び海外への日本人留学生の派遣に関する分野の専門的知識を修得させることや適切な実務研修の機会提供を目的として実施した。

〈大学等の留学生交流担当者養成プログラム実施状況〉

区分	テーマ	開催都市	参加者数（合計）
平成 26 年度	講演会：「グローバル人材の育成について」	東京	144 人
	留学生交流拠点整備事業報告会	東京、兵庫	254 人
平成 27 年度	講演会：「大学ランキングに関する講演」	東京	52 人
	留学生交流拠点整備事業及び住環境・就職支援等受入れ環境の充実事業の報告	東京、兵庫	127 人
平成 28 年度	講演会：「学生が海外留学する際の大学の危機管理」	東京	117 人
	住環境・就職支援等受入れ環境の充実事業の報告	東京、兵庫	145 人
平成 29 年度	講演会：「①海外応募による留学生の受け入れ」「②就職に係る在留資格関連手続き」	東京	180 人
	留学生就職促進プログラムの報告	東京、兵庫	151 人
平成 30 年度	日本人学生の海外危機管理の対応について	東京、兵庫	105 人

（注）平成 30 年度は、開催に合わせてインターネット配信を行った（視聴者　120 人）

(2)ウェブマガジンの発行

留学生交流に携わる関係者向けに関連情報を掲載するウェブマガジン「留学交流」を発行した（毎月 10 日発行）。

	②　日本留学試験の適切な実施 日本留学試験実施の公平	②　日本留学試験の適切な実施 得点の等化・標準化、	〈26〉日本留学試験の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし	○適正な試験問題作成及び点検体制の強化 (1)改訂版シラバスに基づく出題 高等学校における学習指導要領の改訂に伴う基礎学力科目（理科、総合科目、数学）のシラバス（出題範囲）の改訂について、平成 24 年度に公表した改訂のスケジュールに則り、シラバス改訂版を機構ホームページで公開した上で、大学や日本語教育機関等にも周知した。改訂したシラバスに基づき、理科及び数学については平成 27 年度第 1 回試験より、総合科目については平成 28 年度第 1 回試験より、出題を行った。	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、適正な試験問題の作成及び点検等を行ったことは評価で	〈評価すべき実績〉 マニュアルの改善による試験監督の厳正化等、適正な試験問題の作成等による日本留学試験実施の公	〈評価すべき実績〉 マニュアルの改善による試験監督の厳正化等、適正な試験問題の作成等による日本留学試験実施の公

	性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。 また、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析し、収支改善に向けた取組を行うほか、国内外において日本留学試験の利用を促進する。	海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。 事業の収支改善に向けた分析を行い、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減に向けた取組を行う。	（定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	(2)得点の等化・標準化等 得点の等化・標準化については、試験終了後得点等化・標準化処理を行い、受験者への結果通知及び大学等からの成績照会に対応した。また、海外での試験実施に当たっては、時差を考慮し複数種類の試験問題を作成し使用した。 ○試験実施体制等の改善・強化 (1)障害のある応募者への合理的配慮の措置 障害のある応募者に対応するため、国内外の試験における障害者の受験について造詣の深い有識者 2 人に調査員を委嘱し、応募者から障害等の理由により合理的配慮の申出があった場合には、調査員の意見を踏まえて措置を講じた。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月に施行されたことを受け、試験小委員会に「配慮事項審査部会」を設置、一層の体制強化を図り、平成 30 年度から「配慮事項審査部会」の審査を踏まえて措置を講じることとした。 (2)マニュアル等の改善 各年度、試験実施委託業者からの意見等も踏まえ、マニュアル等の改善に努め試験実施体制等の改善・強化を図った。 [平成 26 年度] ・不正行為に厳格に対応するため、試験会場における宣伝ビラ配布等の迷惑行為を不正行為として取り扱うよう改善。 ・遅刻者への対応をより明確にするため、遅延証明書の扱いについて、試験監督等に関するマニュアルに明記。 [平成 27 年度] ・答案用紙の回収確認をより確実に行うため、回収後の点検手順を強化。 ・試験実施スタッフの利便性の向上を図り、より確実に試験実施業務を行うため、従来複数あった試験実施マニュアルを 1 冊に合冊。 [平成 28 年度] ・試験問題冊子の回収確認をより確実に行うため、試験問題冊子の表紙にマークをつけ、回収した冊子の現物確認を迅速かつ確実にできるよう改善。 ・より確実に試験実施業務を行うため、試験実施マニュアルにインデックスをつけ、参照しやすく改善。 [平成 29 年度] ・試験問題冊子の回収が円滑に行われるよう、監督者及び監督補助の作業や手順が明確になるように文言を追加。 ・作業手順を箇条書きにするなど、試験実施スタッフに理解しやすい記載に努めるなど工夫。 [平成 30 年度] ・受験票への書き込みをめぐり、試験監督者ごとの判断の不統一により再試験につながった事案の発生を踏まえ、監督者が統一的な判断を行えるよう、当該事案を含めた受験者対応に関する直近の具体例を試験実施マニュアルに追記。 ・受験者に対し、受験票への書き込みの禁止等について、ポスターを作成し周知を徹底。 ○試験の利用促進のための取組 以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び渡日前入学許可（※）等の取組を促した。 （※）渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するものである。 〈日本留学試験利用校〉 <table><tr><th>区分</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>日本留学試験利用校</td><td>708 校</td><td>715 校</td><td>743 校</td><td>776 校</td><td>824 校</td></tr><tr><td>うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校</td><td>131 校</td><td>133 校</td><td>143 校</td><td>164 校</td><td>181 校</td></tr></table> (1)「日本留学試験（EJU）利用のご案内」の改訂・配付	きる。 ・「日本留学試験（EJU）利用のご案内」の改定・送付等を通じて試験の利用と渡日前入学許可の促進を図った結果、利用校と渡日前入学許可実施校数が増加したことは評価できる。 ・海外実施計画を策定、海外実施都市の拡充についてカトマンズ（ネパール）、プネー（インド）、チェンマイ（タイ）での実施を検討し、新たにチェンマイにおいて試験を実施したことは評価できる。 ・一方、試験監督者ごとの判断の不統一により、再試験の実施につながった事案が発生したことは遺憾。速やかにマニュアルの改善等の措置を講じたが、試験の規模拡大等を踏まえ、今後とも試験の公正性確保に最大限努めていく必要がある。	平性及び信頼の確保に努め、また、「日本留学試験（EJU）利用のご案内」を通じて試験の利用と渡日前入学許可の促進を図って適切に実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 試験制度の改善が見られる。	平性及び信頼の確保に努め、また、「日本留学試験（EJU）利用のご案内」を通じて試験の利用と渡日前入学許可の促進を図って適切に実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ・平成 30 年度において再試験を実施することとなったことを踏まえ、再発防止策について引き続き徹底を図る必要がある。 ・第 3 期中期計画期間中に 検討を開始した日本留学試験の今後の在り方について、検討結果を反映・実施するとともに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、海外における試験受験者数を増やす観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ新たな海外における試験実施国・都市を検討する必要がある。 〈有識者からの意見〉

		また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。 さらに、外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。		「日本留学試験（EJU）利用のご案内」を毎年度改訂し、大学等へ各年度の試験実施通知等の際に送付するとともに、各地域の基幹大学が主催する日本留学試験地域ブロック会議等においても当該冊子を配付し説明を行った。また、平成30年度実施試験から導入した、大学等における成績照会の利便性を向上させるためのオンライン成績照会に関して、オンライン成績照会導入を踏まえた当該冊子の改訂を行い、大学等に対して周知を図った。 (2)大学院入試における利用の促進 大学に対する各年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用についても検討を依頼することにより、試験の利用促進を図った。加えて、平成27年度からは、各大学院の留学生入試担当部局にも「日本留学試験（EJU）利用のご案内」等を直接送付し、更なる試験の利用促進を図った。 (3)専門学校における利用の促進 「外国人留学生のための専門学校進学相談会」(平成26年度までは「日本語学校生のための専門学校進学相談会」として実施)への参加に加え、平成28年度からは「かながわ留学生支援相談会」にも参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験（EJU）利用のご案内」を配付するなど、専門学校に対する利用促進を図った。加えて、平成29年度通知分から、全国専門学校各種学校総連合会に加盟する外国人留学生を受け入れる専門学校には実施通知や「日本留学試験（EJU）利用のご案内」を直接送付し、更なる試験の利用促進を図った。 〇海外における試験実施に係る計画の策定 海外における新たな試験実施国・都市の検討及び既存の実施国・都市の見直しを行うため、新規実施地検討のための調査を実施し、新規実施都市の検討を行い、試行試験及び本試験の実施に向けて取組を行った。 (1)新規都市検討のための調査 近年留学生が増加しているネパール及び現地より要望が寄せられたプネー(インド)、チェンマイ(タイ)を検討対象として、日本留学同窓会、現地在外日本公館、大学等教育機関、日本語教育関係者からの意見聴取等により、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のための協力体制等について継続的に調査を行った。 (2)新規実施都市の検討 新規実施都市検討候補であるカトマンズ（ネパール）、プネー（インド）、チェンマイ（タイ）について、調査の結果を踏まえて、海外での試験実施都市の増設に関する必要条件を比較検討した上で、条件を満たしたチェンマイ(タイ)を新たな実施都市として選定した。 (3)チェンマイ(タイ)における試行試験実施及び本試験の実施 チェンマイ（タイ）を新たな実施都市として選定したことを受けて、タイ王国元日本留学生協会、在チェンマイ日本国総領事館、日本語教育関係者からの意見聴取等打合せを行い、平成 29 年度日本留学試験実施委員会の承認を得て、チェンマイ(タイ)において平成 30 年度第 1 回試験と同日に試行試験を実施し、平成 30 年度第 2 回試験において新規実施都市として本試験を実施した。		
			〈27〉 中期目標期間応募者数 〈主な定量的指標〉 ・中期目標期間における応募者数の合計 〈その他の指標〉 特になし	〇年間応募者数の拡大のための取組 各年度、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進のための取組を継続して行った。 海外においては、海外事務所による広報や日本留学フェア等における広報を行った他、ミャンマーにおける留学コーディネーターへの情報提供や意見交換、インドにおける日本留学海外拠点連携推進事業（平成 29 年度までは「留学コーディネーター配置事業」）の採択大学が主催する日本留学フェアへの参加など、関係機関や日本留学海外拠点連携推進事業と連携した広報に努めた。 また、留学生事業の Facebook で、日本留学試験の最新情報を適時に発信した。 その結果、各年度の年間応募者数は以下の表のとおりであり、それぞれ前年度の実績及び上記の「主要なアウトプット（アウトカム）情報」に掲げた当該年度の年度計画値を上回っている。 〈年間応募者数〉 <table><tr><th>区分</th><th>第1回</th><th>第2回</th><th>計</th></tr><tr><td colspan="3">第2期中期目標期間における合計応募者数</td><td>219,393人</td></tr></table>	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 日本留学海外拠点連携推進事業とも連携しながら、国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施し、また、「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」を導入・運用して、試験利用者（応募者、受験者、利用校等）の利便性を向上させる等、応募者数拡大のために様々な取組を行った。	〈評価すべき実績〉 国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施し、第３期中期目標期間日本留学試験応募者数が第 2 期中期目標期間実績値を上回ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉	〈評価すべき実績〉 国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施し、第３期中期目標期間日本留学試験応募者数が第 2 期中期目標期間実績値を上回ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉

〈評価の視点〉
・達成度については、今中期目標期間の目標応募者数 219,394 人を基準とする。

第3期中期目標期間における合計応募者数			261,663人
平成26年度	18,823人	19,778人	38,601人
平成27年度	22,181人	21,982人	44,163人
平成28年度	26,680人	26,178人	52,858人
平成29年度	30,462人	29,101人	59,563人
平成30年度	33,816人	32,662人	66,478人

〈参考：海外実施の状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
海外実施国・地域数	14の国・地域 17都市	14の国・地域 17都市	14の国・地域 17都市	14 の国・地域 17 都市	14 の国・地域 18 都市
海外応募者数	6,719 人	7,672 人	9,726 人	11,465 人	14,071 人

○「日本留学試験利用促進のための取組」の策定
今後の効果的な応募者数増の取組に資するために、国内外の応募者層の属性等の調査を実施し、各年度調査結果を分析した上で、更なる利用促進の強化を図るため、「日本留学試験利用促進のための取組」を策定した。平成 31 年度に向けては、調査結果を分析した上で、これまでの取組を踏まえて効果のある取組により重点化した「日本留学試験利用促進のための取組」を策定した。

○「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の開発・運用
平成 28 年度より試験利用者（応募者、受験者、利用校等）の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に、「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の開発を開始した。平成 29 年度に開発を完了したことを受けて平成 30 年度第 1 回試験に向けた国内における出願(平成 30 年 2 月～3 月)より、オンライン申請による受付を開始した。併せて、オンラインによる成績照会は平成 30 年 4 月より稼働を開始した。

結果として、年間応募者数の実績値が第 3 期中期目標期間の各年度計画値を上回ったことは評価できる。

―
〈有識者からの意見〉
応募者数が増加しており評価できる。

日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、海外における試験受験者数を増やす観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ新たな海外における試験実施国・都市を検討する必要がある。

〈有識者からの意見〉

〈28〉収支改善に係る検討状況

〈主な定量的指標〉
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

〈その他の指標〉
特になし

〈評価の視点〉
－

○収支改善に係る検討
事業の収支改善に向けて、各年度の収支状況について、収支の項目別、実施国・地域別比較等、継続して分析を実施した。
受験料収入の増に資するため、現地実施機関や在外公館とも協議しながら、外部有識者から構成される日本留学試験実施委員会の承認を得て、平成 26 年度インド及び香港、平成 27 年度ベトナム、平成 28 年度モンゴル、平成 29 年度スリランカ、平成 30 年度日本国内、タイ及び香港において受験料を改定した。

〈日本留学試験受験料の改定状況〉

区分	改定内容
平成 26 年度	・インド（500→800ルピー） ・香港（一科目のみ350→400香港ドル、二科目以上600→750香港ドル）
平成 27 年度	・ベトナム（100,000→130,000 ドン）
平成 28 年度	・モンゴル（10,000→14,000 トゥグルグ）
平成 29 年度	・スリランカ（700→1,000 スリランカルピー）
平成 30 年度	・日本（一科目のみ 6,130(発送料を含む)→7,560 円(発送料を含まない) 二科目以上 12,260(発送料を含む)→14,040 円（発送料を含まない） ・タイ（300→350 バーツ） ・香港（一科目のみ 400→450 香港ドル、二科目以上 750→850 香港ドル）

第 3 期中期目標期間においては、受験者数の増により事業収入も大きく増加した。また、支出については、応募者数の増加により全体の支出も増加しているものの、複数年度契約を導入することによって支出の削減に努めた。

〈評定〉 B

〈評定根拠〉
収支改善に向けて収支状況の現状分析を行い、また、受験料の改定によって、受験料収入の増に資する取組を行ったことは評価できる。

〈評価すべき実績〉
収支改善に向けて収支状況の現状分析を行い、また、受験料の改定によって、受験料収入の増に資する取組を行ったことは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
―
〈有識者からの意見〉
収支の改善が見られ努力を評価したい。

〈評価すべき実績〉
収支改善に向けて収支状況の現状分析を行い、また、受験料の改定によって、受験料収入の増に資する取組を行ったことは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
海外における試験受験者数を増やす観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討するとともに、収支状況については必要経費を踏まえ悪化しないようにする必要がある。

				<日本留学試験に係る事業収支の状況>　（単位：千円） 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 収入 / 383,547 / 445,972 / 527,047 / 607,038 / 708,490 支出 / 381,416 / 423,901 / 481,924 / 591,795 / 666,326			〈有識者からの意見〉
	③　日本語教育センターにおける教育の実施 日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。	③　日本語教育センターにおける教育の実施 日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべき	〈29〉質の高い教育の実践状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	○カリキュラム開発 東京・大阪両日本語教育センターの教職員が連携してカリキュラムの改善について検討を行い、学習内容及び学習目標の表記をよりわかりやすく示した「日本語教育センター（JLEC）日本語スタンダード」を平成 27 年度に作成し、ホームページで公開した。また、運用を進める中で、さらなる改善に向けて、平成 29 年度に教員アンケートを実施する等、継続して改善に努めた。 ○教材の開発 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した教材等、学生の出身国や進学希望先に応じたきめ細かい教材開発等に取り組んだ。 (1)日本語教材の開発・改訂・出版 ①非漢字圏の学生に対応した教材 ・非漢字圏・理科系学生に対応した総合日本語教材として、日本語中級教材 7 分冊（読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リスト）の改訂を進め、『【改訂版】進学する人のための使える日本語中級』（6 分冊）（本冊、別冊、文法リスト・語彙リスト・漢字リスト 1・2）を作成し、副教材（音声教材、試験等）についても整備を進めた。 ・『留学生のための日本語初級』の副教材（LL 教材、練習帳、漢字教材など）の改訂作業を行った。 ・中上級教材である『日本語二（改訂版）』の改訂を進め、『留学生のための日本語中上級』及びその副教材を作成し、試用を行う中で改訂作業を進め、第 2 版を作成した。 ②アラビア語圏の学生のための教材 ・アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した音声・会話を中心とした日本語初級入門教材について試用・改訂を進め、『アラビア語話者のための場面と音声で覚える日本語入門教材 日本語で話そう！アブドラさんの日本留学体験記』として作成し、市販に向けて作業を進めた。 ③専修学校進学者のための教材 『専門学校に進学する留学生のための日本事情』の改訂を行い、市販に向けて作業を開始し『知っていますか日本のこと　学ぼう話そう日本事情』として、広く非漢字圏向けの日本事情教材として出版した。 ④高等専門学校進学者のための教材 非漢字圏・理科系学生である高等専門学校進学者のための日本語副教材について、作成・改訂作業を進めた。 (2)基礎科目教材の開発・改訂・出版 ①学部進学希望者のための教材 ・数学教材『進学する人のための数学Ⅰ＋A』試用版の改訂を進め、『日本で学ぶ留学生のための数学』としてオンデマンドで出版した。 ・総合科目『重要用語言語別対照表地理篇』の作成を開始した。 ②アラビア語圏学生のための教材 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うための教材が不足していることから、以下の教材開発を行った。 ・『物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理（波動編）』作成。 ・『物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理（電磁気学編）』の作成・改訂作業。 ・『物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理（熱力学編）』の作成。 ・『物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理（力学編）」改訂版作成。 ・『留学生のための理科系専門用語辞典〔数学・物理・化学・生物〕日本語－英語－アラビア語』について、平成 25 年 4 月の新学習指導要領の実施に伴う日本留学試験のシラバス改訂に基づき、各科目の項目を追加し改訂増補版を平成 28 年 3 月に市販。 (3)進学指導のための教材の開発 平成 28 年度に『進学する留学生のための面接』の開発を進め、平成 29 年度に試用版を作成した。平成 30 年度に市販の準備を進めた。	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した教材の作成・改訂の推進、専修学校進学者や高等専門学校進学者を対象とした教材や非漢字圏学生に対応した教材の作成・改訂を行う等、多様な背景の学生に配慮した教材の開発を進め、毎年度 95％を超える高い進学率を維持してきたことは、日本語教育、予備教育のモデルとなる学習支援の観点から評価できる。 ・一部の教材の市販を開始し、一般でも容易に入手しやすくなった取組は評価できる。 ・毎年度、研究協議会を開催し、機構が中心となって、進学先教育機関や日本語教育機関と協力し、日本語教育等の質を高める取組を実施したことは評価できる。 ・また、毎年度、海外の現職の日本語教員を招聘し、日本語の指導方法について研修の場を提供したことは、海外における日本語教育普及と拡大につながる取組として評価できる。 ・教材の開発、学生の募集活動など、東京、大阪両センターで連携体制を強化し、効果的な事業の実施、教育の質の向上に努めたことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 日本語教材の開発を進めて複数のテキストを開発するなど、他の日本語教育及び予備教育機関のモデルとなる取組は評価できる。 また、積極的に人材育成に取り組むなど、日本語教育の拡大普及に務めており評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －	〈評価すべき実績〉 日本語教材の開発を進めて複数のテキストを開発するなど、他の日本語教育及び予備教育機関のモデルとなる取組は評価できる。 また、積極的に人材育成に取り組むなど、日本語教育の拡大普及に務めており評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 今後も質の高い教育を提供できるよう、必要な教育環境の整備に努めることが必要。 〈有識者からの意見〉

カリキュラム・教材開発等を行う。

○開発した教材の出版状況
先述した教材のうち、以下を出版し市販を開始した。
①『留学生のための理科系専門用語辞典[数学・物理・科学・生物]日本語-英語-アラビア語』【改訂増補版】(平成 28 年度)
②『知っていますか日本のこと　学ぼう話そう日本事情』(平成 30 年度)
③『日本で学ぶ留学生のための数学』(平成 30 年度)
④『物理テキスト　アラビア語圏の学生のための物理(熱力学編)』(平成 30 年度)

平成30年度に出版した②～④はいずれもISBN番号をつけて出版したことにより、通販サイトのアマゾンを含む一般の書籍販売ルートに載せ、広く販売することが可能となった。
また、③と④は試行的にオンデマンド方式での出版としたことで、在庫管理は不要となった。

○卒業者の進学率の状況
非漢字圏やアラビア語圏の学生にも配慮した教材の開発・改訂にも取り組んだ結果、東京、大阪両センターともに、毎年度高い進学率を確保している。

〈卒業者の進学率〉　(単位:人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
進学希望者数(A)	301	291	295	256	274
東京	189	163	187	163	169
大阪	112	128	108	93	105
進学者数(B)	298	288	291	252	264
東京	187	162	185	160	164
大阪	111	126	106	92	100
進学率(B/A)	99.0%	99.0%	98.6%	98.4%	96.4%
東京	98.9%	99.4%	98.9%	98.1%	97.0%
大阪	99.1%	98.4%	98.1%	98.9%	95.2%

○研究協議会の開催
毎年度、日本語教育、予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行う研究協議会を、東京、大阪で年に 1 回開催した。また、成果の普及を図るため、実施概要報告は機構のホームページで掲載した。

〈研究協議会の開催状況〉

区分		テーマ	参加者数
平成 26 年度	東京	日本語教育における ICT を活用した協同学習	82 人(37 機関)
	大阪	メンタルヘルスに問題を抱えた学生及び発達障害の学生への対応について	91 人(40 機関)
平成 27 年度	東京	大学のグローバル化推進における外国人留学生の受入れと指導	57 人(20 機関)
	大阪	ICT を活用した日本語教育の実践について～教室活動を中心として～	61 人(30 機関)
平成 28 年度	東京	予備教育における日本語 ―基礎科目／専門科目を日本語で学ぶために―	88 人(37 機関)
	大阪	日本語教育の現場の取組と展望―求められる教育と教員―	80 人(36 機関)
平成 29 年度	東京	日本語教育現場における発達障害・学習障害が疑われる学生への対応	136 人(50 機関)
	大阪	支援を必要とする留学生への対応～発達障害を中心として～	96 人(35 機関)
平成 30 年度	東京	美術系進学希望者に対する進学指導の方法を考えよう	97 人(49 機関)
	大阪	留学生に求められるプレゼンテーション能力とその指導	80 人(38 機関)

○外国人の現職日本語教員研修
海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、以下のとおり外国人日本語教員を対象に研修を実施した。
また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。

区分	国・大学	人数	日数
平成26年度	マレーシア政府教育省(マレーシア) ペナン日本語協会 (マレーシア)	2人	5日間
平成27年度	インテックエデュケーションカレッジ(マレーシア) タイ国元日本留学生協会(タイ) ハノイ貿易大学(ベトナム) 国立交通大学(台湾)	4人	東京5日間 大阪6日間
平成28年度	ダルマプルサダ大学(インドネシア) ビナヌサンタラ大学(インドネシア) ハノイ貿易大学(ベトナム) 国立台中科技大学(台湾)	4人	東京5日間 大阪6日間
平成29年度	国立科学技術大学付属工科大学(モンゴル) 新モンゴル高等専門学校(モンゴル) タマサート大学(タイ) 内モンゴル芸橋留学事務所芸橋日本語教室(中国) ハノイ貿易大学(ベトナム)	5人	6日間
平成30年度	工業技術大学付属モンゴルコーセン技術カレッジ(モンゴル) ダルマプルサダ大学(インドネシア) ハノイ貿易大学(ベトナム) ミャ日本語学校(ミャンマー)	4人	6日間

○日本語教員の海外派遣等
文部科学省からの要請により、毎年度 3 月～7 月、中国の予備教育機関へ 3 人の日本語教師を派遣するとともに、マレーシアの予備教育機関へ派遣される基礎科目教員(10 人前後)の新規派遣教員研修に協力した。

○「日本語教育センター紀要」の発行(年刊)
毎年度、日本語教育センターの教育活動の成果を普及、共有することを目的として、教員による授業報告や教材作成報告の他、研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育関係機関等に配付した。

○東京・大阪両センターの連携による効果的・効率的な事業の実施
(1)学生募集活動及び留学に関する情報提供
外国政府派遣留学生の受入れを図るため、東京、大阪両センターで、関係国在日大使館等と綿密な連絡を取り留学生の受入れ体制、学習指導、生活指導及び学習環境等について積極的なアピールを行った。
また、中東諸国からの留学生を獲得するため、毎年度、アラブ首長国連邦アブダビ首長国で開催される国際教育展「Najah Fair」に、東京、大阪両センターが合同で参加した。
平成 28 年度からは、東京、大阪両センター合同で、中国の関係機関を訪問する等、連携して情報収集を行った。
平成 29 年度には、日本語教育センター学生受入促進のための動画を作成した。(詳細後述)
(2)教職員間の相互交流
教職員の相互交流を進め、授業見学や、意見交換などを継続的に実施し、教育の均質化を進めた。

また、テレビ会議システムを利用してカリキュラムや教材開発に係る検討会議を定期的に開催し、教材開発の分担や作成・改訂した教材の相互活用等を進める等、連携強化を図ることにより、両センターの教育の質の向上に努めた。

(3)教材の相互活用

東京、大阪両センターにおいて、各センターが開発した日本語初級、中級教材及び基礎科目教材を共有し、適宜授業にて相互活用した。

○国際交流活動への参加等

(1)国際交流活動への参加状況

地域の小・中・高校が実施する国際理解教育授業において、在校生が積極的に参加して母国の紹介、日本文化等の理解を深めた。

〈国際交流活動への参加状況〉

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東京	件数	2 校、3 回	4 校、5 回	7 校、7 回	5 校・4 機関、11 回	3 校・7 機関、19 回
	参加者数	138 人	176 人	221 人	362 人	495 人
大阪	件数	9 校、10 回	6 校、7 回	14 校、16 回	18 校、21 回	14 校、14 回
	参加者数	64 人	38 人	200 人	175 人	120 人

(注)参加者数は延べ人数

(2)地域交流活動等への参加状況

国際理解教育授業以外の小・中・高・大学生との交流や、地域団体等の国際交流イベントに在校生が参加した。

〈地域交流活動等への参加状況〉

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東京	件数	156 件	138 件	121 件	115 件	108 件
	参加者数	1,606 人	1,251 人	988 人	552 人	821 人
大阪	件数	55 件	51 件	57 件	85 件	94 件
	参加者数	815 人	897 人	789 人	740 人	1,677 人

(注)参加者数は延べ人数

(3)ホームステイ等への参加状況

ホームステイ、ホームビジット受入団体等の協力のもと、在校生がホームステイ等に参加し、日本人との交流を図った。

〈ホームステイ等への参加状況〉

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東京	件数	12 件	13 件	4 件	4 件	4 件
	参加者数	71 人	100 人	34 人	29 人	28 人
大阪	件数	2 件	2 件	3 件	5 件	5 件
	参加者数	45 人	46 人	41 人	65 人	67 人

			〈30〉 留学生受入れに係る取組状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため）	○留学生の受入れに係る取組 ・国費留学生の受入れについては、東京センターでは1年間の高専留学生、大阪センターでは1年間の専修学校留学生を、毎年度受け入れた。これに加えて、東京センターでは、平成26年度よりASCOJA（アセアン元日本留学生評議会）研究留学生を、大阪センターでは平成28年度より教員研修留学生を、それぞれ6か月間受け入れ、大学、大学院進学前の予備教育を実施した。 ・外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、関係国大使館等を訪問して情報共有を行うとともに、連絡を密にし、各国の政府派遣生を柔軟に受け入れる体制、学習指導、生活指導及び学習環境等の充実を図っていることについて、PRを行った。 ・アラブ首長国連邦、インドネシアなど、各国奨学金支給機関等の来訪を積極的に受け付け、日本留学及び日本語教育センターについての紹介を行った。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 留学生の受入れについては、私費留学生数を抑制しつつも、国費留学生の数が伸びない中においてバランスをとりな	〈評価すべき実績〉 外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、関係大使館を訪問しセンターの受入体制等のアピールを行ったこと、国立高等専門学校への編入を	〈評価すべき実績〉 外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、関係大使館を訪問しセンターの受入体制等のアピールを行ったこと、国立高等専門学校への編入を

			〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	・中東諸国からの留学生を確保するため、アラブ首長国連邦アブダビ首長国の国際教育展「Najah Fair」に毎年度参加し、広報活動を行った。 ・一方、質の高い私費留学生を確保するため、各国同窓会組織等の協力のもと、現地で説明会を実施するなど広報活動を行った。 ・大阪センターにおいては、ミャンマーと日本の交流のかけ橋となる人材育成を目的に、平成27年10月より公益信託井内留学生奨学基金の助成を受けたミャンマーからの留学生受入れを開始した。また、当該留学生の進学先として、関西学院大学、立命館アジア太平洋大学及び早稲田大学と推薦入学に関する協定を締結した。 ・東京センターにおいては、国立高等専門学校機構（以下「高専機構」）からの要請を受け、新たに、平成30年度、中学校卒業レベルのタイ政府派遣高専留学生（8人）を受け入れた。そのため平成29年度には、高専機構とカリキュラム等の協議を重ね、受入れ環境の整備を進めた。 〇日本語教育センター学生受入れ促進のための動画作成 平成29年度に、日本語教育センターの学生受入れ促進を図るため、東京・大阪両センターで協議を重ね、多言語（日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、インドネシア語、ベトナム語、アラビア語）による日本語教育センターのプロモーション動画を作成した。 平成30年度より日本留学フェア等での活用、当センター及び機構の海外事務所への来訪者に視聴いただく他、短縮版をYouTubeに掲載した。また、韓国語版を作成した。 〇国費・政府派遣・私費別留学生受入れ数 私費外国人留学生については、全体的に増加傾向にある中、受入れ学生数の抑制を図りつつ、国費留学生及び外国政府派遣留学生を積極的に受け入れたところであるが、国費留学生の数が伸びない中において、バランスを取りながらの受入れとなった。 〈留学生受入れ状況〉　（単位：人） 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度 受入れ数　計：362（100.0%） / 347（100.0%） / 340（100.0%） / 306（100.0%） / 349（100%） 　東京：222 / 188 / 200 / 189 / 199 　大阪：140 / 159 / 140 / 117 / 150 国費留学生：131（36.2%） / 105（30.3%） / 89（26.2%） / 97（31.7%） / 93（26.6%） 　東京：89 / 67 / 62 / 67 / 64 　大阪：42 / 38 / 27 / 30 / 29 政府派遣留学生：83（22.9%） / 80（23.1%） / 53（15.6%） / 51（16.7%） / 76（21.8%） 　東京：56 / 47 / 37 / 38 / 52 　大阪：27 / 33 / 16 / 13 / 24 私費留学生：148（40.9%） / 162（46.7%） / 198（58.2%） / 158（51.6%） / 180（51.6%） 　東京：77 / 74 / 101 / 84 / 83 　大阪：71 / 88 / 97 / 74 / 97 参考：私費留学生の全体の受入れ数に占める割合の平均値 平成21年度～平成25年度　51.2% 平成26年度～平成30年度　49.8% 〈課程別受入れ状況〉　（単位：人） 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度 受入れ数　計：362（100.0%） / 347（100.0%） / 340（100.0%） / 306（100.0%） / 349（100%） 　東京：222 / 188 / 200 / 189 / 199 　大阪：140 / 159 / 140 / 117 / 150 大学院等進学希望者：76（21.0%） / 76（21.9%） / 100（29.4%） / 97（31.7%） / 99（28.4%）	がら、政府派遣等留学生の受入れに努めたことは評価できる。また、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育指導や生活指導を行っていることは、評価できる。	希望するタイからの中学卒業レベルの留学生受入れに際し関係機関とカリキュラムについて協議や、学則及び規程改訂などを始めとする、諸外国留学生の受入れ環境の整備や広報を第３期中期目標期間中に積極的に進めたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －	希望するタイからの中学卒業レベルの留学生受入れに際し関係機関とカリキュラムについて協議や、学則及び規程改訂などを始めとする、諸外国留学生の受入れ環境の整備や広報を第３期中期目標期間中に積極的に進めたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

東京	39	35	62	65	61
大阪	37	41	38	32	38
大学等進学希望者	286 (79.0%)	271 (78.1%)	240 (70.6%)	209 (68.3%)	250 (71.6%)
東京	183	153	138	124	138
大阪	103	118	102	85	112
準備教育の対象となる学生(※)	33 (9.1%)	35 (10.1%)	16 (4.7%)	25 (8.1%)	27 (7.7%)
東京	29	23	4	10	7
大阪	4	12	12	15	20

(※)「準備教育を希望する学生」は「基礎教科の予備教育を希望する学生」の内数

〈非漢字圏からの学生数〉 (単位:人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受入れ数 計	362 (100.0%)	347 (100.0%)	340 (100.0%)	306 (100.0%)	349 (100%)
東京	222	188	200	189	199
大阪	140	159	140	117	150
非漢字圏からの学生	236 (65.2%)	213 (61.4%)	194 (57.1%)	174 (56.9%)	216 (61.9%)
東京	154	123	138	120	137
大阪	82	90	56	54	79

卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の８０％以上から肯定的な評価を得られるようにする

〈31〉卒業予定者の満足度

〈主な定量的指標〉
・卒業予定者に対する教育内容等に係る満足度

〈その他の指標〉
特になし

〈評価の視点〉
－

○修了予定者に対するアンケート調査
日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、各年度末に修了予定者に対するアンケート調査を実施している。
(1)日本語教育センターに対する満足度
「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」の4段階による満足度調査で、「満足」「やや満足」と回答があった者の割合(満足度)は、以下のとおりであった。

〈卒業予定者の満足度〉 (単位:%)

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平均
東京	満足度	97.5	97.1	95.3	97.9	94.3	96.4
	回収率	97.2	95.8	99.4	96.1	99.4	
大阪	満足度	98.1	93.0	98.2	98.3	100	97.5
	回収率	93.2	97.4	96.7	98.3	97.2	

(注)平成 30 年度には、「どちらでもない」を加えた 5 段階でのアンケートも試行的に実施し、東京は 90. 8%、大阪は 100%という結果が得られた。

(2)個別項目に対する満足度調査
基礎科目に対する満足度について、平成 26、27、28 年度において 80%を下回ったことを受け、基礎科目教員への指導強化、学生に対する少人数制のきめ細かい指導等に取り組んだ結果、平成 29 年度及び平成 30 年度は 80%を上回った。平成 30 年度の東京の日本語の教材以外の項目については各年度において全て 90%以上であった。

〈個別項目に対する満足度〉 (単位:%)

設問	区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
日本語の授業	東京	97.6	96.2	98.8	98.0	93.9
	大阪	97.0	96.6	98.3	98.3	99.3
日本語教材	東京	93.6	95.5	96.0	98.0	89.0
	大阪	92.0	91.8	94.9	95.0	98.5
先生	東京	97.6	97.5	98.8	99.3	98.2

〈評定〉 A

〈評定根拠〉
・修了予定者のアンケート調査において、全体の満足度は東京、大阪ともに目標値を上回ったことは高く評価できる。なお、各項目別満足度においては、基礎科目の満足度が平成 26 年度から 28 年度に 80%を下回ったが、担当教員への指導強化等の取組により平成 29 年度及び平成 30 年度は 80%を上回ったことは評価できる。
・平成 30 年度には、試行的に「どちらでもない」を加え、5 段階で実施したところ、個別には 80%を下回る項目もあったが、全体の満足度は、東京、大阪ともに 90%を上回る高い満足度を得た。
・また、修了予定者のアンケート結果を踏まえて、授業や学習指導、学生生活に係るサポートについて改善したことは多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育の実施という観点から評価できる。

〈評定根拠〉
修了予定者のアンケート調査において、学校満足度が東京・大阪ともに目標値を大きく上回ったことは高く評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－

〈有識者からの意見〉
アンケートの選択肢が 4 択となっているのは見直すべきである。また、達成すべき指標がアンケート対象者の主観によって左右されないような方法を検討すべき。

〈評定根拠〉
修了予定者のアンケート調査において、学校満足度が東京・大阪ともに目標値を大きく上回ったことは高く評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－

〈有識者からの意見〉

	大阪	99.0	95.9	100.0	99.2	97.8
基礎科目の授業	東京	91.8	89.9	79.2	85.0	83.5
	大阪	77.0	77.4	82.9	81.4	90.4
進路指導	東京	97.0	98.1	96.5	98.0	97.0
	大阪	98.0	95.2	99.1	94.0	98.5
課外活動	東京	87.1	89.9	89.0	91.2	92.1
	大阪	91.0	92.5	94.9	93.2	97.8
学習環境	東京	95.3	95.5	94.8	99.3	98.8
	大阪	94.0	95.2	99.1	94.1	95.6
生活サポート	東京	94.7	96.2	94.8	96.6	95.1
	大阪	97.0	96.6	97.4	95.8	100.0
交流活動有無	東京	有 69.6	有 59.2	有 60.5	有 60.5	有 58.9
	大阪	有 80.0	有 80.3	有 88.0	有 86.6	有 94.2
交流活動	東京	95.9	96.8	99.0	98.9	96.0
	大阪	96.0	100.0	100.0	100.0	98.4
教育サービス	東京	96.3	96.7	95.1	96.4	94.0
	大阪	97.0	95.8	96.6	93.2	100.0

（注 1)「交流活動有無」については、参加「有」の割合を示しており、次の「交流活動」は、交流活動参加者を対象とした満足度を示している。
（注 2)平成 30 年度には「どちらでもない」を加えた 5 段階でのアンケートも試行的に実施したところ、「基礎科目の授業」についてのみ 80%を下回ったが、その他については 80%以上の高い満足度が得られた。

〇アンケート結果を踏まえた改善
アンケート結果を踏まえ、要望の多かった教材の開発や、授業及び学生生活に係るサポートの改善を行った。
(1)アラビア語圏の学生への対応
・『留学生のための理科系専門用語辞典〔数学・物理・化学・生物〕日本語−英語−アラビア語【改訂増補版】』の編集（センター内での利用に加え市販）
・『物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理』をシリーズ化し、力学編改訂版、電磁気学編、熱力学編、波動編を作成
・音声・会話を中心とした日本語初級入門教材の作成

(2)その他の教材開発への活用
・『専門学校に進学する留学生のための日本事情』の改訂
・非漢字圏の高等専門学校進学者のための日本語副教材の作成

(3)授業・学生生活に係るサポートの改善
・学生の希望や学力に沿って個別に進路指導を行った.。
・教職員、カウンセラーが連携して、出席率が低下した学生との面接等を積極的に推進し、引きこもり等異文化不適応学生の予防及び卒業率の向上に努めた。
・生活における学生の悩みに対し、教職員、レジデント･アシスタント、カウンセラーが連携して対応に当たり、病院への付き添い等のきめ細かいサポートを行った。
・目の不自由な留学生の受入れに際して、教材、その他生活についての環境を整備した。
・心の病に罹患している学生が増えているため、心療内科等への同行、服薬や食事状況の確認、授業への個別対応等柔軟なサポートを行った。

４．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３－（２）	留学生支援事業（２）外国人留学生に対する在学中の支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第２、３、６号	業務に関連する政策・施策	政策目標１３　豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標１３　国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0410

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
①外国人留学生に対する学資金の支給								
②外国人留学生に対する宿舎の支援等								
(1)東京国際交流館における収支の改善状況	計画値	収支改善を図る。	―	81.6%以上	88.1%以上	93.6%以上	95.3%以上	100.0%以上
	実績値	―	76.1%	84.1%	85.5%	98.3%	95.4%	96.9%
	達成度	―	―	103.1%	97.0%	105.0%	100.0%	96.9%
(2)兵庫国際交流会館における収支の改善状況	計画値	収支改善を図る。	―	92.9%以上	94.7%以上	96.5%以上	98.3%以上	100.0%以上
	実績値	―	91.1%	87.4%	97.1%	102.1%	127.2%	129.5%
	達成度	―	―	94.1%	102.5%	105.8%	129.4%	129.5%
③外国人留学生等の交流推進								

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
①外国人留学生に対する学資金の支給					
決算額（千円）	7,543,194	7,462,993	7,778,124	7,090,313	6,888,356
従業員人数（人）	18	19	20	19	21
②外国人留学生に対する宿舎の支援等					
決算額（千円）	1,450,952	1,439,006	1,362,646	1,555,912	1,547,607
従業員人数（人）	6	8	9	9	9
③外国人留学生等の交流推進					
決算額（千円）	Ⅰ－３－（２）－②に含む	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。
従業員人数（人）	Ⅰ－３－（２）－②に含む	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。	Ⅰ－３－（２）－②に含む。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
①　外国人留学生に対する学資金の支給 大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。 国費外国人留学生の選考における審査事務等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。 私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏ま	①　外国人留学生に対する学資金の支給 大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。 国費外国人留学生の選考における審査事務等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。 私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学	〈32〉外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P97～115 **○国費外国人留学生の給与支給業務** **国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を行った。** **〈国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況〉　（単位：人）** **区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度** **支給実績 / 9,581 / 10,072 / 9,809 / 9,942 / 9,611** **（注）各年度 3 月分の支給状況** **○国費外国人留学生の選考における審査事務** **文部科学省担当官と月例の打合せを行うことにより連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。** **○留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）（※）の実施** **優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。** **（※）平成 27 年度まで「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」。制度の見直しについての詳細は後述参照。** **(1)支援内容** **奨学金月額：** **（平成 26 年度まで）** **大学院レベル　65,000 円** **学部レベル・日本語教育機関　48,000 円** **（平成 27 年度以降）** **大学院レベル・学部レベル　48,000 円** **日本語教育機関　30,000 円** **(2)採用実績** **〈留学生受入れ促進プログラム採用実績〉　（単位：人）** **区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度** **採用実績 / 8,982 / 8,503 / 8,639 / 9,156 / 8,467** **グローバル化のための重点配分（※） / 364 / 207 / 780 / 1,082 / 1,417** **（※）以下のプログラム及び事業に採択された大学等に対して重点配分を行った。** **平成 26 年度：「大学の世界展開力強化事業（「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援、米国大学等との協働教育創造支援、ASEAN 諸国等と大学間交流形成支援、海外との戦略的高等教育連携支援（AIMS との連携））」採択校及び「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラム** **平成 27 年度：「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラム及び「留学コーディネーター配置事業」採択校** **平成 28 年度：「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラ	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P97～115 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・国費外国人留学生制度に係る給与（奨学金）支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を策定のうえ、厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。 ・文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度について、教育再生実行会議の提言等を踏まえて制度の見直しを行い、留学生受入れ促進プログラムへと改編して実施したことは評価できる。 ・海外留学支援制度（協定受入）において、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。また、予算の範囲内で各プログラムを採択し、奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 外国人留学生に対する学資金の支給について、 ① 文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施し、国費外国人留学生制度に係る給与（奨学金）支給を円滑に実施したこと ② 文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、不法残留者に関する要件に合致する大学に対して「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたこと ③ 留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したこと ④ 海外留学支援制度（協定受入）において、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したこと は評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 外国人留学生に対する学資金の支給について、 ① 文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施し、国費外国人留学生制度に係る給与（奨学金）支給を円滑に実施したこと ② 留学生受け入れ促進プログラムにおいて、給付業務を円滑に実施するとともに、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組等を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したこと ③ 海外留学支援制度（協定受入）において、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したこと は評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ・留学生受入れ促進プログラムについて、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国への定着等に向けた取組状況に応じて、引き続き学資金を重点的に配分する必要がある。 〈有識者からの意見〉

	えた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。	習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。 私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を重点的に配分する。		ム、「留学コーディネーター配置事業」及び「スーパーグローバル大学創成支援事業」採択校 平成 29 年度:「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラム、「留学コーディネーター配置事業」、「スーパーグローバル大学創成支援事業」及び「留学生就職促進プログラム」採択校 平成 30 年度:「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラム、「日本留学海外拠点連携推進事業（旧 留学コーディネーター配置事業）」、「スーパーグローバル大学創成支援事業」、「留学生就職促進プログラム」採択校、外国人留学生の日本における就職・定着支援を行う大学等及び専修学校職業実践専門課程 (3)留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用 平成 26 年度:総務省からの勧告「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視－技能実習制度等を中心として－＜結果に基づく勧告＞」（平成 25 年 4 月 19 日総務省）を踏まえ、本制度実施のための管理体制又は事務処理が不適切な場合に対する「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を策定した。 平成 27 年度:同基準に定めた不法残留者に関する要件に合致し、今後推薦依頼数又は採用数の削減措置が適用される可能性のある大学等に対して、注意喚起を行った。 平成 28 年度:同基準に定めた不法残留者に関する要件に合致し、平成 29 年度に削減措置が適用される大学等（10 校）に対して、当該措置の対象となる旨の通知を行った。また、平成 30 年度以降に削減措置が適用される可能性のある大学等に対しては、注意喚起を行った。 平成 29 年度:同基準に定めた不法残留者に関する要件に合致した大学等（10 校）に対し、平成 29 年度の推薦依頼数又は採用数の削減措置を行った。また、平成 30 年度に削減措置が適用される大学等（16 校）に対して、当該措置の対象となる旨の通知を行い、平成 31 年度以降に削減措置が適用される可能性のある大学等に対しては、注意喚起を行った。 平成 30 年度:同基準に定めた不法残留者に関する要件に合致した大学等（16 校）に対し、平成 30 年度の推薦依頼数又は採用数の削減措置を行った。また、削減割合の見直しを行い、同基準を改正した上で、平成 31 年度に削減措置が適用される大学等（24 校）に対して、当該措置の対象となる旨の通知を行い、令和 2 年度以降に削減措置が適用される可能性のある大学等に対しては、注意喚起を行った。 ○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度の見直し 教育再生実行会議第三次提言（平成 25 年 5 月 28 日）や財務省予算執行調査の調査結果（平成 27 年 6 月 30 日）等を踏まえ、「留学生 30 万人計画」の実現に向けて、平成 28 年度より「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」を「留学生受入れ促進プログラム」へと改編して、採用方法等について以下のとおり見直しを行った。 [主な見直し内容] ・大学等における渡日前予約採用の状況や大学等の取組状況に応じた重点配分の実施 ・主に在学している留学生を対象とした配分は、既に日本で学んでいる私費留学生に配慮しつつ、段階的に縮小 ・大学等がより優秀な留学生を確保できるよう、募集や予約決定時期を早期化 ・他の奨学金との併給制限を緩和することにより、渡日前の予約採用を促進 ・大学等における学習環境や住環境・就職支援体制の整備状況等を調査の上、取組状況等について大学等に周知することにより、受入れ環境の整備を促進 ○海外留学支援制度（協定受入）（※）の実施 我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間受け入れるプログラムを審査の上で以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。 （※）平成 26 年度までは「海外留学支援制度（短期受入）」 (1)プログラムの採択状況 各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムをプログラム枠として、グローバ		

ル化を一層推進する観点から重点枠を、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度(協定受入)採択プログラム数〉　（単位：件）

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
プログラム枠		517	487	518	330	372
重点枠	大学の世界展開力強化事業	43	55	42	52	55
	スーパーグローバル大学創成支援		76	44	42	44
	UMAP 推進				9	5
計		560	618	604	433	476

（注）プログラムには、留学生の受入のみの「短期研修・研究型」と留学生の派遣及び受入を一体とした「双方向協定型」がある。

(2)支援内容
奨学金月額：80,000円

(3)支援実績
以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績（各年度新規採用者分）〉　（単位：人）

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
プログラム枠		7,011	6,832	8,214	5,787	6,014
重点枠	大学の世界展開力強化事業	716	738	676	748	1,002
	スーパーグローバル大学創成支援		1,102	631	671	696
	UMAP 推進				29	15
計		7,727	8,672	9,521	7,235	7,727

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績〉　（単位：人）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
継続支援者数	1,143	2,654	2,703	2,213	1,905

② 外国人留学生に対する宿舎の支援等 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会	② 外国人留学生に対する宿舎の支援等 札幌、金沢、福岡、大	〈33〉国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	○札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館の売却に向けた取組 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局）により、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について売却交渉を進めるとされた。 (1)大分国際交流会館の引渡しの実施 大分国際交流会館については、平成 28 年 1 月 28 日付けで学校法人立命館と不動産売買契約を締結し、同年 3 月 31 日に物件の引渡しを行い、同年 4 月 15 日に 71,163,281 円を国庫納付した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・国際交流会館の売却に向けて地方公共団体等との交渉を行った結果、大分、福岡、札幌及び金沢国際交流会館全ての引渡しが行われたことは評価でき	〈評価すべき実績〉 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内	〈評価すべき実績〉 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内

	館については、地方公共団体や大学等への売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等に対して適切な配慮を行うとともに、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないよう留意する。	分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより入居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。	〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	(2)福岡国際交流会館の引渡しの実施 福岡国際交流会館については、平成28年6月16日付けで公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団と不動産売買契約を締結し、同年6月30日に物件の引渡しを行い、同年8月30日に6,205,678円を国庫納付した。 (3)札幌国際交流会館の引渡しの実施 札幌国際交流会館については、平成29年12月12日付けで札幌市と無償譲渡の不動産譲渡契約を締結し、平成30年3月31日に物件の引渡しを行った。 (4)金沢国際交流会館の引渡しの実施 金沢国際交流会館については、平成30年3月16日付けで石川県と無償譲渡の不動産譲渡契約を締結し、同年4月1日に物件の引渡しを行った。 以上のとおり、全会館の引渡しを終えた。 ○居室の有効利用 (1)居室を最大限に有効活用するため、札幌及び金沢国際交流会館においては、近隣の大学に働きかけ、全室を「貸出方式（※）」としたことで、入居率100%を維持した（平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度）。 （※）貸出方式とは、大学等による主体的な運営への参加を促進する観点から、大学等に対し機構が居室の一部又は全部を貸出し、当該大学が学生等に居室を提供する方式をいう。 (2)福岡及び大分国際交流会館については、「大学推薦方式（※）」による入居者募集を積極的に行った（平成26年度、平成27年度）。 （※）大学推薦方式とは入居希望者が所属する大学・研究機関からの推薦を受け、機構が入居者へ入居許可を行う方式をいう。 〈入居率〉　（単位：%） 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 札幌国際交流会館 / 100.0 / 100.0 / 100.0 / 100.0 金沢国際交流会館 / 100.0 / 100.0 / 100.0 / 100.0 福岡国際交流会館 / 90.1 / 93.8 / 92.6(※) / － 大分国際交流会館 / 76.3 / 75.7 / － / － 全体 / 85.0 / 85.2 / 99.1 / 100.0 （※）福岡国際交流会館は売却に伴い平成28年6月30日に物件の引渡しを行ったため、平成28年4月から6月の3か月間の実績である。 ○入居者の満足度 国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年、入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。 〈入居者アンケートの結果〉 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 満足度に関する設問の回答者数(a) / 292人 / 293人 / 79人 / 79人 回答者のうち満足と答えた者(b) / 276人 / 283人 / 78人 / 78人 満足と答えた者の割合(b/a) / 94.5% / 96.6% / 98.7% / 98.7% 回答率 / 87.6% / 92.7% / 94.0% / 94.0% （注）平成26年度及び平成27年度については、札幌・金沢・福岡・大分4館分の満足度。平成28年度及び平成29年度については札幌及び金沢2館分の満足度。 毎年度80%以上の入居者から回答を得て、うち94%以上の者から生活全般について満足との回答を得た。	る。 ・売却により収入の生じた大分及び福岡国際交流会館について、適切に国庫納付を行ったことは評価できる。 ・売却を進める間も、近隣大学への働きかけ等を行い、各会館の入居率について概ね前年度の水準を維持し、居室の有効活用を図った。また入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意し、入居者からの高い満足度を得たことは評価できる。	閣官房行政改革推進本部事務局）により示された各国際交流会館の売却等が完了し、全て処分できたことは評価できる。 売却を進める間も、近隣大学への働きかけ等を行い、各会館の入居率について前年度の水準を維持し、居室の有効活用を図っていたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 適正な処分がなされている。	閣官房行政改革推進本部事務局）により示された各国際交流会館の売却等が完了し、全て処分できたことは評価できる。 売却を進める間も、近隣大学への働きかけ等を行い、各会館の入居率について前年度の水準を維持し、居室の有効活用を図っていたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。その際、国内外の優秀な学生の居住、学生間の相互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進、将来につながる人的ネットワークの構築、優秀な外国人留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進、といった点に留意する。

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、使用料（館費）の見直しや業務委託費の削減等の多様な方策を検討・実施することにより収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用するため、民間に比して低廉な使用料（館費）の宿舎の提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点としての活用、利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築、居住していない外国人留学生や日本人学

〈34〉東京国際交流館における収支の改善状況

〈主な定量的指標〉
・東京国際交流館における収支比
※収支比＝収入額÷支出額×100（%）

〈その他の指標〉
特になし

〈評価の視点〉
・達成度については、今中期目標期間の目標収支比 100.0%以上を基準とする。

○東京国際交流館における収支改善に向けた取組
収支の改善に向けて以下の取組を行った。

(1)入居者確保に係る取組
- 東京国際交流館の認知度を高め、潜在的な需要を掘り起こす目的で、平成 27 年 9 月から不動産ポータルサイトに、施設の概要及び入居者募集の情報の掲載を開始した（平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度）。
- 各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請がなかった居室については、配分の取消しを行い、大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。また、入居者募集の締切りを延長するなどして、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い、入居率の向上を図った（平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度）。
- 以上の取組の結果、各年度の入居率は、「東京国際交流館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用」するという政府の方針を受け、居住者の管理についても長期的な視野に立った入退去管理を行うことの重要性に鑑み、文部科学省と協議の上、平成 26 年度に入居者の入居期限の適用の厳格化を行った結果、平成 26 年度末に多くの退去者が出たことで入居率が下がった平成 27 年度を除き、平成 30 年度までのところ 90%以上の入居率を実現できた。

〈東京国際交流館の入居率〉 （単位：%）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入居率	90.1	81.5	94.6	92.6	91.2

〈東京国際交流館の入居者数内訳〉 （単位：人）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
外国人留学生	616	558	665	664	651
日本人学生	52	44	37	31	35
研究者	41	43	48	38	37
計	709	645	750	733	723

(2)その他収支改善の取組
- 収支の改善を図るため、平成 28 年 4 月及び平成 29 年 9 月に館費等の値上げを実施した。
- 宿舎管理運営業務及び施設管理業務（施設運転保守管理・清掃・警備等）の委託を、従来の単年契約から複数年契約（平成 27 年度～平成 30 年度）に変更し、業務委託費を縮減した（平成 27 年度）。
- 駐車場の一部を駐車場運営事業者に有償で貸し出した（平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度）。
- 総務省が行う不法無線局の探知、空港・警察・消防などの重要無線通信の監視、重要イベント（サミット、オリンピック・パラリンピック等）での運営保全、電波の発射状況の調査受託者に対し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会東京ベイゾーン会場周辺の小型モニタリングセンサ設置のため、屋上スペースを有償で貸し出した（平成 30 年度）。
- 屋上の一部を通信事業者のアンテナ設置場所として有償で貸し出した。また、平成 31 年度に新規参入を希望する通信事業者と貸出しに向けた協議を進めた（平成 30 年度）。

〈館費・入館費・駐車場料金〉 （単位：円）

区分	平成 27 年度まで			平成 28 年 4 月改定			平成 29 年度 9 月改定		
	外国人留学生	日本人学生	研究者	外国人留学生	日本人学生	研究者	外国人留学生	日本人学生	研究者
単身用A棟	35,000	52,500	52,500	35,000	53,500	54,700	35,000	56,000	62,000
単身用B棟	45,000	67,500	67,500	45,700	68,500	69,700	52,000	70,000	78,000
夫婦・家族用C棟	65,000	97,500	97,500	66,700	99,200	100,000	74,500	101,000	112,000
夫婦・家族	75,000	112,500	112,500	77,400	114,200	116,000	86,500	118,000	129,500

〈評定〉 C

〈評定根拠〉
・入居率の向上のための取組に努めるとともに、館費等の値上げの実施（平成 28 年度、29 年度）、駐車場の一部について駐車場運営事業者に対する有償での貸出し実施（平成 28 年度～）、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への協力も踏まえた屋上スペースの有償貸出し実施（平成 30 年度）など、収入の確保に努めるとともに、施設管理業務の委託を複数年度契約に変更することによる業務委託費縮減を図るなど、サービスの低下にならない範囲での支出削減にも務め、収支の改善に努めた結果、文部科学省との協議による入居者の入居期限の適用厳格化の影響で入居率が下がった平成27年度及び施設の老朽化に伴う修繕費が大幅に増加した平成 30 年度を除く各年度については、年度計画値を上回り、収入は前期最終年度である平成25年度から約 15.4%増と大きく増加させることができた。しかし、平成 30 年度における修繕費の大幅な増加は、この収入増でもって補うことができず、最終的な計画値である 100.0%以上を達成することはできなかった。
・但し、収支の改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用するため、民間に比して低廉な使用料（館費）の宿舎の提供を行ったことや、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点としての活用、学生間の相互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進等の点に留意し、外国人留学生及び日本人学生の入居者確保に努めたことは評価できる。
これらを踏まえてC評定と

〈評価すべき実績〉
中期目標期間の目標収支比 100%以上とすることを達成できていないものの、入居率の向上に努め、料金改定により、収入増に努めた結果、収支比を平成 28 年度以降 90%以上に改善できたことは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
―

〈有識者からの意見〉
―

〈評価すべき実績〉
入居率の向上のための取組に努めるとともに、館費等の値上げの実施（平成 28 年度、29 年度）、駐車場の一部について駐車場運営事業者に対する有償での貸出し実施（平成 28 年度～）、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への協力も踏まえた屋上スペースの有償貸出し実施（平成 30 年度）など、収入の確保にも努め、また、施設管理業務の委託を複数年度契約に変更することによる業務委託費縮減を図るなど、サービスの低下にならない範囲での支出削減にも務めた結果、収入は前期最終年度である平成 25 年度から約 15.4%増と大きく増加させることができたことは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
修繕費は単なる老朽改善のみならず、ランニングコストの削減のための戦略的な投資として費用対効果を考慮した対応が求められる。まずは、ランニングコストの抑制が期待されるインフラ設備の修繕を中心に取り組み、削減されたコストを次の修繕経費に活用すること等により、持続的な施設改修の仕組み（サイクル）の構築が期待される。

〈有識者からの意見〉

		生等を含めた交流拠点としての活用、及び拠点としての就職支援の充実、といった取組を行う。											する。	

用Ｄ棟									
駐車場料金	4,320	6,480	6,480	8,640	12,960	12,960	8,640	12,960	12,960

（注）館費・駐車場料金は月額、入館費は館費１ヶ月分を徴収

(3)収支の状況

・消費税増税に伴う管理運営委託費の増加の一方で、入居率の増加による館費収入の増加及び修繕費の大幅な減少により、前年度より収支の状況が改善された（平成 26 年度）。
・入居率の減少で館費収入も減少したが、業務委託費等支出を削減することで、前年度より収支の状況が改善された（平成 27 年度）。
・館費等の改定及び入居率の大幅な向上により、収支の状況が大きく改善された（平成 28 年度）。
・平成 29 年度は入居率の減少による収入減、義務的経費の上昇による支出増となったが、目標を達成した（平成 29 年度）。
・施設の老朽化に伴う居室内装工事等修繕が多数生じ、支出が増加したが、屋上スペースの有償貸出し等による収入増に努めた結果、前年度より収支の状況が改善された（平成 30 年度）。

<東京国際交流館の収支の状況>　（単位：千円）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	464,452	483,417	460,407	520,022	510,535	535,974
支出	609,918	574,502	538,706	529,055	535,387	552,924
収入－支出	△145,466	△91,085	△78,299	△9,033	△24,852	△16,950
収入÷支出	76.1%	84.1%	85.5%	98.3%	95.4%	96.9%

・入居者確保の取組やその他収入確保の取組を行い、収入自体は増やすことができたものの、施設の老朽化（竣工後 18 年が経過）に伴い、居室内装工事など留学生・研究者宿舎としての運営及び維持管理に必要不可欠な修繕が多数生じ、支出が増加したことから、支出が収入を上回ることができなかった。

○入居者の満足度

国際交流会館等の運営における改善･充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年、入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

<入居者アンケートの結果>

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	591 人	586人	633人	656 人	634 人
回答者のうち満足と答えた者(b)	582 人	570人	605人	638 人	599 人
満足と答えた者の割合(b/a)	98.5%	97.3%	95.6%	97.3%	94.5%
回答率	80.6%	80.3%	85.1%	85.9%	85.1%

<館費・入館費・駐車場料金>　（単位：円）

区分	平成 27 年度まで			平成 28 年 4 月改定			平成 29 年度 9 月改定		
	外国人留学生	日本人学生	研究者	外国人留学生	日本人学生	研究者	外国人留学生	日本人学生	研究者
単身用A棟	35,000	52,500	52,500	35,000	53,500	54,700	35,000	56,000	62,000

単身用B棟	45,000	67,500	67,500	45,700	68,500	69,700	52,000	70,000	78,000				
夫婦･家族用Ｃ棟	65,000	97,500	97,500	66,700	99,200	100,000	74,500	101,000	112,000				
夫婦･家族用Ｄ棟	75,000	112,500	112,500	77,400	114,200	116,000	86,500	118,000	129,500				
駐車場料金	4,320	6,480	6,480	8,640	12,960	12,960	8,640	12,960	12,960				

（注）館費･駐車場料金は月額、入館費は館費１ヶ月分を徴収

(3)収支の状況

・消費税増税に伴う管理運営委託費の増加の一方で、入居率の増加による館費収入の増加及び修繕費の大幅な減少により、前年度より収支の状況が改善された（平成 26 年度）。
・入居率の減少で館費収入も減少したが、業務委託費等支出を削減することで、前年度より収支の状況が改善された（平成 27 年度）。
・館費等の改定及び入居率の大幅な向上により、収支の状況が大きく改善された（平成 28 年度）。
・平成 29 年度は入居率の減少による収入減、義務的経費の上昇による支出増となったが、目標を達成した（平成 29 年度）。
・施設の老朽化に伴う居室内装工事等修繕が多数生じ、支出が増加したが、屋上スペースの有償貸出し等による収入増に努めた結果、前年度より収支の状況が改善された（平成 30 年度）。

<東京国際交流館の収支の状況>　（単位：千円）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	464,452	483,417	460,407	520,022	510,535	535,974
支出	609,918	574,502	538,706	529,055	535,387	552,924
収入－支出	△145,466	△91,085	△78,299	△9,033	△24,852	△16,950
収入÷支出	76.1%	84.1%	85.5%	98.3%	95.4%	96.9%

・入居者確保の取組やその他収入確保の取組を行い、収入自体は増やすことができたものの、施設の老朽化（竣工後 18 年が経過）に伴い、居室内装工事など留学生･研究者宿舎としての運営及び維持管理に必要不可欠な修繕が多数生じ、支出が増加したことから、支出が収入を上回ることができなかった。

○入居者の満足度

国際交流会館等の運営における改善･充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年、入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

<入居者アンケートの結果>

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	591 人	586人	633人	656 人	634 人
回答者のうち満足と答えた者(b)	582 人	570人	605人	638 人	599 人
満足と答えた者の割合(b/a)	98.5%	97.3%	95.6%	97.3%	94.5%
回答率	80.6%	80.3%	85.1%	85.9%	85.1%

			<35> 兵庫国際	○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組 (1)入居率の確保に係る取組	<評定> A	<評価すべき実績> 入居率の向上に努め、土地・	<評価すべき実績> 入居率の向上に努め、土地・

交流会館における収支の改善状況

〈主な定量的指標〉
・兵庫国際交流会館における収支比
※収支比＝収入額÷支出額×100（%）

〈その他の指標〉
特になし

〈評価の視点〉
・達成度については、今中期目標期間の目標収支比 100.0%以上を基準とする。

・各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請がなかった居室については、配分の取消しを行い、大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。また、入居者募集の締切りを延長するなどして、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い、入居率の向上を図った。これらの取組の結果、平均入居率は昨年度を上回った（平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度）。
・入居率向上を目的に、平成 27 年 4 月に単身用居室の館費を 37,300 円から 35,000 円に見直しを行った。
・入居率の一層の向上のため、需要が低く、入居率の改善が困難な夫婦用居室については、一定の条件のもとで、単身者の入居を許可することとした（平成 28 年度）。
・配分方式により大学等に配分する居室以外の居室について、居室の空室状況を確認しつつ、推薦方式による募集を行った（平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度）。
・以上の取組の結果、各年度の入居率は、毎年、前年度を上回る成果をあげた。

〈兵庫国際交流会館の入居率〉 （単位：%）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入居率	73.3	81.9	88.5	89.2	92.1

〈兵庫国際交流館の入居者数内訳〉 （単位：人）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
外国人留学生	129	149	158	154	161
日本人学生	14	11	13	14	13
研究者	－	－	2	6	6
計	143	160	173	174	180

(2)その他収支改善の取組
・館費等の改定
収支の改善を図るため、平成 28 年 4 月に夫婦棟居室の館費を 40,500 円から 42,700 円に改定した。
・支出削減に係る取組
宿舎管理運営業務の委託を、従来の単年契約から複数年契約（平成 27 年度～平成 30 年度）に変更したことで、業務委託費が縮減された（平成 27 年度）。
寄宿舎における寮費が一月当たり35,000円を超えない等の条件により、土地・建物等に係る固定資産税等が減免される制度の利用について検討を行い、夫婦棟の館費を改定した上で同制度の適用を受け、固定資産税等に係る支出削減を行った。

〈館費・入館費〉 （単位：円）

区分	単身用 A 棟			夫婦用 B 棟		
	外国人留学生	日本人学生	研究者	外国人留学生	日本人学生	研究者
平成 26 年度まで	37,300	37,300	37,300	40,500	40,500	40,500
平成 27 年 4 月改定	35,000	35,000	35,000	40,500	40,500	40,500
平成 28 年 4 月改定	35,000	35,000	35,000	42,700	42,700	42,700
平成 29 年 4 月改定	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000

（注 1）館費は月額
（注 2）入館費は平成 28 年度までは館費 1 か月分、平成 29 年度以降は、単身棟は館費 1 か月分、夫婦棟は館費 2 か月分。

(3)収支の状況
・国際交流会館等の処理方針が未定だった上半期の入居率の低下に伴う館費収入の減少及び消費税増税に伴う管理運営委託費の増加の影響により、前年度より収支の状況が若干悪化した（平成 26 年度）。
・入居率の大幅な向上及び業務委託費の縮減により、収支の状況が大きく改善された（平成

〈評定根拠〉
・入居率の向上のための取組に努め、毎年度入居率が向上したことは評価できる。
・入居率の向上による収入増加に加え、館費等の改定により、土地・建物等に係る固定資産税等が減免の適用を受けるなど、支出削減の取組を行い収支が大幅に改善されたことは評価できる。

建物等にかかる固定資産税の減免による支出の大幅な削減を実現し、収支比が今中期目標期間の目標収支比 100.0%以上を基準とするところ、第 3 期中期目標期間中平均入居率が 127.2%に上昇しており大いに評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－
〈有識者からの意見〉
兵庫の改善努力は高く評価できる。

建物等にかかる固定資産税の減免による支出の大幅な削減を実現し、収支比が今中期目標期間の目標収支比 100.0%以上を基準とするところ、第 3 期中期目標期間中収支比率が 129.5%に上昇しており大いに評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
修繕費は単なる老朽改善のみならず、ランニングコストの削減のための戦略的な投資として費用対効果を考慮した対応が求められる。まずは、ランニングコストの抑制が期待されるインフラ設備の修繕を中心に取り組み、削減されたコストを次の修繕経費に活用すること等により、持続的な施設改修の仕組み（サイクル）の構築が期待される。

〈有識者からの意見〉

27 年度）。
・館費等の改定及び平成 27 年度に続き入居率の大幅な向上により、収支の状況が大きく改善され、初めて収入が支出を上回った（平成 28 年度）。
・固定資産税の減免を受ける等の支出削減に係る取組により支出の大幅な削減が実現し、収入が 27.2%支出を上回った（平成 29 年度）。

〈兵庫国際交流会館の収支の状況〉　（単位：千円）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	72,154	75,488	82,582	79,389	83,636
支出	82,570	77,726	80,858	62,391	64,571
収入－支出	△10.416	△2,238	1,724	16,998	19,065
収入÷支出	87.4%	97.1%	102.1%	127.2%	129.5%

○入居者の満足度
国際交流会館等の運営における改善･充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年、入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

〈入居者アンケートの結果〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	148 人	136人	151人	162 人	157 人
回答者のうち満足と答えた者(b)	145 人	135人	150人	160 人	153 人
満足と答えた者の割合(b/a)	98.0%	99.3%	99.3%	98.8%	97.5%
回答率	90.9%	81.9%	87.1%	87.7%	84.7%

〈36〉東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況

〈主な定量的指標〉
特になし
（定量的な指標はそぐわないため）

〈その他の指標〉
特になし

〈評価の視点〉

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動
(1)「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチームにおける検討等
平成27年度に機構内に「「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチーム」（以下、「PT」という。）を設置し、「国際交流の拠点事業」の形成を円滑に行うための事項の検討及び企画運営を行った。

(2)東京国際交流館における国際交流事業
・平成26年度以前から、東京国際交流館の施設等を活用した国際交流事業を実施してきたが、平成27年度からは、PTにおける方針等を踏まえ、以下のプログラムを実施し、東京国際交流館入居者を中心とした外国人留学生・研究者や日本人学生等参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。
・東京国際交流館同窓会が、機構の協力により「東京国際交流館入居者への就職相談会」を開催し、東京国際交流館入居者（外国人留学生及び研究者等）を中心とした参加者に対して、日本における就職支援の機会を提供した（平成29年度、平成30年度）。
・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、外国人留学生等の滞在支援施策に関し、東京都及び警視庁と協定を締結した（平成29年度）。
・機構が支援する学生等を対象として実施する我が国の伝統芸能の理解促進に資する事項について、相互に連携及び協力してその推進を図ることを目的とした独立行政法人日本芸術文化振興会との協定を踏まえ、事業を行った（平成30年度）。

〈東京国際交流館における国際交流事業の実施状況〉

プログラム	区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講演会「国際塾」	実施件数	4 件	4件	3件	4 件	5 件
	参加者数	508 人	394人	364人	513 人	464 人

〈評定〉　B

〈評定根拠〉
プロジェクトチーム及び他機関との検討・調整を踏まえ、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた様々な国際交流活動を実施することにより、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を国際交流拠点として活用できたことは、学生間の相互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進等の点で、評価できる。
また、利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築や優秀な外国人留学生の我が国での就職の支援等を行ったことは、将来につながる人的ネットワークの構築、優秀な外国人留学生の我が国への定着の促進に資するものであることから評価できる。

〈評価すべき実績〉
様々な国際交流活動を実施することにより、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を国際交流拠点として活用できたこと、また、オリンピック・パラリンピック活動への協力等により、交流拠点として活用・機能強化していることは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
―

〈有識者からの意見〉
―

〈評価すべき実績〉
様々な国際交流活動を実施することにより、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を国際交流拠点として活用できたこと、また、オリンピック・パラリンピック活動への協力等により、交流拠点として活用・機能強化していることは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
―

〈有識者からの意見〉

交流研究発表会	実施件数	4 件	4件	3件	4 件	4 件
	参加者数	329 人	363人	477人	518 人	439 人
国際シンポジウム	実施件数	1 件	1件	1件	1 件	1 件
	参加者数	436 人	132人	284人	143 人	116 人
地域住民等との交流	実施件数	1 件	1件	1件	1 件	1 件
	参加者数	3,567 人	4,641人	4,042人	4,836 人	4,602 人
文化・芸術展	実施件数	1 件	1件	1件	1 件	1 件
	応募数	103 件	128件	114件	92 件	92 件
入居者交流事業	実施件数	2 件	3件	4件	4 件	4 件
	参加者数	約775人	約1,048人	約1,488人	1,305 人	約 896 人
他機関主催事業への連携・協力	実施件数	ー	7件	13件	11 件	8 件
	参加者数	ー	14,342人	11,928人	1,702 人	922 人

(3)兵庫国際交流会館における国際交流事業

・兵庫国際交流会館において、大学コンソーシアムひょうご神戸が、「ひょうご留学生インターンシップ」及び「兵庫県下の外国人留学生のための合同企業面談会」を開催し、兵庫国際交流会館入居者（外国人留学生及び研究者等）を中心とした参加者に対して、日本における就職支援の機会を提供した（平成28年度～平成30年度）。

・「同窓会発足式」を開催し、同窓会組織を構築した（平成29年度）。

・平成26年度以前から、兵庫国際交流会館の施設等を活用した国際交流事業を実施してきたが、平成27年度からは、PTにおける方針等を踏まえ、以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした外国人留学生・研究者や日本人学生等参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

〈兵庫国際交流会館における国際交流事業の実施状況〉

プログラム	区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講演会「国際塾」	実施件数	－	1件	1件	2 件	2 件
	参加者数	－	36人	51人	96 人	78 人
交流研究発表会	実施件数	1 件	1件	2件	3 件	3 件
	参加者数	46 人	36人	70人	138 人	102 人
地域住民等との交流	実施件数	1 件	1件	1件	1 件	1 件
	参加者数	約 600 人	約630人	約390人	580 人	705 人
入居者交流事業	実施件数	1 件	2件	6件	6 件	3 件
	参加者数	45 人	約450人	約832人	628 人	約 372 人
他機関主催事業への連携・協力	実施件数	ー	ー	3件	1 件	1 件
	参加者数	ー	ー	約274人	255 人	255 人

・上記に加え、平成28年度からは、「兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業」（兵庫国際交流会館の施設等を活用し、留学生交流を推進する計画を公募する事業。兵庫国際交流拠点事業推進協議会（大学コンソーシアムひょうご神戸及び神戸大学により構成される事業体）が受託。）により、以下のプログラムを実施した。

〈「兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業」の実施状況〉

プログラム	区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
多文化・多言語理解を目指した取組	実施件	4 件	16件	16件
	参加者	92 人	678人	600人
社会型日本語教育	実施件数	1 件	5件	4件

					参加者数	22 人	481人	204人
				防災教育	実施件数	1 件	2件	1件
					参加者数	25 人	110人	28人
				キャリアサポート	実施件数	1 件	1件	3件
					参加者数	55 人	223人	136人
				その他	実施件数	3 件	2件	1件
					参加者数	241 人	202人	125人

	外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。	外国人留学生に対する借り上げ宿舎を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。	<37> 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> –	○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施 留学生受入れ促進プログラム(平成 27 年度までは「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」)及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を実施し、外国人留学生のための宿舎確保を推進した。 <留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況> 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援 学校数: 延べ 128 校 / 延べ 130 校 / 延べ 133 校 / 延べ 140 校 / 延べ 145 校 宿舎数: 2,376 戸 / 2,389 戸 / 2,115 戸 / 2,067 戸 / 1,946 戸 金額: 155,839 千円 / 154,532 千円 / 142,995 千円 / 145,766 千円 / 142,638 千円 海外留学支援制度(協定受入)支援(※) 学校数: 延べ 12 校 / 延べ 7 校 / 延べ 10 校 / 延べ 10 校 / 延べ 9 校 宿舎数: 82 戸 / 87 戸 / 147 戸 / 119 戸 / 86 戸 金額: 5,453 千円 / 6,799 千円 / 11,149 千円 / 7,910 千円 / 6,333 千円 ホームステイ支援 学校数: 延べ 31 校 / 延べ 26 校 / 延べ 20 校 / 延べ 18 校 / 延べ 13 校 宿舎数: 248 世帯 / 249 世帯 / 258 世帯 / 236 世帯 / 245 世帯 金額: 4,797 千円 / 4,867 千円 / 4,396 千円 / 4,208 千円 / 3,710 千円 (※)平成 27 年度に、「海外留学支援制度(短期受入れ)支援」を「海外留学支援制度(協定受入)支援」へ名称変更した。 ○不正受給、不正使用を防ぐための取組 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」 ・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、前年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、毎年度、本事業に係る経理書類(帳簿、証憑書類)を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した(調査件数:平成26年度20校、平成27年度24校、平成28年度23校、平成29年度25校、平成30年度30校)。 ・平成26年度に、不正受給等に対する制裁措置の導入に向けて、実施規程を改正するとともに、「留学生借り上げ宿舎支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」を策定した。 ・平成27年度から、同基準についてホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価できる。 ・募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 – 〈有識者からの意見〉 –	〈評価すべき実績〉 留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価できる。 募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 – 〈有識者からの意見〉	〈評価すべき実績〉 留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価できる。 募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 – 〈有識者からの意見〉
	③ 外国人留学生等の交流推進 外国人留学生と日本人学	③ 外国人留学生等の交流推進 外国人留学生と日本	<38> 国際交流事業の実施状況 <主な定量的指	○留学生地域交流事業の実施 外国人留学生の受入れ環境を整備し、留学生交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団から委託された資金を基に、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解を図るため「留学生地域交流事業」を実施した。 <留学生地域交流事業 採用件数(事業別)> (単位:件) 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図る	〈評価すべき実績〉 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施したことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施したことは評価できる。

	生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －														ための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施し、一般公募により様々な事業を支援したことは評価できる。	〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 ほぼ順調に推移しており評価できる。	〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

	応募件数	採用件数	応募件数	採用件数	応募件数	採用件数	応募件数	採用件数	応募件数	採用件数
国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	20	8	24	10	26	9	28	13	25	14
外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	10	8	11	9	14	10	25	11	18	4
外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	40	19	38	24	46	25	48	20	49	26
外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	4	1	3	0	4	1	1	1	2	2
国際交流会館等地域交流事業（平成 26 年度は兵庫国際交流会館）	0	0	1	1	2	2	2	2	1	1
合　計	74	36	77	44	92	47	104	47	95	47

〈留学生地域交流事業　採用件数(地域別)〉　（単位：件）

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	応募件数	採用件数	応募件数	採用件数	応募件数	採用件数	応募件数	採用件数	応募件数	採用件数
北海道	7	2	11	3	14	7	13	7	15	7
東北	11	7	17	13	17	9	14	5	10	6
関東	16	6	14	9	17	7	24	10	24	8
中部	12	6	8	4	10	6	8	4	7	4
近畿	13	5	10	6	13	7	18	11	19	10
中国	6	4	8	4	7	3	14	3	11	4
四国	1	0	2	1	5	4	7	3	5	4
九州	8	6	7	4	9	4	6	4	4	4
合　計	74	36	77	44	92	47	104	47	95	47

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３―（３）	留学生支援事業（３）外国人留学生に対する卒業・修了後の支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第７号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	80,342	82,841	76,016	70,516	77,228
従事人員数（人）	1	1	1	1	1

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。	①　外国人留学生に対する就職支援 日本への留学が魅力的なものとなるよう、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援を関係機関等と連携して行う。	<39> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P116～119 **○就職支援に関するガイダンスの実施** **大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア・就職ガイダンス」において、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を以下のとおり実施し、外国人留学生に対するインターンシップや就職支援に関する取組等の紹介を行った。** **なお、本セッションは平成27年度より「外国人材活躍推進プログラム」(※)の一環として行うこととなった。** **<外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション実施状況 >** **区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度** **参加者数 / 191 人 / 219人 / 188人 / 285 人 / 331 人** **(※)「外国人材活躍推進プログラム」とは、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、日本経済の更なる活性化を図り、国際競争力を高めていくため、高度外国人材の「卵」たる留学生等の国内での就職拡大に向けて、関係省庁・団体連携の下、平成27年度から新たに実施する取組。プログラムに位置づけられたセミナーやイベント等を通じて、国内企業等での就職を希望する留学生をはじめとする外国人の方と外国人の採用に興味・関心のある国内企業等を結び付ける仕組みを強化する。**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P116～119 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもとに、「全国キャリア・就職ガイダンス」における「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 ・就活ガイドや日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 外国人留学生に対する就職支援を強化するため、関係省庁・団体と連携して、「全国キャリア・就職ガイダンス」における「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したこと、日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）等により、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 積極的な取り組みが見られ評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価根拠〉 外国人留学生に対する就職支援を強化するため、関係省庁・団体と連携して、「全国キャリア・就職ガイダンス」における「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したこと、日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）等により、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

				○外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供 (1)外国人留学生のための就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド」の日本語版を作成するとともに、英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)への翻訳を行い、ホームページ上に掲載し、外国人留学生の就職活動に関する情報提供に努めた。 (2)セミナー・イベントに関する情報提供の促進 日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)の他、平成27年度から就職支援のホームページ上に、主に学校担当者を対象とした就職関連イベント情報のコーナーを新たに設け、外国人雇用サービスセンターや外国人材活躍推進プログラムの関係省庁・機関等と連携してセミナーやイベントの情報提供を行った。			
	日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。〔再掲〕	② 外国人留学生に対するフォローアップ 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。	〈40〉外国人留学生に対するフォローアップの実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし (定量的な指標はそぐわないため) 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	○帰国外国人留学生短期研究制度の実施 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供することにより実施した。 また、短期研究終了後に帰国留学生及び受入研究者から提出される報告書をホームページで公開した。 〈帰国外国人留学生短期研究制度の実施状況〉 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度 大学数 / 29大学 / 31大学 / 29大学 / 29大学 / 33大学 国・地域数 / 19か国・地域 / 17か国・地域 / 16か国・地域 / 18か国・地域 / 13か国・地域 採用者数 / 45人 / 49人 / 47人 / 45人 / 47人 ○帰国外国人留学生研究指導事業の実施 留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。 また、研究指導終了後に帰国留学生及び研究指導者から提出される報告書をホームページで公開した。 〈帰国外国人留学生研究指導事業の実施状況〉 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度 大学数 / 7大学 / 11大学 / 9大学 / 8大学 / 9大学 採用者数 / 10人 / 11人 / 10人 / 10人 / 10人 ○日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)の配信 知日派人材のネットワークの構築に資するため、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で毎月配信するとともに、JASSOのTwitter及び留学生事業のFacebookにてメールマガジンの配信情報を毎月発信した。 また、「Japan Alumni eNews」の普及のために、リーフレットを大学等へ送付した。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。 ・日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)を日・英2か国語で毎月配信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、知日派人材のネットワークの構築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。 ・日本国内における留学生会に対する支援について、国内留学生会年次総会の開催など、取組を始めたことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったこと、日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)を日・英2か国語で毎月配信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業等の様々なテーマに関する情報を届けたことは、知日派人材のネットワークの構築に資するものであり、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 – 〈有識者からの意見〉 日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)の配信数が毎年度着実に増加していることは評価できる。	〈評価すべき実績〉 帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったこと、日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)を日・英2か国語で毎月配信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業等の様々なテーマに関する情報を届けたことは、知日派人材のネットワークの構築に資するものであり、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 – 〈有識者からの意見〉

				<Japan Alumni eNews 配信状況> <table><tr><th>区分</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>国・地域数</td><td>172か国・地域</td><td>178か国・地域</td><td>175か国・地域</td><td>185か国・地域</td><td>189か国・地域</td></tr><tr><td>年度末配信先件数</td><td>49,800件</td><td>52,042件</td><td>55,621件</td><td>62,119件</td><td>65,167件</td></tr><tr><td>年間合計配信先件数</td><td>574,971件</td><td>597,662件</td><td>652,590件</td><td>678,550件</td><td>747,853件</td></tr></table> ○国内留学生会ネットワーク促進事業の実施 平成30年度に、日本国内における外国人留学生による団体（以下「留学生会」という。）の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として、９つの留学生会の活動を支援するとともに、国内留学生会年次総会を開催した。			

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３―（４）	留学生支援事業（４）日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第７号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	55,611	65,365	68,007	74,111	78,260
従事人員数（人）	3	3	3	3	3

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施	〈41〉海外留学に関する情報提供の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P120～122 **○海外留学情報の収集・整理** **海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、留学情報の収集・整理を行い、「海外留学支援サイト」等に掲載し、情報提供を行った。** **〈海外の高等教育機関に関する情報収集〉** **区分／対象** **平成26年度**：フィリピン、オランダ、ベルギーの高等教育機関 **平成27年度**：イタリア、オーストリア、ドイツ、フランスの高等教育機関（芸術分野） **平成28年度**：アルゼンチン、コスタリカ、コロンビアの高等教育機関 **平成29年度**：マレーシアの高等教育機関 **平成30年度**：海外留学経験者の追跡調査 **○ホームページ等による情報提供の充実** **(1)「海外留学支援サイト」の運営** **平成26年度にこれまで機構ホームページ等で提供していた海外留学に関する情報を取りまとめた「海外留学支援サイト」を構築し、継続して運営するとともに、常に最新の情報を提供できるよう、随時コンテンツの更新を行った。**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P120～122 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・海外の高等教育機関や留学経験者の情報など、毎年度テーマを設定した上で情報収集・整理を行い、「海外留学支援サイト」等を通して、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実させたことは評価できる。 ・海外留学支援サイト及び海外留学奨学金検索システムを平成 26 年度に新たに構築し、海外留学に関する奨学金情報を検索でき	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 海外留学支援サイト及び海外留学奨学金検索システムにより、海外留学に関する情報提供を行ったことは評価できる。 海外留学フェアや海外留学説明会の開催及び他機関が主催する多くのイベントへの参加を通じて、海外留学の基礎情報及び奨学金情報の提供に努めたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 今後定期的なデータ更新を期待したい。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 海外留学支援サイト及び海外留学奨学金検索システムにより、海外留学に関する情報提供を行ったことは評価できる。 海外留学フェアや海外留学説明会の開催及び他機関が主催する多くのイベントへの参加を通じて、海外留学の基礎情報及び奨学金情報の提供に努めたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ・中長期の海外留学を実施する者を増加させるため、留学希望者及び留学が念頭にある者に対し、海外留学支援制度等の奨学金を始めとした情報を、確実かつ適切に周知できるような取組を検討する必要がある。 「海外留学支援サイト」については、平成 26 年度に構築され５年間経ったところ。ホームページへのアクセス数も頭打ちとなってきたので、留学フェアの参加者から情報提供ニーズ等を聴取・分析しサイトへ反映させていく

		する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。		<海外留学情報ホームページアクセス件数> （単位：件） 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度 アクセス件数 / 2,177,728 / 1,956,894 / 2,077,541 / 2,398,251 / 2,401,229 （注）平成26年度については、機構ホームページのアクセス件数（平成26年4月～平成27年2月）と海外留学支援サイトのアクセス件数（平成27年3月）の合計値。 (2)「海外留学奨学金検索システム」の運営 海外留学に関する奨学金情報を検索できる海外留学奨学金検索システムを平成26年度に新たに構築し、継続して運営するとともに、常に最新の情報を提供できるよう、頻繁にコンテンツの更新を行った。 <海外留学奨学金検索システムアクセス件数> （単位：件） 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度 アクセス件数 / 52,795 / 67,743 / 101,557 / 69,028 / 51,652 (3)SNSの利用【再掲】 留学生事業のFacebookについては、頻繁に投稿を行い、国内外でのイベントの際にキャンペーンを行うなど、ファン数の獲得に努めつつ、海外留学に関する情報発信の強化を図った。 <留学生事業Facebook ファン数> （単位：件） 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度 アクセス件数 / 1,863 / 3,640 / 6,608 / 9,227 / 11,164 （注）Facebookのファン数については、年度末時点の件数を表す。 ○出版物の作成 「私がつくる海外留学」（留学総合案内冊子）及び「海外留学奨学金パンフレット」（海外留学のための奨学金一覧）を作成、説明会で配付するとともに、大学、関係機関等にも提供し、海外留学情報の普及に努めた。また、インターネットで利用できるよう、ホームページに掲載した。 <出版物の作成状況等> 出版物名 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度 私がつくる海外留学 / 6,000部 / 6,000部 / 5,000部 / 5,000部 / 5,000部 海外留学奨学金パンフレット / 6,000部 / 6,000部 / 6,000部 / 6,000部 / 6,000部 ○海外留学フェア等の開催 留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や試験実施機関等のブース参加を得て、海外留学フェアを実施した。 また、海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の体験談を中心とした小規模のセミナーである海外留学説明会を、札幌、東京、名古屋及び大阪において開催するとともに、外部機関が実施する説明会に参加し、海外留学に関する情報提供を行った。 加えて、在日外国公館や大学等が主催する留学フェアやイベント等に参加し、海外留学に関する情報提供を行った。 <海外留学フェア実施状況> 区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度	るようにする等、海外留学に関する情報提供を充実させたことは評価できる。 ・海外留学フェアや海外留学説明会の開催及び他機関が主催する多くのイベントへの参加を通じて、海外留学の基礎情報及び奨学金情報の提供に努めたことは評価できる。		必要がある。 また、「海外留学フェア」について継続的に実施していることは評価できるが、フェアの内容について、参加者のニーズに沿った有益な情報提供の観点で都度見直しをはかっていく必要がある。 〈有識者からの意見〉

開催地	東京	東京	東京	東京	東京
来場者数	443 人	439 人	432 人	519 人	573 人

〈海外留学説明会実施状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	4 都市 6 回	4 都市 5 回	4 都市 5 回	4 都市 5 回	4 都市 5 回
来場者数（延べ数）	328 人	271 人	232 人	256 人	402 人

〈外部機関主催説明会への参加状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加回数	17 回	22 回	19 回	18 回	18 回

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－３－（５）	留学生支援事業（５）日本人留学生に対する学資金の支給				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第２号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	4,437,991	6,012,276	6,520,900	6,550,474	6,880,404
従事人員数（人）	21	24	35	35	36

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（見込評価）	主務大臣による評価（期間実績評価）
大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。 さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新た	大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。 さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民	〈42〉日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし ＜評価の視点＞ －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P123～136 〈高校生コースの支援内容（平成27年度）〉 奨学金：留学先地域、留学期間により区分：4万円～42万円 留学準備金：事前・事後研修参加費：事前・事後研修参加のための国内旅費の一部 往復渡航費：留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 10万円（アジア地域）、20万円（アジア地域以外） 授業料：留学先における授業料相当額（学費・登録料）：上限金額 30万円 〈高校生コースの支援内容（平成28年度以降）〉 アカデミック（ロング） 授業料：留学先における授業料相当額（学費・登録料）：30万円 現地活動費（毎月）：留学先地域、留学期間により区分：10万円～14万円 往復渡航費：10万円（アジア地域）、20万円（アジア地域以外） 事前・事後研修参加費：事前・事後研修参加のための国内旅費の一部	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P123～136 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・海外留学支援制度（協定派遣・学部学位取得型・大学院学位取得型）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。特に学部学位取得型及び大学院学位取得型の募集・選考業務等においてシステム化を行い、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を進めたことは評価できる。 ・寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣した	評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 海外留学支援制度（協定派遣・学部学位取得型・大学院学位取得型）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。 寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 海外留学支援制度の枠数が２７年度を頂点に減少しているが、「第３期教育振興基	評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 海外留学支援制度（協定派遣・学部学位取得型・大学院学位取得型）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。 寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ・海外留学支援制度（協定派遣型）においては、留学期間の中長期化を促す取組の実施に加え、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させ

な仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。	が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。		アカデミック（ロング）以外 奨学金（一括支給）：留学先地域、留学期間により区分：24万円～95.5万円 事前・事後研修参加費：事前・事後研修参加のための国内旅費の一部 （注）家計基準を超える者は、事前・事後研修参加費を除き、それぞれの金額に0.6を乗じた金額を支給。 ②派遣留学生採用実績 高校生コースは、留学目的に応じたアカデミックコース、スポーツ・芸術コース、プロフェッショナルコース及び国際ボランティアコースにて平成27年度に開始し、平成28年度からは応募機会の拡大を図るため、アカデミックコースについて高校1年生を対象とする「テイクオフ」、留学期間に応じた「ショート」及び「ロング」の3コースに分けて再編した。更に、平成30年度からは、プロフェッショナルコースに「未来テクノロジー人材枠」を設置した。 〈高校生コースの採用実績〉（単位：人）	ことは評価できる。	本計画」（平成30年6月15日閣議決定）では、意欲と能力のある日本人学生の海外留学支援の推進が挙げられていることから、本制度の拡充が望まれる。 また、官民協働海外留学支援制度は非常によい取り組みであるので、次期中期目標期間においても継続あるいはさらに発展するよう取り組むことが望まれる。	るための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う必要がある。 ・海外留学支援制度（学部学位取得型）及び海外留学支援制度（大学院学位取得型）においては、申請数の増加に向けて、その周知方法等について改善・強化する必要がある。 〈有識者からの意見〉

区分		平成27年度 第1期	平成28年度 第2期	平成29年度 第3期	平成30年度 第4期	合計
アカデミック(※1)	申請者	302	ー	ー	ー	302
	採用者	154	ー	ー	ー	154
アカデミック（テイクオフ）(※1)	申請者	ー	985	811	879	2,675
	採用者	ー	156	176	165	497
アカデミック（ショート）(※1)	申請者	ー	356	315	311	982
	採用者	ー	103	100	98	301
アカデミック（ロング）(※1)	申請者	ー	214	227	210	651
	採用者	ー	22	20	21	63
スポーツ・芸術	申請者	65	225	183	235	708
	採用者	58	90	77	84	309
プロフェッショナル(※2)	申請者	96	87	145	206	534
	採用者	55	50	49	86	240
うち未来テクノロジー人材枠(※2)	申請者	ー	ー	－	94	94
	採用者	ー	ー	－	50	50
国際ボランティア	申請者	51	191	223	258	723
	採用者	36	90	79	81	286
合計	申請者	514	2,058	1904	2,099	6575
	採用者	303	511	501	535	1,850

（※1）「アカデミック」コースについては、平成28年度（第2期）よりテイクオフ、ショート、ロングの3コースに分け、応募機会の拡大を図った。
（※2）プロフェッショナルコースについては平成30年度（第4期）から未来テクノロジー人材枠を新規に設けた。

(3)地域人材コース
地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」として、以下の地域事業を採択した。

採択された各地域事業においては、募集・選考を行い、以下の地域事業別採用実績のとおり派遣留学生を採用し、採用者の支援をした。
なお、地域人材コースは平成27年度から大学生等を支援対象として開始し、平成30年度からは一部の地域事業において、対象を拡大し高校生も含む形で募集を開始した。

＜地域人材コースにおける地域事業の採択＞

採択年度	採択地域
平成 27 年度	福島県いわき市、栃木県、石川県、三重県、奈良県奈良市、岡山県、徳島県、香川県、熊本県、大分県、沖縄県
平成 28 年度	新潟県長岡市、島根県、佐賀県、宮崎県
平成 29 年度	北海道、岩手県、福井県、静岡県、長崎県
平成 30 年度	山形県、群馬県太田市、広島県福山市

＜地域人材コース・地域事業別採用実績＞　（単位：人）

地域名	地域事業の名称	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			第3期	第4期 第5期	第6期 第7期	第8期 第9期
北海道	北海道海外留学支援事業　～道産子海外留学応援プログラム	申請者	ー	ー	12	12
		採用者	ー	ー	5	4
岩手県	いわて協創グローカル人材育成プログラム	申請者	ー	ー	8	7
		採用者	ー	ー	8	5
山形県	やまがたの未来を切り開くグローカル人材育成プログラム	申請者	ー	ー	ー	15
		採用者	ー	ー	ー	14
福島県 いわき市	トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち	申請者	ー	16	13	6
		採用者	ー	13	10	4
栃木県	とちぎグローバル人材育成プログラム（上級コース）	申請者	10	12	6	8
		採用者	5	3	3	2
群馬県 太田市	群馬県太田市「新田山(にいたやま)グローカル人材育成事業	申請者	ー	ー	ー	13
		採用者	ー	ー	ー	6
新潟県 長岡市	「米百俵の精神を受け継ぐ」長岡グローカル人材育成事業	申請者	ー	10	14	13
		採用者	ー	10	8	8
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	申請者	ー	30	30	11
		採用者	ー	18	16	7
福井県	福井県地域グローバル人材育成事業	申請者	ー	ー	8	5
		採用者	ー	ー	8	5
静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業	申請者	ー	ー	19	7
		採用者	ー	ー	5	6
三重県	航空宇宙産業分野の企業へ就職をめざす人材の留学支援	申請者	11	6	6	－
		採用者	5	5	6	－
奈良県 奈良市	「奈良を『開く』人材」グローカル人材育成プロジェクト	申請者	ー	13	12	8
		採用者	ー	6	7	5
島根県	島根県グローカル人材育成支援事業	申請者	ー	10	10	12
		採用者	ー	7	6	7
岡山県	おかやま若者グローバルチャレンジ応援事業	申請者	19	17	9	14
		採用者	4	7	6	5
広島県 福山市	トビタテ学種！花開け！ふくやまグローカル人材育成事業	申請者	ー	ー	ー	18
		採用者	ー	ー	ー	10
徳島県	徳島県地域グローカル人材育成事業	申請者	12	10	20	11
		採用者	8	9	10	6
香川県	香川地域活性化グローカル人	申請者	ー	16	4	6

	材育成プログラム	採用者	―	10	3	5
佐賀県	世界とともに発展するSAGANグローバル人材育成事業	申請者	―	7	9	2
		採用者	―	4	8	2
長崎県	長崎ブレークスルー(長崎グローカル人財育成)プロジェクト	申請者	―	―	9	6
		採用者	―	―	9	6
熊本県	「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成事業	申請者	19	13	8	13
		採用者	6	7	5	8
大分県	大分県地域グローバル人材育成・定着事業	申請者	22	11	10	8
		採用者	8	7	6	6
宮崎県	みやざきグローカル人材育成事業	申請者	―	13	6	11
		採用者	―	7	5	8
沖縄県	沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPANプロジェクト	申請者	10	15	11	10
		採用者	6	8	9	10
合　計(大学生等)		申請者	103	199	224	216
		採用者	42	121	143	139
地域人材コースのうち高校生を対象とするもの						
長崎県	長崎ブレークスルー(長崎グローカル人財育成)プロジェクト(※)高校生	申請者	―	―	―	1
		採用者	―	―	―	0
宮崎県	みやざきグローカル人材育成事業 (※)高校生	申請者	―	―	―	8
		採用者	―	―	―	3
合 計(高校生)		申請者				9
		採用者				3

(※)平成30年度後期(第9期)より募集開始

＜参考:大学生等の採用実績(全コース統合)(※1)＞　　(単位:人)

区分		平成26年度 第1期	平成27年度 第2期 第3期	平成28年度 第4期第5期	平成29年度 第6期 第7期	平成30年度 第8期 第9期	合計
理系、複合・融合系人材コース(※2)	申請者	517	637	942	1,028	1,068	4,192
	採用者	159	282	393	469	467	1,770
うち未来テクノロジー人材枠(※3)	申請者	－	－	－	－	81	81
	採用者	－	－	－	－	59	59
新興国コース	申請者	341	179	345	274	384	1,523
	採用者	44	44	102	109	119	418
世界トップレベル大学等コース	申請者	329	343	444	409	477	2,002
	採用者	61	120	121	154	134	590
多様性人材コース	申請者	513	812	1,290	1,340	1,360	5,315
	採用者	59	172	213	240	233	917
地域人材コース(※4)(大学生)	申請者	―	103	199	224	216	742
	採用者	―	42	121	143	139	445
合計	申請者	1,700	2,074	3,220	3,275	3,505	13,774
	採用者	323	660	950	1,115	1,092	4,140

(※1)大学等コースの採用者及び地域人材コースで採用された大学生等。
(※2)平成27年度後期(第3期)までは「自然科学系、複合・融合系人材コース」

(※3)平成 30 年度前期(第 8 期)より募集開始
(※4)平成 27 年度後期(第 3 期)より募集開始

＜参考:高校生の採用実績(全コース統合)(※1) ＞ (単位:人)

区分		平成 27 年度 第 1 期	平成 28 年度 第 2 期	平成 29 年度 第 3 期	平成 30 年度 第 4 期	合計
アカデミック(※2)	申請者	302	―	―	―	302
	採用者	154	―	―	―	154
アカデミック(テイクオフ)(※2)	申請者	―	985	811	879	2,675
	採用者	―	156	176	165	497
アカデミック(ショート)(※2)	申請者	―	356	315	311	982
	採用者	―	103	100	98	301
アカデミック(ロング)(※2)	申請者	―	214	227	210	651
	採用者	―	22	20	21	63
スポーツ・芸術	申請者	65	225	183	235	708
	採用者	58	90	77	84	309
プロフェッショナル(※3)	申請者	96	87	145	206	534
	採用者	55	50	49	86	240
うち未来テクノロジー人材枠(※3)	申請者	―	―	-	94	94
	採用者	―	―	-	50	50
国際ボランティア	申請者	51	191	223	258	723
	採用者	36	90	79	81	286
地域人材コース(※4)(高校生)	申請者	―	―	-	9	9
	採用者	―	―	-	3	3
合計	申請者	514	2,058	1,904	2,108	6,584
	採用者	303	511	501	538	1,853

(※1)高校生コースの採用者及び地域人材コースで採用された高校生
(※2)「アカデミック」コースについては、平成28年度(第2期)よりテイクオフ、ショート、ロングの3コースに分け、応募機会の拡大を図った。
(※3)プロフェッショナルコースについては平成30年度(第4期)から未来テクノロジー人材枠を新規に設けた。
(※4)平成30年度から一部の地域人材コースにおいて高校生も支援対象として募集を開始。

(4)留学成果報告会及び留学体験発表会の開催

帰国した派遣留学生に自身の留学経験を発信させることで自身の留学経験を学びに変えるとともに、派遣留学生間でネットワーク形成を促進し、支援企業・団体に対しては、派遣留学生と直に接する交流の機会を提供することにより、本制度に理解を促し、もってより一層の協力・支援に繋げることを目的に、留学成果報告会を開催した。

また、平成 30 年度は、年に 1 回東京で開催する留学成果報告会に加え、全国 7 地域で留学体験発表会を新たに実施した他、留学体験発表会で高い評価を得た派遣留学生を集めて留学成果報告会を実施する等、留学成果報告会についても我が国における留学機運醸成の狙いの比重を高めて実施した。

留学成果報告会及び留学体験発表会では、派遣留学生がプレゼンテーションやポスターセッシ

ョンによって自身の留学成果を発表し、特に大きな成果が見られたと判断された派遣留学生に対して表彰を行った。

＜留学体験発表会の開催状況(参加者数等＞

日程	開催地	派遣留学生発表者数	観覧者数
10/21	東京	35人	102人
10/27	大宮	25人	43人
10/28	仙台	12人	36人
11/3	名古屋	14人	59人
11/4	大阪	31人	91人
11/10	札幌	9人	36人
11/11	福岡	16人	61人
合計		142人	428人

＜留学成果報告会の開催状況(参加者数等)＞

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣留学生	119 人	146 人	166 人	21 人
支援企業・団体	70 社 99 人	100 社 174 人	67 社 140 人	29 社 45 人
大学関係者	69 校 81 人	72 校 92 人	50 校 60 人	14 校 15 人
高校関係者	−	−	−	10 校 14 人
一般観覧者	−	−	−	184 人

(注)平成 30 年度から各地で開催する留学体験発表会で高い評価を得た者を集めて留学成果報告会を実施する形に変更。

(5)審査業務等の効率化
審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を活用し、学生、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。

(6)今後の方向性について
2020 年以降の「トビタテ」のありかたについて、文部科学省と連携して検討を進めた。

(7)寄附金募集活動
本事業実施のため、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により民間企業等に対して企業訪問を行うとともに、引き続き寄附金募集活動を行った。
平成 29 年度から個人寄附説明会の実施をするとともに、個人寄附の受入れ拡大を図るため、オンライン寄附システムを導入し、平成 30 年度には寄附型自動販売機を導入した。

＜寄附金募集活動の実施状況＞

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規訪問企業・団体数		200	106	95	34	42
訪問済み企業等への働きかけ		−	約 200	290	198	187
新規支援決定企業・団体数		141	43	23	9	18
個人寄附説明会数		−	−	−	7	10
受入れ実績						
	寄附件数(件)	140	149	166	207	549
	寄附実績(円)	2,398,130,995	1,816,396,320	1,490,098,465	1,436,102,600	1,688,562,937

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ｉ－３－（６）	留学生支援事業（６）日本人留学生に対する留学前後の支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第２号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	Ｉ－３－（５）に含む。	Ｉ－３－（５）に含む。	Ｉ－３－（５）に含む。	Ｉ－３－（５）に含む。	Ｉ－３－（５）に含む。
経常費用（千円）	Ｉ－３－（５）に含む。	Ｉ－３－（５）に含む。	Ｉ－３－（５）に含む。	Ｉ－３－（５）に含む。	Ｉ－３－（５）に含む。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前･留学後の研修等を実施する。	官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前･留学後の研修等を実施する。	〈43〉 日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉	＜実績報告書等参照箇所＞ 第 3 期中期目標期間業務実績等報告書 P137～139 **○留学前･留学後の研修** **「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修･事後研修を実施している。** **実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や、留学･海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めている。** **事前研修･事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。** **(1)大学生等コースの事前研修** **①目的** **･将来のグローバルリーダーとしての動機付け** **･留学目的･計画の明確化** **･成長と活躍に必要な土台作り** **･派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成**	＜自己評価書参照箇所＞ 第 3 期中期目標期間業務実績等報告書 P137～139 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 支援企業と連携して事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めるとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進及び留学中のモチベーションの維持に取り組	評定 B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」では、支援企業と連携して事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めたほか、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉	評定 B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」では、支援企業と連携して事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めたほか、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

			特になし 〈評価の視点〉 –	②プログラム概要 ・産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演 ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション ・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成 長経験を共有するためのワークショップ ・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション等 〈事前研修の開催状況(大学生等コース)〉 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 開催回数 / 11 回 / 8 回 / 11 回 / 11 回 / 10 回 参加者数 / 512 人 / 636 人 / 963 人 / 1057 人 / 1028 人 (2)大学生等コースの事後研修 ①目的 ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認 ・リーダーに向けての意識転換 ・留学機運醸成に対する意義付け ・長期的な展望の整理 ②プログラム概要 ・留学成果のグループ内での共有 ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション ・産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演 ・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション　等 〈事後研修の開催状況(大学生等向けコース)〉 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 開催回数 / 1 回 / 7 回 / 9 回 / 9 回 / 11 回 参加者数 / 43 人 / 453 人 / 696 人 / 917 人 / 1075 人 (3)高校生コースの事前・事後研修 高校生コースの派遣留学生に対して壮行会と併せて事前研修を実施した。また、留学を終了した派遣留学生に対して事後研修を実施した。 〈事前研修の開催状況(高校生コース)〉 区分 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 開催回数 / 1 回 / 2 回 / 2 回 / 2 回 参加者数 / 296 人 / 505 人 / 500 人 / 535 人 〈事後研修の開催状況(高校生コース)〉 区分 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 開催回数 / 8 回 / 12 回 / 12 回 / 8 回 参加者数 / 236 人 / 489 人 / 504 人 / 515 人	んだことは評価できる。	事前研修、事後研修の参加者が各年度着実に増加していることは評価できる。留学の効果を高めるとても素晴らしい取り組みであるのに対して、あまり世間に広く認知されていないのが非常に残念である。次代を担う多くの意欲ある学生がこの素晴らしい留学制度を目指すよう、メディアなどで取り上げてもらえるように働きかけると良いと思われる。	

				○メンタリング制度 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の一環として、留学中においても、アドバイザーとして、留学生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留学生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者から募り、希望する学生（メンティー）に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じた。 ①目的 ・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進 ・留学中のモチベーションの維持（メンタルダウンの予防） ②実施概要 メンターとメンティーの 1 対 1 のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う（月 1 回程度）。メンターは、メンタリング実施状況に関する月次レポートを事務局へ送信した。			

〈メンタリング制度の実施状況〉　（単位：人）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
メンター数	17	44	29	26	19
メンティー数	44	82	45	54	36

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－４―（１）	学生生活支援事業（１）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８、９号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	69,286	66,257	66,046	73,091	71,722
従事人員数（人）	6	6	6	6	6

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供を実施するとともに、大学等における先進的な取組の共有に資するため、大学等における学生支援の問題の把握・分析等を実施する。	大学等における学生生活の実態の調査、分析、情報提供を実施する。 また、各大学等における学生生活支援の取組について調査、分析、情報提供を実施し、その実態や課題を把握するとともに、先進的な取組についての大学等間での共有に資す	〈44〉 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P140～141 **○学生生活調査【再掲】** **学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で調査を実施した（平成 26 年度、平成 28 年度、平成 30 年度）。調査実施に当たっては、外部有識者による学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、継続して実施した。** **平成 26 年度調査では、新たに「大学生等の学習状況に関する調査」（国立教育政策研究所と共同実施）など調査項目を追加して調査を実施した。また、外部有識者による調査結果の分析については、大学院と短期大学（昼間部）についても分析対象に加え、平成 28 年３月に機構のホームページにて調査結果を公表し、大学、短期大学、大学院に集計結果を送付した。** **平成 28 年度調査では、調査協力校の事務負担軽減となるよう配付資料の帳合を機構側で行うなど、実施方法の改善を図り、調査を実施した。また、調査結果の全体像が把握しやすいように、集計結果に加えて結果概要及び外部有識者による執筆も併せて一つの冊子にするなど、公表資料を改善し、平成 30 年 4 月に機構のホームページにて調査結果を公表し、大学、短期大学、大学院に送付した。** **平成 30 年度調査では、試行的に高等専門学校（4,5 年次）及び専修学校（専門課程）についても調査対象とし、学生生活調査実施検討委員会にて審議のうえ、調査票及び調査実施方法を策定し、調査を実施した（「高等専門学校生生活調査」及び「専修学校生生活調査」）。** **○大学等における学生支援の取組状況に関する調査** **大学等における学生支援に関するニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、大学等における学生支援の取組状況について、原則隔年で調査を実施した（平成 27 年度、平成 29 年度）。調査実施に当たっては、外部有識者で構成される学生支援の取組状況に関する調査協力者会議での審議及び文部科学省との協議により調査内	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P140～141 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・学生生活調査 については、外部有識者による学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、必要に応じて改善を図るとともに、継続して調査を実施し、結果を公表したことは評価できる。また、学生生活調査については、継続調査として着実に実施しつつ、高等専門学校及び専修学校専門課程の学生・生徒も調査対象とし、試行的に調査を実施したことは評価できる。 ・大学等における学生支援の取組状況に関する調査については、外部有識者による調査協力者会議での審議等を踏まえ、高等	評定 B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 学生支援の問題の把握・分析等に資する調査として ① 学生生活調査については、継続調査として調査結果のとりまとめまで着実に実施しつつ、調査の全体像が把握しやすいように公表資料を改善したこと ② 大学等における学生支援の取組状況に関する調査については、外部有識者で構成される調査協力者会議での審議等を踏まえ、調査項目を充実させつつ先進的な取組も把握するため実地調査を行ったこと は評価できる また、学生生活にかかる喫緊の課題の解決のために大学等	評定 B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 学生支援の問題の把握・分析等に資する調査として ① 学生生活調査については、継続調査として調査結果のとりまとめまで着実に実施しつつ、調査の全体像が把握しやすいように公表資料を改善したこと ② 大学等における学生支援の取組状況に関する調査については、外部有識者で構成される調査協力者会議での審議等を踏まえ、調査項目を充実させつつ先進的な取組も把握するため実地調査を行ったこと は評価できる また、学生生活にかかる喫緊の課題の解決のために大学等

		るよう、情報提供等の改善に努める	－	容を決定し、継続して調査を実施した。 平成 27 年度調査では、学長等の学生支援全般に関するグランドデザインや成績不振学生・不登校学生に係る調査領域を新設し、アンケート調査に加えて、大学等における先進的な取組を把握するため、「学生支援に関する組織等」「キャリア教育・就職支援」「生活支援」「課外活動支援／ピア・サポート／ボランティア」「学生相談」「成績不振学生・不登校学生等」の 6 領域 11 校を対象に新たに実地調査を行った。集計報告及び分析報告については、機構ホームページにて平成 29 年 2 月に公表し、大学・短期大学・高等専門学校に分析報告書を送付した。 平成 29 年度調査では、インターンシップに関する設問や LGBT（性的少数者）からの相談への対応についての設問を追加した他、大学等における先進的な取組を把握し情報提供するため、「キャリア・就職支援」「生活支援」「学生相談」の 3 領域、計 11 校を対象に実地調査を行った。なお、調査結果については、学生支援状況調査協力者会議にはかり、調査の全体像が把握しやすいように、調査結果（単純集計）及び分析・実地調査結果も併せて一つの冊子にするなど公表資料を改善し、平成 30 年 11 月に機構のホームページにて調査結果を公表し、大学・短期大学・高等専門学校に送付した。 〇学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナーの開催 目的：大学等における学生支援の取組状況に関する調査結果等や、文部科学省の要請等を踏まえ、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた好事例等を紹介することにより、大学等における先進的な取組等の普及、学生支援の充実を図る。 対象：大学等の管理者、学生支援業務を担当する教職員 〈学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナーの開催状況〉 区分 / テーマ / 参加校数 / 参加者数 / 満足度 平成26年度 / 悪徳商法の被害の現状と対策 / 248校 / 317人 / 95.1% 平成27年度 / SNSの利用に伴うトラブル防止について / 280校 / 380人 / 97.4% 平成28年度 / 学生アルバイト問題への対応について / 193校 / 210人 / 95.1% 平成29年度 / 消費者教育、ハラスメント・人権侵害、薬物乱用・依存防止、性暴力 / 227校 / 295人 / 96.0% 平成30年度 / ・民法の一部改正による成年年齢の引下げと消費者教育 ・性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進 / 245校 / 301人 / 98.6% ※平成29年度までは、「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー」として開催。 ※平成29年度及び30年度は複数のテーマで開催。 〇大学等における性的指向・性自認の多様なあり方の理解増進に向けた資料の作成 大学等における性的指向・性自認の多様なあり方の理解増進に向けて、文部科学省と連携し、平成 30 年度に大学等の教職員を対象とした資料を作成した。また、平成 30 年 12 月に機構ホームページにて公表し、大学等に当該資料の活用について通知した。	教育機関にとって参考となるよう調査項目を充実させるとともに、先進的な取組を把握するため実地調査を実施し、集計結果及び分析報告を公表したことは評価できる。 ・大学等のリスクについて、学生生活支援の取組状況に関する調査結果や文部科学省の要請等を踏まえて開催したセミナーは、学生生活にかかる喫緊の課題の解決のために大学等にとって参考となるものであり、参加者からも高い満足度を得られており、評価できる。 ・大学等における性的指向・性自認の多様なあり方の理解増進に向けて、大学等の教職員を対象とした資料を作成し、公表したことは評価できる。	にとって参考となる「消費者教育」、「ハラスメント・人権侵害」、「薬物乱用・依存防止」、「性暴力」等、大学等のリスクについて広く取り上げてセミナーを開催したことは、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 データに基づく施策の展開は重要である。	にとって参考となる「消費者教育」、「ハラスメント・人権侵害」、「薬物乱用・依存防止」、「性暴力」等、大学等のリスクについて広く取り上げてセミナーを開催したことは、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ―４―（２）	学生生活支援事業（２）障害のある学生等に対する支援の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８、９号	業務に関連する政策・施策	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	106,507	89,665	94,939	91,988	85,390
従事人員数（人）	10	8	9	8	8

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価（見込評価）	主務大臣による評価（期間実績評価）
障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。	大学等における障害のある学生に対する支援の充実に資するよう、現在の大学等全体の課題の調査、分析、情報提供を行う。 さらに、先進的な事例の収集・分析・提供、教職員の支援能力の向上を図る事業の実施に加	〈45〉障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P142～148 **○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査** **(1)調査の実施** **障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学等における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。** **書面調査については、毎年度、障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議等を踏まえて調査項目の見直しを行った上で実施した（回答率：毎年度 100%）。** **また、大学等において急務である体制整備の参考となるよう調査・分析を行うことを目的として平成 27 年度よりこれまでの書面調査に加えて実地調査を開始し、平成 27 年度は設置者や規模、支援体制のタイプ等を考慮して選定した高等教育機関 13 校を対象とする実地調査を行い、平成 28 年度及び平成 29 年度は高等教育機関を対象に地域毎に合同ヒアリングを実施し障害学生支援の現状等についての聞き取り調査を行った（平成 28 年度：4 地域 27 校、平成 29 年度：4 地域 23 校）。** **調査結果及び平成 28・29 年度の合同ヒアリングについては報告書を作成し、機構ホームページにて公表した。** **なお、平成 30 年度についても、調査項目の見直しを行った上で書面調査を行い、合同ヒアリングを実施して障害学生支援の中でも特殊性の高い支援が必要とされる 6 領域（医学・コメディカル・教育・通信・福祉・大学院）の課題と現状を把握した（全 6 回 36 校）。** **〈調査項目の見直し内容〉** **区分：主な見直しの内容** **平成26年度：「障害学生の相談受付窓口」に関する設問を追加等**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P142～148 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」については、「障害者差別解消法」の施行（平成 28 年４月）を踏まえた設問の見直しや追加を行うとともに、高等教育機関を対象とする地域毎の合同ヒアリング等の実地調査を実施し、法施行に伴う大学等の体制整備の実態をより詳細に把握したことは、今後の障害学生支援の充実に資するものであり、評価できる。 また、障害学生の状況	評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められたとおり、おおむね着実に業務が実施されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 平成 28 年度から「障害者差別解消法」の施行（平成 28 年４月）を踏まえた設問の見直しや追加を行い「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を実施し、大学等の体制整備の実態をより詳細に把握したことは、今後の障害学生支援の充実に資するものであり、評価できる。 また、障害のある学生に関する紛争の防止、解決等に関して調査及び事例収集を実施し、事例集を公表したことは、各大学等での取組の参考となるものであり、評価できる。	評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められたとおり、おおむね着実に業務が実施されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 平成 28 年度から「障害者差別解消法」の施行（平成 28 年４月）を踏まえた設問の見直しや追加を行い「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を実施し、大学等の体制整備の実態をより詳細に把握したことは、今後の障害学生支援の充実に資するものであり、評価できる。 また、障害のある学生に関する紛争の防止、解決等に関して調査及び事例収集を実施し、事例集を公表したことは、各大学等での取組の参考となるものであり、評価できる。

		えて、障害学生支援の体制整備を促進する事業や調査研究の充実を図る。 また、学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。	－	<table><tr><td>平成27年度</td><td>障害種「その他」に含めていた精神障害・精神疾患について新たに「精神障害」の項目を設けて独立させた等</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>障害者差別解消法に関する対応要領等の整備状況等の設問の追加等</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>障害学生支援についての学生への周知の項目を追加等</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>入学後のガイダンス等における障害学生支援などの手続に関する学内規定や支援事例等の周知を追加等</td></tr></table> (2)調査結果の分析 障害学生の状況や支援の全体像（障害学生数、支援状況、支援体制、入学時での配慮状況、卒業後の進路状況）を、経年推移と学校種（大学、短期大学、高等専門学校）や規模（学生数）による相違等の観点から把握するため、「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力者の協力を得て平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度に分析を行い、機構ホームページで公表した。 (3)平成 27 年度・28 年度調査結果報告書に係る訂正・公表 ・平成 30 年 2 月に平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査結果報告書の内容に一部誤りがあったことが判明したため、直ちに 2 年間の全ての表の再検証を行い、機構ホームページにて、報告書の誤りの説明と訂正版を公表するとともに、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査結果報告書＜修正版＞を全国の高等教育機関関係者に送付するなど、適切な事後措置を講じた（平成 30 年 7 月）。 ○「障害のある学生への支援・配慮事例」の収集・公表 平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されることに伴い、大学、短期大学及び高等専門学校（以下、大学等）において、障害のある学生の修学機会が確保されるよう、今後、大学等が合理的配慮の提供にあたって参考とするための支援・配慮事例を、各大学等の協力を得て収集し、特に参考となる代表事例については、大学等における今後の具体的取組を検討する際の参考資料となるよう、「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）」（平成 27 年 3 月刊行）に掲載した。 また、収集した配慮事例全体（約 190 件）については、平成 27 年度に機構ホームページで公表した。 ○「障害のある学生に関する紛争の防止、解決等事例集」の収集・公表 平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、障害のある学生と大学等との間において、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関しての相談や紛争の増加が予想された。これらの紛争の防止や解決に関する具体例等、大学等における障害学生支援の参考となるような事例集を作成するため、障害のある学生に関する紛争の防止、解決等に関する調査を平成 28 年度から平成 30 年度に実施し調査結果については、毎年機構ホームページで公表している。 また、合理的配慮の提供を巡り対応に苦慮しながら障害学生支援に取組む各大学等の一助とするため、合理的配慮の提供についての解決方法や課題などを「一緒に考えよう！合理的配慮の提供とは」と題したウェブコラムを作成し、機構ホームページにて全 10 回連載した（平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月）。	や支援の全体像の推移を把握する観点から過年度の調査結果について分析を実施し、結果を公表したことは評価できる。 ・障害のある学生への支援・配慮や、障害のある学生に関する紛争の防止、解決等に関して調査及び事例の収集を実施し、事例集を公表したことは、各大学等での紛争の防止、解決等に関する意識啓発に繋がるとともに、取組の参考となるものであり、評価できる。	〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 実態把握をしたことは評価できる。障害の種類に応じた対応が必要である。	〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉
		〈46〉 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため）		○障害学生支援に係るセミナーの開催 (1)体制整備支援セミナーの開催 平成 28 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）における合理的配慮規定等の施行により、各大学等における支援体制の強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、大学等における障害学生支援に係る体制整備のためのセミナーを開催した。 〈体制整備支援セミナーの開催状況〉 <table><tr><th>区分</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr><tr><td>テーマ</td><td>・障害学生への合理的配慮の対応についての理解促進・啓発普及</td><td>・文部科学省「対応指針」の説明等 ・国立大学協会作成「対応要領」の雛形の説明等</td><td>・大学等における合理的配慮に関する対応についての理解促進・普及啓発</td><td>・障害学生と大学等における差別的取扱い、合理的配慮の提供をめぐり、増加が予測される紛争、解決事例について</td></tr><tr><td>実施回数</td><td>2 回</td><td>4 回</td><td>6 回</td><td>4 回</td></tr></table>	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・障害学生支援に係る体制整備及び専門テーマという観点からセミナーを開催し、高い満足度を得たことは、特に「障害者差別解消法」の合理的配慮規定等に係る大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり評価できる。 ・障害学生支援ワークショップにおいて、障害	〈評価すべき実績〉 障害学生支援について ① 体制整備及び専門テーマという観点からセミナーを開催したこと ② 障害学生支援実務者育成研修会において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したこと ③ 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の合理的配慮規定について詳しく解説したハンドブックを発刊し、各大学等に提供したこと	〈評価すべき実績〉 障害学生支援について ① 体制整備及び専門テーマという観点からセミナーを開催したこと ② 障害学生支援実務者育成研修会において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したこと ③ 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の合理的配慮規定について詳しく解説したハンドブックを発刊し、各大学等に提供したこと

〈その他の指標〉
特になし

〈評価の視点〉
－

参加者数（合計）	286 人	1237 人	892 人	721 人
満足度（平均）	91.6%	96.0%	98.6%	97.4%

(2)専門テーマ別セミナーの開催
専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行い、障害学生支援の充実を図ることを目的にセミナーを開催した。

〈専門テーマ別セミナーの開催状況〉

区分	テーマ	協力機関	参加者数	満足度
平成26年度	障害学生への支援力強化のために	福岡教育大学・九州大学	66 人	98.4%
	高等教育におけるしょうがい種別の合理的配慮のありかた	宮城教育大学	94 人	89.7%
	障がい学生のキャリア形成に対する効果的支援のあり方について	同志社大学	126 人	96.5%
	発達障害大学生に対する社会参入支援～学生のセルフアウェアネスを育てる「支援の見える化」～	富山大学	92 人	98.7%
	発達障害学生の雇用を支える連携体制の構築を考える－就労支援機関との連携、企業の受け入れを中心に－	関西学院大学	97 人	97.6%
	大学における障害学生の支援体制を考える～業務、組織、人員、財政、学内部門間連携、大学間情報共有など～	筑波大学・筑波技術大学	160 人	97.6%
	高等教育のアクセシブルデザインとリソース・シェアリング	広島大学	76 人	100%
平成27年度	障害者差別解消法施行後の発達障害学生への支援を考える～評価（アセスメント）、カリキュラム調整、キャリア支援など～	筑波大学	200 人	98.2%
	発達障害のある大学生に対する合理的配慮について～学生の「意思決定」に関わる建設的対話の在り方～	富山大学	189 人	98.0%
平成28年度	発達障害学生支援における学内支援体制の構築～支援チームの形成と連携の在り方～	富山大学	191 人	98.2%
	障害者差別解消法元年にみる高等教育機関におけるしょうがい学生支援の到達点とその課題	宮城教育大学	120 人	98.2%
	大学における発達障害学生への修学支援とコンプライアンスについて考える	筑波大学	140 人	99.2%
平成29年度	「障害者差別解消法」の基本的な考え方と大学等における合理的配慮の提供をめぐる主な課題について	※機構が単独で開催	135人	97.5%
	しょうがい学生支援のこれからを切り拓くキーワードを求めて	宮城教育大学	81人	94.6%
	発達障害学生に必要なキャリア支援とは　～自己認識を育成する環境をどのように形成するか～	富山大学	197人	96.4%
	初等中等教育機関から高等教育機関への接続、連携について	文部科学省、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	98人	94.7%
平成30年度（※）	【高大連携】	文部科学省、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	218人	85.8%
	【地域連携】	広島大学	90 人	97.2%

学生支援に係る課題について専門的な知見を持つファシリテーターから助言を得ながら、参加者同士が課題解決のために意見交換を行い、高い満足度を得たことは評価できる。
・大学等における障害学生支援の底上げを図るため、従来の「体制整備支援セミナー」の内容を見直し、障害のある学生が在籍していない、思うように取組が進まない大学等を対象に、平成30年度より新たに「障害学生支援理解・啓発セミナー」の開催したことは、大学等における支援の充実・強化に資するものとして評価できる。
・障害学生支援実務者育成研修会において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の担当者の実践的な支援能力の向上に資するものであり、評価できる。
・心の問題と成長支援ワークショップにおいて、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに対応能力の向上を図ったことは、大学等における支援の充実・強化に資するものとして評価できる。
・障害学生支援に関する最新の動向を踏まえ「教職員のための障害学生修学支援ガイド」の改訂を行ったこと、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、名称を「合理的配慮ハンドブック　～障害のある学生の支援をする教職員のために～」と変更して内容を刷新したことは障害学生支援の充実に資するものであり、評価できる。
・合理的配慮ハンドブックについて、大学等に

④　「社会で活躍する障害学生支援センター形成事業」との連携について、平成30年度以降の連携に向けて関係機関と情報交換を実施したことは評価できる。
また、心の問題と成長支援ワークショップにおいて、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに対応能力の向上を図ったことは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－

〈有識者からの意見〉
参加者を各大学から集め層の底上げが必要と考える。

④　「社会で活躍する障害学生支援センター形成事業」との連携について、平成30年度は、採択校をセミナーに招き、「障害学生支援理解・啓発セミナー」において概略の説明と情報提供を行ったことは評価できる。
また、心の問題と成長支援ワークショップにおいて、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに対応能力の向上を図ったことは評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－

〈有識者からの意見〉

【発達障害就労支援】	富山大学	199 人	97.0%

（※）平成 30 年度は、「障害学生専門テーマ別セミナー」として開催

(3)「障害学生支援理解・啓発セミナー」の開催

障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない大学等を主な目的として、障害学生支援体制を整えるための底上げを目的としたセミナーとして、平成 30 年度から開催した。

<障害学生支援理解・啓発セミナー>

区分	平成 30 年度
実施回数	3 回
参加者数（合計）	401 人
満足度（平均）	96.8%

(4)「障害学生支援ワークショップ」の開催

障害学生支援を担当する教職員が課題として抱える個別事例について、専門的な知見を持つファシリテーターの助言を得ながら、参加者同士が課題解決のための意見交換を行うことにより、障害のある学生の支援の充実に資することを目的として、「障害学生支援ワークショップ」を平成 27 年度まで開催した。

<障害学生支援ワークショップの開催状況>

区分	テーマ	参加者数	満足度
平成26年度	発達障害学生の修学支援	161人	98.7%
平成27年度	発達障害のある学生の修学支援	172人	96.2%

(5)「障害学生支援理解・啓発セミナー」の開催

障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない学校を主対象として、障害学生支援を整えるための底上げを図るためのセミナーとして実施した。「体制整備支援セミナー」に参加実績のない大学等 375 校にダイレクトメールを送り参加を促した。

○「障害学生支援実務者育成研修会　基礎プログラム／応用プログラムの開催

目的：障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。

<障害学生支援実務者育成研修会の開催状況>

区分			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基礎プログラム	関東	参加者数	201 人	151 人	161 人	168 人	171 人
		満足度	92.3%	94.6%	93.6%	98.0%	97.5%
	関西	参加者数	166 人	146 人	135 人	135 人	138 人
		満足度	95.5%	92.2%	89.7%	98.3%	96.2%
応用プログラム		参加者数	67 人	52 人	78 人	58 人	69 人
		満足度	94.8%	92.0%	88.4%	100.0%	98.3%

○「心の問題と成長支援ワークショップ」（※）の開催

目的：メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資する。

（※）平成 29 年度から名称変更（平成 28 年度までは、「心の問題と成長支援ワークショップ　ーメ

は支援の参考とするために無償で配付したが、今回新たに入学前の生徒やその保護者等からも提供を求められた。それらのニーズに応えるために市販したことは評価できる。

・文部科学省と連携し、「社会で活躍する障害学生支援センター形成事業」の採択校をセミナーに招き、事業の概略の説明と情報提供を行ったことは評価できる。

				ンタルヘルス向上とカウンセリングー」） 〈心の問題と成長支援ワークショップの開催状況〉 ○「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）」の刊行 初めて障害のある学生を受け入れる学校等が、障害学生支援の体制を整えていく際の参考となるよう、平成 21 年度に刊行し、平成 23 年度に改訂した「教職員のための障害学生修学支援ガイド」を以下の点をポイントとして更に改訂し刊行した。 【改訂のポイント】 ・障害学生支援に関する国の施策等を踏まえ情報を更新 ・近年増加が顕著な「精神障害」について新たに章を設け掲載 ・障害学生支援の具体的な取組の参考となるよう、新たに収集した障害種別の支援・配慮事例を掲載 ○『合理的配慮ハンドブック　～障害のある学生を支援する教職員のために～』の発行・市販化 大学等が障害学生支援の体制を整えていく際の参考にするために障害種別にまとめた資料として発刊した「教職員のための障害学生修学支援ガイド」を、平成 29 年 3 月に文部科学省が取りまとめた「障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）」等を踏まえ、障害のある学生を支援するに当たっての基本的な考え方や参考となる情報について更に充実した内容に刷新し、名称を変更して平成 30 年 3 月に公表し、大学等には支援の参考とするため無償で配付したが、今回新たに入学前の生徒やその保護者からも提供を求められた。それらのニーズに応えるために、平成 31 年 3 月に市販した。 ○「社会で活躍する障害学生支援センター形成事業」との連携 国の新規事業である「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」において得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開を行うとしている。 平成 29 年度は、平成 30 年度以降の当事業の目的に沿った連携に向けて、文部科学省と情報を共有するとともに、10 月に「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」の採択校（東京大学・京都大学）が決定したのを受けて、採択校より情報収集を行った。 また、平成 30 年度は、採択校をセミナーに招き、「障害学生支援理解・啓発セミナー」において概略の説明と情報提供を行った。			

〈心の問題と成長支援ワークショップの開催状況〉

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
関東	参加者数	94 人	93 人	118 人	112 人	100 人
	満足度	97.9%	96.4%	97.2%	100.0%	97.7%
関西	参加者数	94 人	93 人	105 人	104 人	120 人
	満足度	97.8%	98.8%	97.9%	100.0%	99.0%

４．その他参考情報

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－４－（３）	学生生活支援事業（３）キャリア・就職支援の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第８号	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	88,625	80,583	42,652	42,986	44,458
従事人員数（人）	8	7	4	4	4

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	〈47〉キャリア・就職支援の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P149～154 **○「全国キャリア・就職ガイダンス」の開催** **(1)目的：大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省の行政説明、講演等と、国、地方公共団体、大学等、企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資する。** **(2)対象：大学・短期大学・高等専門学校の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体** (3)開催状況	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P149～154 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・キャリア・就職支援に関して、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施に努めることについては、平成 26 年度から平成 30 年度の毎年度、大学等や企業による情報交換等を目的とする「全国キャリア・就職ガイダンス」の開催やキャリア教育・就職支援に関する取組や課題等の共有化を目的としたワークショップを開催し、参加者より高い満足度を得たことは評価できる。 ・また、インターンシッ	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められたとおり、おおむね着実に業務が実施されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 キャリア・就職支援において ① 「全国キャリア・就職ガイダンス」において、大学等の参加者は、産学協働教育に関する有識者の講演や、大学等や企業等からの参加者による情報交換を行ったこと ② キャリア・就職支援に係る協力者会議を設置し、ワークショップの企画や実施内容の検討を行ったこと ③ 「インターンシップ等専門人材ワークショップ」において、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成など意識喚起に努めたこと ④ 「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業からの参加者の助言の下、キャリア教育を通じて、産学連携教育の推進に向けた大学等の教職員	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められたとおり、おおむね着実に業務が実施されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 キャリア・就職支援において ① 「全国キャリア・就職ガイダンス」において、大学等の参加者は、産学協働教育に関する有識者の講演や、大学等や企業等からの参加者による情報交換を行ったこと ② キャリア・就職支援に係る協力者会議を設置し、ワークショップの企画や実施内容の検討を行ったこと ③ 「インターンシップ等専門人材ワークショップ」において、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成など意識喚起に努めたこと

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施日	6 月 3 日	6 月 16 日	6 月 14 日	6 月 20 日	6 月 19 日
参加者数	1,050 人	1,002 人	1,090 人	1,125 人	1,101 人
満足度	85.7%	90.8%	94.5%	93.9%	92.0%

(4)多様な学生へのキャリア教育及び就職支援の推進を目的として、外国人留学生及び障害のある学生のキャリア教育・就職支援についてのセッションを併せて開催した。

〈各セッションの参加者数〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション	191 人	219 人	188 人	285 人	331 人
障害学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション	280 人	290 人	258 人	305 人	345 人
キャリア教育・就職支援についてのセッション			215 人		
中小企業の魅力発信セッション				151 人	

（注 1）キャリア教育・就職支援についてのセッションは平成 28 年度開催
（注 2）中小企業の魅力発信セッションについては平成 29 年度開催

○キャリア教育・就職支援に関するワークショップの開催
(1)「キャリア教育・就職支援事業に係る協力者会議」の開催
学生支援に係るキャリア教育・就職支援に関わる機構の事業として、主に「インターンシップ専門人材セミナー(※)」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施に当たっては、専門的な観点を有する外部有識者（7 人）で構成される協力者会議を設置し、効率的・効果的な実施が図れるよう検討を行った（平成 29 年度・30 年度とも 4 回開催）。
(※)平成 29 年度までの名称は「インターンシップ等専門人材ワークショップ」

(2)「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催
①目的：大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、講演やレクチャー、グループワーク等のワークショップを行い、教育界と産業界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図る。
②対象：大学等の管理者、キャリア教育・就職支援業務を担当する教職員
③開催状況

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東京	参加者数	105 人	106 人	112 人	97 人	103 人
	満足度	98.9%	98.8%	95.3%	98.7%	100.0%
大阪	参加者数	100 人	110 人	106 人	102 人	108 人
	満足度	96.7%	98.6%	95.6%	98.6%	98.5%

(3)「インターンシップ専門人材セミナー」の開催
①目的：平成 30 年度は、大学等における教育的効果の高いインターンシップ等キャリア教育を推進するため、専門家による講演やレクチャー、先駆的なインターンシップ等の実施事例の紹介と、グループワークを通じて参加者の知見と広めるとともに、文部科学省が示す専門人材として必要な基礎的なレベル(STEP1)の要素等について習得。
平成 27 年度まで文部科学省大学改革推進等補助金にて開催していた「インターンシップ等実務者研修会」（後述）での知見等を踏まえつつ開催。平成 28 年度、平成 29 年度は「インターンシップ等専門人材ワークショップ」として開催。
②対象：大学等のキャリア教育を担当する教職員等

プの推進に関しては、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、インターンシップの全国的な推進組織として、大学等の担当者を対象とする研修会の開催、インターンシップ等推進委員会を開催し、全国 11 グループの取組の評価、課題や今後の方策に関する検討及び補助対象外の大学等も含め取組の成果を共有する事業の実施、インターンシップの実施状況に関する調査やインターンシップ受入企業に関する情報提供システムの開発を行い、大学等のインターンシップ等の実施状況に関する情報提供を行ったことは評価できる。
・キャリア教育・就職支援に係る機構の事業について、外部有識者で構成する協力者会議を設置し、ワークショップ・セミナーを企画・検討を行ったことは評価できる。
・「インターンシップ等専門人材ワークショップ」においては、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成など意識喚起に努め、平成 30 年度からプログラム内容を拡充し、体系化したセミナーに改編したこと、それらの変更内容を説明・周知する場としてフォーラムを開催したことは評価できる。
・そのほか、大学等への効果的な取組の支援としては、学長等インタビューの実施及び教育関係誌への掲載により情報提供やインターンシップ等キャリア教育の好事例については、全国の大学や各地域の経済団体及び推進協議会の取組を機構独自で情報収集を行い、情報提供したことは、大学と地域のインターンシップの推進に資するものであり、文部科学省による「大学

への知見・実践力の向上を図ったこと
は評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
―
〈有識者からの意見〉
キャリア教育・就職支援は学生にとっても重要であり、大学とも協働して更に実施して欲しい。

④ 「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業からの参加者の助言の下、キャリア教育を通じて、産学連携教育の推進に向けた大学等の教職員への知見・実践力の向上を図ったこと
は評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
―
〈有識者からの意見〉

③実施概要

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東京	参加者数	142 人	136 人	1 日目 150 人 2 日目 139 人
	満足度	99.1%	98.4%	95.3%
大阪	参加者数	112 人	115 人	1 日目 82 人 2 日目 76 人
	満足度	99.0%	96.2%	100.0%

〇インターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供（平成 29 年度、平成 30 年度）

(1)インターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供（平成 29 年度実施）

関係機関との情報連携の重要性を勘案し、インターンシップ等に関する情報がワンストップで得られる「総合情報サイト」を目指して掲載内容を刷新した。

(2)好事例に関する情報収集及び情報提供（平成 29 年度実施）

全国の大学や各地域の経済団体及び推進協議会が取り組んでいるインターンシップ等キャリア教育の好事例について、機構が独自に情報収集を行い、機構ホームページにて 14 事例（13 大学等）の情報提供を行った。

(3)インターンシップ推進フォーラム　専門人材が拓くインターンシップの新たなステージ　―体系的育成プログラムの構築に向けて―（平成 30 年度実施）

①目的：インターンシップの更なる拡大・充実に向けて、教育的効果の高いプログラムの構築・運営、大学・企業間の調整を担う専門人材が求められており、大学等に対し、専門人材の重要性・役割等に関する理解・啓発等を目的に開催する。

なお、文部科学省から大学等への発信文書「大学改革としてのインターンシップの推進に係る専門人材の育成・配置について」（平成 30 年 5 月 31 日付け）において、「文部科学省としては、機構が実施する「インターンシップ専門人材セミナー」と連携すること等により、当該専門人材の育成・配置を推進する」ことが明記されており、専門人材の育成に係る「基礎編」プログラムを当該セミナーで担う機構と「実践編」「発展編」プログラムを担う一般社団法人産学協働人材育成コンソーシアムの共催で本フォーラムを開催する。

②対象：大学関係者、企業関係者

③実施概要

区分	平成 30 年度
実施日	7 月 7 日
参加者数	121 人
満足度	96.0%

(4)大学等におけるインターンシップの届出制度に関する情報発信（平成 29 年度より実施）

平成 29 年度に文部科学省において創設された「大学等におけるインターンシップの届出制度」を契機として、教育的効果の高いインターンシップの普及・促進を図るため、正規の教育課程としてインターンシップを実施している取組内容を大学等から任意で届出のあった大学等について機構ホームページにて発信した。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
届出大学数	163 校	189 校

等におけるインターンシップの届出制度」に関する情報発信を含め、教育的効果の高いインターンシップの推進に資するものであり評価できる。

（注）平成 29 年度末時点、平成 31 年 3 月 5 日時点

(5)インターンシップフォーラム～大学等におけるインターンシップ表彰～（平成 30 年度より実施）

①対象：大学関係者、企業関係者

②目的：上記(4)により平成29年度に届出のあった中から、学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学等や企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップを、グッドプラクティスとして表彰し、その成果を広く普及。併せて、平成30年度大学等における届出制度公募のための説明。

③実施概要

・文部科学省主催事業への協力

区分	平成 30 年度
実施日	12 月 10 日

(6)インターンシップと大学教育改革に係る学長等インタビューの実施及び教育関係誌への掲載について（平成 30 年度より実施）

①目的：「大学教育改革」につなげるインターンシップを推進するため、インターンシップに主体的に取り組んでいる大学等を選定し、個別に当該大学等の学長を訪問の上、意見等を聴取し、その内容を取りまとめる。また、実務担当者であるインターンシップ専門人材として活躍されている方にもスポットを当てる。当該インタビュー内容等は、大学等の取組の紹介記事として、教育業界誌（毎月2回発行）に掲載。

②実施概要：平成 30 年度は第 1 回～第 5 回までを掲載。

〇文部科学省大学改革推進等補助金に係る事業の実施

平成 26 年度に文部科学省大学改革推進等補助金事業「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」に係る全国的なインターンシップ推進組織に、また、平成 27 年度には大学改革推進等補助金（公表・普及事業）「インターンシップ等を通じた教育強化」の全国的なインターンシップ等推進組織にそれぞれ機構が選定され、以下の事業を実施した。

(1)「インターンシップ等推進委員会」の開催（平成 26 年度は 5 回、平成 27 年度は 3 回開催）

主要経済団体、大学団体、有識者で構成される「インターンシップ等推進委員会」を開催し、地域インターンシップ推進組織の取組状況把握・取組の評価・取組の改善方策等の検討・専門人材養成方法等の検討・好事例の共有方法等の検討・助言等について議論した他、全国 11 地域のインターンシップ推進組織の取組状況の実地調査を行い、各取組に関する評価及び助言等を行った。

(2)情報交換会の開催(平成 26 年度に 2 回開催)

全国 11 地域のインターンシップ推進組織の幹事校等によるインターンシップ等の取組内容を報告、共有するとともに、機構、文部科学省、経済産業省及び大学等と情報交換を図ることを目的に、開催した。

(3)成果報告会の開催(平成 27 年度)

全国 11 地域のインターンシップ推進組織による、2 年間の取組の成果と課題を報告するため「成果報告会」を開催した。

(4)「インターンシップ等実務者研修会」の開催(平成 26 年度、平成 27 年度)

①目的：文部科学省大学改革推進等補助金の取組として、全国の大学等でインターンシップ等を担当する専門人材の育成を図る。

②対象：全国の大学等のインターンシップ等担当者

③実施概要

区分	平成 26 年度	平成 27 年度

北海道地区（注）	参加者数	―	91 人
	満足度	―	97.5%
東北地区	参加者数	―	62 人
	満足度	―	98.1%
関東地区	参加者数	331 人	267 人
	満足度	94.3%	96.5%
関西地区	参加者数	154 人	121 人
	満足度	88.0%	91.6%
九州地区	参加者数	125 人	88 人
	満足度	97.4%	100.0%

（注）北海道地区は、他地域に比較してインターンシップ等の取組に係る大学間の連携や産学官の連携が遅れている実情を踏まえ、当該地域のインターンシップ等専門人材の育成を推進するため、「JASSO インターンシップ等専門人材ワークショップ in 北海道」として運営費交付金にて実施した（経済同友会や札幌商工会議所による講演も実施）。

(5)インターンシップに係る調査の実施(平成 26 年度)

①「平成 24 年度、25 年度大学等におけるインターンシップの実施状況に関する調査」の実施

大学等におけるインターンシップ等の実施状況を把握することを目的に、全国の大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を対象として、平成 26 年 11 月から 12 月にかけて調査を実施し、平成 27 年 3 月 26 日に調査結果を公表した。

②「学生に対するインターンシップ実施状況調査（平成 26 年度）」の実施

大学生等のインターンシップの経験等に関する状況を把握することを目的に、平成 26 年度学生生活調査にインターンシップ経験に関する調査項目を追加して、全国の大学、大学院及び短期大学の学生を対象として、平成 26 年 11 月に調査を実施し、回答のあった約 42,500 件中 9,293 件について平成 27 年 3 月 26 日に調査結果を公表した。

平成 27 年度は、文部科学省の要請により、平成 26 年度に公表したデータを含めた約 42,500 件のデータについても集計を行うとともに有識者による全体の分析を行い、平成 28 年 7 月 28 日に全体の調査結果・分析結果を公表した。

(6)「JASSO インターンシップ受入企業等情報提供システム」の構築・運用

インターンシップ受入を実施している企業情報の地域の枠を越えた全国規模での提供を行うことにより、Uターン・Iターン希望者等に対して希望地域で実施されているインターンシップ情報を提供することを目的にシステムを構築し、インターンシップ受入企業等データの入力、閲覧等の運用を行った。

平成 26 年度に本システムの構築を行い、平成 27 年度は本システムを運営するとともに、各グループ幹事校及び全国知事会に対し、インターンシップ受入企業等情報の入力を依頼し、情報提供の充実を図った。

なお、平成 28 年度に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の「地方創生インターンシップ事業」において、「地方創生インターンシップポータルサイト」が、文部科学省と連携して立ち上げられたことに伴い、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部と協議の上、今後は大学等関係機関に同ポータルサイトの利用を促進することとし、機構による本システムの運用・管理は平成 28 年度限りとした。

４．その他参考情報

特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－５―（１）	その他附帯業務（１）高校生等に対する学資金貸与事業への協力				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第 10 号	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。
従事人員数（人）	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。	Ⅰ－２－（４）に含む。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
平成１７年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成１７年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	〈48〉高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P155 高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県高等学校等奨学金事業主管課へ毎年３月に送付し、都道府県からの各種問い合わせに対応した。	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P155 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 高校奨学金事業について、都道府県に対して各種統計資料を毎年度送付し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力したことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 高校奨学金事業について、都道府県に対して各種統計資料を毎年度送付するとともに各種問合せ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 高校奨学金事業について、都道府県に対して各種統計資料を毎年度送付するとともに各種問合せ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

４．その他参考情報

特になし

様式１－２－４－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅰ－５―（２）	その他附帯業務（２）寄附金事業の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第１項第 10 号	業務に関連する政策・施策		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
計画値							
実績値							
達成度							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
決算額（千円）	60,734	76,079	230,938	39,621	99,636
従事人員数（人）	2	2	2	2	3

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	〈49〉寄附金事業の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P156～159 **【参考：学生支援寄附金の受入れ状況】** **・積極的な寄附金募集のため、以下の取組を実施し、寄附金に対する周知を図った。** **(ア)ホームページでの周知・広報を実施した。** **(イ)寄附金募集に関するリーフレットを第一種奨学金における特に優れた業績による返還免除者へ送付した。** **(ウ)奨学金返還開始前に奨学生に配付する「返還のてびき」の巻末ページに寄附金募集のご案内を掲載した。** **(エ)平成29年1月より、減税効果の高い所得税の税額控除制度を導入し、本制度を周知するため、新たなリーフレットを過去の寄附者等へ送付した。** **(オ)「返還完了通知」に寄附を促す文言を追加し、返還完了者に対して寄附金募集を実施した。** **(カ)JAL及びANAの国内線機内誌への寄附金募集に係る広告を掲載した。** **・寄附金の受入れについては、従来の口座振込に加え、個人寄附の受入れ拡大を図るため、平成29年11月よりオンライン寄附システムを導入し、運用した。** **・企業の社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度や、私募債発行の際の手数料の一部を活用したSDGs関連団体に寄附をする商品において寄附先に指定された。** **・上記取組等により、第3期中期目標期間は、第2期中期目標期間に比べて、学生支援寄附金受入額が約91%増となった。**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P156～159 〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・優秀学生顕彰を実施し、経済的理由により修学に困難があり、かつ優れた業績を挙げた学生・生徒の表彰・支援を行ったことは評価できる。 ・寄附者の意向を踏まえ、JASSO 支援金を創設し、自然災害等により住居が半壊以上等の被害を受けた学生・生徒に対して支援金を支給したことは評価できる。 ・今後の学生支援の推進に資する調査・研究の拡充という観点から JASSO リサーチを創設・実施したことは評価できる。 ・寄附金収入を確保したうえで、上記のとおり学生等の支援に資する二つの事業を創設するなど、寄附金事業の実施に積極的に取り組んだことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 寄附金事業の適切な実施について、 ① 優秀学生顕彰を実施し、経済的理由により修学に困難があり、かつ優れた業績を挙げた学生・生徒を表彰・支援したこと ② 災害救助法適用時に、速やかに制度を周知し、自然災害等により住居が半壊以上等の被害を受けた学生・生徒に対して JASSO 支援金を支給したこと ③ 寄附金収入が前中期目標期間に集めた寄附金収入を超える金額を確保したこと ④ 将来の JASSO 事業の方向性を検討する上で必要となる客観的な指標を集め、学生支援のさらなる推進を図るため JASSO リサーチを創設し事業募集した結果、採用予定数５件のところに 25 件もの多くの応募があった。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 評価すべき実績〉 寄附金事業の適切な実施について、 ① 優秀学生顕彰を実施し、経済的理由により修学に困難があり、かつ優れた業績を挙げた学生・生徒を表彰・支援したこと ② 災害救助法適用時に、速やかに制度を周知し、自然災害等により住居が半壊以上等の被害を受けた学生・生徒に対して JASSO 支援金を支給したこと ③ 寄附金収入が前中期目標期間に集めた寄附金収入を超える金額を確保したこと ④ 将来の JASSO 事業の方向性を検討する上で必要となる客観的な指標を集め、学生支援のさらなる推進を図るため JASSO リサーチを創設したこと また、JASSO 事業に関連する研究分野の拡大を図るなど今後の

				〈学生支援寄附金の受入状況〉 区分 / 件数(件) / 金額(円) 第2期中期目標期間合計 / 6,545 / 702,519,859 第3期中期目標期間合計 / 8,380 / 1,344,764,854 平成26年度 / 1,418 / 93,915,347 平成27年度 / 1,644 / 222,292,733 平成28年度 / 1,669 / 276,257,913 平成29年度 / 1,728 / 534,309,519 平成30年度 / 1,921 / 217,989,342		JASSO 事業に関連する研究分野の拡大を図るなど今後の事業展開の参考となる新しい寄附金の使途を創設し事業の実施に積極的に取り組んだことは大いに評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 研究に寄付金をだすことは評価できる。	事業展開の参考となる新しい寄附金の使途を創設し事業の実施に積極的に取り組んだことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１－（１）	業務の効率化　（１）一般管理費等の削減		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）
(1)一般管理費の削減	年度計画値	平成 25 年度予算を基準として中期目標期間中に 16%以上削減する。	―	4億6,300万円以下（削減率：3.1%以上）	4億4,800万円以下（削減率：6.3%以上）	4億3,300万円以下（削減率：9.4%以上）	4億1,800万円以下（削減率：12.6%以上）	3億8,700万円以下（削減率：16.0%以上）	
	実績値	―	4億7,800万円 ※平成 25 年度予算額	4億4,617万円（削減率：6.7%）	3億3,622万円（削減率：29.7%）	3億6,895万円（削減率：22.8%）	4億614万円（削減率：15.0%）	3億9,834万円（削減率：16.7%）	
	達成度	―	―	216.2%	471.4%	242.6%	119.0%	105.0%	
(2)業務経費の削減	年度計画値	平成 25 年度予算を基準として中期目標期間中に 9%以上削減する。	―	78億6,700万円以下（削減率：1.8%以上）	77億2,300万円以下（削減率：3.6%以上）	75億7,900万円以下（削減率：5.4%以上）	74億3,500万円以下（削減率：7.2%以上）	71億4,600万円以下（削減率：9.0%以上）	
	実績値	―	80億1,100万円 ※平成 25 年度予算額	64億2,690万円（削減率：19.8%）	57億9,046万円（削減率：27.7%）	58億8,728万円（削減率：26.5%）	60億6,456万円（削減率：24.3%）	60億652万円（削減率：25.0%）	
	達成度	―	―	1,100.0%	769.4%	490.7%	337.5%	277.8%	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
①　業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進	①　業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託	<50> 一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P160～163	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P160～163	評定	B	評定	B
			○経費削減に係る取組 **以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、役職員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、光熱水費等の経費の抑制を図った。**	〈評定〉　B 〈評定根拠〉	＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉		＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉	

	することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、中期目標期間中、１６％以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、その９％以上を削減する。	を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、中期目標期間中、１６％以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成２５年度予算を基準として、その９％以上を削減する。	捗状況 〈主な定量的指標〉 ・一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減状況 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	・クールビズ、ウォームビズの励行 ・パソコン・ディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底 ・エレベーターの運転台数の削減 ・廊下、ロビー等共用部分の照明オフ また、タブレット型端末を導入し、会議等におけるペーパーレス化を図った。 〈一般管理費の削減状況〉 <table><tr><th>区分</th><th>平成 25 年度 予算（基準）</th><th>平成 26 年度 実績</th><th>平成 27 年度 実績</th><th>平成 28 年度 実績</th><th>平成 29 年度 実績</th><th>平成 30 年度 実績</th></tr><tr><td>一般管理費（千円）</td><td>478,000</td><td>446,170</td><td>336,220</td><td>368,949</td><td>406,143</td><td>398,341</td></tr><tr><td>対平成 25 年度削減率</td><td>－</td><td>6.7%</td><td>29.7%</td><td>22.8%</td><td>15.0%</td><td>16.7%</td></tr></table>	経費の削減に努める取組を実施したことは評価できる。 経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値 4 億 200 万円を下回ったことは評価できる。	経費の削減に努める取組を実施したことは評価できる。 経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が各年度計画値を下回ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 おおむね順調に推移しており評価できる。	経費の削減に努める取組を実施したことは評価できる。 経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が各年度計画値を下回ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉
			〈51〉業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況 〈主な定量的指標〉 ・業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）の	○業務経費の削減状況 留学生受入れ促進プログラム等における管理経費の削減等により、業務経費の削減を図った。 〈業務経費の削減状況〉 <table><tr><th>区分</th><th>平成 25 年度 予算（基準）</th><th>平成 26 年度 実績</th><th>平成 27 年度 実績</th><th>平成 28 年度 実績</th><th>平成 29 年度 実績</th><th>平成 30 年度 実績</th></tr><tr><td>業務経費（千円）</td><td>8,011,000</td><td>6,426,895</td><td>5,790,463</td><td>5,887,275</td><td>6,064,563</td><td>6,006,520</td></tr><tr><td>対平成 25 年度削減率</td><td>－</td><td>19.8%</td><td>27.7%</td><td>26.5%</td><td>24.3%</td><td>25.0%</td></tr></table>	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 経費の削減に努め、業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が年度計画値 72 億 9,000 万円を大きく下回ったことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 経費の削減に努め、業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が各年度予算額を下回ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 計画に従った削減となっており評価できる。	〈評価すべき実績〉 経費の削減に努め、業務経費（人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が各年度予算額を下回ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

			削減状況 <その他の指標> 特になし <評価の視点> －					
	また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成２５年度予算を基準として、平成３０年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。	また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成２５年度予算を基準として、平成３０年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。 なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。	<52>奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> －	**○奨学金貸与業務に関する費用の効率化の状況** **<奨学金貸与業務に関する費用の効率化状況>　（単位：千円）** **区分**／**平成25年度予算（基準）**／**平成26年度実績**／**平成27年度実績**／**平成28年度実績**／**平成29年度実績**／**平成30年度実績** **期首要回収額**：535,536,125／546,288,692／615,009,132／644,369,265／696,657,905／730,195,318 **基準額に対する伸び率**：－／2.0%／14.8%／20.3%／30.1%／36.3% **奨学金貸与業務に関する費用**：5,889,547／5,771,726／5,326,203／5,784,885／5,980,249／6,126,632 **基準額に対する伸び率**：－／△2.0%／△9.6%／△1.8%／1.5%／4.0%	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －	〈評価すべき実績〉 奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉
	②　総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見	②　総人件費については、政府の方針及び国家公務員	<53> 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給	**○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し** **一般職の職員の給与に関する法律等の改正等があった際には、機構においても同様に改正を行い、人件費の見直しを行った。**	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・実績のとおり、国家公務員の給与水準に準拠することを基本方針と	〈評価すべき実績〉 給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標はおおむね国家公務員の給与水準と同等もしくは低くなっており適正である	〈評価すべき実績〉 給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標はおおむね国家公務員の給与水準と同等もしくは低くなっており適正である

	直しをするものとする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。	与水準の適正化に係る実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	〈人件費の状況〉 （単位：万円） 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 実績額 / 343,504 / 340,462 / 350,259 / 361,248 / 364,394 ○給与水準の検証及び公表 機構の職員と国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス指数）については、以下のとおりである。 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 ラスパイレス指数 / 99.3 / 98.5 / 100.0 / 95.0 / 95.7 国家公務員の給与水準よりも低く若しくは同等に推移しており、適切に給与水準を設定している。 なお、給与水準の検証結果等については、毎年度 6 月にホームページに公開している。	し、人件費の見直しを実施したので、評価できる。 ・独立行政法人日本学生支援機構の職員と国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス指数）については、国家公務員の給与水準よりも低く若しくは同等に推移しており、適切に給与水準が設定されたため、評価できる。	と評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 – 〈有識者からの意見〉 適正水準となっており評価できる。	と評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 – 〈有識者からの意見〉

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１―（２）	業務の効率化　（２）　外部委託等の推進		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
機構の業務全般について、効果的・効率的な業務の実施が見込まれるものについて競争入札等による民間委託を推進し、業務の効率化を一層推進する。	効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、計画的に回収業務の委託を実施する。 また、国際交流会館等において、管理運営業務の委託を適切に実	〈54〉外部委託の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 ―	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P164～170	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P164～170	評定	B	評定	B
			○奨学金貸与業務における外部委託 (1)返還誓約書点検業務の委託状況 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 返還誓約書の点検 / 483,215 / 475,894 / 465,195 / 461,047 / 457,469 (2)返還金回収業務の委託状況 区分 / 実施期間 / 委託件数（件） 平成 26 年度 初期延滞債権の督促架電（延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満） / 平成26年4月～平成27年3月 / 1,617,116 初期延滞債権の回収委託（延滞3ヶ月以上） / 平成26年4月～平成27年3月 / 77,235 中長期延滞債権の回収委託（延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし） / 平成25年8月～平成27年2月 / 8,418 中長期延滞債権の回収委託（延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし） / 平成26年2月～平成27年2月 / 7,948 中長期延滞債権の回収委託（延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし） / 平成26年8月～平成28年2月 / 5,374 中長期延滞債権の回収委託（延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし） / 平成27年2月～平成28年8月 / 7,828	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・返還誓約書点検における外部委託を着実に実施するとともに、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。 ・全ての国際交流会館等の管理運営業務について、一般競争入札等により選定した受託者に業務委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 返還誓約書点検における外部委託を着実に実施したこと、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。 また、全ての国際交流会館等の管理運営業務について、一般競争入札により選定した受託者に業務委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉 業務効率化の観点から民間委託が着実に進んでいることは好ましいが、年金機構に	＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 返還誓約書点検における外部委託を着実に実施したこと、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。 また、全ての国際交流会館等の管理運営業務について、一般競争入札により選定した受託者に業務委託を実施し、業務効率化を推進したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉

		施する。					おける年金入力業務のように国から委託した業務が民間委託業者において適切に実施されていないなどの問題も生じていることから、委託業者において委託した業務が適切に実施されているかどうかを適宜チェックする体制が必要であると思われる。	

東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部） （延滞３ヶ月以上８年未満、６ヶ月入金なし）	平成26年4月～ 平成27年10月	3,104
平成 27 年度		
初期延滞債権の督促架電 （延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満）	平成27年4月～ 平成28年3月	1,687,996
初期延滞債権の回収委託 （延滞3ヶ月以上）	平成27年4月～ 平成28年3月	75,454
中長期延滞債権の回収委託 （延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし）	平成26年8月～ 平成28年2月	4,590
	平成27年2月～ 平成28年8月	7,690
中長期延滞債権の回収委託 （延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし）	平成27年8月～ 平成29年2月	6,043
	平成28年2月～ 平成29年8月	5,448
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部） （延滞３ヶ月以上８年未満、６ヶ月入金なし）	平成26年4月～ 平成27年10月	2,396
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（沿岸部） （延滞８年未満、６ヶ月入金なし）	平成27年9月～ 平成29年3月	476
平成 28 年度		
口座振替不能者への督促架電 （口座振替不能1回目～5回目）	平成28年4月～ 平成31年3月	1,735,792
払込取扱票送付後の督促架電	平成28年4月～ 平成29年3月	114,782
初期延滞債権の回収委託	平成27年4月～ 平成28年8月	11,381
初期延滞債権の回収委託	平成28年4月～ 平成29年8月	62,560
中長期延滞債権の回収委託 （延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし）	平成27年2月～ 平成28年8月	6,782
中長期延滞債権の回収委託 （延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし）	平成27年8月～ 平成29年8月	10,551
中長期延滞債権の回収委託 （延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし）	平成28年8月～ 平成30年8月	8,403
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成27年11月～ 平成28年7月	3,895
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成28年11月～ 平成29年7月	6,260
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（沿岸部） （延滞8年未満、6ヶ月入金なし）	平成27年9月～ 平成29年3月	400
平成 29 年度		
口座振替不能者への督促架電 （口座振替不能１回目～5 回目）	平成28年4月～ 平成31年3月	1,818,337
払込取扱票送付後の督促架電	平成29年4月～ 平成30年3月	123,094
初期延滞債権の回収委託	平成28年4月～ 平成29年8月	12,491
初期延滞債権の回収委託	平成29年4月～ 平成30年8月	65,228
中長期延滞債権の回収委託 （延滞２年半以上８年未満、６ヶ月入金なし）	平成27年2月～ 平成29年8月	4,209

中長期延滞債権の回収委託 （延滞２年半以上８年未満、６ヶ月入金なし）	平成28年8月～ 平成30年8月	7,545
中長期延滞債権の回収委託 （延滞２年半以上９年未満、６ヶ月入金なし）	平成29年8月～ 令和元年8月	5,084
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成28年11月～ 平成29年7月	4,063
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成29年11月～ 平成30年7月	6,414
平成 30 年度		
口座振替不能者への督促架電 （口座振替不能１回目～5 回目）	平成28年4月～ 平成31年3月	1,822,895
払込取扱票送付後の督促架電	平成30年4月～ 平成31年3月	116,765
初期延滞債権の回収委託	平成29年4月～ 平成30年8月	21,832
初期延滞債権の回収委託	平成30年4月～ 令和元年8月	66,825
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成29年11月～ 平成30年7月	4,261
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成30年11月～ 令和元年7月	6,203
中長期延滞債権の回収委託 （延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし）	平成29年2月～ 平成30年8月	3,203
中長期延滞債権の回収委託 （延滞2年半以上9年未満、3ヶ月入金なし）	平成29年8月～ 令和元年8月	4,490
中長期延滞債権の回収委託 （延滞2年半以上9年未満、3ヶ月入金なし）	平成30年11月～ 令和2年8月	4,607

(3)返還金回収業務(一部入金者等)の委託状況

区分	実施期間	委託件数(件)
平成 26 年度		
初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上)委託継続分	平成26年4月～ 平成27年3月	9,281
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成26年3月～ 平成29年3月	6,185
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成26年3月～ 平成27年2月	6,385
平成 27 年度		
初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上)委託継続分	平成27年4月～ 平成28年3月	8,929
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成26年3月～ 平成29年3月	5,492
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成27年3月～ 平成30年2月	3,844
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成27年3月～ 平成29年2月	5,541
平成 28 年度		
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成26年10月～ 平成28年8月	467
初期延滞債権の回収委託	平成27年10月～	5,267

委託継続分	平成29年8月		
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年10月～ 平成30年8月	3,507	
新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成27年8月～ 平成28年7月	78	
新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成28年8月～ 平成29年7月	404	
延滞債権の入金管理業務	平成26年3月～ 平成29年3月	4,880	
延滞債権の入金管理業務	平成27年3月～ 平成30年2月	3,422	
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成27年3月～ 平成29年2月	5,014	
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年3月～ 平成30年8月	4,315	
中長期延滞債権回収委託 委託継続分	平成29年3月～ 令和2年3月	2,828	
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部） 委託継続分	平成27年11月～ 平成29年10月	742	
平成 29 年度			
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成27年10月～ 平成29年8月	614	
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年10月～ 平成30年8月	5,818	
初期延滞債権回収委託 委託継続分	平成29年10月～ 令和元年8月	3,577	
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年8月～ 平成29年7月	83	
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託 委託継続分	平成29年8月～ 平成30年7月	437	
中長期延滞債権の回収委託（延滞２年半以上８年未満、６ヶ月入金なし）委託継続分	平成28年3月～ 平成30年2月	2,046	
中長期延滞債権の回収委託（延滞２年半以上８年未満、６ヶ月入金なし）委託継続分	平成28年9月～ 平成30年8月	1,898	
中長期延滞債権の回収委託（延滞２年半以上８年未満、６ヶ月入金なし）委託継続分	平成29年3月～ 令和2年3月	1,775	
中長期延滞債権の回収委託（延滞２年半以上８年未満、６ヶ月入金なし）委託継続分	平成29年9月～ 令和2年3月	1,922	
延滞債権の入金管理業務	平成27年3月～ 平成30年2月	3,071	
中長期延滞債権回収委託 委託継続分	平成29年3月～ 令和2年3月	2,805	
中長期延滞債権回収委託 委託継続分	平成29年4月～ 令和2年3月	3,629	
中長期延滞債権回収委託 委託継続分	平成30年3月～ 令和3年3月	2,987	
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部） 委託継続分	平成27年11月～ 平成29年10月	641	
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（沿岸部） 委託継続分	平成29年4月～ 平成31年3月	123	
平成 30 年度			
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年10月～ 平成30年8月	632	
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成29年10月～ 令和元年8月	5,570	
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成30年10月～ 令和2年8月	4,196	

新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成29年8月～ 平成30年7月	105
新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成30年8月～ 令和元年7月	417
延滞債権の入金管理業務	平成29年3月～ 令和2年3月	2,460
延滞債権の入金管理業務	平成29年4月～ 令和2年3月	3,233
延滞債権の入金管理業務	平成30年3月～ 令和3年3月	3,938
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年9月～ 平成30年8月	1,594
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成29年3月～ 令和2年8月	3,418
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成30年3月～ 令和2年8月	2,989
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（沿岸部） 委託継続分	平成29年4月～ 平成31年3月	107

○国際交流会館等の管理・運営業務の委託
・国際交流会館等の管理・運営業務については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、全ての国際交流会館等において一般競争入札により管理・運営業務の受託者を選定し、委託した（平成 26 年度）。
・全ての国際交流会館等において、平成 26 年度に実施した一般競争入札で選定した業者により管理・運営業務が行われた（平成 27 年度）。
［委託期間］
東京・兵庫：平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
札幌・金沢・福岡・大分：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
・札幌国際交流会館、金沢国際交流会館及び福岡国際交流会館については、一般競争入札等により選定された業者に管理・運営業務を委託した（平成 28 年度、平成 29 年度）。
［委託期間］
札幌・金沢：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
福岡：平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日
札幌・金沢：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
・東京国際交流館について、一般競争入札により選定された業者に管理・運営業務を委託する。
［委託期間］ 令和元年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
・兵庫国際交流会館について、民間競争入札により選定された業者に管理・運営業務を委託する。
［委託期間］ 令和元年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

４．その他参考情報

特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１－（３）	業務の効率化　（３）　契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	＜55＞契約の適正化に係る実施状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ ―	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P171～176 **○契約監視委員会の開催** **監事及び外部有識者により構成される「契約監視委員会」を平成21年12月に設置し、平成26年度までは「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて（平成23年9月2日総務省行政管理局長事務連絡）を踏まえ、随意契約等見直し状況について事後評価を実施した。平成27年度からは、総務省の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、各年度の調達等合理化計画（案）を点検するとともに、当該前年度における「調達等合理化計画自己評価（案）」、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」の対応について点検した。この間、業務方法書第58条の規定を踏まえ、「契約監視委員会設置要綱（平成21年12月9日理事長裁定）」を廃止し、新たに契約監視委員会規程を制定した（平成29年12月12日付）。この際、委員会の役割に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に基づき、発注した建設工事等に係る入札及び契約の審査及び意見の具申が追加されたことを踏まえ、平成30年度については契約監視委員会を2回開催した。** **○契約件数及び契約金額の状況**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P171～176 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・契約監視委員会を開催し、前年度の「調達等合理化計画自己評価（案）」、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」の対応についての点検や、当年度の「調達等合理化計画（案）」の点検を実施したことは契約の適正化に資するという観点から評価できる。 ・各年度における「独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・一者応募の件数割合について目標を定め、目標値を上回った年度があったが、入札に参加しなかった者への聞き取りや公告期間の確保等に努めたことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 業務の効率化について、 ① 契約監視委員会を開催し、前年度の点検や、当年度の「調達等合理化計画（案）」の点検を実施したこと ② 「平成 29 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・一者応募の件数割合について、直近２年間の平均より 0.6%下回ることができたこと ③ より事業の品質を高めるために調達方法の見直しを行い、従来の最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件が６件あったこと ④ 障害者就労施設等からの調達のうち、毎年度定例的に実施している調達件	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 業務の効率化について、 ① 契約監視委員会を開催し、前年度の点検や、当年度の「調達等合理化計画（案）」の点検を実施したこと ② 「独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・一者応募の件数割合について、目標を定め、入札に参加しなかった者への聞き取りや公告期間の確保等に努めたこと ③ より事業の品質を高めるために調達方法の見直しを行い、従来の最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件が毎年度あったこと ④ 障害者就労施設等からの調達のうち、毎年度定例

○契約件数及び契約金額の状況

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	224（75.9%）	6,670,840（86.2%）	209（75.5%）	6,896,350（85.5%）	239（77.9%）	7,269,080（86.6%）
競争入札等	195（66.1%）	5,710,263（73.8%）	172（62.1%）	6,140,160（76.2%）	202（65.8%）	6,478,405（77.2%）
企画競争、公募	29（9.8%）	960,577（12.4%）	37（13.4%）	756,190（9.4%）	37（12.1%）	790,675（9.4%）

				競争性のない随意契約	71（24.1%）	1,065,832（13.8%）	68（24.5%）	1,164,885（14.5%）	68（22.1%）	1,121,763（13.4%）	・より事業の品質を高めるために調達方法の見直しを行い、従来の最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件が毎年度あったことは評価できる。 ・障害者就労施設等からの調達のうち、毎年度定例的に実施している調達件数が概ね前年度より多くなったことは評価できる。 ・ワークライフバランス等推進企業を評価する取組の導入を実施したことは評価できる。 ・50 万円以上（税込）の少額随意契約により調達する案件を対象として、公募型見積り合わせを実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図ったことは評価できる。 ・マニュアル等の随時見直しを行っていること、事業担当部署への研修の実施や職員スキルの向上に取組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組として評価できる。	数が前年度より多くなったこと ⑤ 50 万円以上（税込）の少額随意契約により調達する案件を対象として、公募型見積り合わせを実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図ったこと は評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 調達の適正化に取り組んでおり評価できる。	的に実施している調達件数が前年度より多くなったこと ⑤ 50 万円以上（税込）の少額随意契約により調達する案件を対象として、公募型見積り合わせを実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図ったこと は評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉
				合計	295（100.0%）	7,736,673（100.0%）	277（100.0%）	8,061,236（100.0%）	307（100.0%）	8,390,842（100.0%）			

区分	平成 29 年度		平成 30 年度	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	228（75.8%）	10,997,561（87.0%）	252（75.0%）	9,832,158（82.1%）
競争入札等	192（63.8%）	9,500,986（75.2%）	211（62.8%）	5,892,844（49.2%）
企画競争、公募	36（12.0%）	1,496,575（11.8%）	41（12.2%）	3,939,314（32.9%）
競争性のない随意契約	73（24.2%）	1,635,123（13.0%）	84（25.0%）	2,148,823（17.9%）
合計	301（100.0%）	12,632,684（100.0%）	336（100.0%）	11,980,980（100.0%）

（注）計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

○調達等合理化計画に係る実施状況

・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）に基づき、平成 27 年度以降「独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した。

・調達等合理化計画に対する主な取組内容及び実績は次のとおり。

Ⅰ 重点的に取り組むべき分野

1.一者応札・応募に関する調達

(1)目標

競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合について毎年度目標を定めて、削減に努める。

(2)目標達成に向けた取組内容

①入札資料は受領したが入札に参加しなかった者に、アンケートやヒアリングを実施。

②2 か年連続（2 回連続を含む）して一者応札又は一者応募になった案件について、機構ホームページにて、入札参加予定事業者に対して広く意見招請を行った。寄せられた意見等に対し、実施担当部署において検討したうえで当該意見等に対する回答案を作成し、契約担当部署で精査の上、事業者に対して回答を提出するとともに機構ホームページにおいて公表した。

③仕様書の記載内容を具体化・明確化するよう努めた。

④公告期間、業務準備期間を十分に確保できるよう努めた。

⑤入札参加資格を見直し、従来からの要件緩和を検討した。

⑥当該入札に参加が予想される業者や新たに参加が期待できそうな業者に対して公告後に入札公告掲載について周知した。

⑦複数回続けて同一業者による一者応札・応募となった案件について、特定の者だけが事業を実施し得ることが確認された場合の随意契約の締結。

(3)実績、目標の達成状況

上記の取組の結果、各年度における競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合については以下のとおり。

〈一者応札・応募の状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2 者以上	157 件（70.1%）	145 件（69.4%）	169 件（70.7%）	161 件（70.6%）	176 件（69.8%）

1者以下	67件 (29.9%)	64件 (30.6%)	70件 (29.3%)	67件 (29.4%)	76件 (30.2%)
合計	224件 (100%)	209件 (100%)	239件 (100%)	228件 (100%)	252件 (100%)

2.総合評価落札方式に関する調達

(1)目標

契約の適正化・業務の確実な履行に向けて、総合評価落札方式の活用等により、より合理的な調達を図る。

(2)目標達成に向けた取組内容

従来、価格のみの競争により調達を行っている案件で、総合評価落札方式とすることで、事務・事業の品質がより一層高くなると考えられる案件がないか検証し、総合評価落札方式による調達の可否等について検討した。

(3)実績、目標の達成状況

各年度における最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件の件数は以下のとおり。

<最低価格落札方式から総合評価落札方式への移行件数>

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
移行件数	1件	2件	4件	6件	1件

3.特定の調達推進計画に関する取組

(1)目標

①障害者就労施設等からの調達の推進を図り、毎年度定例的に実施している調達件数が前年度実績を上回ること。

②女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づくワークライフバランス等推進企業を評価する取組の導入に向けた体制整備を行う。(平成29年度実施)

(2)目標達成に向けた取組内容

①「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、機構内の実施部署に積極的に取り組むよう周知した。

②価格以外の要素を評価する調達を対象として、ワークライフバランス等を推進する企業を評価する取組を、平成30年1月1日から導入した。

(3)実績、目標の達成状況

①各年度における当該施設等からの調達件数は以下のとおり。そのうち毎年度定例的に実施している件数は各年度とも前年度実績を上回った。なお、平成29年度までに、機構内に周知され調達の推進が進んだことから、平成 30 年度からは「重点的に取り組むべき分野」の対象から除外した。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調達件数	5件	10件	12件	10件
うち毎年度定例的に実施している件数	―	7件	9件	10件

②平成29年度に調達を実施し契約した案件のうち、審査基準にワークライフバランス等の推進に関する指標を追加したのは、総合評価落札方式1件、企画競争1件であった。なお、同取組の体制が整備されたことから、平成30年度からは「重点的に取り組むべき分野」の対象から除外した。

Ⅱ調達に関するガバナンスの徹底

1.随意契約に関する内部統制の確立

				競争性のない随意契約を締結した案件については、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として監査室に報告し点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。 2.契約履行上の監督及び検査事務の適切な実施に関する取組 契約履行上の監督及び検査事務に係る適切な実施に向けて、事業担当部署に「契約履行上の監督及び検査事務取扱要領」を周知するとともに、調達担当部署においては職員研修を実施し、事務の精度の向上に努めた。平成 30 年度においては、事業担当部署に対して職員研修を実施し、「契約履行上の監督及び検査事務取扱要領」に基づく事務手続の徹底に努めた。 3.不祥事発生防止のための取組 ①不祥事発生を未然に防止するための取組 調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルを熟読し、十分理解したうえで調達業務を行っている。また、入札談合に関する情報等があった場合に備えたマニュアルを作成しており、機構内に設置の公正入札調査委員会による調査審議のうえ、対応することとしている。 上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について逸脱がないか、下記の観点より随時、見直しを行った。見直しの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。 （マニュアル改訂に向けた観点） ・法律や規程等の改正による手続きの変更。 ・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。 ・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。 ②不祥事発生時の対応と再発防止のための取組 万一、調達業務において不祥事が発生した際には、直ちに当該調達に係る調査委員会（調達の規模や案件の重要性に応じて内部又は第三者による）を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしていたが、各年度とも、不祥事の発生はなかった。 4.調達担当職員の研さんに関する取組 外部の研修会等を受講するとともに、内部の研修会として課内勉強会を開催する等、積極的に業務に関するスキルの向上に努めた。 〇適正な調達の実施に向けた観点からの実施要領の改正等 適正な調達の実施、調達のあり方や手続きの見直しの観点から、平成 28 年度には 4 件の実施要領の改正等を行い機構内へ周知した。 〇仕様書等データベースシステムの導入 調達仕様書の記載内容の具体化・明確化に向けて、過去の類似案件の調達仕様書を参照することを目的として、平成 28 年 11 月から稼働を開始した仕様書等データベースシステム「CU-BOOK」について、引き続き平成 29 年度及び平成 30 年度調達案件の仕様書等のデータ化に係る作業を進め、各部署へは仕様書等に関する知識の構築及び改善に向けて、本システムの積極的な活用を促した。 〇少額随意契約の透明性・公平性の確保 50 万円以上（税込）の少額随意契約により調達する案件を対象として、見積りの相手方を特定せず、案件を機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせを実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図った。各年度における実施件数は次のとおり。		

				〈公募型見積合せ実施件数〉 区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度 実施件数 / 70 件 / 69 件 / 74 件 / 69 件 / 71 件 ○共同調達等の実施 効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、国際交流会館の合築施設（札幌、金沢及び福岡）と共有事務所を有する駒場事務所において、公益財団法人日本国際教育支援協会、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施した。また、コピー用紙の調達については、独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。 ○契約に関する情報の公表 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、締結した公益法人に対する支出状況を公表した。 ・「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号）に基づき、各年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、機構ホームページにおいて毎月公表した。 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、各年度に係る公益法人に対する支出に係る見直しを行い、見直し結果を機構ホームページにおいて公表した。			

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１－（４）	業務の効率化　（４）　情報システムの活用		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	〈56〉 業務効率化に資する情報システムの運用状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 ―	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P177～178 **〇奨学金業務システムの運用状況** **所得連動返還方式、給付奨学金制度をはじめとする、制度・規則等の新設・改正等に伴うシステムの改修や新たな機能の開発を行い、安定したシステムの運用に努めた。** **〇その他の業務効率化を目的とする情報システムの運用状況** **(1)留学生給与等給付システム及び延滞債権管理システム（TCS）について、改修を行うとともに、不具合発生時に対応できる体制を維持し、概ね順調に運用することができた。** **(2)機構内ネットワーク等の他の業務用情報システム（文書決裁やグループウェアシステム）についても適切に運用し、業務実施上の効率化に寄与した。** **(3)複数の事務所間のコミュニケーションを効率的に行うために利用してきたテレビ会議システムについて、利用ニーズに応じた最適かつ安全な方式への更新を検討し、集合型会議を実現する従来の専用テレビ方式から機構の国内の全事務所間で利用できるよう拡充するとともに、主に海外事務所との１対１の打合せを実現する Web 系ビデオ会議システムを新たに導入した。**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P177～178 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・奨学金業務システムについて、制度改正等に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め業務の効率化に寄与するよう適切に運用したことは評価できる。 ・マイナンバー制度の運用に向けて、業務効率化に資するため中間サーバー等のシステム整備・改修の実施を行ったことは評価できる。 ・所得連動返還方式の導入に伴い、奨学金業務システム（JSAS）について、平成 31 年３月の稼動に向け所得連動返還方式に対応するための再構築を進めたことは評価できる。 ・情報システムの品質の確保・管理の強化を図ったことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 業務のシステム化について、 ① 奨学金業務システムについて、制度改正等に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め適切に運用したこと ② マイナンバー制度の運用に向けて、業務効率化に資するため中間サーバー等のシステム改修を実施するとともに、検証用環境の構築及び情報連携システムの設定変更に伴う機関間テストの準備・実施を行ったこと ③ 所得連動返還方式の導入に伴い、奨学金業務システム（JSAS）については、平成 31 年３月の稼働に向け所得連動返還方式に対応するための再構築を進めたこと は評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ―	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 業務のシステム化について、 ① 奨学金業務システムについて、制度改正等に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め適切に運用したこと ② マイナンバー制度の運用に向けて、業務効率化に資するため中間サーバー等のシステム改修を実施するとともに、検証用環境の構築及び情報連携システムの設定変更に伴う機関間テストの準備・実施を行ったこと ③ 所得連動返還方式の導入に伴い、奨学金業務システム（JSAS）については、平成 31 年３月の稼働に向け所得連動返還方式に対応するための再構築を進めたこと は評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ―

				○マイナンバー制度導入に係る準備・運用 関係機関と適宜情報交換を行い、平成 27 年度に中間サーバー等の情報連携システムを整備し、平成 29 年 7 月稼動に向けて、情報提供機関との連携テスト及び業務を効率的に実施できるよう機能改修を順次行い、円滑に情報照会が実施できるよう努めるとともに、稼動開始後は運用中に生じた問題点等を解消するために改善のための機能改修を進めた。 ○所得連動返還方式の導入に係る奨学金業務システム（JSAS）の再構築 奨学金業務システム（JSAS）については、平成 27 年度より現行システムの調査・分析に着手するとともに、所得連動返還型奨学金制度有識者会議の検討も踏まえ、所得連動返還方式導入に対応するための再構築を進め、作業期間中に制度化された給付奨学金制度等の機能も取り込みつつ開発を実施し、予定通り平成 31 年 3 月より稼動させた。 ○情報システムの品質の確保・管理の強化 (1)品質管理室の設置 情報システムに係る品質の確保・強化を図るため、新たに品質管理室を設置した。（平成 28 年 4 月） (2)情報システム開発に係る品質管理業務 「情報システム開発に係る品質管理規則」（平成 28 年度策定）に準拠し、開発工程管理状況や納品成果物確認等の品質管理業務を継続実施することにより、情報システム開発に係る品質の確保・管理の強化を実施した。 (3)情報システム運用に係る品質管理業務 「情報システム運用に係る品質管理規則」（平成 29 年度策定）に準拠し、運用関連業者による定例会議出席や運用関連報告書確認等の品質管理業務を平成 30 年度から開始することにより、情報システム運用に係る品質の確保・管理の強化を実施した。		〈有識者からの意見〉 新たな制度対応のシステム整備に努めたことは評価できる。	〈有識者からの意見〉

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―２	組織の効果的な機能発揮		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体として的確で効果的な事業実施体制を構築する。	課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体として的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。	〈57〉組織改善の状況 〈主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P179～181 組織の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び独立行政法人通則法改正等の行政改革に対応し、新規事業を含めた中期計画・年度計画の着実な実施を図るため、以下のとおり機構の事務事業及び組織の見直しを実施した。 (1)平成26年4月における事務事業及び組織見直しの主なポイント ・監査機能の強化及び内部ガバナンス高度化のため、監査等を担当する参与を設置した。 ・市谷事務所の耐震化工事の終了及び保有施設の減に伴い、施設整備推進課を改組し、経理課内に施設整備推進室を設置した。 ・「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、官民協働海外留学支援制度を実施するため、グローバル人材育成本部を設置するとともに、奨学金貸与事業及び留学生支援事業との連携を図りつつ、官民協働海外留学支援制度及び同制度に係る寄附金事務を円滑に実施するため、グローバル人材育成部、奨学金貸与部及び奨学金給付部を設置した。また、グローバル人材育成部に、グローバル人材育成企画課及び民間資金課を設置し、奨学金貸与部に貸与課、奨学金給付部に給付課を設置した。 ・国から移管される国費外国人留学生給付事業に係る選考における審査事務に対応するため、国際奨学課内に国費留学生審査室を設置した。	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P179～181 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・行政改革の指摘に対応した体制整備を実施するとともに、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づく官民協働海外留学支援制度の実施及び「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）等を踏まえた給付型奨学金の創設等の新制度導入に対応した体制を整備したことは評価できる。 ・情報システム開発における品質管理の強化のため品質管理室を新設するとともに、情報管理課に情報セキュリティ対策係を設置する等、情報セキュリティ対策を強化し、機構全体に係る計画的・戦略的な組織改善を実施したことは評価できる。 ・制度の変更に対応するため体	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 業務の最適化のため組織の再編を行う等、より効果的・効率的な事業実施体制の構築を図り、新制度導入等に対応した体制整備を行ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉 状況変化に対応した組織改編がされており評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 業務の最適化のため組織の再編を行う等、より効果的・効率的な事業実施体制の構築を図り、新制度導入等に対応した体制整備を行ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉

				・学生支援企画課内に学生支援調査室を設置し、学生支援推進課が実施していた調査関連業務等を移管するとともに、「日本再興戦略」及び「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、今後、キャリア教育の充実を支援するため、キャリア教育課を設置した。 (2)平成27年4月における事務事業及び組織見直しの主なポイント ・奨学金貸与事業におけるガバナンスの強化 奨学金貸与事業における事業戦略に係る企画立案、連絡調整を行う奨学事業戦略部を設置し、奨学金貸与事業の総括機能を強化するため、奨学事業戦略室と奨学総務課を統合し、奨学事業戦略課を設置した。 また、貸与業務及び返還免除業務を行う貸与部を設置し、学資貸与第一課、学資貸与第二課及び返還免除課の3課体制とするとともに、返還部を設置し、返還促進課、返還猶予課、奨学事務センター及び返還相談センターの2課2センター体制とした。 ・留学生の交流事業の強化 留学生事業計画課に、拠点施設事業等の重要な事業に係る企画立案・実施を担当する事業戦略係を設置し、留学生宿舎管理室の所掌する留学生交流事業に係る業務を移管した。 また、兵庫国際交流会館の国際交流の拠点としての体制強化のため、館長である担当理事を補佐する副館長を設置した。 ・日本語教育センターの機能強化 日本語教育センターにおいて、カリキュラム及び教材の統一化を含む戦略的企画立案・調整機能を強化するため、センター長を補佐する副センター長を設置した。 (3)平成28年4月における事務事業及び組織見直しの主なポイント ・情報セキュリティ管理体制の整備 情報部に、情報システム開発における品質管理の強化のため品質管理室を新設するとともに、情報セキュリティ対策を強化するため、情報管理課に情報セキュリティ対策係を設置した。 ・マイナンバー・新所得連動返還型奨学金の導入を見据えた学校連携強化 奨学金貸与事業における学校との連携強化及びマイナンバー・新所得連動返還型奨学金制度導入に向け、奨学事業戦略部の体制を強化した。 ・留学生事業部の体制強化 海外事務所設置準備及び国際交流の拠点事業充実のため、留学生事業計画課の体制を強化した。 (4)平成29年4月における事務事業及び組織見直しの主なポイント ・給付型奨学金制度に係る業務実施体制の整備 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）を踏まえ、「給付型奨学金制度の設計について＜議論のまとめ＞」（平成28年12月19日文部科学省給付型奨学金制度検討チーム）がとりまとめられたことを受け、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することを目的として、給付型奨学金を創設したことに伴い、貸与部を貸与・給付部に改め、同部に企画課を新設し、学資貸与第一課を	制を強化しつつ、業務の最適化のため組織の再編を行う等、より効果的・効率的な事業実施体制の構築を図ったことは評価できる。		

				採用課、学資貸与第二課を奨学指導課に名称変更を行うとともに、奨学生採用業務に携わる体制を強化した。 ・奨学金の新制度の導入に伴う体制整備等 所得連動返還方式やマイナンバー制度の導入に伴い、事務処理体制の整備等を行った。 ・情報部の体制強化 情報セキュリティ対策の強化や新制度導入に伴う情報システム開発に対応するため、情報部の体制を強化した。 (5)平成30年4月における事務事業及び組織見直しの主なポイント ・給付奨学金制度の本格実施及びマイナンバー利用事務等に備えた業務実施体制の整備 給付奨学金制度の本格実施や採用審査におけるマイナンバー利用、所得連動返還方式への本格対応等に向け、貸与・給付部及び返還部の体制を強化した。 ・支部が所管する事務として、奨学金事業以外の事業に係る事務への協力、広報及び情報収集等について規定した。また、支部長をより広い視野から法人経営全般に参画させることを目的に、支部長会議を実施した(第1回：平成30年5月17日～5月18日、第2回：平成31年1月15日～1月16日)。 ・留学生事業部の体制強化 主に外国の関係諸機関等との調整機能強化のため国際渉外業務担当の課長級ポスト「国際渉外調整監」を留学生事業計画課に新設するとともに、海外留学支援制度に係る業務実施体制を整備するため、海外留学支援課を2係体制に改組した。		

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―３－（１）	内部統制・ガバナンスの強化　（１）　事業の確実な実施		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付け総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人改革等に関す	「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付け総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバ	〈58〉ガバナンス確保の状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P182～186 ○理事会等によるガバナンスの確保 (1)理事会等の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告、決定等を行う会議を運営した。 ①理事会 理事長が特に必要と認める機構の重要方針及び施策に関しては、適時に理事会を開催し、審議を経て決定した（役員が出席）。 ②理事懇談会 理事者間で協議が必要な事業のあり方等の検討を行うため、理事懇談会を開催した（役員及び必要に応じて関係部等の長が出席、毎月2回程度開催）。 ③経営管理会議（平成26年度までは運営会議） ・内部統制を強化するため、平成27年4月に、従来の運営会議を、内部統制に係る取組について検討及び審議等を行い、改善策を指示する経営管理会議に改組した。 ・経営管理会議において、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、検討等を行い、必要に応じて改善策を指示した（役員及び各部等の長が出席、原則として毎月2回開催）。 ・経営管理会議の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。 なお、経営管理会議等における検討等の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長ミーティングを通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P182～186 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・重要な施策について、理事会等において審議の上、決定されている。また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 ・リスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を定期的に開催するとともに、リスク対応計画策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを確実に実行する体制を確立したことは評価できる。また、その中において、金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 重要な施策については適切に理事会等において審議・決定されており、また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 また、リスク管理委員会において、リスク対応計画策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを確実に実行したことは評価できる。更に、その中において、金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 理事長のリーダーシップと内部統制が整備運用されており評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 重要な施策については適切に理事会等において審議・決定されており、また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 また、リスク管理委員会において、リスク対応計画策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを確実に実行したことは評価できる。更に、その中において、金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 －

	る基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	ナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 　また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。		(2)重要事項の審議・決定 ①予算配分・決算 ・法人内の運営費交付金予算配分については、年度毎に理事長が決定する「予算編成方針」に基づき、各部等から、この方針に基づく執行計画を求め、財務部においてこれを整理し理事長に報告を行い、理事長を議長とする理事会の審議を経て決定した。また、予算配分後においては、予算及び事業の執行状況を踏まえつつ、予算の適切な執行のため、年度途中に配分額の見直しを行った。 ・決算については、理事会での審議において、予算が適正に執行されたことを確認した。 ②組織改編 業務の適正を確保し、年度計画に係る進捗状況を踏まえて中期計画事項の実施を推進するとともに、行政改革等への対応を的確に行うために、組織改編に係る各部署に対するヒアリングを実施した上で組織改編案を作成し、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議における調整を経て、理事長が各年度における組織改編事項を決定した。 ③年度計画 年度計画については、年度計画案及びこれに伴う具体的実施事項について検討・調整の上とりまとめ、経営管理会議及び理事会における審議を経て決定した。また、年度計画を変更する際も同様の手続を経て決定した。 ④業務実績評価 中期目標期間の各年度の業務実績に関する評価については、業務実績及び自己評価案をとりまとめ、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、理事会での審議を経て、業務実績関する機構の自己評価を理事長が決定した。 (3)「ＩＴ戦略委員会」の設置 業務のIT化を推進し、業務の効率的実施を図るため、平成26年度よりＩＴ化に係る事項を調査・審議・調整する「IT戦略委員会」を設置し、各部等におけるＩＴ化に係る個別事項の計画及び進捗状況について審議した。 また、「IT戦略委員会」を補助する組織として「マイナンバー・新所得連動対応に関するＩＴ化小委員会」を設置し、マイナンバー制度及び新所得連動返還型奨学金制度のＩＴ化に係る技術的・実務的な検討及び進捗状況の報告を行った。 平成29年度には、「マイナンバー・新所得連動対応に関するＩＴ化小委員会の設置について」を改正のうえ、当該委員会の下に検討会及びワーキング・グループを設置し、マイナンバー制度及び所得連動返還方式に係るシステムの開発や運用等のＩＴ化に係る技術的・実務的な検討等を行い、その進捗状況をＩＴ化小委員会に報告した。なお、IT化小委員会での検討結果は、ＩＴ戦略委員会にも報告し、検討状況や進捗の確認を行った。 　(4)マニュアル等検証委員会の設置 「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成27年2月12日財務省理財局長通知）における指摘を踏まえ、奨学金貸与業務に係る質を担保するためにマニュアルの制定・改廃に関する検証を行うことを目的として平成27年度より「奨学金事業に係るマニュアル検証等委員会」を設置し、適切に運営した。 〇改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備 平成26年6月の独立行政法人通則法改正を受けて、内部統制システムの整備等について以下のとおり対応した。 (1)内部統制システムの整備 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）	係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。		〈有識者からの意見〉

				を踏まえ、業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項を定める変更手続を行うとともに、内部統制に関する委員会の設置等の組織の体制整備及び内部統制基本方針などの規程等を整備した。 また、平成27年度より、内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った。 (2)監事機能の強化 平成26年12月に改定された「監事監査指針」（独立行政法人、特殊法人等監事連絡会）の内容を踏まえて「監事監査要綱」の改正を行い、理事長と監事との定期的会合の実施の他、監事の職務を補助すべき職員の独立性を規定する等、監事機能の実効性の向上を図った。 ○リスクの把握・管理 （1)リスク管理規程の制定 機構のリスク全般を管理するため、リスク管理に係る基本方針、体制、推進の基本的事項等について検討し、平成26年度にリスク管理規程を制定した。 (2)リスク管理委員会の設置・開催 各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルの確実な実行を促すため、平成26年度にリスク管理委員会を設置し、平成27年度よりリスク管理委員会を定期的に開催し、各年度のリスク管理実施計画の策定及び下記(3)及び(4)の取組についての検討と実施状況の確認を行った。 (3)機構の組織全体を対象としたリスク管理体制の構築 各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。 ①各年度におけるリスク対応計画の策定・実施状況報告 平成27年度においては、役職員を対象とするアンケートを行い、リスクの洗い出し及びリスクの評価を実施したうえで、次の優先対応リスクを選定した。 ・人事・業務に関するリスク ・自然災害等による業務継続に関するリスク ・情報システムに関するリスク（セキュリティ） ・情報システムに関するリスク（システム） 上記についてリスク対応計画を策定し、これに沿って課題対応策を実施するとともに、その実施状況をリスク管理委員会に報告した。 平成28年度以降は、課題が残存する以下のリスクについて、年度毎にリスク対応計画を策定し、実施状況をリスク管理委員会に報告した。 （平成28年度） ・人事・業務に関するリスク ・自然災害等による業務継続に関するリスク ・情報システムに関するリスク（セキュリティ） ・情報システムに関するリスク（システム） （平成29年度） ・自然災害等による業務継続に関するリスク ・情報システムに関するリスク（セキュリティ及びシステム） （平成30年度） ・自然災害等による業務継続に関するリスク ・情報システムに関するリスク（セキュリティ及びシステム） ②リスクの洗い出し・評価結果の見直し 平成27年度に実施したリスクの洗い出し及び評価の結果について、平成28年度以降は機構内外の環境変化やこれまでの取組		

				等を踏まえ、見直しを行った。 この見直しを踏まえ、上記①のとおり次年度のリスク対応計画を策定した。 ③業務フロー図作成 平成27年度に業務フロー作成研修を実施し、各部等において業務フロー図を作成した。作成した業務フロー図については適宜、更新を行った。 ④リスク管理に関する理解増進 平成27年度に「リスク管理に関する理事長特命事項の業務担当」を任命し、部長等を対象としたリスク管理勉強会を実施した。 また、平成30年度には「リスク管理に関する理事長特命事項の業務担当」に代わり、新たに「リスク管理に関する業務担当」を4人任命し、それぞれの現場に密着しつつ、リスクの把握や潜在リスクの発掘等を図るとともに、当該リスクに関し機構内への啓発等を行った。 (4)金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成27年2月12日財務省理財局長通知）における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク（信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等）の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。 ①リスク対応計画の策定・実施状況報告 ・平成27年度においては、金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて担当部署へのヒアリングを行い、リスクの洗い出し及びリスクの評価を実施したうえで、リスク対応計画を策定した。策定したリスク対応計画に沿って、課題対応策を実施するとともに、実施状況をリスク管理委員会に報告した。 ・平成28年度以降においては、前年度までの状況を踏まえ、年度毎にリスク対応計画（金融業務）を策定し、課題対応策の実施状況や報告事項に基づく担当部署からの報告をリスク管理委員会に行った。 また、これに加え、内部監査の実施等の課題対応策を実行し、実施状況をリスク管理委員会に報告した。 ②リスクの洗い出し・評価結果の見直し 平成27年度に実施したリスクの洗い出し及び評価の結果について、平成28年度以降は機構内外の環境変化やこれまでの取組等を踏まえ、見直しを行った。 この見直しを踏まえ、上記①のとおり次年度のリスク対応計画を策定した。 (5)危機管理の取組 「日本学生支援機構危機管理対策要綱」や「独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画」（BCP）等の関係規程等を制定・改正し、最適化を図った。 危機管理に係る防災対策としては、次の取組を実施した。 ・危機管理対策本部立ち上げ訓練 ・防災訓練の実施 ・安否確認サービスの登録、受信訓練、運用の徹底 ・防災意識高揚に向けた情報の発信 ・防災備蓄用品の購入 ・危機発生時の対応について確認できる冊子を全役職員に配付 平成29年度には、災害時における相互連携を目的として、市谷事務所に隣接する独立行政法人国際協力機構研究所と「災害時相互応援に関する協定書」を締結した。 〇事業執行管理 (1)中期計画・年度計画の執行管理		

				各年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、各部等からの報告に基づき確認を行うとともにヒアリング等を実施して、計画達成における課題や業務運営の課題を洗い出し、必要に応じて改善を求めるなど対応を行った。進捗状況及びヒアリングの結果については経営管理会議に報告した。 その後、ヒアリングを通して確認された課題や改善策についてはフォローアップを実施し、改善状況や計画達成の見込みについて経営管理会議等において理事長に報告した。 (2)重点課題に関する進捗状況把握 行政改革等での指摘事項など機構における重点課題については、経営管理会議に定期的に進捗状況を報告し、理事長からの指示事項の確認を行うとともに、「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）や第 3 期中期計画変更等を踏まえ、適宜重点課題として取り上げる事項の見直しを行った。			

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―３－（２）	内部統制・ガバナンスの強化　（２）　監査の実施		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付け総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本	業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施する。	‹59› 内部監査の実施状況 ‹主な定量的指標› 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ‹その他の指標› 特になし ‹評価の視点› -	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P187～188 業務部門から独立した監査室において、以下のとおり内部監査を実施した。 ○内部監査計画の策定 各年度とも「第３期中期計画期間（平成 26～30 年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成 26 年９月３日理事長了解）を踏まえ、内部監査計画を策定した。平成30年度においても同様に計画を策定した。 ○内部監査（業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査・個人情報保護監査・情報セキュリティ監査）の実施 「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」（平成 22 年９月２日文部科学省）の提言を踏まえ、機構内の特定課題を調査し、業務の適正を確保するため内部監査を実施した。結果については、関係部署に対して通知し、必要に応じ改善状況報告を求めるとともに、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議において報告を行った。 (1)業務監査業務とマニュアルの整合性及び個人情報保護・管理の状況について、ヒアリングや現物実査を含む実地監査を実施した。 (2)会計監査 小口現金及び郵便為替証書の出納事務、館費等収入、切	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P187～188 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・内部監査として業務監査、会計監査の他、自己査定監査、法人文書監査、個人情報保護監査及び情報セキュリティ監査等、各種監査を実施したことは評価できる。 ・監査対象部署に対して、内部監査における指摘事項に対する改善状況について報告を求め、フォローアップを実施していることは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を基にして計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉 内部監査に基づく改善がなされていて評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を基にして計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、指摘事項に対する改善状況について報告を求め、フォローアップを実施していることは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉

	的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕			手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約の実施状況について、ヒアリングや現物実査による実地監査を実施した。 (3)自己査定監査 「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」について、業務の適正が確保されているか監査を実施した。 (4)法人文書監査 前年度における法人文書の管理状況について、総務課が実施した点検文書等関係資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程やマニュアルと業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿について、関係書類の確認等により監査を実施した。 (5)個人情報保護監査 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を受けて、機構では平成 27 年 12 月 1 日付けで個人情報保護規程を改正し、その後も必要な改正を実施してきた。規程の改正項目も含めて、関係部署における当該規程全体の遵守状況や、「地方公共団体等における監査のためのチェックリストーマイナンバーの適正な取扱のためにー」を参考にした、実施マニュアル等手順書の作成状況等の監査を実施した。 ①個人情報保護監査 個人情報保護規程の遵守状況について内部監査を実施した（平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月）。 ②特定個人情報等保護監査 特定個人情報の管理状況等について内部監査を実施した（平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月）。 ③個人情報保護監査 特定個人情報の管理状況等について内部監査を実施した（平成 31 年 1 月～平成 31 年 3 月）。 上記監査の結果は個人情報総括保護管理者に報告した。 (6)情報セキュリティ監査 情報セキュリティ管理体制の点検の一環として、情報セキュリティ管理に係る関係規定及びその実施状況を網羅的に把握・評価するとともに、平成 27 年 5 月の日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案の発生等を踏まえ、リスク対応計画に記載された情報セキュリティ点検の一環として監査を実施した。 ①平成 28 年度情報セキュリティ監査を実施した（平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月）。 ②平成 30 年度情報セキュリティ監査を実施した（平成 30 年 9 月～平成 31 年 2 月）。 上記監査の結果は最高情報セキュリティ責任者に報告した。 〇監査結果のフォローアップ 各年度において、内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策について、監査対象部署に対し、その検討及び計画的な取組を行い速やかに一定の結論を得るよう求めるとともに、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認するとともに、追加の改善措置が必要と		

				思われる部署に対しては更なる改善を実施するよう求めた。			

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―３－（３）	内部統制・ガバナンスの強化　（３）　コンプライアンスの推進		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付け総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把	コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。 ①　コンプライアンス職員研修	〈60〉コンプライアンス職員研修の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P189～191 **〇コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進** **コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者１人を含む 20 人の委員で構成）において「日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、ホームページで公表するとともに、グループウェアの掲示板への掲載により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス職員研修に活用した。** **〇コンプライアンス職員研修** **コンプライアンスの一層の推進・強化を図るために、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけではなく、業務に関わる職員一人ひとりがコンプライアンスについて高い意識を持ち業務執行にあたる必要があるとの認識に立ち、「第３期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、対象職員に対し研修を実施した。** **(1)コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修** **〈コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修の実施状況〉**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P189～191 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、各年度コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、機構内に周知のうえ、計画的にコンプライアンスの推進を図ったことは、評価できる。 ・コンプライアンス・プログラムに基づき、新規採用職員等研修のほか、コンプライアンス職員研修を行い、欠席者に対しては後日補講等を実施することにより対象職員に対する研修を行ったことは評価できる。	評定	B	評定	B
					＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、機構内に周知のうえ、計画的にコンプライアンスの推進を図り対象職員全員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －		＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 コンプライアンスに対する職員の理解を深めるために、コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンス・プログラムを策定し、機構内に周知のうえ、計画的にコンプライアンスの推進を図り対象職員全員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉	

対象者		日程	参加者数
平成26年度	首都圏事務所に在籍する主任相当職員（40人）	平成26年10月23日	36人
平成27年度	首都圏事務所に在籍する主任相当職員等（44人）	平成27年10月20日	34人
平成28年度	各支部に所属する職員（75人）	平成28年11月16日	35人
		平成28年11月30日	38人
平成29	日本語教育センター教職員（52人）	平成29年11月6日	25人

	握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。〔再掲〕			<table><tr><td>年度</td><td></td><td>平成29年11月16日</td><td>26人</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>グローバル人材育成本部職員（28人）</td><td>平成30年11月29日 平成30年12月10日</td><td>26人</td></tr></table>（注）上記の日程で参加できなかった者に対しては、原則後日補講等を実施している。 (2)新規採用職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修 各年度において、新規採用職員等に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。			
		② 個人情報保護の徹底	〈61〉個人情報保護の徹底に係る実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	○個人情報保護の取組 (1)研修等の実施 研修については各年度において、コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修、新入職員等研修を行った。加えて平成 27 年度からは、全役職員研修、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者向け研修、平成 28 年度からは個人情報の取扱いの多い部署の職員を対象とした研修を実施する等、研修を充実させ、個人情報保護の徹底を図った。 また、個人情報保護に対する職員の意識向上を図るため、個人情報保護に係る自己点検を毎年度行った。 (2)個人情報保護規程施行状況調査の実施 各年度において、「個人情報保護規程」第 38 条及び第 45 条第 1 項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた。 (3)個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組 各年度において、漏えい等事案が発生した部署等に対して再発防止策の実施状況等の確認のためヒアリングを行うとともに、平成 27 年度からは漏えい等事案発生部署において事案の共有及び対応プロセスの振り返り、原因や再発防止策の議論等を目的とする職場ミーティングの実施を義務化した。 更に、平成 28 年度において、「個人情報を含む文書発送時に係る機構内統一ルール」の制定、「保有個人情報の適切な管理のための委員会」の開催、支部における事務の標準化と過失事故の削減を目的とした「法的処理支部事務ガイド」の作成を行う等、組織が一丸となった仕組みの改善を図った。 平成 29 年度からは、「リスク管理委員会」で個人情報漏えい等事案の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期的に報告した。 平成 30 年度には、個人情報保護に必要な取組を集約した「個人情報保護 8 の原則」を制定し、ポスター等で周知した。また、委託先の管理・監督について、研修で機構内の好事例を共有し、実地検査に関して電子掲示板で周知した。更に、事故事案（ヒヤリハット事案（※）を含む）の原因、再発防止策等について、委託先を含め全体で情報を共有・活用した。 （※）「過失事故等報告」に至らないまでも、対応を誤ると重大な影響を及ぼしかねない事案のこと。 〈個人情報漏えい等事案（郵便物誤発送等）発生(発覚)状況〉　（単位：件） <table><tr><th>区分</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr><tr><td>機構職員によるもの</td><td>9</td><td>22</td><td>21</td><td>4</td><td>7</td></tr><tr><td>委託業者によるもの</td><td>1</td><td>3</td><td>6</td><td>3</td><td>7（※）</td></tr></table>	〈評定〉　C 〈評定根拠〉 個人情報保護に係る役職員の意識向上を図るため、対象者に合わせた研修を実施する等、研修を充実させ、各年度において組織が一丸となった仕組みの改善に取り組んだことは評価できる。また、平成 28 年度に制定し、取組を継続している「個人情報を含む文書発送時に係る機構内統一ルール」及び平成 30 年度に改訂した「個人情報保護 8 の原則」を遵守することは、個人情報漏えいの防止に大きく役立っているものと思われる。しかし、平成 30 年度においては、機構過失（委託業者によるものを含む。）に起因する個人情報漏えい等事案が平成 29 年度より増加しており、個人情報漏えい等事案のより一層の削減に向けて、個人情報保護に係る取組を行っていく必要がある。	〈評価すべき実績〉 特に、全役職員研修を早期化して上半期に実施したこと、及び個人情報の取扱いの多い部署の職員を対象とした研修において、ケーススタディを取り入れた実践型の研修を実施したこと等対象者に合わせた研修を実施する等、研修を充実させたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 – 〈有識者からの意見〉 機構職員や委託業者による漏洩等の発生件数が減少しており評価できる。機構職員と委託業者によるものの発生件数は０件を目指して引き続き努力が必要である。	〈評価すべき実績〉 〈今後の課題・指摘事項〉 平成 30 年度においては、機構過失（委託業者によるものを含む。）に起因する個人情報漏えい等事案が平成 29 年度より増加しており、個人情報漏えい等事案のより一層の削減に向けて、個人情報保護に係る取組を行っていく必要がある。 〈有識者からの意見〉

				当該者の住所変更未届等に起因するもの	0	6	9	20	16			
				郵便事故等によるもの	0	6	19	16	6			
				計	10	37	55	43	36			

(※)うち１件特定個人情報の漏えいを含む。

	③　情報公開の適正な実施	<62> 情報公開の実施状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	○情報開示請求への対応 各年度における情報開示請求は、以下のとおりであり、情報の公開に関する規程等に基づき、適切に対処した。					〈評定〉　B 〈評定根拠〉 情報開示請求に対して適切に対処したことは評価できる。	〈評価すべき実績〉 情報開示請求に対して適切に処理したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 適正に処理されており評価できる。	評価すべき実績〉 情報開示請求に対して適切に処理したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

〈情報開示請求の状況〉　（単位：件）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法人文書開示請求件数	15	78	44	39	12
うち全部開示	1	2	5	16	3
うち部分開示	8	53	31	19	3
保有個人情報開示請求件数	0	2	1	4	2
うち全部開示	－	1	1	1	0
うち部分開示	－	1	0	2	2

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（１）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画　（１）収入の確保等		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。 また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	＜63＞ 収入の確保等の状況 ＜主な定量的指標＞ 特になし （定量的な指標はそぐわないため） ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ ―	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P192～196 **○寄附金の獲得** **(1)学生支援寄附金受入状況** **・積極的な寄附金募集のため、以下の取組を実施し、寄附金に対する周知を図った。** **(ア)ホームページでの周知・広報を実施した。** **(イ)寄附金募集に関するリーフレットを第一種奨学金における特に優れた業績による返還免除者へ送付した。** **(ウ)奨学金返還開始前に奨学生に配付する「返還のてびき」の巻末ページに寄附金募集のご案内を掲載した。** **(エ)平成29年1月より、減税効果の高い所得税の税額控除制度を導入し、本制度を周知するため、新たなリーフレットを過去の寄附者等へ送付した。** **(オ)「返還完了通知」に寄附を促す文言を追加し、返還完了者に対して寄附金募集を実施した。** **(カ)JAL及びANAの国内線機内誌への寄附金募集に係る広告を掲載した。** **・寄附金の受入れについては、従来の口座振込に加え、個人寄附の受入れ拡大を図るため、平成29年11月よりオンライン寄附システムを導入し、運用した。** **・企業の社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度や、私募債発行の際の手数料の一部を活用したSDGs関連団体に寄附をする商品において寄附先に指定された。** **・上記取組等により、第3期中期目標期間は第2期中期目標期間に比べて、学生支援寄附金受入額が約91%増となった。** ＜学生支援寄附金の受入状況＞ **区分 / 件数（件） / 金額（円）** **第2期中期目標期間合計 / 6,545 / 702,519,859** **第3期中期目標期間合計 / 8,380 / 1,344,764,854**	＜自己評価書参照箇所＞ 第 3 期中期目標期間業務実績等報告書 P192～196 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・学生支援寄附金の獲得については、ホームページでの周知や広報を始めとし、返還完了者、返還免除者及び過去の寄附者等へリーフレット等の送付による呼びかけを行ったほか、オンライン寄附システムの導入、私募債発行時の手数料の一部を活用した商品（CRS 私募債）において、機構を寄附先に指定してもらうことで新たな寄附口を開拓する等、寄附金募集を積極的に行い、今期の寄附金受入額が第２期中期目標期間の寄附金受入額の２倍近くになったことは高く評価できる。 ・寄附金の募集を積極的に行い、個人寄附、オンライン寄附システム、寄	評定　B		評定　B	
					＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 寄付金を始めとする自己収入について、 ① 寄附金受入額が前中期目標期間受入額を大きく上回ったこと ② 「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金については、民間企業等に対して企業訪問を行い「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集を積極的に行なうことに加え、個人寄附説明会の実施やオンライン寄附システムを導入したこと ③ 留学生宿舎等において、資産の有効活用を図り、自己収入の確保に努めたこと ④ 日本語教育センターにおいては、政府派遣等留学生の受入れのため、広報・学生募集活動を積極	＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 寄付金を始めとする自己収入について、 ① 寄附金受入額が前中期目標期間受入額を大きく上回ったこと ② 「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金については、民間企業等に対して企業訪問を行い「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集を積極的に行なうことに加え、個人寄附説明会の実施やオンライン寄附システムを導入したこと ③ 留学生宿舎等において、資産の有効活用を図り、自己収入の確保に努めたこと ④ 日本語教育センターにおいては、政府派遣等留学生の受入れのため、広	

平成26年度	1,418	93,915,347
平成27年度	1,644	222,292,733
平成28年度	1,669	276,257,913
平成29年度	1,728	534,309,519
平成30年度	1,921	217,989,342

(2)「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況
機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により民間企業等に対して企業訪問を行うとともに、引き続き寄附金募集活動を行った。
平成29年度からは、個人寄附説明会を実施するとともに、個人寄附の受入れ拡大を図るため、オンライン寄附システムを導入し、平成30年度には寄附型自動販売機を導入した。
これらの取組により個人寄附件数が大幅に増加した。

〈「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の受入状況〉

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数（件）	140	149	166	207	549
金額（円）	2,398,130,995	1,816,396,320	1,490,098,465	1,436,102,600	1,688,562,937

○自己収入の確保
留学生宿舎については、大学による貸出方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めた。日本語教育センターについては、私費留学生の受入れを抑制しつつ、国費留学生が伸びない中、政府派遣等留学生の受入れのため、広報・学生募集活動を積極的に行い、収入確保に努めた。また、日本留学試験については、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組により応募者数増を図るとともに、受験料の改定（日本国内及びインド、香港、ベトナム、モンゴル、スリランカ、タイ）によって、収入確保に努めた。

〈宿舎等収入〉 （単位：千円）

区分	留学生宿舎収入	日本語学校収入	日本留学試験検定料収入
第2期中期目標期間合計	4,052,888	1,636,052	1,757,591
第3期中期目標期間合計	3,173,412	1,550,956	2,429,418
平成26年度	677,367	328,031	339,647
平成27年度	661,319	309,047	393,756
平成28年度	643,588	309,428	467,618
平成29年度	629,383	285,180	539,005
平成30年度	561,755	319,270	689,392

（注）四捨五入の関係で、合計欄と各年度の数値は一致しないことがある。

○保有資産の有効活用
(1)札幌、金沢、福岡及び大分国際交流会館
・札幌及び金沢国際交流会館においては、居室の最大限の有効利用を行うため、平成 26 年度から平成 29 年度まで、全室貸出方式による利用とし、各年度入居率 100%を達成した。

附型自動販売機を導入したことは評価できる。
・留学生宿舎については、資産の有効活用を図り、自己収入の確保に努めたことは評価できる。日本語教育センターにおいては、政府派遣等留学生の受入れのため、広報・学生募集活動を積極的に行い、収入の確保に努めたことは評価できる。また、日本留学試験については、広報活動により応募者数増を図るとともに、受験料改定を行い収入の確保に努めたことは評価できる。
・奨学金貸与事業において、計画的な財投機関債の発行、民間資金の借入により、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。また、財投機関債の発行に関連し、平成 29 年度において、格付機関による発行体格付が AA+から AAA に引き上げられたことは、外部機関により機構事業の適切性が評価されたという観点から、平成 30 年度において、当該債券が ICMA（国債資本市場協会）が定義するソーシャルボンド原則に基づく旨のセカンドオピニオンを取得したことは、自己調達資金の安定調達の観点から評価できる。

的に行ない、収入の確保に努めたこと
⑤ 日本留学試験については、広報活動により応募者数増を図るとともに、受験料改定を行ない収入の確保に努めたこと
⑥ 奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。また、財投機関債の発行に関連し、格付機関による発行体格付が AA+から AAA に引き上げられたこと
は評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－

〈有識者からの意見〉
－

報・学生募集活動を積極的に行ない、収入の確保に努めたこと
⑤ 日本留学試験については、広報活動により応募者数増を図るとともに、受験料改定を行ない収入の確保に努めたこと
⑥ 奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。また、財投機関債の発行に関連し、格付機関による発行体格付が AA+から AAA に引き上げられたこと
は評価できる。

〈今後の課題・指摘事項〉
－

〈有識者からの意見〉

・福岡及び大分国際交流会館においては、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い入居者確保に努め、各年度、前年度と概ね同等の入居率を確保した。

(2)東京国際交流館及び兵庫国際交流会館
・東京国際交流館及び兵庫国際交流会館においては、各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請がなかった居室については、配分の取消しを行い、大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。また、入居者募集の締切りを延長するなどして、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い、入居率の向上を図った。
・東京国際交流館については、「東京国際交流館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用」するという政府の方針を受け、居住者の管理についても長期的な視野に立った入退去管理を行うことの重要性に鑑み、文部科学省と協議の上、平成 26 年度に入居者の入居期限の適用の厳格化を行った結果、平成 26 年度末に多くの退去者が出たことで入居率が下がった平成 27 年度を除き、90%以上の入居率を実現している。
・兵庫国際交流会館については、各年度の入居率は、毎年、前年度を上回る成果をあげ、居室の有効活用を図ることができた。
なお、兵庫国際交流会館については、入居率向上を目的に、平成 27 年 4 月に単身用居室の館費を 37,300 円から 35,000 円に見直しを行った。また、入居率の一層の向上のため、需要が低く、入居率の改善が困難な夫婦用居室については、一定の条件のもとで、単身者の入居を許可すること等の取組も行った(平成 28 年度)。

<国際交流会館等入居率>　（単位:%）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
札幌国際交流会館	100.0	100.0	100.0	100.0	−
東京国際交流館	90.1	81.5	94.6	92.6	91.2
金沢国際交流会館	100.0	100.0	100.0	100.0	−
兵庫国際交流会館	73.3	81.9	88.5	89.2	92.1
福岡国際交流会館	90.1	93.8	92.6	−	−
大分国際交流会館	76.3	75.7	−	−	−
会館全体の入居率	86.3	82.5	94.0	92.7	91.5

(注 1)大分国際交流会館は平成 28 年 3 月末、福岡国際交流会館は平成 28 年 6 月末、札幌国際交流館は平成 30 年 3 月に、金沢国際交流会館は平成 30 年 4 月 1 日にそれぞれ売却
(注 2)平成 28 年度の福岡国際交流会館については、平成 28 年 4 月～6 月の入居率

○奨学金貸与事業における自己調達資金の確保
(1)財投機関債発行額
<財投機関債発行状況>　（単位:億円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
財投機関債発行額	1,800	1,200	1,200	1,200	1,200

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況は以下のとおりである。特に、平成 29 年度においては、日本格付研究所(JCR)による発行体格付が、奨学金の重要性が一段と増していること、返還金の回収率が従前と比べて高い水準を維持していること等の理由により、AA＋から AAA に引き上げられた。

<発行体格付の状況>

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度

				日本格付研究所（JCR）	AA＋	AA＋	AA＋	AAA	AAA		
				格付投資情報センター（R&I）	AA	AA	AA	AA	AA		

また、平成 30 年 9 月発行分からは、当該債券が ICMA（国債資本市場協会）が定義するソーシャルボンド原則に適合する旨のセカンドオピニオンを ESG 評価機関であるヴィジオアイリス（Vigeo Eiris・フランス）から取得し、国連の持続可能な開発目標（SDGs）のうち、目標 4「質の高い教育をみんなに」に資するソーシャルボンドとして発行している。
「ソーシャルボンド」とは、社会的課題の解決に資するプロジェクト（ソーシャルプロジェクト）の資金調達のために発行される債券のことであり、セカンドオピニオンの取得は、機構の奨学金事業が日本国憲法第 26 条や教育基本法第 4 条に定められる「教育の機会均等」に寄与していること、当該債券の発行による資金調達が国内の教育課題の解決に貢献するものとして、グローバルな視点から評価されたものである。

(2)民間資金借入額実績（年度末残高）

〈民間資金借入額実績〉　（単位：億円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民間資金借入額	3,628	3,674	3,161	3,300	2,558

４．その他参考情報

特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（２）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画　（２）奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	〈64〉 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 ―	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P197 **○債権管理の状況** **独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。** **○貸倒引当金の計上** **貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。** **〈貸倒引当金の計上額〉**　**（単位：億円）** **区分 / 平成26年度 / 平成27年度 / 平成28年度 / 平成29年度 / 平成30年度** **第一種** 641 603 572 542 526 **第二種** 1,113 1,112 1,117 1,119 1,148	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P197 〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。	評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていること及び貸倒引当金を計上したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉 基準に従った処理がされており評価できる。	評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていること及び貸倒引当金を計上したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（３）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画　（３）　予算		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	略	〈65〉予算の執行状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P198～199 ○予算の執行状況（平成 26 年度～平成 30 年度） （単位：百万円） 区　分 / 中期計画額 / 年度計画額（A） / 決算額（B） / 差引増減額（B)-(A) 収入 借入金等 6,593,742 6,777,953 6,523,257 △254,696 運営費交付金 67,316 67,316 67,316 – 高等学校等奨学金事業交付金 8,079 8,079 8,079 – 育英資金返還免除等補助金 32,326 32,326 32,326 – 学資支給基金補助金 17,500 17,500 17,500 – 大学改革推進等補助金 36 – 36 36 留学生交流支援事業費補助金 42,474 42,474 42,474 – 奨学金業務システム開発費等補助金 4,250 1,354 7,012 5,658 受託収入 15 26 20 △6 寄附金収入 7,935 12,603 8,008 △4,595 貸付回収金 3,743,206 3,666,180 3,735,915 69,735 貸付金利息等 181,999 181,898 182,669 771 政府補給金 2,601 26,681 2,596 △24,085 事業収入 4,763 4,607 4,797 190 雑収入 21,522 18,198 23,790 5,592 計 10,727,764 10,857,194 10,655,796 △201,398	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P198～199 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉 ―	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉

支出			
奨学金貸与事業費	5,304,641	5,496,574	5,193,740	△302,834
一般管理費	10,987	10,834	11,489	655
うち、人件費(管理系)	5,559	5,524	5,571	47
物件費	5,428	5,309	5,918	609
業務経費	77,534	78,220	80,985	2,765
貸与事業を除く事業費	45,660	45,939	46,184	245
うち、人件費(事業系)	16,310	16,600	16,036	△564
物件費	29,351	29,339	30,149	810
貸与事業業務経費	31,874	32,281	34,801	2,520
特殊経費	1,436	1,566	1,495	△71
高等学校等奨学金事業移管業務費	8,079	8,079	8,079	－
借入金等償還	5,073,208	5,064,029	5,073,572	9,543
借入金等利息償還	175,278	215,514	166,782	△48,732
学資支給基金補助金経費	10,815	10,815	9,746	△1,069
大学改革推進等補助金経費	34	－	34	34
留学生交流支援事業費補助金経費	38,948	42,474	38,023	△4,451
奨学金業務システム開発費等補助金経費	4,250	1,354	7,012	5,658
受託経費	15	26	20	△6
寄附金事業費	7,935	12,603	8,008	△4,595
計	10,713,161	10,942,087	10,598,985	△343,102

（注 1）単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
（注 2）年度計画額は、平成 26 年度～平成 30 年度までの年度計画額の合計である。

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（４）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画　（４）　収支計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
―	略	〈66〉 計画と実績の対比 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P200	＜自己評価書参照箇所＞ ３期中期目標期間業務実績等報告書 P200	評定	B	評定	B
				〈評定〉 B 〈評定根拠〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ―		＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ―	
					〈有識者からの意見〉 ―		〈有識者からの意見〉	

〇収支計画（平成26年度～平成30年度）

（単位：百万円）

区　　分	中期計画額	年度計画額（A）	決算額（B）	差引増減額（B)-(A)
費用の部				
経常費用	516,499	583,415	492,656	△90,759
業務経費	490,519	553,249	465,573	△87,676
寄附金事業費	7,919	12,598	8,003	△4,595
一般管理費	10,979	10,542	11,396	854
減価償却費	7,083	7,026	7,683	657
臨時損失	44	–	57	57
収益の部				
経常収益	540,698	598,459	515,057	△83,402
運営費交付金収益	61,538	64,374	62,936	△1,438
施設費収益	–	–	–	–
自己収入	207,089	203,981	209,907	5,926
受託収入	15	26	20	△6
寄附金収益	7,919	12,597	7,948	△4,649
補助金等収益	107,256	128,774	107,679	△21,095
財源措置予定額収益	151,535	183,707	120,734	△62,973
資産見返負債戻入	4,150	3,957	4,620	663
財務収益	1,198	1,043	1,215	172
臨時収益	5,307	–	7,488	7,488

				純利益 目的積立金取崩額 総利益	29,463 － 29,463	15,045 － 15,045	29,833 － 29,833	14,788 － 14,788			
				（注 1）単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。 （注 2）年度計画額は、平成 26 年度～平成 30 年度までの年度計画額の合計である。						

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―（５）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画　（５）　資金計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
―	略	〈67〉 計画と実績の対比 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P201～202	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P201～202	評定	B	評定	B
				〈評定〉 B 〈評定根拠〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。	＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ―		＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉	

〇資金計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

（単位：百万円）

区　　分	中期計画額	年度計画額（A）	決算額（B）	差引増減額（B)-(A)
資金支出				
業務活動による支出	△ 34,341,934	△25,955,524	△33,151,891	△7,196,367
奨学金貸与	△ 5,304,827	△5,497,201	△5,193,926	303,275
奨学金支給	△ 10,158	△10,158	△9,148	1,010
人件費支出	△ 22,522	△22,657	△22,333	324
短期借入金の返済による支出	△ 23,630,575	△15,013,006	△22,561,530	△7,548,524
長期借入金の返済による支出	△ 5,073,208	△5,064,029	△5,073,572	△9,543
支払利息	△ 175,280	△207,061	△166,056	41,005
高等学校等奨学金事業移管による支出	△ 8,079	△8,079	△8,079	–
寄附金事業による支出	△ 7,757	△12,580	△7,854	4,726
その他の業務支出	△ 104,647	△117,504	△102,998	14,506
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 3,009	△2,013	△4,524	△2,511
国庫納付金の支払額	△ 1,871	△1,235	△1,871	△636
投資活動による支出	△ 205,844	△85,944	△148,292	△62,348
財務活動による支出	△ 3,017	△3,071	△3,077	△6
次年度への繰越金	176,186	204,220	229,772	25,552
資金収入				
業務活動による収入	34,358,847	25,870,992	33,218,876	7,347,884

				政府交付金による収入	8,079	8,079	8,079	－	
				運営費交付金による収入	67,316	67,316	67,316	－	
				政府補給金による収入	2,601	26,681	2,596	△24,085	
				国庫補助金による収入	94,271	93,654	97,997	4,343	
				貸付回収金による収入	3,743,528	3,666,810	3,736,105	69,295	
				学資金支給金の回収による収入	－	－	1	1	
				短期借入による収入	23,630,575	15,013,006	22,561,530	7,548,524	
				長期借入による収入	6,592,780	6,776,848	6,522,342	△254,506	
				貸付金利息	180,917	180,878	181,572	694	
				その他の業務収入	28,507	25,526	30,773	5,247	
				受託収入	8	26	21	△5	
				寄附金による収入	10,265	12,167	10,542	△1,625	
				投資活動による収入	241,208	98,700	187,229	88,529	
				施設整備費による収入	－	－	－	－	
				その他の投資収入	241,208	98,700	187,229	88,529	
				財務活動による収入	－	－	－	－	
				前年度からの繰越金	126,927	139,877	126,927	△12,950	

（注 1）単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
（注 2）年度計画額は、平成 26 年度～平成 30 年度までの年度計画額の合計である。

４．その他参考情報

特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
―	奨学金貸与事業において、第一種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、８９３億円、第二種学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、１３，５００億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度	〈68〉短期借入金の調達状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 -	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P203 **〇短期借入金の調達状況** **〈各年度における短期借入金の借入残高の最大額〉** **区分**／**平成 26 年度**：（第一種）－（第二種）7,374 億円 **平成 27 年度**：（第一種）－（第二種）6,893 億円 **平成 28 年度**：（第一種）－（第二種）6,587 億円 **平成 29 年度**：（第一種）68 億円（第二種）5,879 億円 **平成 30 年度**：（第一種）72 億円（第二種）4,941 億円	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P203 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 貸与奨学金の財源として限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 貸与奨学金の財源として限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉 ―	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 貸与奨学金の財源として限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉

		額は、４４億円とする。					

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
V	独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
—	札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。 国際交流会館の売却により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。	〈69〉国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P204～205 **〇各国際交流会館の処分等の状況** **「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）平成26年度フォローアップ結果」（平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局）により「売却交渉を進める」とされたことを受け、札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等への処分を行った。** **(1)大分国際交流会館** **平成27年7月から8月にかけて売却についての一般競争入札を実施した結果、大分国際交流会館について学校法人立命館が落札者となり、平成28年1月28日に不動産売買契約を締結した。** **平成28年3月31日に学校法人立命館から機構へ売却額の入金があり、同日、大分国際交流会館を学校法人立命館に引き渡した。** **(2)福岡国際交流会館** **平成28年3月に公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団から不動産購入申請があり、利用計画書等を審査した上で、平成28年6月16日に公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団と、不動産売買契約を締結した。** **平成28年6月30日に公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団から機構へ売却額の入金があり、同日、福岡国際交流会館を公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団に引き渡した。**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P204～205 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館について、決定した相手先との調整を進め、処分したことは評価できる。 ・大分、福岡の各国際交流会館売却による収入の国庫納付等手続について、独立行政法人通則法に基づき適正に申請等を実施しており、評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館についてそれぞれの地権者と売却及び無償譲渡に向けた調整を滞りなく行うことができ、札幌国際交流会館等について不動産引渡しを実施できたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館についてそれぞれの地権者と売却及び無償譲渡に向けた調整を滞りなく行うことができ、札幌国際交流会館等について不動産引渡しを実施できたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

				(3)札幌国際交流会館、金沢国際交流会館 地権者である地方公共団体（札幌市及び石川県）と交渉を行ったところ、それぞれ無償譲渡に向けて調整することとなり、それぞれの利用計画書等を審査した上で、不動産譲渡契約を締結した（札幌国際交流会館：平成29年12月12日、金沢国際交流会館：平成30年3月16日）。 平成30年3月31日に札幌国際交流会館を札幌市に、平成30年4月1日に金沢国際交流会館を石川県に引き渡した。 〇各国際交流会館の売却による収入の国庫納付 大分、福岡国際交流会館の売却収入については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）第46条の2第2項ただし書き並びに「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」（平成12年政令第316号）第6条第2項及び第3項の定めるところにより、文部科学大臣への報告を行った上で、以下のとおり国庫納付を行った。 (1)大分国際交流会館の国庫納付 平成28年3月31日の文部科学大臣からの通知に基づき、平成28年4月15日に71,163,281円を国庫納付した。 (2)福岡国際交流会館の国庫納付 平成 28 年 8 月 19 日の文部科学大臣からの通知に基づき、平成 28 年 8 月 30 日に 6,205,678 円を国庫納付した。		

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
VI	独立行政法人通則法第三十条第二項第六号で定める重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
—	職員宿舎（百合丘第１（平成２９年３月廃止予定））については、売却により処分を行い、その売却収入は貸倒引当金の財源とする。	〈70〉職員宿舎の処分に係る実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P206 ○職員宿舎（百合丘第１宿舎）の状況 平成 29 年３月末をもって廃止となった百合丘第１宿舎については、不動産鑑定評価を実施し、貸倒引当金充当財源計上額を確保した上での処分見込みが立ったことから売却を進めることとした。 売却にあたっては一般競争入札を実施し、その結果、貸倒引当金計上額を上回る金額にて平成 29 年 11 月 15 日に不動産売買契約を締結し、平成 29 年 11 月 30 日に引渡しを行った。	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P206 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 職員宿舎（百合丘第１宿舎）廃止後、売却に向けた適切な対応を行うことができ、貸倒引当金計上額を上回る金額で処分できたことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 職員宿舎（百合丘第１宿舎）廃止後、貸倒引当金計上額を上回る金額で処分できたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 －	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 職員宿舎（百合丘第１宿舎）廃止後、貸倒引当金計上額を上回る金額で処分できたことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
—	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	〈71〉剰余金の活用状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P207 ※平成 30 年度までに剰余金の使用実績はなかった。	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P207 —	評定	—	評定	—
					—		—	

４．その他参考情報

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ―１	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項　１　施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	〈72〉 施設及び設備の整備に係る実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 –	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P208 ○事務所の在り方に係る検討 主たる事務所の事務環境の改善のために設置する「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において、業務量の増大による事務所環境の悪化に対する解決方法の検討等を行うとともに、都内事務所の在り方等について方向性を議論した。こうした議論を踏まえ、市谷事務所のレイアウト変更や、移動書架スペースの事務室への改修、一部保管書類の東京日本語教育センター倉庫への移設等、事務所スペースの有効活用を図った。 こうした取組を行う一方で、老朽化・狭隘化が著しい市谷事務所について再整備を行うために、新事務所建設に向けた基本計画等策定のための調査・検討経費を平成 30 年度概算要求の要求事項とし予算措置されたことから、平成 30 年度に、基本構想・基本計画を策定した。 ○施設・設備の整備等の実施 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の維持管理に係る行動計画（平成 28 年度～令和２年度）を策定し、行動計画に係る個別施設計画を策定した。 また、各年度において国際交流会館等の改修工事の工事監理を適切に行った。機構が所有する施設等に	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P208 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進するとともに、事務所スペースの有効活用や、事務所再整備に向けた作業に着手したことは評価できる。 ・東京国際交流会館及び兵庫国際交流会館の維持管理に係る行動計画を策定し、個別施設計画を策定したことは評価できる。所有する施設等について工事監理及び保全を適切に行ったことは評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 事務所スペースの有効活用を図るとともに、市谷事務所の再開発整備について、基本構想・基本計画策定支援業務の業者選定を行うための調達手続きを開始したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉 ―	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 事務所スペースの有効活用を図るとともに、市谷事務所の再開発整備について、基本構想・基本計画策定支援業務の業者選定を行うための調達手続きを開始したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉

				ついて、施設保全マニュアルに基づいた点検等を適切に実施していることを確認し、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。			

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ―２	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項　２　人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。	（１）方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実す	〈73〉人材の確保、適正配置、育成のための取組状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 ―	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P209～213 **○職員の計画的な採用及び配置** **・第2期中期目標期間中に策定した「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」について、機構を取り巻く状況や機構内の状況が様々に変化してきたことを受けて、第3期中期目標期間において、現在の状況や課題に適切に対応できる人材育成・確保と適正配置を図るために、「人事基本計画」及び「キャリアパス図」の見直しを行った。** **・職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。** **・幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに職員採用を行った。更に、平成30年度においては、一括採用に加えて職員の通年採用も行った。また、専門的な能力を有する人材確保のため、金融関係や情報関係の分野に絞った職員採用を行った。** **〈職員の採用状況〉** **区分 / 平成 26 年度 / 平成 27 年度 / 平成 28 年度 / 平成 29 年度 / 平成 30 年度** 採用者数 / 45 人 / 43 人 / 77 人 / 50 人 / 63 人 うち任期付採用 / 20 人 / 24 人 / 39 人 / 25 人 / 43 人 **・任期付職員から常勤職員への内部登用（平成25年度から実施）や非常勤職員から任期付職員への内部登用（平成22年度から実施）も、各年継続して実施した。** **〈内部登用の実施状況〉** **区分 / 平成 26 年 / 平成 27 年 / 平成 28 年 / 平成 29 年 / 平成 30 年**	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P209～213 〈評定〉　B 〈評定根拠〉 ・独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画に沿って、新規職員の採用及び内部登用を実施したほか、女性職員の管理職への登用を実施したことは、多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置するという観点から評価できる。 ・他機関との積極的な人事交流の実施や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等の実施は、高度な実務能力と使命感を持った人材の育成という観点から評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施した他、女性職員の管理職への登用を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉 おおむね妥当であり評価できる。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が、おおむね達成されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施した他、女性職員の管理職への登用を実施したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 ― 〈有識者からの意見〉

る。

	度	度	度	度	度
任期付職員から常勤職員	13 人	8 人	10 人	9 人	5 人
非常勤職員から任期付職員	8 人	14 人	17 人	3 人	25 人

・女性職員の部長級、課長級への登用を行った。また今後の登用への対応として、その前段階の課長補佐の登用・育成に努めた。

〈女性職員の管理職等への登用状況〉

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
部長級		21 人	20 人	21 人	22 人	23 人
	うち女性	2 人（9.5%）	3 人（15.0%）	5 人（23.8%）	4 人（18.2%）	4 人（17.4%）
課長級		52 人	57 人	57 人	63 人	64 人
	うち女性	13 人（25.0%）	14 人（24.5%）	10 人（17.5%）	14 人（22.2%）	14 人（21.9%）
課長補佐級		64 人	59 人	61 人	60 人	66 人
	うち女性	16 人（25.0%）	15 人（25.4%）	18 人（29.5%）	17 人（28.3%）	21 人（31.8%）
計		137 人	136 人	139 人	145 人	153 人
	うち女性	31 人（22.6%）	32 人（23.5%）	33 人（23.7%）	35 人（24.1%）	39 人（25.5%）

〇公正な人事評価の実施

6月期及び12月期の勤勉手当について、評価対象期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、100分の20の範囲内で増額又は減額して、支給した。

〇人事交流の実施

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、私立大学、公益財団法人、民間等と積極的に人事交流を実施した。

〈人事交流の実施状況〉

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
他機関への出向者	27 人	28 人	23 人	18 人	12 人
他機関からの出向者	33 人	34 人	50 人	53 人	45 人

〇職員研修の実施状況

(1)管理職研修

第3期中期計画の着実な達成に向け、機構職員の意識改革と組織の活性化に資するため、中期目標期間の各年度において、管理職研修を実施した。

(2)階層別研修

各年度において、次の階層別研修を重点的に実施した。

区分	内 容

				<table><tr><td>平成 26 年度</td><td>新職員研修、新規フォローアップ研修、主任研修、係長・課長補佐研修</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>新職員研修、新規フォローアップ研修、係員研修、主任研修、課長補佐研修</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>新職員研修、新規フォローアップ研修、係員研修、主任研修</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>新職員研修、新規フォローアップ研修、係員研修、主任研修、係長研修、課長補佐研修</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>新職員研修、新規フォローアップ研修、係員研修、主任研修、係長研修</td></tr></table> (3)分野別研修 各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的に、分野別研修を各年度実施した。 (4)特別研修 機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修（JASSO講演会）を各年度実施した。		
		（２）人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。 （参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み １７，７９９（百万円） ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。	〈74〉業務量に応じた適正な人員配置の実施状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 －	○組織見直しに伴う業務量に応じた人員配置 (1)各年度における組織見直しの実施状況 第3期中期目標期間の各年度において、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び独立行政法人通則法改正等の行政改革に対応し、新規事業を含めた中期計画・年度計画の着実な実施を図るため、機構の事務事業及び組織の見直しを実施し、見直し内容に応じた人員配置を行った。 ①平成26年度 ・監査機能の強化及び内部ガバナンス高度化のため、監査等を担当する参与を設置 ・市谷事務所の耐震化工事の終了及び保有施設の減に伴い、財務部内の施設整備推進課を施設整備推進室に改組 ・官民協働海外留学支援制度の創設に伴い、グローバル人材育成本部を設置 ・国から移管される国費外国人留学生給付事業に係る選考における審査事務に対応するため、留学生事業部内に国費留学生審査室を設置 ・学生生活部内に学生支援調査室を設置するとともに、「日本再興戦略」等に基づき、キャリア教育の充実を支援するため、キャリア教育課を設置 ②平成27年度 ・奨学金貸与事業におけるガバナンスの強化 奨学金貸与事業における事業戦略に係る企画立案、連絡調整を行う奨学事業戦略部を、貸与業務及び返還免除業務を行う貸与部を、奨学金返還に係る業務を行う返還部をそれぞれ設置 ・留学生の交流事業の強化 留学生事業部内の留学生事業計画課に、国際交流の拠点施設事業等の重要な事業に係る企画立案・実施を担当する事業戦略係を、兵庫国際交流会館の国際交流の拠点としての体制強化のため館長を補佐する副館長をそれぞれ設置 ・日本語教育センターの機能強化 カリキュラム及び教材の統一化を含む戦略的企画立案・調整機能を強化するため、センター長を補佐する副センター長を設置 ③平成28年度 ・情報セキュリティ管理体制の整備 情報部に、情報システム開発における品質管理の強化のため品質管理室を設置するとともに、情報セキュリティ対策を強化するため、情報管理課に情報セキュリティ対策係を設置 ・マイナンバー・新所得連動返還型奨学金の導入を見据えた学校連携強化 奨学金貸与事業における学校との連携強化及びマイナンバー・新所得連動返還型奨学金制度導入に向け、奨学事業戦略部の体制を強化 ・留学生事業部の体制強化 海外事務所設置準備及び国際交流の拠点事業充実のため、留学生事業計画課の体制を強化 ④平成29年度 ・給付型奨学金制度に係る業務実施体制の整備 給付型奨学金制度の導入に伴い、貸与部を貸与・給付部に改めるとともに、奨学生採用業務に携わる体制を強化	〈評定〉　B 〈評定根拠〉 給付型奨学金制度の導入や官民協働海外留学支援制度の開始等事業が拡大している中で、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用等、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図ったことは評価できる。また、第３期中期計画終了時に当たり、中期目標期間中の人件費総額見込み額を下回るため、評価できる。	〈評価すべき実績〉 円滑な事業実施のために必要な職員数を適切に確保したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉 適正な管理がなされている。	〈評価すべき実績〉 円滑な事業実施のために必要な職員数を適切に確保したことは評価できる。 〈今後の課題・指摘事項〉 － 〈有識者からの意見〉

・奨学金の新制度の導入に伴う体制整備等
所得連動返還方式やマイナンバー制度の導入に伴い、事務処理体制を整備
・情報部の体制強化
情報セキュリティ対策の強化や新制度導入に伴う情報システム開発に対応するため、情報部の体制を強化

⑤平成30年度
・給付奨学金制度の本格実施や採用審査におけるマイナンバー利用、所得連動返還方式への本格対応等に向け、貸与・給付部及び返還部の体制を強化
・支部が所管する事務として、奨学金事業以外の事業に係る事務への協力、広報及び情報収集等について規定した。また、支部長をより広い視野から法人経営全般に参画させることを目的に、支部長会議を実施した。(第 1 回:平成 30 年 5 月 17 日～5 月 18 日、第 2 回:平成 31 年 1 月 15 日～1 月 16 日)

(2)人員配置の状況

奨学金事業における給付型奨学金制度の開始や所得連動返還方式の導入、留学生事業における官民協働海外留学支援制度の開始など事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。また、円滑な事業の実施のために、新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、中期目標期間中の人件費総額見込額を超えない範囲で、適切な補充を行い、必要な職員数の確保を図った。

＜役職員数の推移＞

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
役員	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
常勤職員	483 人	476 人	511 人	520 人	534 人

(注)各年度末現在の人数

<人件費の状況> (単位:万円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績額	343,504	340,462	350,259	361,248	364,394

４．その他参考情報
特になし

様式１－２－４－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ―４	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項　４　積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	（参考情報）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
―	前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	〈75〉積立金の利用状況 〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため） 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 -	＜実績報告書等参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P214	＜自己評価書参照箇所＞ 第３期中期目標期間業務実績等報告書 P214	評定	―	評定	―
			※平成 30 年度までに前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。	―	―		―	

４．その他参考情報

特になし